コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会（第1回）の配布資料を掲載しました

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/054/siryo/mext_02488.html

記事ページ本文

現在位置
トップ
>
政策・審議会
>
審議会情報
>
調査研究協力者会議等（生涯学習政策）
>
コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会
> コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会（第1回）配布資料
コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会（第1回）配布資料
1．日時
令和8年11月4日（水曜日）15時00分 ~ 17時00分
2．場所
WEB会議
3．議題
会議の運営について
コミュニティ・スクールの現状について
主な検討事項（案）について
その他
4．配付資料
議事次第 (PDF:58KB)
【資料1】コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会の開催について (PDF:334KB)
【資料2】コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会 運営規則（案） (PDF:230KB)
【資料3】コミュニティ・スクールに関する現状 (PDF:1.8MB)
【資料4】こども家庭庁説明資料 (PDF:3.7MB)
【資料5】総務省説明資料 (PDF:2.6MB)
【資料6】主な検討事項（案） (PDF:210KB)
【資料7】井上委員提出資料 (PDF:1.4MB)
【資料8】小見委員提出書類 (PDF:3.2MB)
【資料9】今後のスケジュール (PDF:125KB)
【参考1】参考資料 (PDF:7.5MB)
お問合せ先
総合教育政策局 地域学習推進課 地域学校協働推進室
地域学校協働推進係（担当：佐村、吉岡）
TEL：03(6734)3720(直通) Mail：cs-fb01@mext.go.jp
PDF形式のファイルを御覧いただく場合には、Adobe Acrobat Readerが必要な場合があります。
Adobe Acrobat Readerは開発元のWebページにて、無償でダウンロード可能です。
ページの先頭に戻る
文部科学省ホームページトップへ

コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会（第１回）
議 事 次 第

１．日　時：令和８年１１月４日（水）　１５：００～１７：００

２．場　所：オンライン会議

３．議　題：
（１）会議の運営について
（２）コミュニティ・スクールの現状について
（３）主な検討事項（案）について
（４）その他

４．資　料：
資料１ コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会の開催について
資料２ コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会運営規則（案）
資料３ コミュニティ・スクールに関する現状
資料４ こども家庭庁説明資料
資料５ 総務省説明資料
資料６ 主な検討事項（案）
資料７ 井上委員提出資料
資料８ 小見委員提出資料
資料９ 今後のスケジュール

参考資料 コミュニティ・スクールに関する参考資料集

資料1

コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会の開催について

令和８年１０月２１日
総合教育政策局長決定

１　趣旨

コミュニティ・スクール（学校運営協議会を置く学校をいう。以下同じ。）は、平成１６年に地域や保護者が学校運営に参画する仕組みとして制度化され、その後、平成２９年に設置が努力義務となり、各地域での導入及び取組が着実に進んでいる。

一方、子供を取り巻く環境の変化や課題の多様化・複雑化により、地域全体で子供たちの学びや成長を支える必要性が高まっており、コミュニティ・スクールが地域と学校が一体となって課題解決に向けて取り組むための仕組みとして機能することが期待されるようになっている。

「地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）」（令和８年８月２１日中央教育審議会生涯学習分科会）においても、子供の教育について、学校教育の比重が大きい状態から、学校と地域や家庭が連携・協働して社会全体で担う環境への転換を図っていく必要性が指摘され、その基盤となるコミュニティ・スクールの導入促進と運営の実効性向上や地域学校協働活動の更なる推進等による地域と学校の連携・協働体制の強化を図ることが求められている。

このような状況を踏まえ、今後のコミュニティ・スクールの在り方及び推進方策について検討を行うため、「コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

２　検討事項

（１）コミュニティ・スクールの在り方
（２）コミュニティ・スクールの推進方策
（３）その他

３　開催方法

（１）検討会は別紙に定める有識者により構成する。
（２）検討会には座長及び副座長を置く。座長は局長が指名し、副座長は座長が指名する。
（３）必要に応じて、別紙以外の関係者に協力を求めることができる。

４　開催期間

令和８年１０月２１日から令和１０年３月３１日までとする。

５　その他

（１）検討会に関する庶務は、こども家庭庁成育局成育環境課及び総務省地域力創造グループ地域振興室の協力を得て、総合教育政策局地域学習推進課において処理する。
（２）その他検討会の運営に必要な事項は別に定める。

（別　紙）

コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会
委員名簿

◎	安齋　　宏之	ふくしま学校と地域の未来研究所代表
	井上　　直寛	京都市教育委員会生涯学習部学校地域協働推進課長
	小見　まいこ	NPO 法人みらいず works 代表理事
	柴田　彩千子	東京学芸大学学長補佐・総合教育科学系教授
	菅　　新汰	萩市地域おこし協力隊 （萩市教育委員会教育政策課／一般社団法人 motibase）
	髙山　　邦美	千葉市立弥生小学校校長
	仲田　　康一	法政大学キャリアデザイン学部教授

（オブザーバー）

貝ノ瀬　　滋	全国コミュニティ・スクール連絡協議会顧問 三鷹教育・子育て研究所所長
志々田まなみ	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官

◎：座長

（敬称略、五十音順）

資料2

コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会運営規則（案）

令和　年　月　日
コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会決定

コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会（以下「検討会」という。）の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（座長）
第１条　座長は、検討会の議長となり、議事を運営する。座長が不在の場合は、委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（検討会の公開）
第２条　検討会は原則として公開して行う。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は、検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。

（検討会資料の公開）
第３条　検討会の資料は原則として公開する。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）
第４条　検討会の議事録を作成し、原則として公開する。ただし、座長が、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

（検討会の傍聴）
第５条　検討会を傍聴しようとする者は、あらかじめ事務局の定める手続により登録を受けなければならない。
２　登録傍聴人は、座長及び事務局の指示に従わなければならない。
３　座長は、登録傍聴人が前項の指示に従わないときは、退場、オンライン傍聴の停止その他必要な措置を講ずることができる。
４　検討会の傍聴は、オンラインその他の方法により行うことができる。

（雑則）
第６条　この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会議に諮って定める。

資料3

文部科学省

コミュニティ・スクールに関する現状

01 制度の経緯・検討の背景

コミュニティ・スクール制度に関する主な経緯①

教育改革国民会議報告（平成12年12月）

地域独自のニーズに基づき、地域が運営に参画する新しいタイプの公立学校（コミュニティ・スクール）の検討を提言

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第3次答申」（平成15年12月）

中央教育審議会答申「今後の学校の管理運営の在り方について」（平成16年3月）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正（平成16年6月改正、同年9月施行）

学校運営協議会制度 創設

〔制度趣旨〕

- 公立学校教育に対する国民の信頼に応えていくために、地域の住民や保護者のニーズを学校運営により一層的確に反映させる仕組みを導入。
- 校長と地域の住民、保護者等が、共同して学校づくりを行うとともに、より透明で開かれた学校運営を進め、地域に信頼される学校づくりを実現。

〔学校運営協議会の権限〕

- 校長が作成する学校運営に関する基本的な方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用について、教育委員会に意見

〔学校運営協議会の委員〕

- 地域の住民、保護者、その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命。

コミュニティ・スクール制度に関する主な経緯②

教育再生実行会議第六次提言（平成27年3月）

全ての学校においてコミュニティ・スクール化に取り組むこと、学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）への発展を目指すこと等について提言

中央教育審議会答申 「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方や今後の推進方策について」（平成27年12月）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律・社会教育法改正（平成29年3月改正、同年4月施行）

学校運営協議会の設置の努力義務化
学校運営への必要な支援についても協議することを規定

〔その他の主な改正事項〕

- 協議会の委員に、地域学校協働活動推進員等の学校運営に資する活動を行う者を追加
- 協議会が、協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めることを規定
- 協議会の委員の任命に関し、校長が教育委員会に対して意見を申し出ることができることを規定
- 教職員の任用に関して協議会が意見を述べることができる事項を教育委員会規則で定めることとすることを規定
- 社会教育法において、「地域学校協働活動」について新たに定義し、「地域学校協働活動推進員」の委嘱に関する規定を新設

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議最終まとめ（令和4年3月）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正（令和7年6月改正、令和8年4月施行）

学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含めるよう改正

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について(審議経過報告)

R8.8.21中央教育審議会
生涯学習分科会

学校と地域の連携・協働関係の概要

現状と課題

- 新たな教育課題に対応するためには、学校と地域が子供の教育に係る目標や課題を共有し、保護者・地域の理解を得ながら役割分担を見直すことが必要。加えて、子供の深い学びを実現するには、放課後や休日等において、子供自身が探究したい内容を学べる機会が必要。
- 子供の教育について、従来のように学校教育の比重が大きい状態から、学校と地域や家庭が連携・協働して社会全体で担っていく環境へと転換を図っていくことが必要。

社会教育の推進に向けた施策

（学校と地域の連携・協働の推進）

- 学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、学校の努力だけで対応することは限界を迎えている中、地域と学校が一体となって子供を育む**「地域とともにある学校づくり」の必要性**が高まっている。
- その**基盤であり、中核となるコミュニティ・スクール**は、着実に導入が進んでいるが、地域間や学校種間における導入率の差や形式的な運営等の課題も生じており、**導入促進と運営の実効性向上の両面から戦略的な取組**が必要。
- 地域学校協働活動は、子供にとって大きな学びや成長が得られるだけでなく、地域にとっても次世代の担い手の育成や地域コミュニティの活性化につながる。各自治体においては、**多様な地域学校協働活動を一層推進**し、**コミュニティ・スクールと一体的に取り組むことにより、地域と学校の連携・協働体制を強化**することが必要。
- **地域学校協働活動推進員の配置・活動の充実**を図るとともに、**各学校と地域の間の調整業務等を担当する職員の配置を進めるなどの体制整備**が必要。

（放課後等の学習・体験活動の充実）

- 家庭状況等に関わらず**全ての子供が、放課後や長期休業期間等において、多様で質の高い学びや体験を得られる環境を整備**することが必要。その際、子供の興味・関心に応じた探究活動等を行うなど、活動の高度化・充実を図ることも重要。

02 取組の状況

令和8年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査結果のポイント

文部科学省では地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の実施状況に関する調査を実施。令和8年度（令和8年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数

23,221校（69.5%）

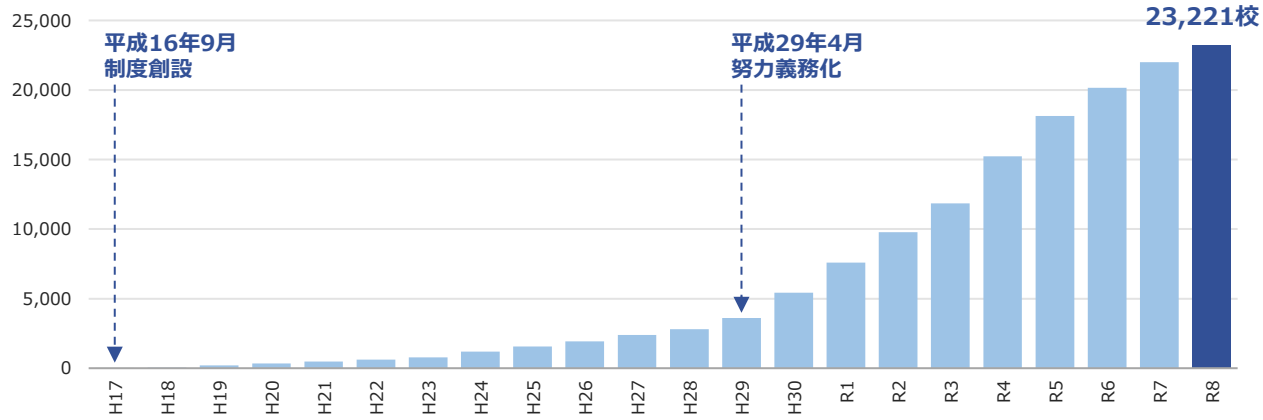
前年度から1,212校増、4.6ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

20,579校（76.4%）

前年度から1,091校増、4.8ポイント増

導入校数の推移（全学校種）



※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※平成30年度までは4月1日時点、令和元年度以降は5月1日時点

地域学校協働本部

公立学校の整備校数

24,074校（72.1%）

前年度から1,381校増、5.2ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

22,185校（82.3%）

前年度から1,102校増、4.9ポイント増

※地域学校協働本部：幅広い地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制
※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う、学校内外で子供たちの成長を支える多様な活動

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

地域学校協働活動推進員等の配置人数

38,699人

前年度から3,453人増／1,571自治体（86.7%）が配置

うち、学校運営協議会の委員である者

15,947人

前年度から773人増

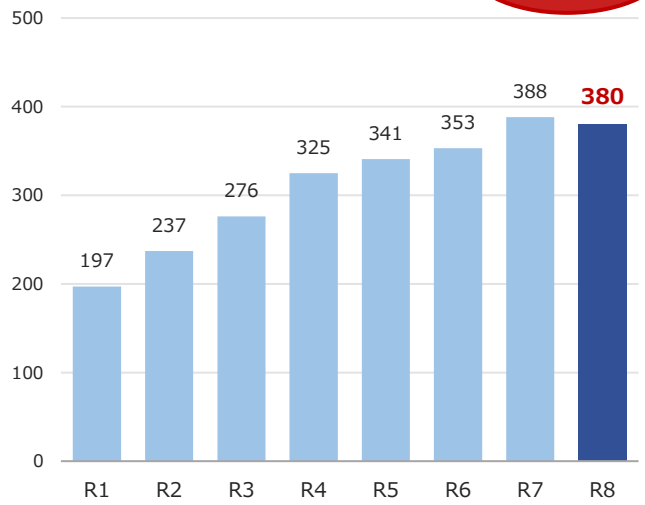
※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者（社会教育法に基づき委嘱された地域学校協働活動推進員と、同等の役割を果たす地域コーディネーター）

学校種別のコミュニティ・スクール導入校数の推移

各年度とも
５月１日時点

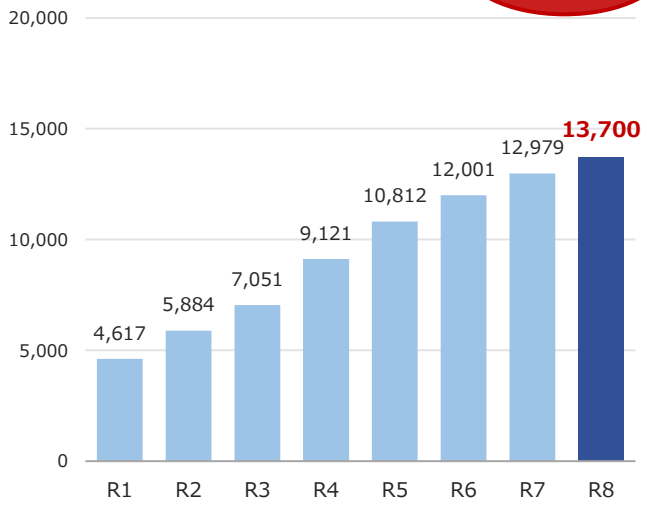
幼稚園 380／1,886園

20.1%



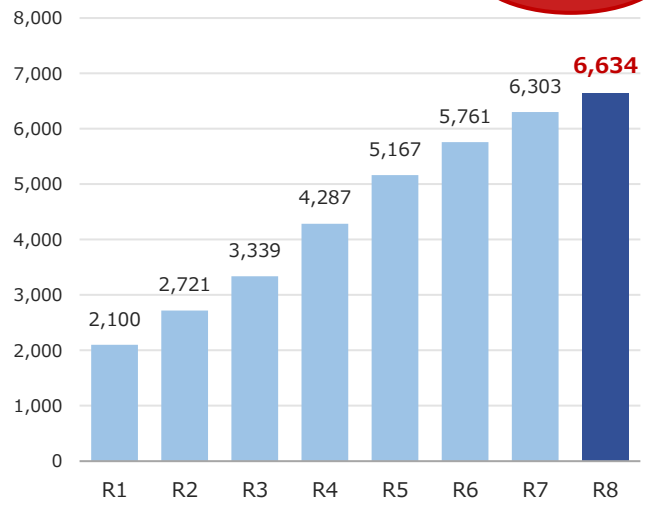
小学校 13,700／17,836校

76.8%



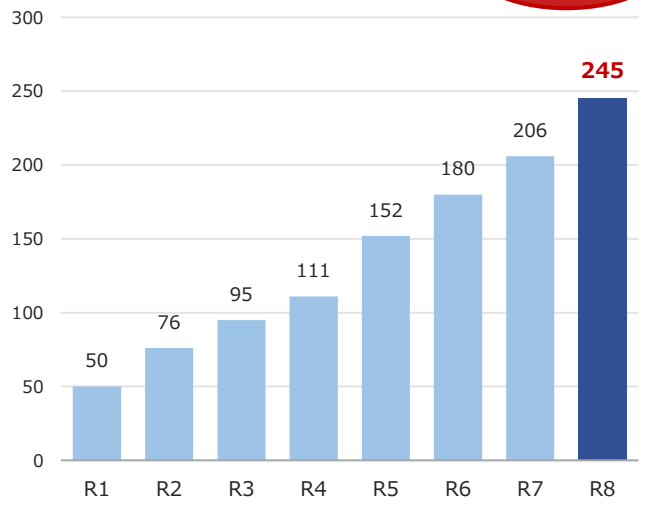
中学校 6,634／8,823校

75.2%



義務教育学校 245／288校

85.1%



高等学校 1,596／3,437校

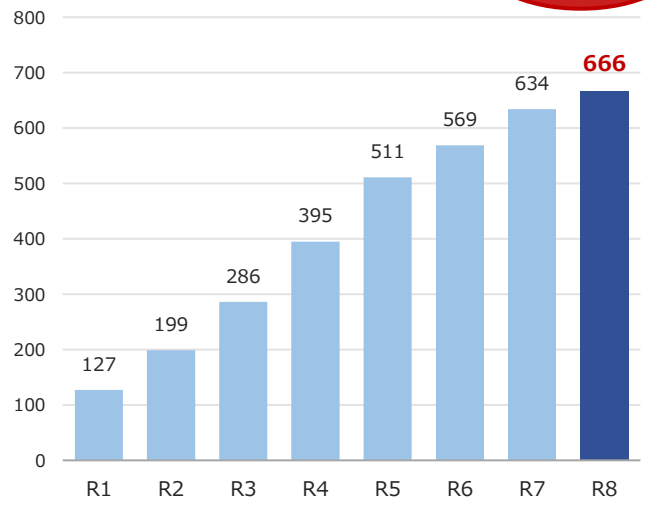
（中等教育学校を含む）

46.4%



特別支援学校 666／1,127校

59.1%



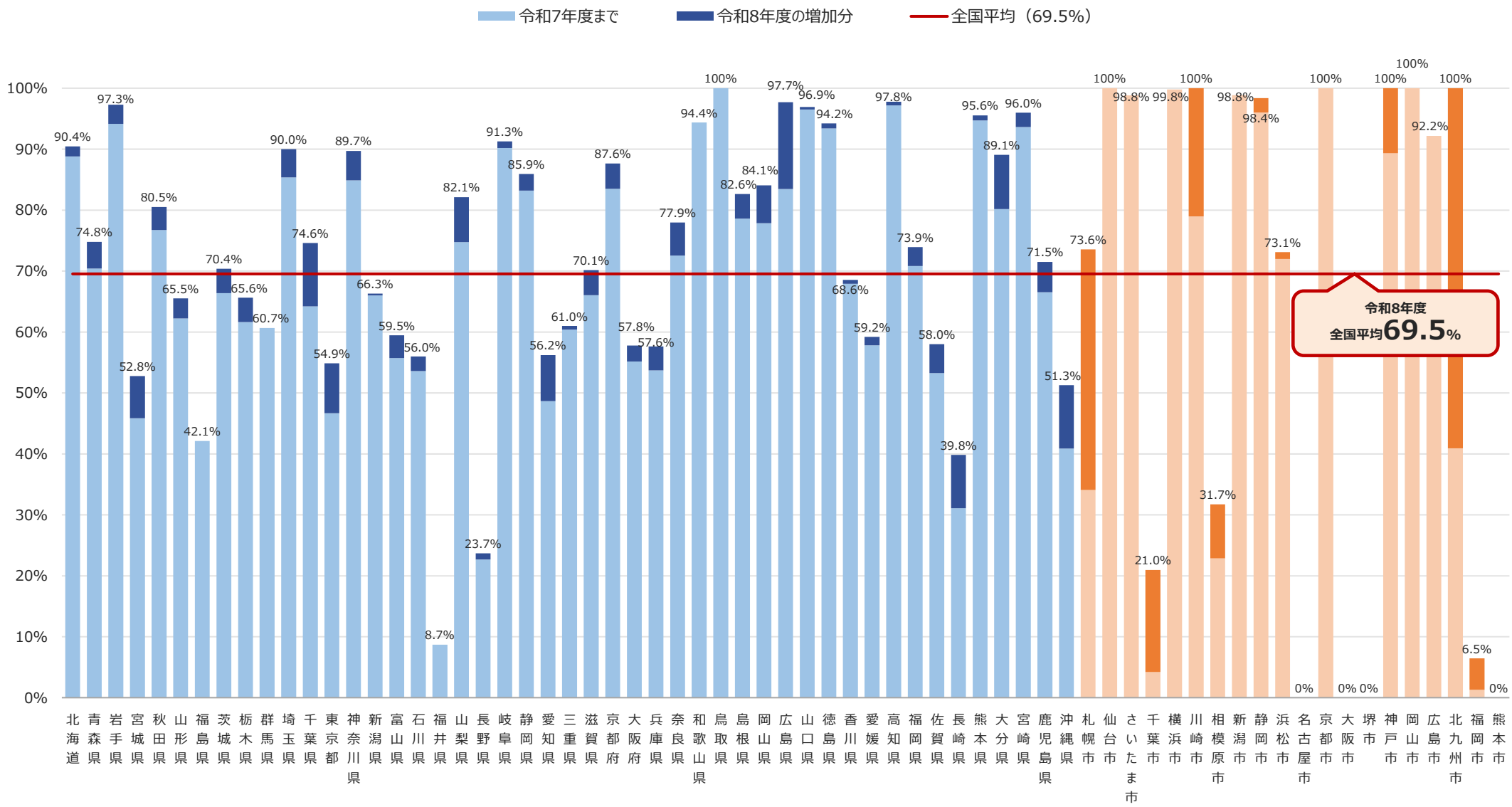
※各年度とも5月1日時点。各学校種の数値は、令和8年度の導入校数／学校数。高等学校には中等教育学校を含む。

コミュニティ・スクールの導入率

令和８年５月１日
時点

都道府県・指定都市別/全学校種

※棒の濃い色の部分は令和7年度からの増加分（指定都市はオレンジ色）。都道府県の値は指定都市を含まない。

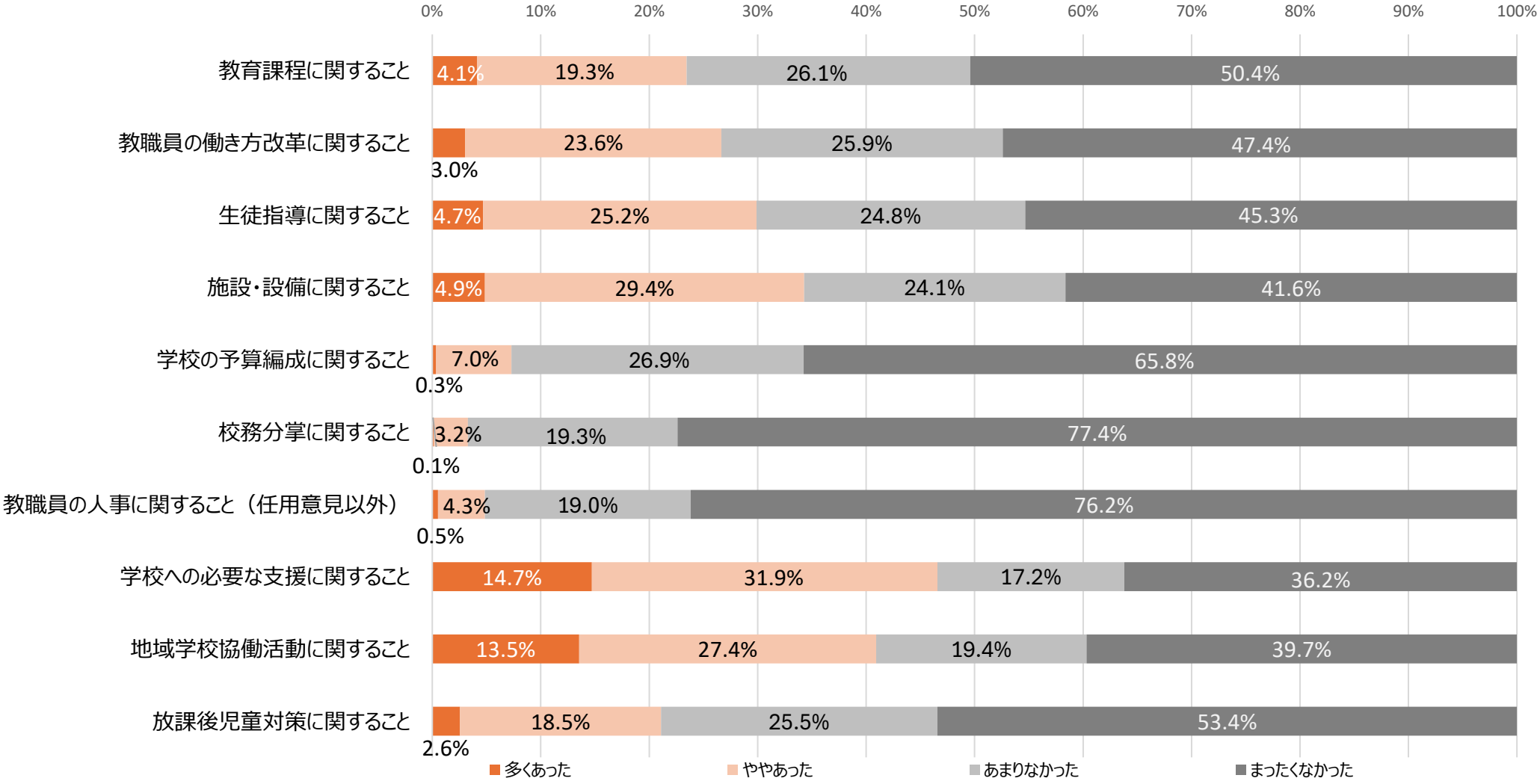


※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

学校運営に関する学校運営協議会からの意見の内容

令和6年度および7年度の状況
令和７年５月１日　時点

- 学校運営協議会から教育委員会への意見の申し出は、「学校への必要な支援」や「地域学校協働活動」に関するものが比較的多くみられる。
- 一方、「学校の予算編成」「校務分掌」「教職員の人事（任用意見以外）」は、「多くあった」と「ややあった」の合計が１割未満となっている。



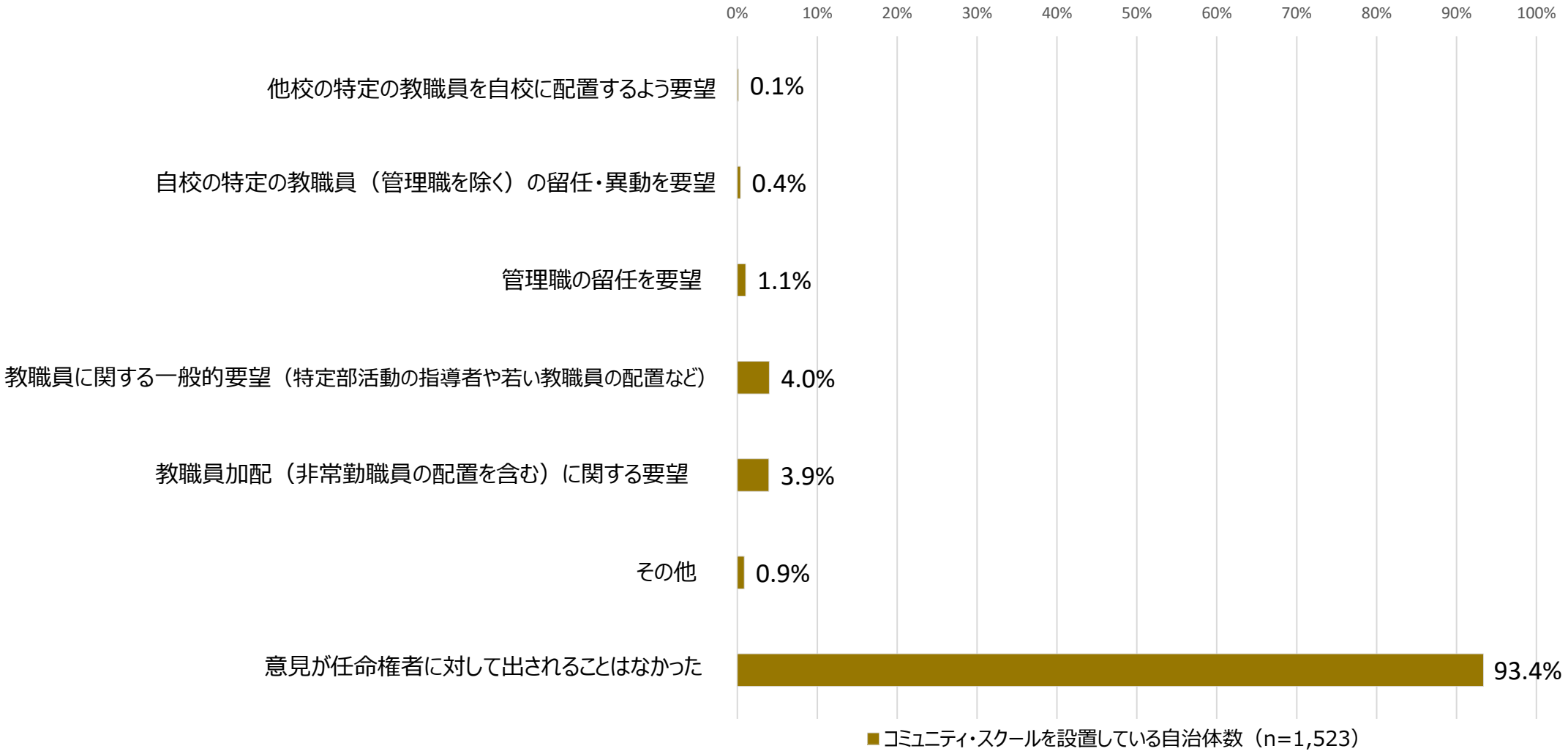
（コミュニティ・スクールを設置している自治体数　n=1,523）

※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」をもとに作成

対象学校の職員の任用等に関する意見の内容

令和6年度および7年度の状況
令和７年５月１日　時点

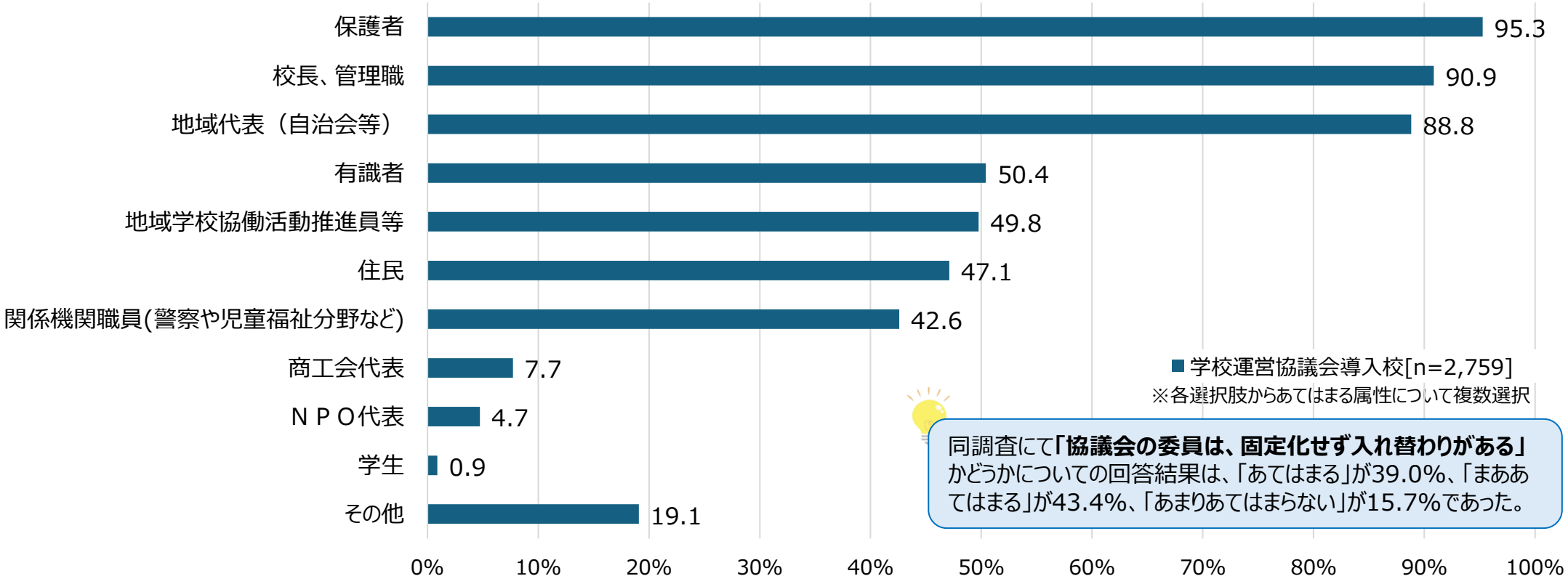
- 学校運営協議会による教職員の任用(人事)に関する意見について、任命権者に意見が出されることはなかったと回答した教育委員会が93.4%。
- 意見があった内容としては、特定の教職員や管理職に関する要望が0.1～1.1%、一般的要望や加配に関する要望がそれぞれ4%程度となっている。



※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」をもとに作成

学校運営協議会委員の構成

- 約9割の学校運営協議会において、保護者、校長・管理職、地域代表（自治会等）が委員となっている。
- また、約5割の学校運営協議会で有識者が、約4割の学校運営協議会で関係機関職員が委員となっている。



同調査にて**「協議会の委員は、固定化せず入れ替わりがある」**かどうかについての回答結果は、「あてはまる」が39.0%、「まああてはまる」が43.4%、「あまりあてはまらない」が15.7%であった。

「その他」の主な内容

- 教員代表
- 放課後児童クラブ職員
- 部活動地域展開業者、地域スポーツ団体関係者
- 学校医、学校薬剤師
- 同窓会役員、元 PTA
- 地域にある学校の管理職、こども園、幼稚園、保育園園長
- 教育委員会職員、自治体職員、公民館職員、行政センター職員
- 教員経験者
- 地域ボランティア、こども食堂関係者
- 市町村議会議員
- 民生児童委員、保護司、交通指導員
- 消防団長
- 婦人会代表
- 観光協会職員、農協・漁協職員
- 郵便局長
- 地域企業代表
- 地域おこし協力隊
- 福祉施設代表、視能訓練士、前視覚障害者福祉協会会長
- 放課後デイサービス、地域事業所、聴覚障害者協会

※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
学校調査により実施。各学校運営協議会における委員の属性について、「地域代表」・「保護者」・「地域学校協働推進員」・「有識者」等の選択肢からあてはまる属性について複数選択。

地域学校協働活動の概要

地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして行う様々な活動。

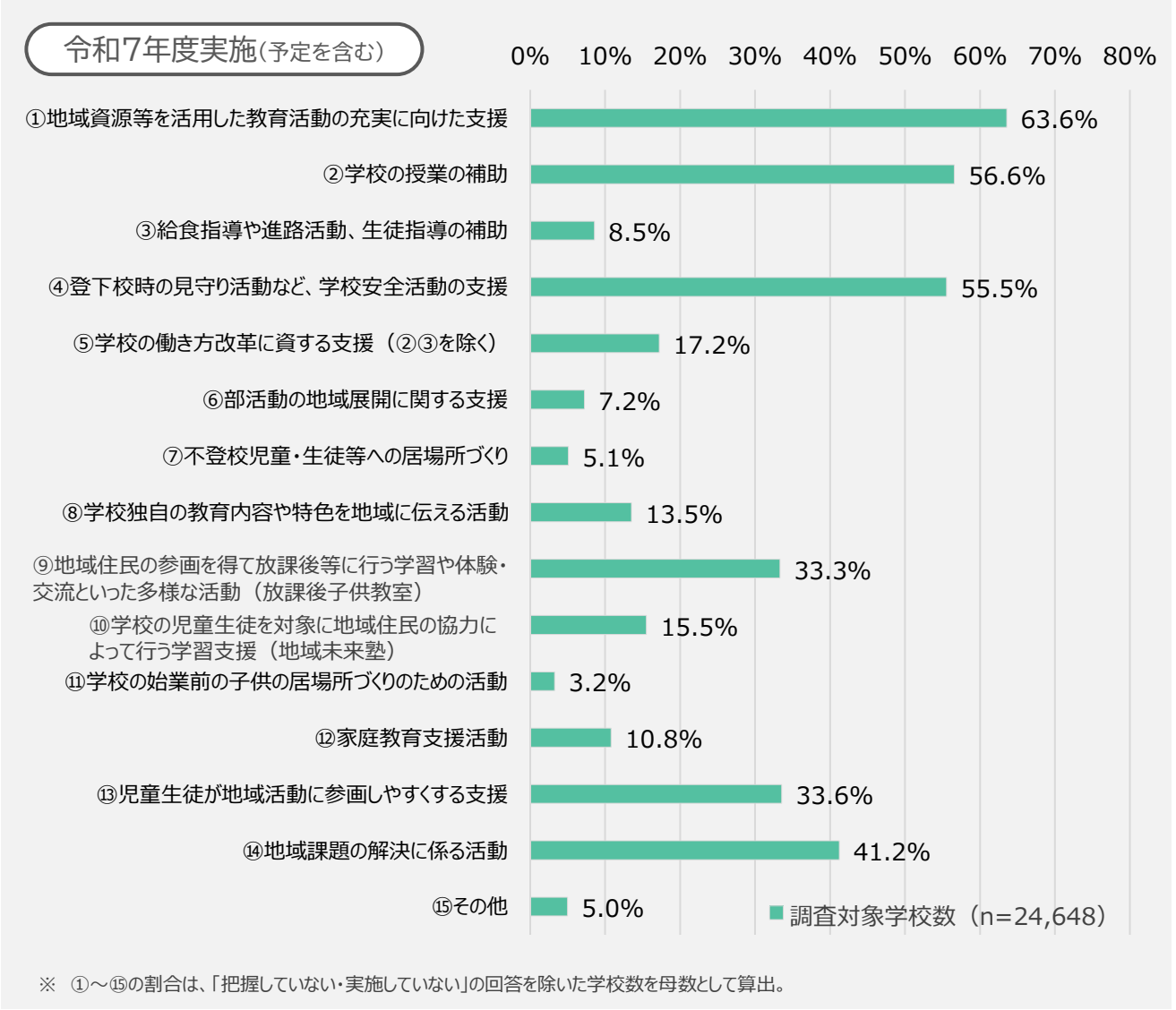
活動内容例

- 教育課程内の教育活動の充実・魅力化に向けた活動等（キャリア教育、探究学習等）
- 学校の課題改善に向けた活動等
  （授業補助、学校の安心・安全の確保、部活動支援等）
- 放課後や長期休業中の学習や体験・交流
- 地域活動・地域行事の実施や伝統文化・芸能の継承活動等
- 保護者のつながりづくり等

地域学校協働本部

地域の人々や団体による以下の要件を備えた地域学校協働活動を推進する体制
（緩やかなネットワーク）

①コーディネート機能
②多様な活動
③継続的な活動



※　①～⑮の割合は、「把握していない・実施していない」の回答を除いた学校数を母数として算出。

※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

地域学校協働本部の整備率

令和８年５月１日
時点

都道府県・指定都市別/全学校種

※棒の濃い色の部分は令和7年度からの増加分（指定都市はオレンジ色）。都道府県の値は指定都市を含まない。



※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

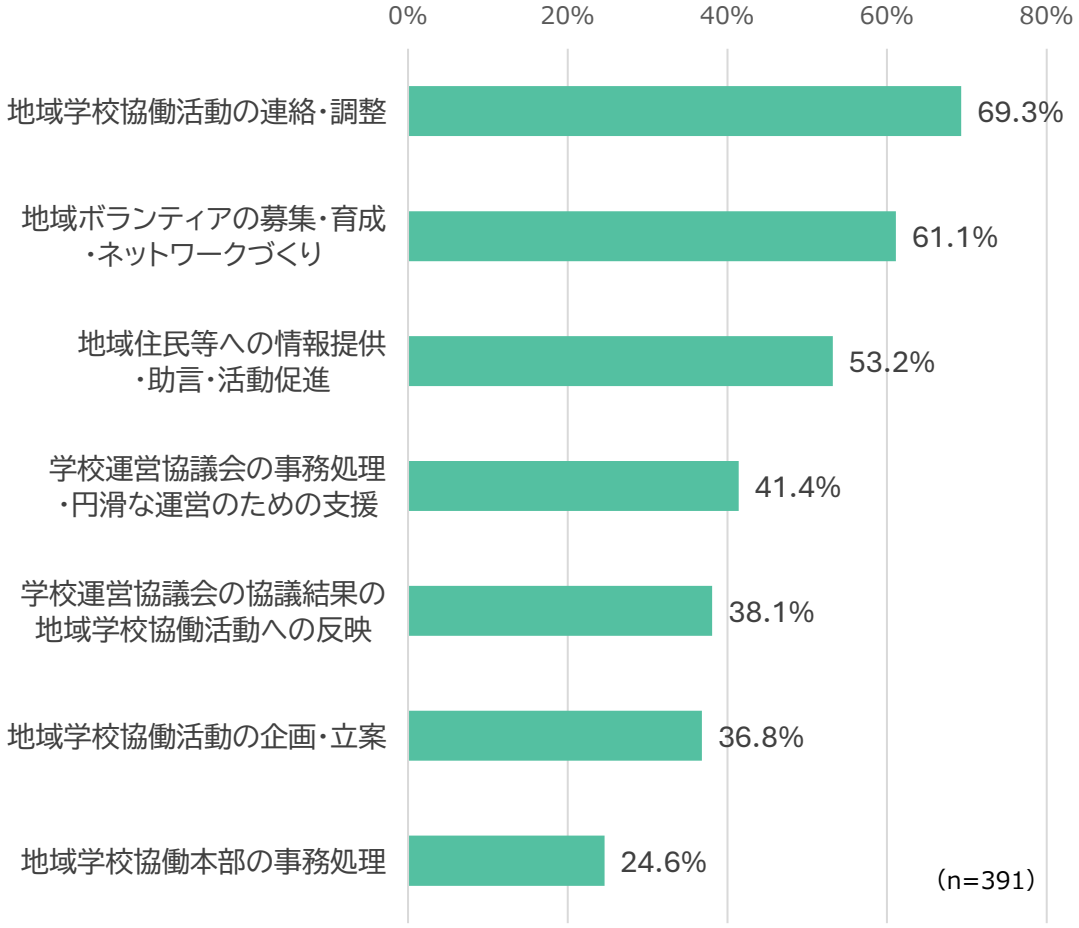
地域学校協働活動推進員の概要

制度上の位置付け

（社会教育法第9条の7）

地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有や地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う者として、教育委員会が委嘱。

担っている役割



配置状況

※R8.5現在

配置数　19,962人（前年度から5,261人増）

うち、学校運営協議会の委員　9,548人

活動場所

- 学校内の専用スペース（25.6%）
- 学校の職員室・事務室等（23.5%）
- 学校内だが、特に定まった場所はない（26.9%）
- 公民館等の社会教育施設や地域の施設内（3.8%）
- 教育委員会事務局内（0.5%）
- その他（19.7%）

（n=391）

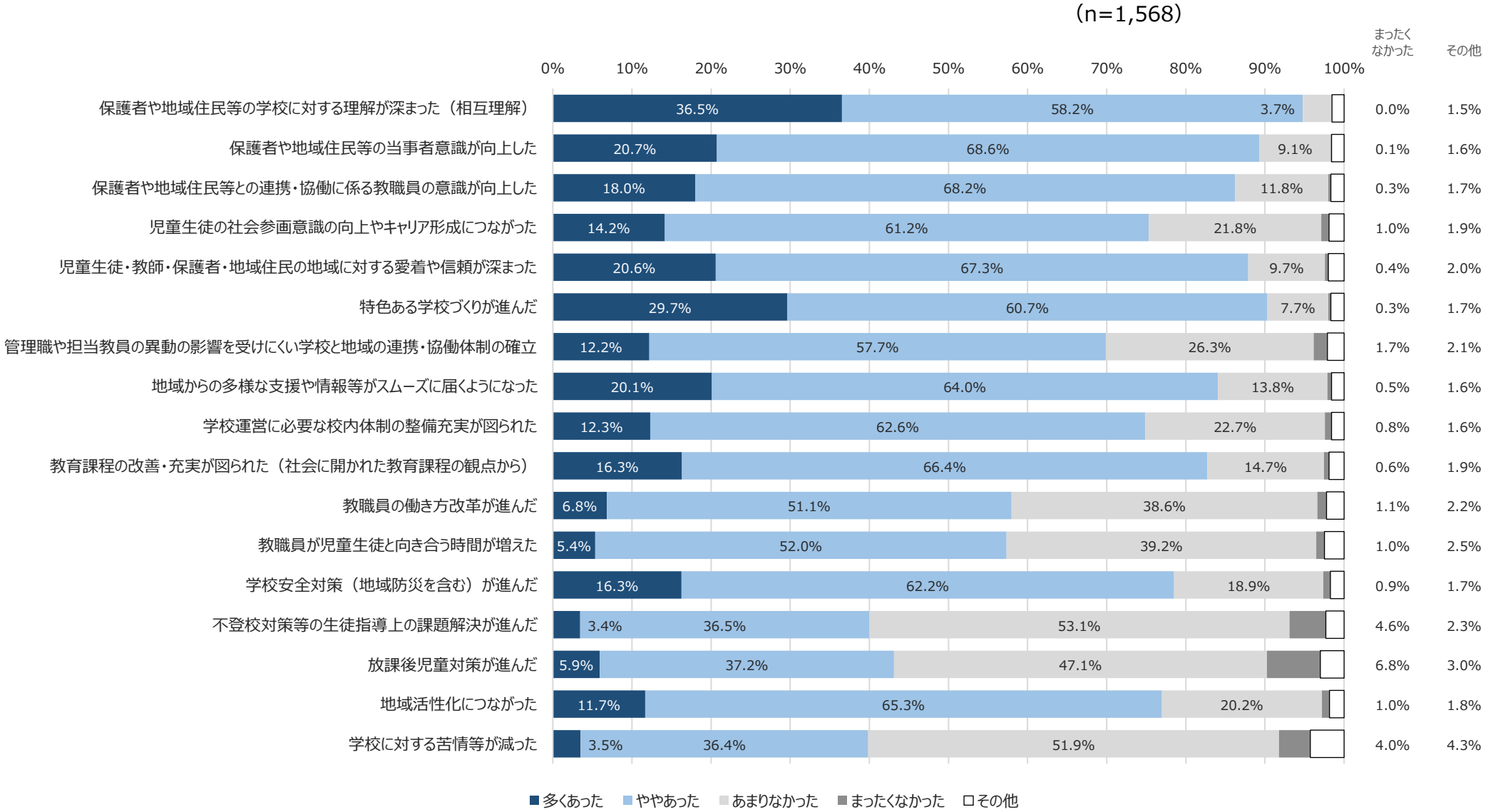
※「担っている役割」及び「活動場所」の数値は、文部科学省委託事業「地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究実施報告書」（令和6年3月）より。　（地域学校協働活動推進員を対象とした抽出調査）
※「配置情報」の数値は、「令和8年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より。

03 成果と課題

コミュニティ・スクールの取組に係る教育委員会としての成果実感

令和８年５月１日時点

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。
- 『保護者や地域住民等の学校に対する理解が深まった（相互理解）』（94.8%）、『特色ある学校づくりが進んだ』（90.3%）においては、多くの教育委員会が「多くあった」又は「ややあった」と回答した。

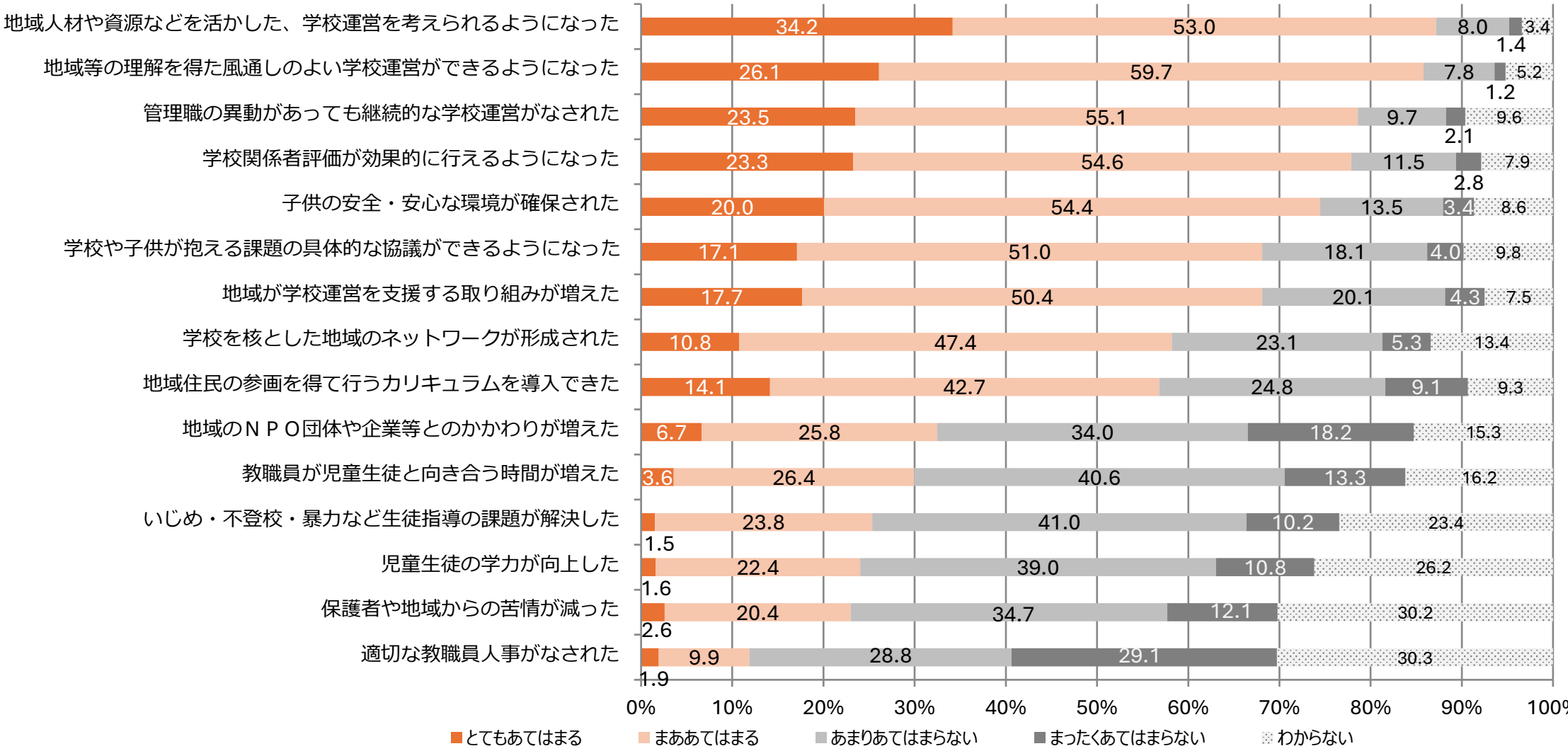


※コミュニティ・スクールを導入している教育委員会が対象。「その他」は選択肢「その他（自由記述）」の回答。

※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

学校運営協議会の設置・運営によって得られた成果（学校）

- 学校運営協議会の設置・運営によって得られた効果として、「とてもあてはまる」又は「まああてはまる」と回答した学校の割合が多い順に、「地域人材や資源などを活かした、学校運営を考えられるようになった」（87.2%）、「地域等の理解を得た風通しのよい学校運営ができるようになった」（85.8%）、「管理職の異動があっても継続的な学校運営がなされた」（78.6%）となっている。



※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
学校調査により実施。各学校運営協議会の様子として、選択肢「あてはまる」～「あてはまらない」のうち、最もあてはまるものを1つ選び回答。

CS・地域学校協働活動の取組事例（成果）

学校・地域が共有する様々な課題と熟議

課題	教育課程の充実	働き方改革	不登校対策	地域防災
	学校と地域が、育てたい子供像や教育目標を共有し、地域の人材・資源を生かしながら、教育活動の充実を図ることが必要	学校が抱える課題が多様化・複雑化する中、学校と地域がそれぞれの役割を整理し、連携・協働する体制を整えることが必要	不登校や不登校傾向の子供が安心して過ごし、人や社会とのつながりをもてるよう、学校と地域が連携して支えることが必要	災害時に学校が避難所となることも踏まえ、平時から学校と地域が役割を共有し、連携した防災体制を整えることが必要
熟議 	● 子供たちに育みたい資質・能力や目指す子供像 ● 地域人材・地域資源を活用した教育活動の在り方	● 教職員が担う業務と地域が担える活動の整理 ● 学校と地域の連携体制の在り方	● 地域における人的・物的資源の活用方策 ● 児童生徒が安心して過ごせる居場所づくり	● 災害時における学校・地域の役割分担 ● 平時から取り組む防災体制や備えの在り方

熟議を通じた、具体的な取組

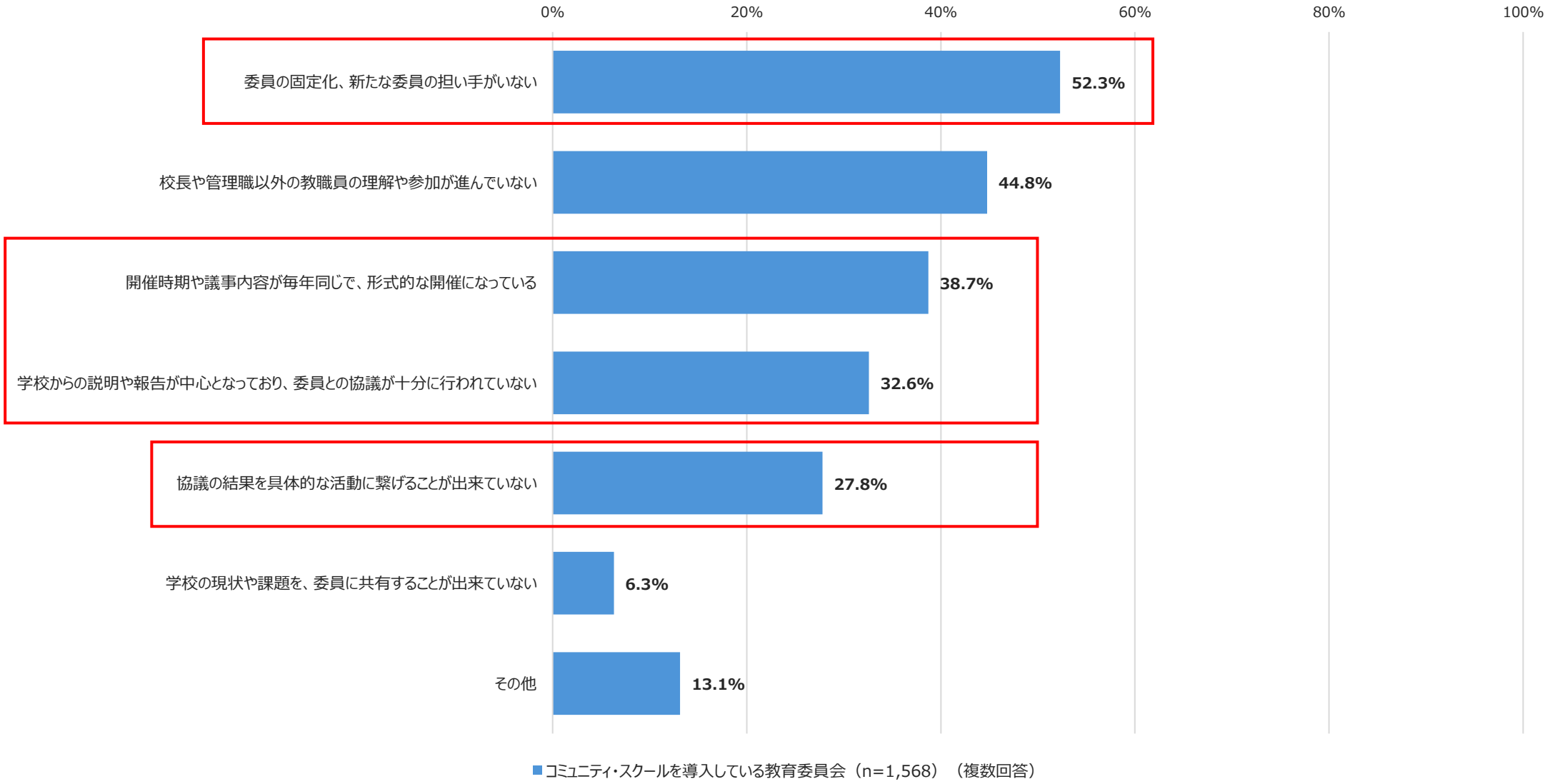
取組				
	✓ 地域住民とともに、小中学生の声も熟議のテーマに取り上げ、地元果物を使ったレシピ開発・販売、地域施設をより良くするプロジェクト等の学習活動を実施（福島県楢葉町）	✓ 働き方改革をテーマとした熟議を踏まえ、入学当初の1年生の登校後や休み時間の見守り、給食準備、清掃などの生活支援を地域住民が実施（埼玉県戸田市立戸田南小学校）	✓ 地域学校協働活動推進員を中心に場所や人を確保し、自治会館に子供の居場所「ぬくぬく」を開設。校内では「放課後カフェないろ」も実施（東京都八王子市立松木中学校）	✓ 学校運営協議会の防災教育部会・地域連携部会が連携し、社会福祉協議会、行政区長会、大学生等を含む151名で避難所運営訓練を実施（宮城県立支援学校女川高等学園）
	✓ 学校運営協議会に地域連携チームを設け、各教科・探究活動での地域連携を検討・支援。年間100人超の外部人材と連携（山梨県立笛吹高等学校）	✓ 地域学校協働活動推進員が学校と地域との連絡・調整を担い、職場体験学習の受入先との調整や活動支援等を実施（滋賀県米原市立米原中学校）	✓ 地域・保護者・教職員が不登校の実態や児童への声の掛け方を学び、「ふらっとサポーター」を立ち上げ、校舎内の見守り等を実施（埼玉県所沢市立松井小学校）	✓ 黒石市・消防署・地域住民と総合防災訓練に生徒が参加。生徒が全体アナウンス、介助、消火、避難所健康観察等を担当（青森県立黒石高等学校）

令和6年度「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」に係る文部科学大臣表彰被表彰取組より抜粋、一部修正

学校運営協議会に関する課題

令和８年５月１日
時点

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校運営協議会に関する課題を調査（複数回答）。
- 『委員の固定化、新たな委員の担い手がいない』（52.3%）が最も多く、次いで『校長や管理職以外の教職員の理解や参加が進んでいない』（44.8%）、『開催時期や議事内容が毎年同じで、形式的な開催になっている』（38.7%）、『学校からの説明や報告が中心となっており、委員との協議が十分に行われていない』（32.6%）となっている。

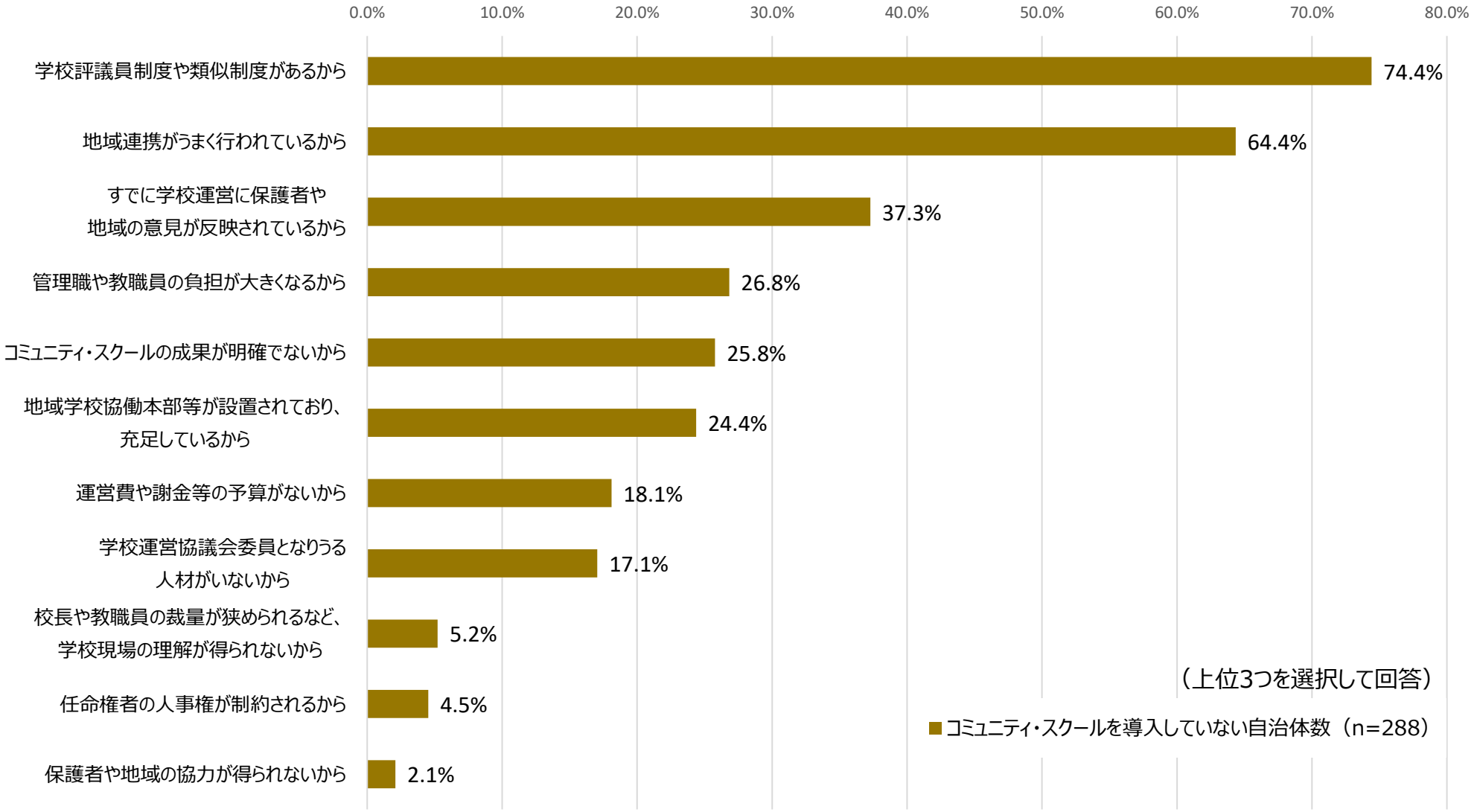


※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

コミュニティ・スクール未導入の理由

令和７年５月１日時点

- コミュニティ・スクールを導入していない理由について、6割以上の教育委員会が、「学校評議員制度や類似制度があるから」、「地域連携がうまく行われているから」と回答している。
- また、「管理職や教職員の負担が大きくなるから」、「運営費や謝金等の予算が無いから」との回答も2～3割程度あった。



※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」をもとに作成

『類似の仕組み』の実施状況

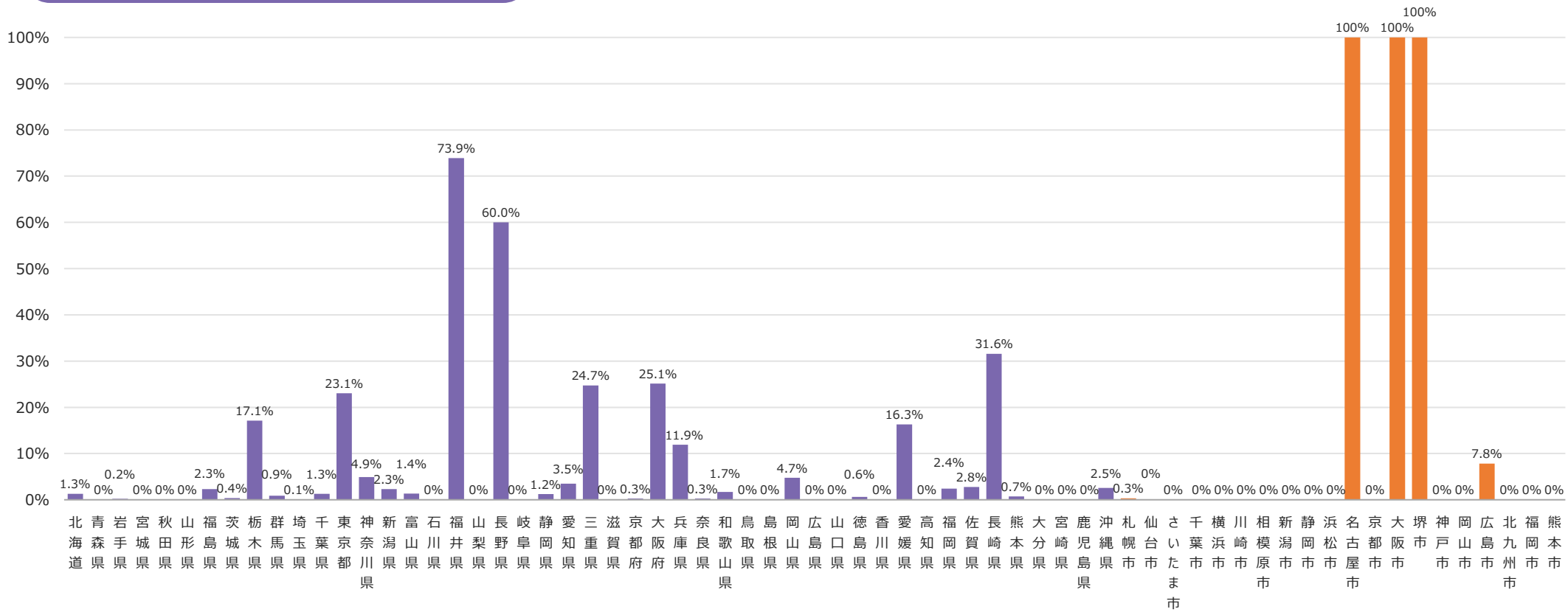
令和８年５月１日
時点

『類似の仕組み』の定義（本調査におけるもの）	●法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。 ●学校評議員（学校教育法施行規則第49条に基づくもの）や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。

類似の仕組みの実施校数

学校種	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
幼稚園	279園	325園	355園	222園
小学校	2,696校	2,228校	2,190校	1,730校
中学校	1,333校	1,081校	1,068校	845校
義務教育学校	15校	20校	16校	15校
高等学校	385校	337校	260校	391校
中等教育学校	5校	6校	6校	7校
特別支援学校	105校	102校	95校	107校
合計	4,818校	4,099校	3,990校	3,317校

都道府県・指定都市別/全学校種



※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

04 国・自治体の取組

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の推進に関する取組

文部科学省

自治体における取組の促進・支援

地域と学校の連携・協働体制構築事業

（体制の整備・強化）

○ 体制整備のために必要な人員配置を支援。
- 地域学校協働活動推進員（統括的な役割を担う者も含む）
- CSアドバイザー
- 地域学校協働活動を担う者（活動のリーダー、安全管理や特別な配慮が必要な児童生徒等のサポートを行う者、特別な知識や経験等を有する学習支援員等）

○ コミュニティ・スクール関係者や上記の人員に対する研修を促進。

（地域学校協働活動の実施）

○ 放課後等における学習や体験活動の提供に関する取組（放課後子供教室や地域未来塾等）を支援。

○ 学校における働き方改革に資する取組を支援（朝の見守り、授業・部活動の補助等）

学校運営協議会の運営に係る地財措置

学校運営協議会の設置・運営に必要な経費（委員報酬、会議費等）について、普通交付税として措置。

導入促進・質向上に向けた伴走支援等

CSマイスター派遣事業

経験・知識が豊富なCSマイスター（文部科学省委嘱）を自治体・学校に派遣し、導入支援及び導入後の伴走支援を実施。

学校運営協議会の質向上プログラム

自治体・学校と文部科学省・CSマイスターが連携し、課題解決等につながる協議会の在り方・改善方策等を整理。（R8新規）

協働体制の構築・強化のための調査研究

取組を進めるための手引の作成

取組の全国的な普及促進

CSユースリーダーによる若者参画促進

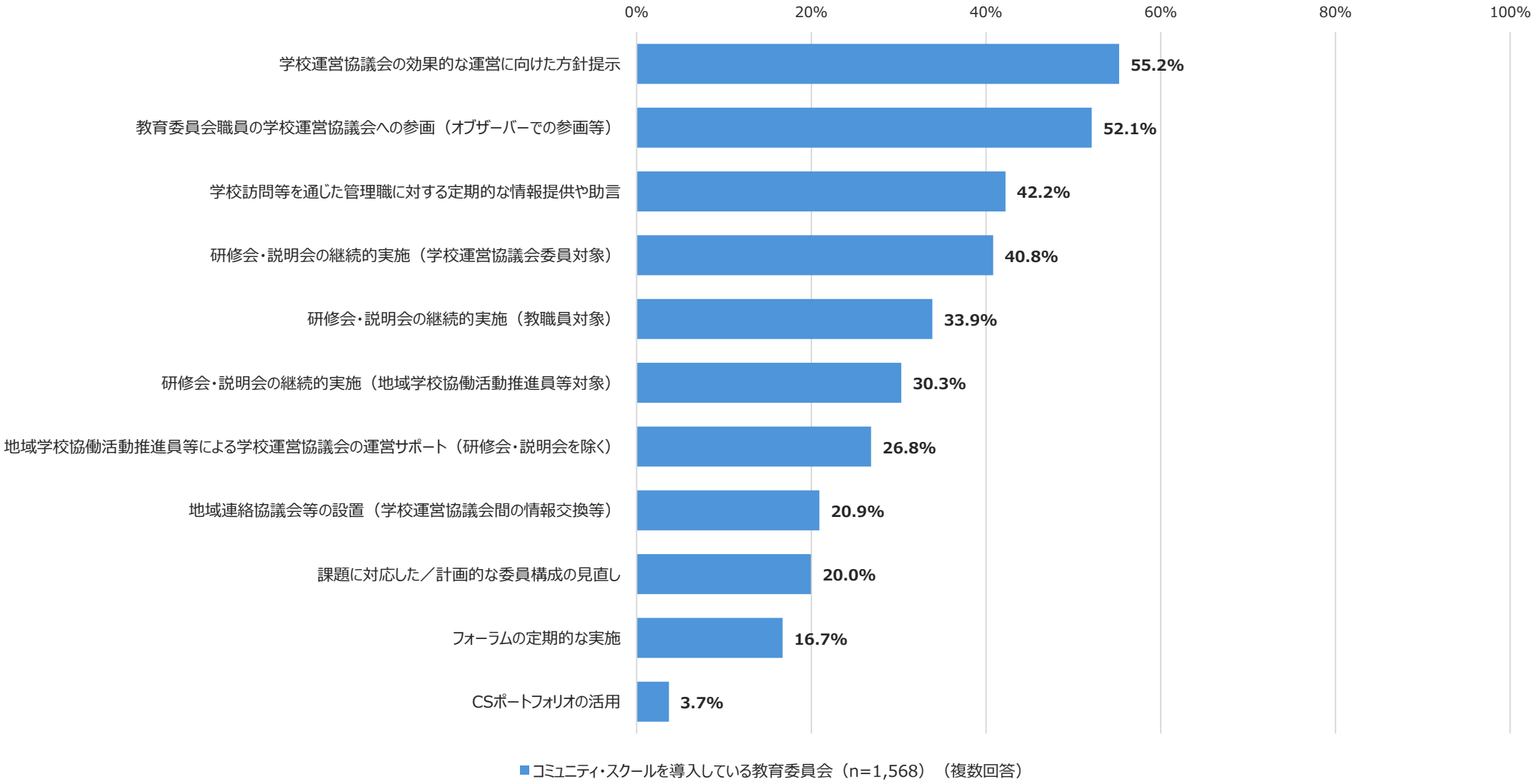
若者世代として実践に携わるCSユースリーダー（文部科学省委嘱）を中心に、次世代の担い手育成に向けたイベントを実施。（R8新規）

全国フォーラム、大臣表彰の実施

学校運営協議会の効果的な運営の継続に向けた教育委員会の取組

令和８年５月１日時点

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、設置する学校運営協議会を形骸化させず効果的な運営を継続するために、伴走支援として取り組んでいるものを調査（複数回答）。
- 『学校運営協議会の効果的な運営に向けた方針提示』、『教育委員会職員の学校運営協議会への参画（オブザーバーでの参画等）』には、半数以上の教育委員会が取り組んでいる。



※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

資料4

コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会

こども家庭庁説明資料

こども家庭庁成育局成育環境課

こどもまんなか
こども家庭庁

放課後児童対策

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成９年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第６条の３第２項〉：平成10年４月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年４月施行）

【現状】（令和８年５月１日現在：速報値）

○登録児童数　1,602,037人（前年比31,392人増）

○支援の単位数　40,159支援の単位
（前年比 735支援の単位増）

○利用できなかった児童数（待機児童数）　14,713 人
（前年比1,617人減）

※確報値は令和８年中に公表予定

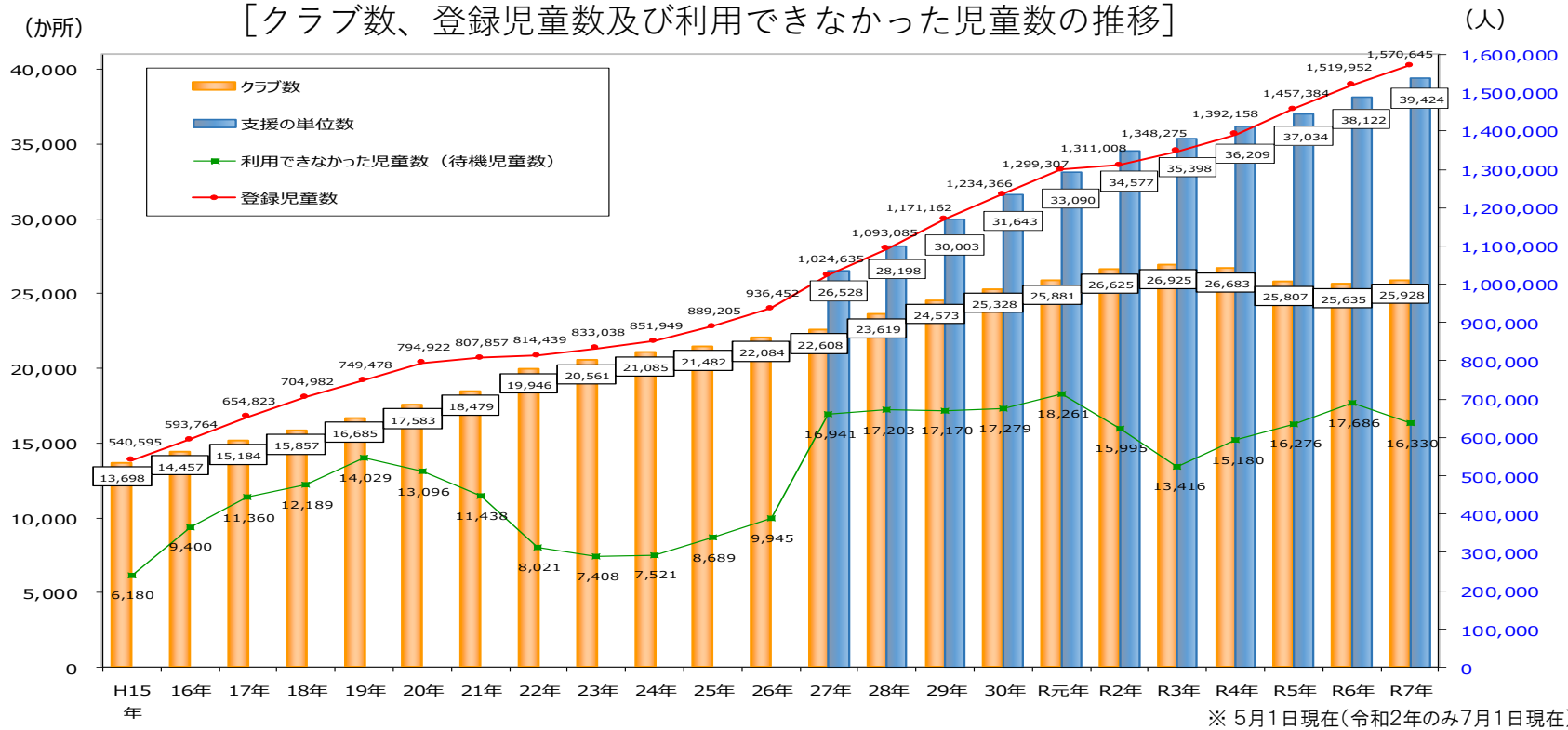
【今後の展開】

○「こども未来戦略」（令和５年12月22日閣議決定）に基づき、約152万人の受け皿確保を、できるだけ早期に達成できるよう取り組み、令和７年度に達成。

○ 今後は、登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる**2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す**。

○ こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、こどもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

［クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移］



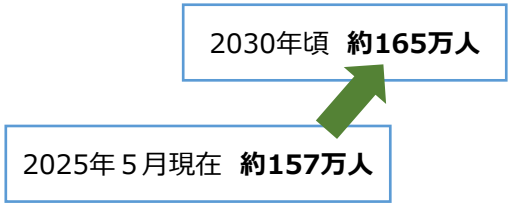
※ 5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在）こども家庭庁調査
※ 本調査は平成10年より実施

放課後児童対策パッケージ2026のポイント

放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、今後の見通しを踏まえつつ、効果的・効率的な受け皿確保等に取り組む。このため、両省庁が連携して、放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組（※）については引き続き着実に推進するとともに、放課後のこどもの豊かな時間の確立に向けて多様な放課後の過ごし方を後押しする。

①放課後児童クラブの新たな受け皿整備の目標の設定

○ 女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は2030年頃に約165万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目標とする。



②受け皿整備の方向性

○ こども達に豊かな体験を提供する観点 及び こどもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた学校施設等の既存施設の活用をより一層推進する。

○ 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、企業等の活力を活かし、小学生の預かり機能を地域や職域の状況に応じて生み出すモデル事業等を実施し、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。

○ また、同モデル事業の実施を通じて、放課後児童クラブ事業の認知を高め、放課後児童クラブ実施事業者の拡大も図る。

③これまでの取組の更なる推進

○ 待機児童の状況の詳細の公表、補助金の活用状況の見える化、人手不足の状況を踏まえた放課後児童支援員の確保に向けた都道府県等の取組の後押し（活動の補助や、研修教材等の提供）、放課後児童クラブ職員の処遇改善の推進、安全に配慮した待機児童対策の推進等を図る。

※ 放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組

・放課後児童クラブの待機児童対策には「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の３つが重要。
・取組上の課題として「待機児童発生状況の偏り」「補助事業の未活用等」「関係部局間・関係者間の連携」があり、対応を推進。

こども家庭庁　文部科学省

放課後児童対策パッケージ2026（令和7年12月）概要

趣旨

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を示す。
- 今後の登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。
- 「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」を通じた受け皿整備を、「待機児童発生状況の偏り」、「補助事業の未活用」、「関係部局間・関係者間の連携」にも着目しながら、推進。

受け皿整備の方向性
- 既存施設の活用をより一層推進する。
- 校内交流型を強力に推進する。

1．放課後児童対策の具体的な内容について

放課後児童クラブの実施状況（R7.5.1）　登録児童　157万人　待機児童　1.6万人
（R7.10.1）登録児童　152万人　待機児童　0.7万人

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1）放課後児童クラブを開設する場の確保

① 施設整備に係る補助率の嵩上げ【R7補正】
② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
③ 学校施設の積極的な活用
④ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
⑤ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
⑥ 保育所等の積極的な活用
⑦ スモールコンセッションによる整備の周知

2）放課後児童クラブを運営する人材の確保

① 常勤職員配置の改善
② 職員に対する処遇改善【R8拡充】
③ 職員の確保支援【R8拡充】
④ 平日夜間の人材確保支援
⑤ 保育士・保育所支援センターやハローワーク等連携
⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R8拡充】
⑦ 育成支援体制強化事業による業務負担軽減
⑧ DX化による職員の業務負担軽減【R7補正】
⑨ シルバー人材センターとの連携
⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上
⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進【R8拡充】

3）適切な利用調整（マッチング）

① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
② 利用調整支援、送迎支援等によるマッチングの推進等

4）時期的なニーズ等への対応

① 夏季休業期間中における開所支援
② 児童数の増加による減額措置の猶予【R8拡充】
③ 開所日数に関する考え方の整理・検討
④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知
⑤ 物価高騰等に対する支援【R7補正】

5）自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等

① 待機児童が多数発生している自治体への支援
② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

（2）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1）多様な居場所づくりの推進

① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進
② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)【一部R7補正、R8拡充】
③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
⑥ 災害時におけるこどもの居場所づくりへの支援
⑦ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業【R7補正】
⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり【一部R7補正】

2）放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

① 常勤職員配置の改善(再掲)
② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3）質の向上に資する研修の充実等

① 放課後児童対策に関する研修の充実
② 性被害防止等への取組【一部R7補正】
③ 事故防止への取組
④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」との連携
⑤ 遊びや体験活動の推進
⑥ 放課後児童クラブ運営指針改正内容周知
⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

2．放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

（2）国における役割・推進体制

① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携
② 放課後児童対策の施策等の周知

3．その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

① 放課後児童クラブの整備＜165万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ＞
② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携＜同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ＞
③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備促進＜新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように＞

（2）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（3）こども・子育て当事者の意見反映について

※丸数字の下線は、主な新規・拡充・見直し施策

「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の『校内交流型』のイメージ

放課後児童クラブ

- 原則、**年間250日以上**開設（要件）
- **遊びや生活の場の提供**（保護者の預かりニーズに対応）
- 支援の単位ごとに放課後児童支援員、補助員を配置
- 共働き家庭など、**保護者が日中家庭にいない児童**が対象

放課後子供教室（地域学校協働活動）

- 地域の実情に応じた実施（週１～２日が多い）
- **学習や体験などのプログラム**を実施（**多様な学びの機会の提供**）
- **地域住民ボランティア**等、多様な参画により実施
- **すべての子供**が参加可能（内容等により制限される場合あり）

隣接施設等も活用した校内交流型のイメージ

- **同一の小学校内等で両事業を実施**し、**児童クラブの子供を含むすべての児童が放課後子供教室の活動（プログラム）に参加、交流できる**

○○小学校　放課後児童クラブ（毎週月曜日～土曜日開所）

月	15:30～18:30	学校敷地内 専用施設
火		
水		
木		
金		
土	08:30～18:30	
日	実施なし	

○○小学校　放課後子供教室（毎週水曜日、毎月第２、４土曜日開所）

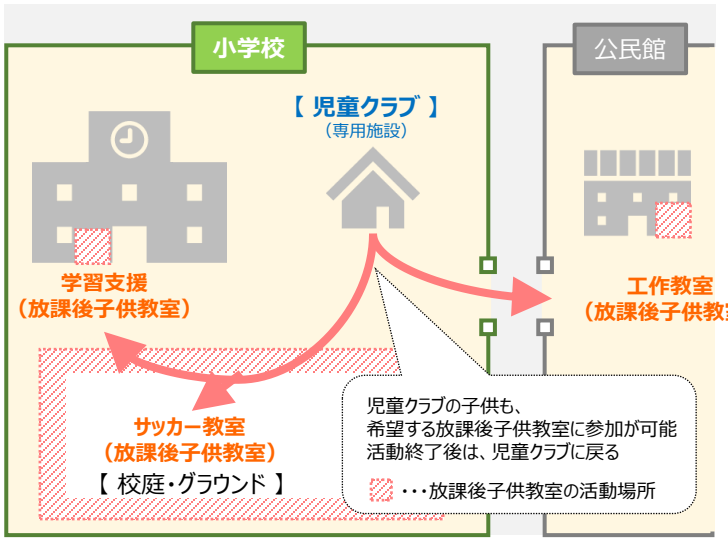
月	実施なし	
火		
水	15:30～17:30	グラウンド 余裕教室
木	実施なし	
金		
土	10:00～12:00	公民館 （隣接）
日	実施なし	

クラブの子供も参加

（毎週水曜日）
グラウンドでサッカー教室
余裕教室で学習支援

クラブの子供も参加

（毎月第２・４土曜日）
公民館で工作教室



連　携　型：放課後子供教室及び放課後児童クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの

校内交流型：連携型のうち、同一小学校内等で放課後子供教室及び放課後児童クラブを実施しているもの

「放課後児童クラブ運営指針」の概要

（平成２７年３月３１日策定・公表）
令和7年１月22日第一次改正

令和7年1月22日付　こ成環第16号こども家庭庁成育局長通知

運営指針の構成

○　第1章から第7章までの構成で、放課後児童クラブにおける育成支援の内容や運営に関する留意すべき事項などを網羅的に記載し、運営していく上での基本的な事項を定めている。
○　各放課後児童クラブは、この運営指針を踏まえ、それぞれの実態に応じて創意工夫を図り、質の向上と機能の充実に努めていく。

第１章　総則

放課後児童クラブ運営指針の趣旨と育成支援の基本的な考え方を示し、全体像を理解できる内容を規定

1. 総則　2. 放課後児童健全育成事業の役割　3. 放課後児童クラブにおける育成支援の基本

第２章　事業の対象となる子どもの発達

児童期（6～12歳）の発達の特徴を3つの時期区分ごとに整理し、育成支援に当たって配慮すべき内容を規定

1.こどもの発達と児童期　2.児童期の発達の特徴　3.児童期の発達過程と発達領域　4.児童期の遊びと発達　5.こどもの発達過程を踏まえた育成支援における配慮事項

第３章　放課後児童クラブにおける育成支援の内容

育成支援を行うに当たってこどもが主体的に過ごし、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにしていくために必要となる援助の具体的な方法や障害のあるこどもなどに適切に対応していくために留意すべきこと、保護者との信頼関係の構築などの内容を規定

1. 育成支援の内容　2. 障害のあるこどもへの対応　3. 特に配慮を必要とするこどもへの対応　4. 保護者との連携
5. 育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務

第４章　放課後児童クラブの運営

省令基準に基づく職員体制や集団の規模等の具体的な内容を規定

1. 職員体制　2. こどもの集団の規模　3. 開所時間及び開所日
4. 利用の開始等に関わる留意事項　5. 運営主体
6. 労働環境整備　7. 適正な会計管理及び情報公開

第５章　学校及び地域との関係

連携に当たっての情報交換等の必要性や方法等の内容を規定

1. 学校等との連携　2. 保育所、認定こども園、幼稚園等との連携　3. 地域、関係機関との連携　4. 学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ

第６章　施設及び設備、衛生管理及び安全対策

省令基準に基づく施設及び設備の環境整備と感染症や事故などへの対応方法等の具体的な内容を規定

1. 施設及び設備　2. 衛生管理及び安全対策

第７章　職場倫理及び事業内容の向上

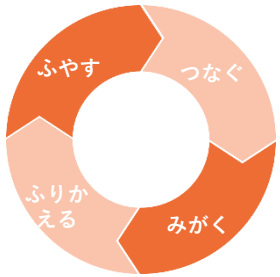
運営主体の責務と放課後児童支援員等の倫理意識の自覚、研修等の事業内容向上の取組内容を規定

1. 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理
2. 要望及び苦情への対応　3. 事業内容向上への取り組み

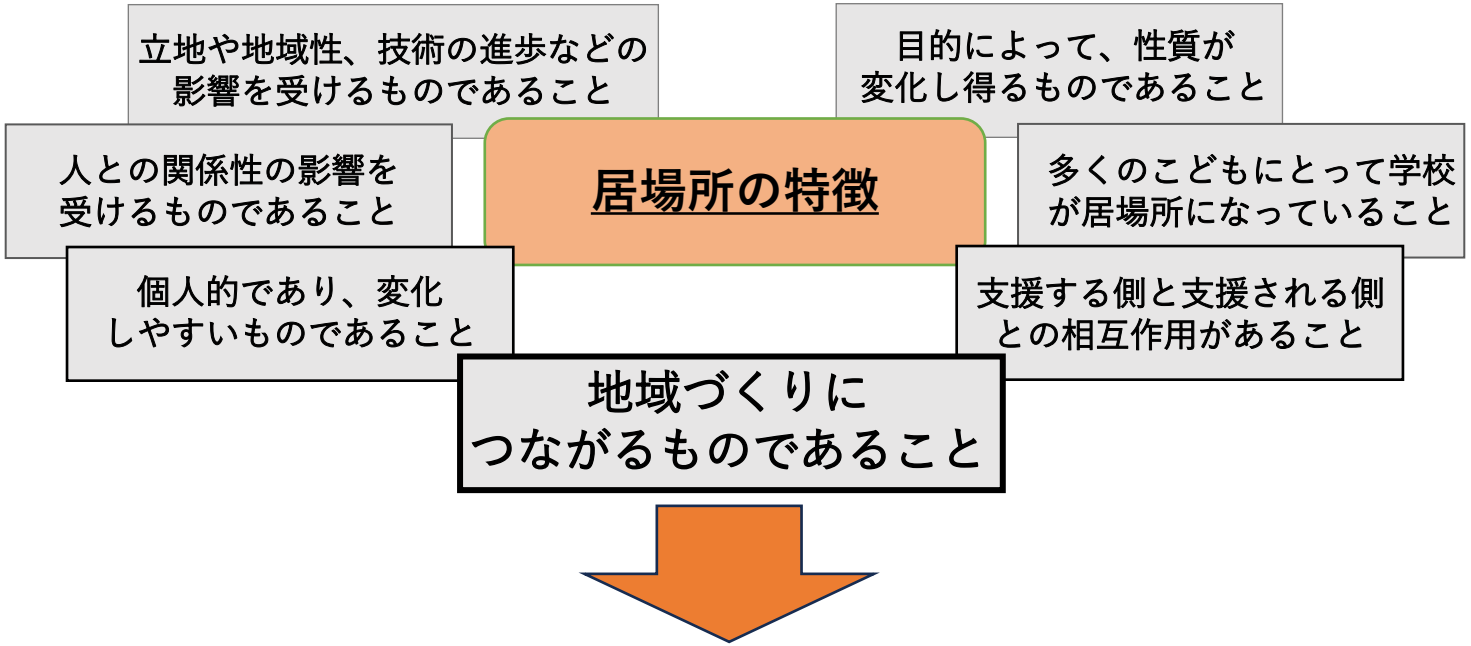
こどもの居場所づくり

こどもの居場所づくりに関する指針（概要） 令和5年12月22日 閣議決定

こどもまんなか こども家庭庁

概要	こども食堂や学習支援など、様々なこどもの居場所づくりの取り組みがされているなか、**こうした取り組みを推進する観点から、こどもの居場所づくりについて国としての考え方を示すもの。**
背景	地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、**地域の中でこどもが育つことが困難**になっており、また児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、**こどもを取り巻く環境の厳しさ**が増している。さらに、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、**居場所への多様なニーズ**が生まれている。こうしたなか、様々な地域で多様な形態による居場所づくりが実践されており、**国としても一定の考え方を示すことが求められている**。
理念	全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長していけるよう、**「こどもまんなか」の居場所づくりを実現**する。
こどもの居場所・居場所づくりとは	• 居場所とは、**こども・若者本人が決めるもの**である。こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。また、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。 • 居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、**居場所づくりとは、第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る**。 • こうした隔たりを乗り越えるため、**こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりを進めることが必要。**
こどもの居場所づくり推進の視点	 こどもの居場所づくりを推進するに当たり基本的な4つの視点として整理 ①「**ふやす**」～多様なこどもの居場所がつくられる ②「**つなぐ**」～こどもが居場所につながる ③「**みがく**」～こどもにとって、より良い居場所となる ④「**ふりかえる**」～こどもの居場所づくりを検証する
役割責務等	こどもの居場所づくりに関係する地方公共団体や国、民間団体・機関、学校、企業等含め**全ての者が、本指針で掲げるこどもの居場所づくりに関する理念等を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要**である。

こどもの居場所の特徴（地域づくりとの関係性）



こども・若者の居場所が、こども・若者のみならず、その担い手にとっても、その場が自分の居場所となり、**地域における新たな交流やつながりを得られる場として機能している場合**もある。特に少子高齢化が進展する地方部においては、地域づくりの一手法としてとして地域住民の居場所づくりが進められている。

「こどもの居場所づくりに関する指針」
第2章　2. こどもの居場所の特徴　より抜粋

こどもたちのウェルビーイングにつながる居場所・体験の充実に向けて

こどもたちが多様な遊びや体験、人とのつながりを通じて、将来にわたってウェルビーイングを高めながら成長していくための基盤づくりを「未来への投資」として行うことが必要

- **地域のつながりの希薄化**や**少子化の進展**など社会構造の変化によりかつて自然に得られていた体験の機会が失われつつある中で、すべてのこどもが安心して過ごし、挑戦や成長の機会を得られる環境を整えることが必要。
- 「**こどもの居場所づくりに関する指針（令和5年12月22日　閣議決定）**」においても、その必要性を確認した上で、「**様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接すること**」ができること、それにより「**全てのこども・若者の…健やかな成長や幸せな状態（ウェルビーイング）の向上に資すること**」を、居場所づくりを通じて目指す未来（理念）として掲げている。
- また、同指針は、居場所は「遊びや体験活動」を含む概念として整理している。

【参考】こども期の肯定的体験
（Positive Childhood Experiences：PCEs）

（肯定的体験の例）
- ✓ 自分の気持ちについて話せる
- ✓ 安全で大人に守られていると感じる
- ✓ 友人に支えられていると感じる
- ✓ つらいときには、そばにいてくれると感じる
- ✓ 学校に居場所があると感じる
- ✓ 地域の伝統行事に参加するのが好きだ　　等

○　こども期に**肯定的な社会体験（PCEs）を重ねる機会を確保**することで、**すべてのこどもたちのウェルビーイングを支え**・**将来の地域社会での活躍の基盤**をつくる





日常的な安心できる関係性の中での体験の積み重ね
×
その中で見えてくる個々のこどもの主体性に基づく
挑戦機会・社会への接点

こども家庭庁（こどもまんなか） こどものウェルビーイング基盤整備事業（居場所・体験創出基盤事業）（仮称）

新規

令和９年度概算要求額　７億円

事業の目的

- こども期に**肯定的な体験（PCEｓ）を重ねる機会を確保**することで、すべてのこどもたちの**ウェルビーイングを支え**・**将来の地域社会での活躍の土台**をつくる。
- すべてのこどもにとって必要な居場所・体験機会を確保するために、**地域全体で多様なこどもの居場所づくり・体験提供を支え、こどもの居場所づくりや体験活動に取り組みやすく、また活動を継続しやすい環境**を実現する。

事業の概要

（１）地域の居場所・体験提供基盤の創出・強化（実施主体：都道府県・（市町村※下記②のみ））

児童館などの子育て支援施設、保育所等・学校、商業施設をはじめ、既に地域にある、こどもたちにとって身近な場所も活用しながら、こどもを単に支援の対象とするのではなく、こどもが地域・おとなと関わることや、主体的に活動することを通し、肯定的体験をできるように地域全体で取り組む。

①居場所・体験の提供

乳幼児期・学齢期を含めこどもが信頼できる他者（大人・仲間・先輩）と出会い・関係を深め、コミュニティへ所属するきっかけとなる居場所や体験を提供する地域の取組を支援

②地域の体制強化

こどものウェルビーイング向上を地域全体で支えるため、 はじめの100か月の育ちビジョンやこどもの居場所づくりに関する指針等を踏まえ、官民の居場所づくり・体験提供の実践者の発掘・ネットワーク化や、民発の居場所づくり・体験提供を自治体の政策の中で活かす取組の枠組み化（相談窓口の設置・広報活動等）を展開する地域の取組を支援

【参考】こども期の肯定的体験
（Positive Childhood Experiences：PCEs）

（肯定的体験の例）
- ✓ 自分の気持ちについて話せる
- ✓ つらいときには、そばにいてくれると感じる
- ✓ 安全で大人に守られていると感じる
- ✓ 学校に居場所があると感じる
- ✓ 友人に支えられていると感じる
- ✓ 地域の伝統行事に参加するのが好きだ　等



日常的な安心できる関係性の中での体験の積重ね
×
その中で見えてくる個々のこどもの**主体性に基づく挑戦機会や社会への接点**

（２）全国の居場所・体験提供の強化基盤の整備(実施主体：公募により民間団体等に補助)

居場所の質向上や居場所づくりの促進を図るオンライン動画の開発、官民の居場所づくり・体験提供の実践者が各地の工夫から学び合う集合型研修の実施により、居場所・体験の底上げを図る。

①オンライン研修コンテンツの開発
- 地域の様々な居場所の実践者向けに、こども対応にかかわる基礎的な知識（セーフガーディング・こどもの権利等）を学べるコンテンツの作成・提供
- 主に自治体担当者向けに、先行自治体の事例や時宜に応じた関連テーマ（例.防災×こどもの居場所）について学習できるコンテンツの作成・配信

②ケーススタディ・学び合いの機会創出
- 地域ブロック研修会（企画運営：全国事務局および各地域の官民の居場所づくりの実践者による運営委員会方式を想定。運営委員は他ブロックの研修会に参加することも推奨）
- 自治体担当者向け研修会（企画運営：同上、内容：先進地域の現場を他地域からの参加者とともに視察し、まちづくり政策・こども政策全体の中での政策的な位置づけを検討）

（３）居場所・体験提供に関する調査研究事業　こどものウィルビーイング向上のための体験・居場所づくりの基盤構築に必要な調査の実施

実施主体等

※記載の単価は令和９年度概算要求時点のものであり、今後の予算編成過程において変更があり得る。

（１）地域の居場所・体験創出基盤の創出・強化
【実施主体】都道府県(・市区町村※②のみ)
【補助率】国１/２、都道府県(・市区町村１/２)
【補助基準額案】都道府県3000万円(、市区町村350万円)

（２）全国の居場所・体験機会の創出・強化基盤の整備
【実施主体】民間団体等（公募により補助）
【補助率】　国　10／10
【補助基準額案】　5000万円

（３）居場所・体験提供に関する調査研究事業
【実施主体】民間団体等（①公募、②市区町村に補助）
【補助率】①国　10／10　②国　1/2、市区町村　1/2
【補助基準額案】①4,000万　②700万円

参考資料

・放課後児童クラブ運営指針

・こどもの居場所づくり

「放課後児童クラブ運営指針」の主な内容①

第１章　総則

○ 放課後児童クラブの役割 ・・・ 児童の権利に関する条約の理念に基づき、こどもの最善の利益を考慮して育成支援（＝こどもの健全な育成と遊び及び生活の支援）を推進し、学校や地域の様々な社会資源、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する。
○ 放課後児童クラブは自ら進んでこどもの権利に関して学習を行うことや、運営主体は研修機会を保障することに努める。
○ 育成支援の基本的考え方 ・・・ こどもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながらこどもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、こどもの健全な育成を図る。

第２章　事業の対象となるこどもの発達

○ 放課後児童クラブでは、放課後等にこどもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるようにすることが求められるため、放課後児童支援員等は、こどもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うことが必要である。
○ 児童期の発達の主な特徴を具体的に示している。
○ 児童期の発達過程は個人差が大きく、目安として、おおむね6歳～8歳（低学年）、9歳～10歳（中学年）、11歳～12歳（高学年）の3つの時期に区分して捉え、その発達過程を踏まえ、こども一人ひとりの心身の状態を把握しながら、集団の中でのこども同士の関わりを大切にして育成支援を行うことが求められる。

第３章　放課後児童クラブにおける育成支援の内容

○ こどもが遊びや生活の中で、自身の権利を理解できるような環境や機会を設け、その内容について保護者にも周知するように努める。
○ 放課後児童クラブは、年齢が異なる等の多様なこども達が一緒に過ごす場であり、それぞれのこどもの発達の特徴やこども同士の関係を捉えながら適切に関わることで、一人ひとりと集団全体の生活を豊かにすることが求められる。
○ 性暴力防止のための啓発や、事業所内での性暴力が発生した際に適切かつ迅速に対応できるよう体制を構築する。
○ 育成支援に当たって、放課後児童支援員等に求められる主な内容は以下のとおり。

①こどもが自ら進んで放課後児童クラブに通い続けられるようにする援助　②こどもの出欠席と心身の状態を把握した適切な援助
③こども自身が見通しを持って主体的に過ごせるようにする援助　④日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるようにする援助
⑤こどもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする援助
⑥こどもが自分の気持ちや意見を表現でき、その意見を反映する機会を設ける仕組みづくりや援助
⑦こどもにとって放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつ等の適切な提供
⑧こどもが安全に安心して過ごすことができるような環境の整備や緊急時に適切な対応ができるようにする援助
⑨放課後児童クラブでのこどもの様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携した育成支援

「放課後児童クラブ運営指針」の主な内容②

○ 障害のあるこども（医療的ケアを必要とするこどもを含む）への対応については、インクルージョン（包容・参加）の考え方に立ち、適切な配慮及び環境整備を行う中で放課後児童クラブでのこども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。

○ 障害のあるこどもの受け入れ時や、学校の卒業等による放課後等デイサービスへの移行の際には切れ目のない支援となるようにこどもや家庭の状況等の把握、支援内容等の引継ぎによる円滑な移行に向けて関係機関等との連携を図ることが求められる。

○ 児童虐待が疑われる場合には、放課後児童支援員等は各自の判断だけで対応することは避け、運営主体の責任者と協議の上で、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、関係機関と連携して適切な対応を図らなければならない。

○ 放課後児童支援員等は、こどもの家庭環境についても配慮し、家庭での養育について特別の支援が必要な状況を把握した場合には、こどもと保護者の安定した関係の維持に留意しつつ、市町村や関係機関と連携して適切な支援につなげるように努める。

第４章　放課後児童クラブの運営

○ 放課後児童クラブには、年齢等の状況が異なるこどもを同時にかつ継続的に育成支援を行う必要があること、安全面での管理が必要であること等から、支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置くこととし、その勤務時間については、こどもの受入れ準備や打合せ、育成支援の記録作成等、開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定されることが求められる。

○ こども集団の規模（支援の単位）は、こどもが相互に関係性を構築したり、1つの集団としてまとまりをもって共に生活したり、放課後児童支援員等が個々のこどもと信頼関係を築いたりできる規模として、おおむね40人以下とする。

○ 開所時間については、学校の授業の休業日は1日につき8時間以上、それ以外の日は1日につき3時間以上、開所日については、1年につき250日以上を原則として、保護者の就労時間、学校の授業の終了時刻その他の地域の実情等を考慮して、当該放課後児童クラブごとに設定するが、新1年生については、保育所等との連続性を考慮し、4月1日より受け入れを可能にする必要がある。

○ 運営主体は、利用を希望する保護者等に必要な情報を提供するとともに、新1年生の環境変化に配慮して、利用の開始の前に、こどもや家庭の状況、保護者のニーズ及び放課後児童クラブでの過ごし方について十分に保護者等と情報交換することが求められる。

○ 放課後児童対策の趣旨を踏まえ、放課後子供教室との連携型や校内交流型として実施できるように努める。校内交流型を実施する際であっても、それぞれの事業の趣旨を踏まえるとともに、放課後児童クラブとしてのこどもの生活の場の機能を担保する。

○ 専用区画を安定的に確保するまでの間、放課後児童クラブを一時的に特別教室等のタイムシェアによって運営する場合には、あらかじめ確認すべき事項について、学校等と取決め等を行うように努める。また、育成支援にふさわしい環境とするように配慮する必要がある。

第５章　学校及び地域との関係

○ こどもの生活の連続性の保障は、学校、保育所、認定こども園、幼稚園等、地域、関係機関との連携が不可欠である。特に学校等との連携の際には、情報交換や情報共有、職員同士の交流等を、日常的、定期的に積極的に行う。

○ こどもの遊びの場と生活の場を広げるために、学校の校庭や体育館、余裕教室等を利用できるように連携を図り、コミュニティスクール等、学校、地域の関係者が連携・協働する機会に積極的に参画することが求められる。

「放課後児童クラブ運営指針」の主な内容③

○ 放課後児童クラブに通うこどもの生活について地域の協力が得られるように、自治会・町内会や民生委員・児童委員（主任児童委員）等の地域組織やこどもに関わる関係機関等と情報交換や情報共有、相互交流を図るとともに、事故、犯罪、災害等からこどもを守るため、地域住民と連携、協力してこどもの安全を確保する取り組みを行う。

○ 児童館の中で実施する場合は、放課後児童クラブに通うこどもの育成支援の環境及び水準が担保されるようにする。

第６章　施設及び設備、衛生管理及び安全対策

○ 放課後児童クラブを安全・安心な居場所とするため、基準に定められた安全計画を各事業所において策定し、総合的な対策を講じる。

○ 放課後児童クラブには、こどもが安全に安心して過ごし、体調の悪い時等に静養することができる生活の場としての機能と、遊び等の活動拠点としての機能を備えた専用区画が必要であり、その面積は、こども１人につきおおむね1.65㎡以上を確保すること。また、こどもの遊びを豊かにするため、屋外遊びや運動遊びを行う場所や自然にふれあいながら過ごせる環境を確保することが求められる。

○ 衛生及び安全が確保された設備を備え、生活に必要な備品、遊具及び図書を備える。また、日常の衛生管理に努め、医療品を備える。

○ こどもがプール等に入水するようなことや、普段の放課後児童クラブでの活動と異なることを行う際には、安全管理に特に留意し、運営体制等が整わないと判断される場合は、中止する。

○ おやつの提供に際して、食物アレルギー事故、窒息事故等を防止するため、放課後児童支援員等は応急対応について学んでおく。

○ 運営主体は市町村との連携のもとに災害等の発生に備えて業務継続計画や具体的な計画及びマニュアルを作成し、定期的に（少なくとも年２回以上）訓練を行うなどして適切かつ迅速に対応できるようにしておく。また、外部からの不審者等の侵入防止の措置や訓練などの対応を図る。

○ 災害後の復旧・復興においては、放課後児童支援員等やこども、保護者が、被災によって生活状況が変化している場合があるため、市町村や関係機関と連携し、必要に応じて人的支援や専門的助言等を求めることを検討する。

○ 取組等で公共交通機関等を利用する場合や自動車を運行した送迎支援等の際には、視認、点呼等による確実な所在確認を行う。

第７章　職場倫理及び事業内容の向上

○ 運営主体は、社会的信頼を得るとともに、法令を遵守し、こどもや保護者の人権に十分配慮し、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む必要がある。また、事業所内で児童虐待等が行われた際の対応について定める。

○ 放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

○ こどもや保護者等からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応し、その内容や対応について職員間で共有する。

○ 運営主体は、職場を離れての研修の機会を確保し、その参加を保障する。その際、放課後児童支援員等の経験やこどもの意見、ニーズに応じた研修内容にも配慮すること。

○ 運営主体は、その運営の内容について自己評価や第三者評価により、事業の質の向上につなげる。評価を行う際にはこどもや保護者の意見を取り入れて行うことが求められるとともに、評価の結果については、職員間で共有し、その結果を公表するように努める。

居場所の現状と課題、及び提言

- 居場所づくりにおける理念と大切にしたい視点 -

こどもまんなか
こども家庭庁
＊こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。

● こども・若者の居場所づくりにおける理念

心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができることを目指す。

＊こども基本法及び、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針に定められている理念に沿って作成

● こども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点



- 居場所づくりにおいて重要なことは、**こども・若者の主体性の尊重**である。
- その場を居場所と感じるかどうか等は、本人が決めることである。
- そうした観点から、**こども・若者の声（視点）を軸に「居たい・行きたい・やってみたい」**の３つの視点で整理した。

＊こども・若者の声には相互に矛盾するものもあるが、多様な居場所づくりにおいてそれぞれ尊重したい視点であるため、そのまま記載した。居場所が求められる根拠として受け止められることを願う。

“居たい”

- 居ることの意味を問われないこと
- 信頼できる人、味方になってくれる人がいること
- 過ごし方を選べること
- ありのまま、素のままでいられること
- 誰かとつながれること
- 気の合う人がいること
- 安心・安全な場であること
- くつろげる環境が整っていること
- 居たいだけ居られること
- 助けてほしいときに、助けてくれる人がいること
- 誰かとコミュニケーションできること
- 話を聴いてくれること
- 別の目的をもった人がいても、同じ空間にいられること
- 一人で居ても気にならないこと

“行きたい”

- 自分を受け入れてくれる誰かがいること
- 身近にあること
- 気軽に行ける、一人でも行けること
- お金がかからずに行けること
- 誰でも行けること
- 行くきっかけがあること
  （必要に応じて、こども・若者へアウトリーチで関わること）
- 自分と同じ境遇や立場の人がいること
- いつでも行けること
  （こども・若者自身が居場所に行く時間を選べること）

“やってみたい”

- いろんな人と出会えること
- 好きなこと、やりたいことができること
- 自分の意見を言える、聴いてもらえること
  （自分の意見が反映されること）
- 一緒に学ぶ人、
  学びをサポートしてくれる人がいること
- いろんな機会があること
  （興味や希望に沿ったイベントがあること）
- 未来や進路を考えるきっかけがあること
- あこがれを抱ける人がいること
- 新しいことを学べること
- 自分の役割があること

居場所の現状と課題、及び提言

-居場所に共通する課題と対応の方向性-

こどもまんなか
こども家庭庁
＊こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。

課題1 居場所の安心・安全の確保

大人から搾取されたり、犯罪に巻き込まれることなく、
安心・安全な居場所を確保する必要がある。専門性や領域を横断しながら
コーディネートできる人材の不足等の課題もある。

課題2 こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくり

こども・若者の声を聴き、適切に反映させる仕組みの整備や、
大人のこども・若者の権利に関する理解が不足している。

課題3 多様な居場所を増やすこと

地域のニーズを調査、把握し、各種の資源を活用しながら、
地域の中に居場所を充足させていく役割を担う人材、
居場所の運営や経営を支援する人材等が不足している。

課題4 居場所とこども・若者をつなぐこと

地方部での居場所へのアクセスの確保や、居場所の情報を、
保護者やこども・若者が入手できる環境の整備が課題。
居場所につながりにくい層へのアプローチや、居場所につながるきっかけづくりとして
のアウトリーチ等も検討する必要がある。

課題5 居場所を継続すること

居場所の持続可能性を高める上で、居場所を運営する団体の
経営の安定性や、人材確保・雇用の安定化、居場所を運営する
人材への精神面などのケアの不足等の課題がある。

対応策1 こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくり

こども・若者自身が自らの権利について学ぶ機会や、居場所づくりを行う大人
が、こども・若者の権利を理解し、守っていくことが必要。
こども・若者の声を聴き、適切に居場所づくりに反映させる仕組みや、
こども・若者とともに居場所をつくっていく仕組みの整備が必要。

対応策2 居場所における支援の質向上と環境整備

安定した人材確保や支援の質向上のため、
居場所において職務として直接支援に当たる者の処遇改善を図るとともに、
複合化する課題への対応等に向けた居場所間の連携や研修の充実、
居場所を運営する人材の精神面へのケア等が求められる。

対応策3 地域の居場所をコーディネートする人材確保、育成への支援

地域のニーズを把握し、居場所づくりの担い手を含む資源の発掘・活用や、
地域づくりとの連携など、地域の居場所全体をコーディネートし、
多様な居場所を確保する人材が必要である。

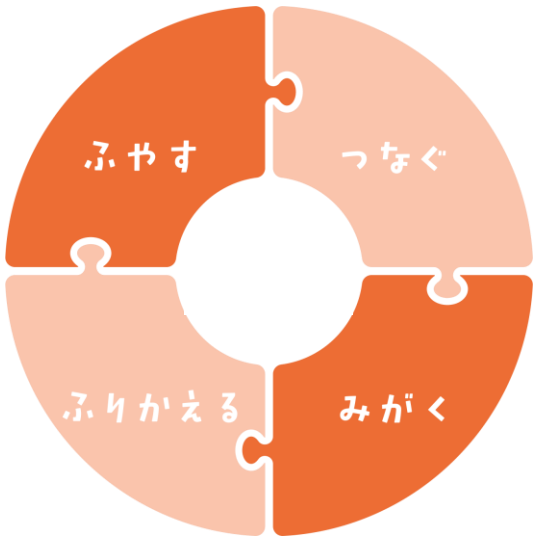
対応策4 居場所づくりに取り組む団体を支援する「中間支援団体」への支援

居場所づくりを担う団体等への支援と合わせ、安定的で質の高い
居場所運営には、運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の
組織経営が求められるため、運営ノウハウや人材育成を
サポートする団体の存在が必要である。

対応策5 官民の役割分担(共助・公助の組み合わせ)

これまで地域コミュニティや民間団体が果たしてきた役割や自主性を
踏まえること、同時に、人材育成や特別なニーズのあるこども・若者には
公的な支援のもとで手厚い支援を提供するなど、居場所の性格や
機能に応じて、共助・公助を適切に組み合わせることが必要である。

地域全体で取り組む



【ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる】を効果的に進めていくためには、地域全体で居場所づくりに取り組んでいくことが不可欠です。実践に関わる人など、一部の人だけで取り組もうとしても、その効果は限定的なものになるでしょう。多くの人に知ってもらい、応援してもらえるようになることが重要です。



ふやす

多くの人が関心を持つことで、取り組みを始め／続けやすくなります

つなぐ

話題にすることで、居場所づくりの情報は口コミで広がります

みがく

みんなでこども・若者の声を聴くことが、居場所をみがきます

ふりかえる

改善点や、次の課題について、みんなで意見を出し合いましょう

“ふやす”ためにできること（例）

	POINT 1 地域にあるものを使い、 より充実した居場所の実現を	POINT 2 居場所づくりを 新しく始めやすいように
地域が	実践者に対する、 地域資源の情報提供	居場所づくりの取り組みを 見守る、応援する
実践者が	既存の地域資源を把握し、 適切に活用	新しく始める人への ノウハウの共有
自治体が	こども・若者のニーズや 地域資源などの調査	立ち上げ支援、中間支援 団体を通しての支援

“みがく”ためにできること（例）

	POINT 1 こどもと一緒に「みがく」	POINT 2 おとな同士で「みがく」
地域が	こども・若者に関心を持ち、 声を聴く	実践者を含め、 地域住民同士で交流する
実践者が	こども・若者の声を基に 取り組みを見直し続ける	実践者同士でつながり、 意見交換をする
自治体が	こども・若者の声を施策に 反映する機会を設ける	地域全体の環境整備の ための施策を推進する

“つなぐ”ためにできること（例）

	POINT 1 こども・若者が居場所を 見つけやすくするために	POINT 2 こども・若者が利用する際の ハードルを下げるために
地域が	地域の取り組みを知り、 あちこちで話題に出す	身近なこども・若者と 情報共有する
実践者が	こども・若者に知って もらうための広報啓発	アウトリーチやオンラインの 実施など
自治体が	居場所づくりに関する マップの作製など	社会資源につながりにくい 人への対応など

こどもまんなか
こども家庭庁

こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業

成育局 成育環境課

＜こども政策推進事業費補助金＞令和８年度予算　７億円（９億円）

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置等の支援を行う。「こどもの居場所づくりコーディネーター」は、地域の既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポート等の役割を担い、地域全体でこどもの居場所づくりの推進に取り組む。

事業の概要

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所の運営において必要となる、運営資金のやりくりや人材の活用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。

また、地方自治体と連携して実施される居場所づくりの取組に対し、その立ち上げ資金を補助する。

【こどもの居場所づくりコーディネーターの要件】

・地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると自治体が認めた者

【こどもの居場所づくりコーディネーターの業務内容】

・居場所に関する地域資源の把握

・居場所同士や関係機関等ネットワーク形成

・その他、地域の実情等に応じて行う業務



実施主体等

【実施主体】都道府県、市区町村

【補助率】国1/2、都道府県・市区町村 1/2

【補助基準額案】ⅰ）コーディネーター配置（１実施主体あたり）

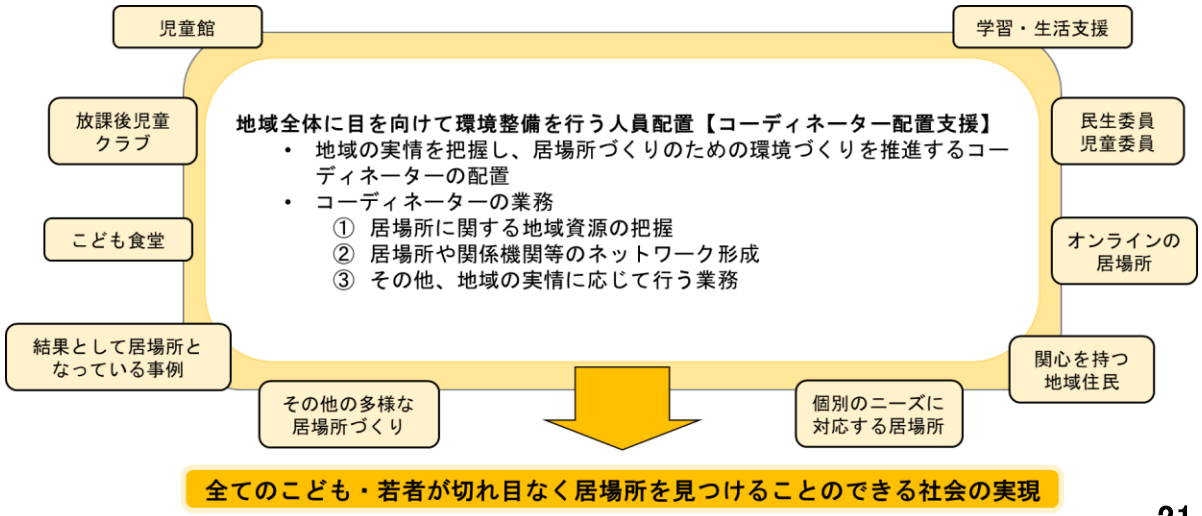
17,580千円（３名以上配置の場合）

11,846千円（２名配置の場合）

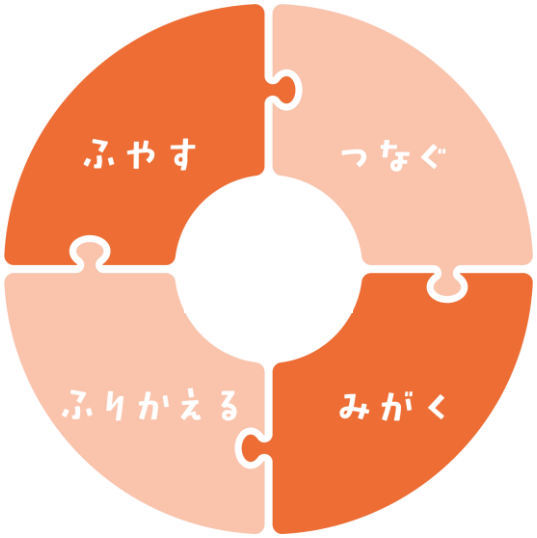
6,111千円（１名配置の場合）

ⅱ）居場所立ち上げ支援（１か所あたり）

50千円



こどもの居場所づくりコーディネーターの役割



地域の人々をつなぐコーディネーター

地域全体でこども・若者の居場所づくりに取り組むために、【ふやす・つなぐ・みがく・ふりかえる】の観点から、地域の実情を把握し、居場所づくりを進める「こどもの居場所づくりコーディネーター」の配置を推進しています。



「こどもの居場所づくりコーディネーター」の業務（例）
①居場所に関する地域資源の把握
②居場所や関係機関などのネットワーク形成
③その他、地域の実情に応じて行う業務

資料5

総務省

コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会

総務省地域力創造グループ地域振興室

令和８年11月４日

なぜ、地域運営組織（RMO）が注目されているの？

地域の多様な主体が参画し活動する組織「地域運営組織（RMO）」※RMO：Region Management Organization

高齢者の見守り　草刈り　路線バスの廃止　地域行事の開催　など

それぞれの課題に対して、自治会やNPO法人などがバラバラに取り組んでも限界がある…
事業性のある活動など、従来の自治・相互扶助活動から一歩踏み出して地域課題の解決を図る必要

地域で活動する既存の団体に加え、地域おこし協力隊などの移住者・関係人口も巻き込み、参加することで、活動の持続可能性が高まるとともに情報の共有・人材の交流が生まれる

地域活動のインフラ（基盤）となる組織



充実した地方財政措置の対象となる

１戸１票制ではなく、女性も含めた参加者1人1人が当事者意識を持って活動する団体

地域運営組織（RMO）とは

「**地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心**となって形成され、**地域内の様々な関係主体**が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、**地域課題の解決に向けた取組**を持続的に実践する組織」

地域運営組織（RMO）の現状

団体数

令和７年度は地域運営組織が全国で**8,587団体**が確認され、令和６年度（8,193団体）から394団体増加（4.8%増）し、平成28年度に比べて約2.8倍に増加。また、地域運営組織が形成されている市区町村は**903市区町村**であり、令和6年度（893市区町村）から10市区町村増加（1.1%増）

組織形態

法人格を持たない**任意団体が90.3%**、NPO法人が3.4%、認可地縁団体が2.1%

構成団体

（複数回答）

自治会・町内会が構成員となっている地域運営組織は78.8%と最も多く、「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」（57.5%）、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」（47.7%）が続く。

活動拠点

活動拠点を有する団体が97.3%、このうち64.3%が公共施設を使用

活動内容

（複数回答）

祭り・運動会・音楽会などの運営（71.8%）が最も多く、交流事業（69.7%）、健康づくり・介護予防（62.0%）、防災活動（62.0%）などが続く。

収入

（複数回答）

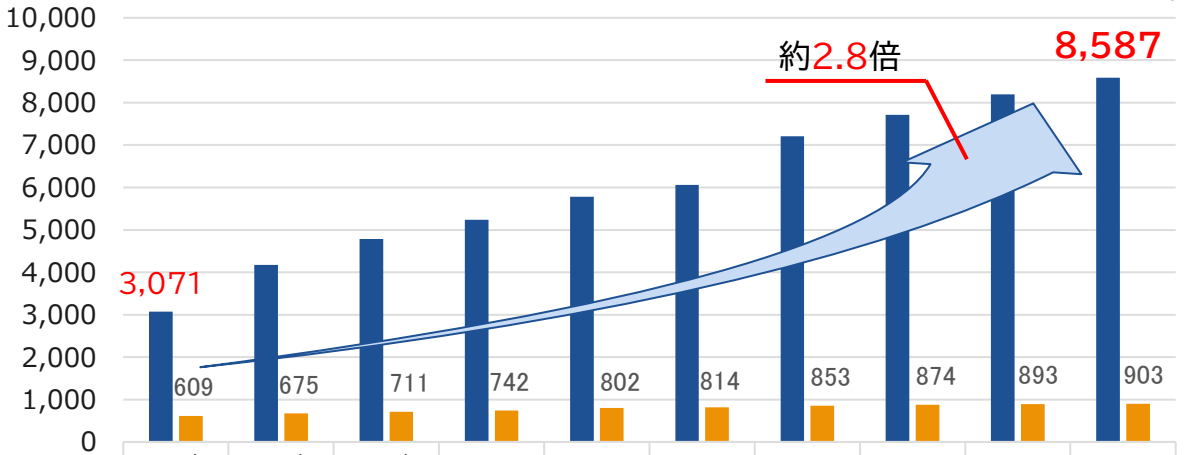
収入源（第１位から第５位までを複数回答）のうち、「市区町村からの助成金・交付金等」が86.1%と最も多い。また、生活支援などの自主事業の実施等による収入（会費、補助金、寄附金等以外の収入）の確保に取り組む地域運営組織の割合は45.2%

課題

（複数回答）

活動の担い手となる人材の不足（82.2%）が最も多く、団体の役員・スタッフの高齢化（66.1%）、次のリーダーとなる人材の不足（64.2%）が続くなど、**人材に関するもの**が多い。

（単位：団体）

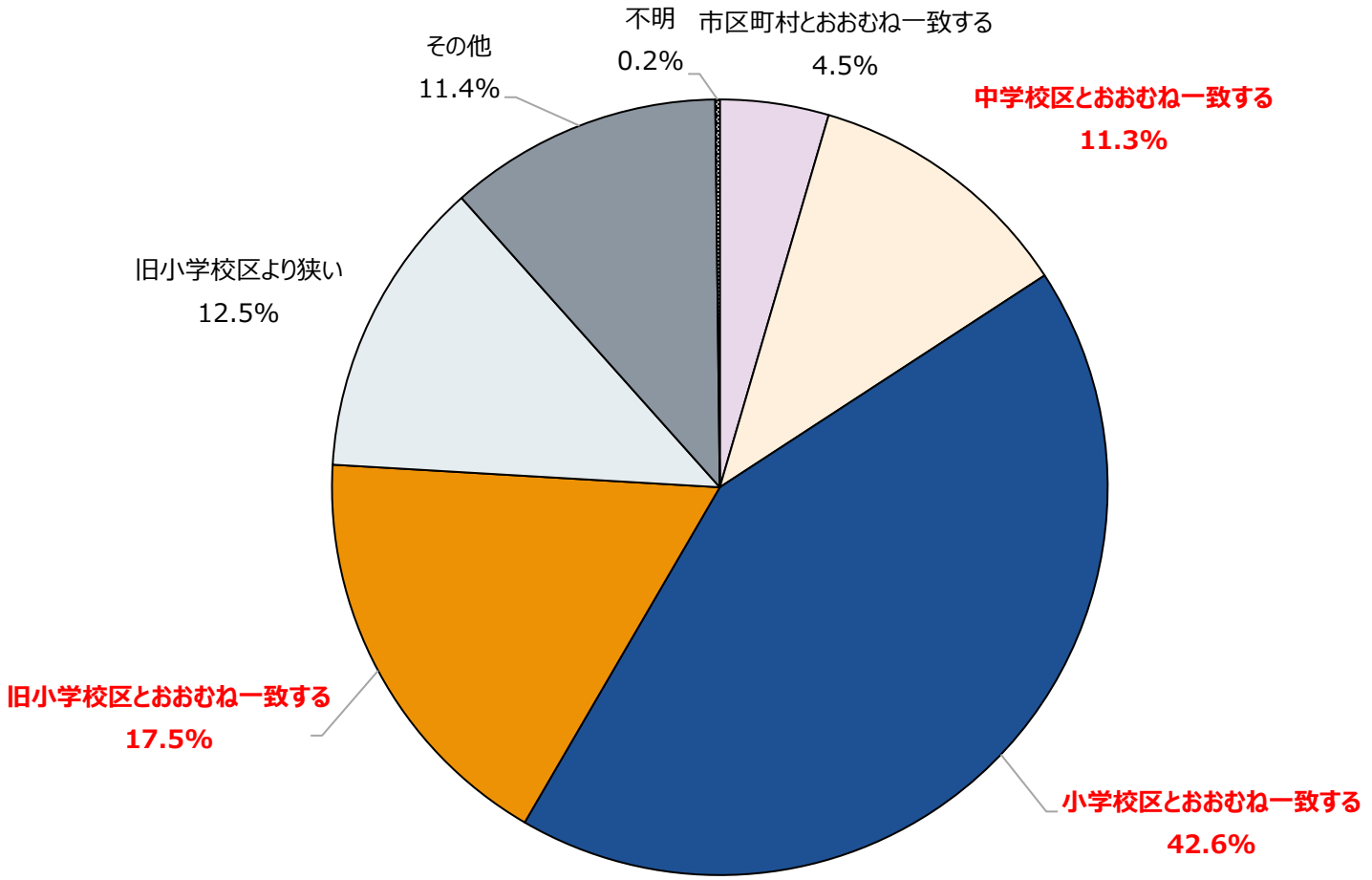


	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
地域運営組織数	3,071	4,177	4,787	5,236	5,783	6,064	7,207	7,710	8,193	8,587
市区町村数	609	675	711	742	802	814	853	874	893	903

※令和７年度　総務省調査（市区町村：1,741団体、地域運営組織：8,587団体が回答）

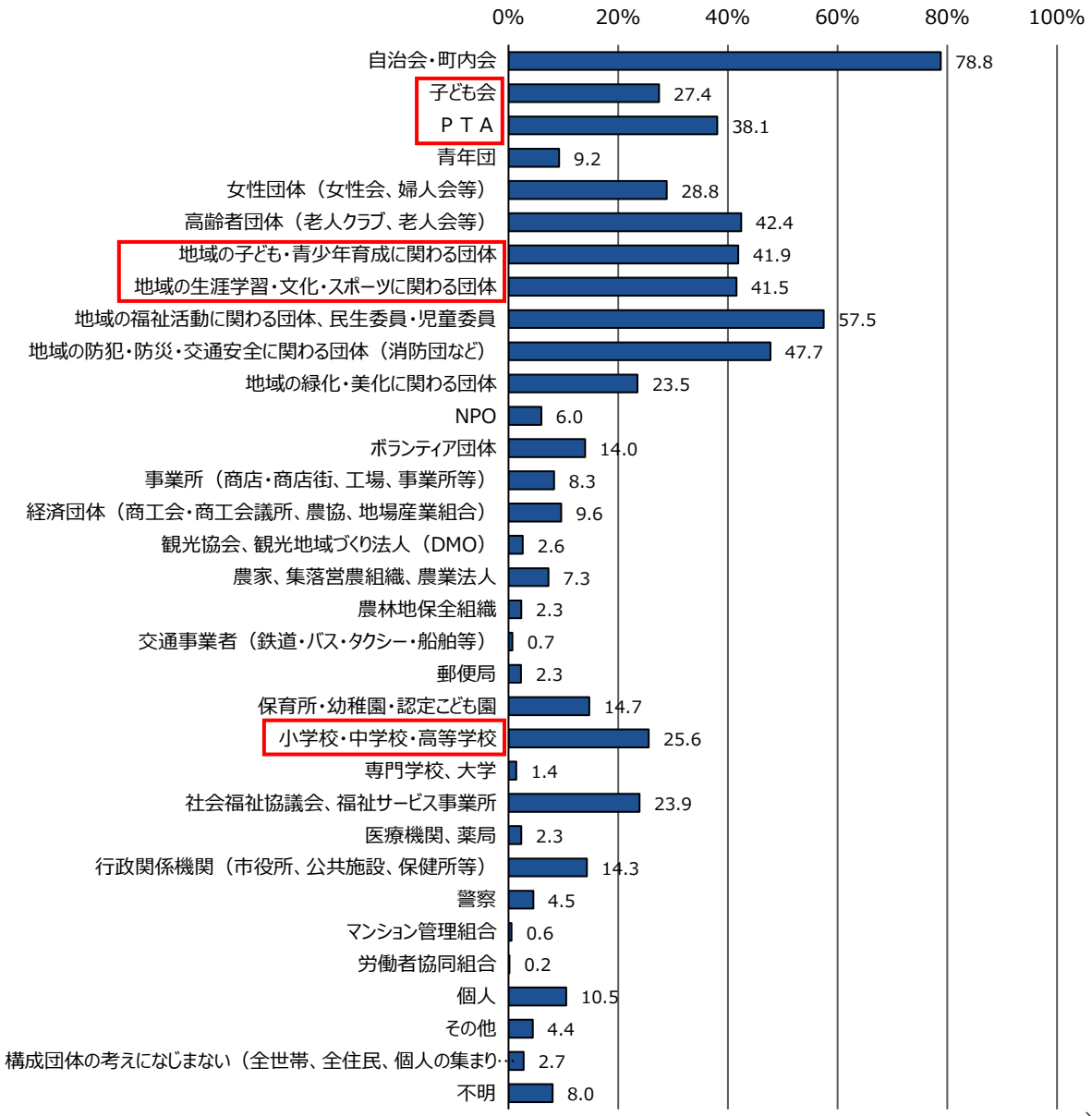
地域運営組織（RMO）の活動範囲

●学校が置かれている区域との対応関係は、**「小学校区とおおむね一致する」が42.6%と最も多く、次いで「旧小学校区とおおむね一致する」が17.5%などとなっている。**



※令和７年度　総務省調査（地域運営組織：8,587団体が回答）

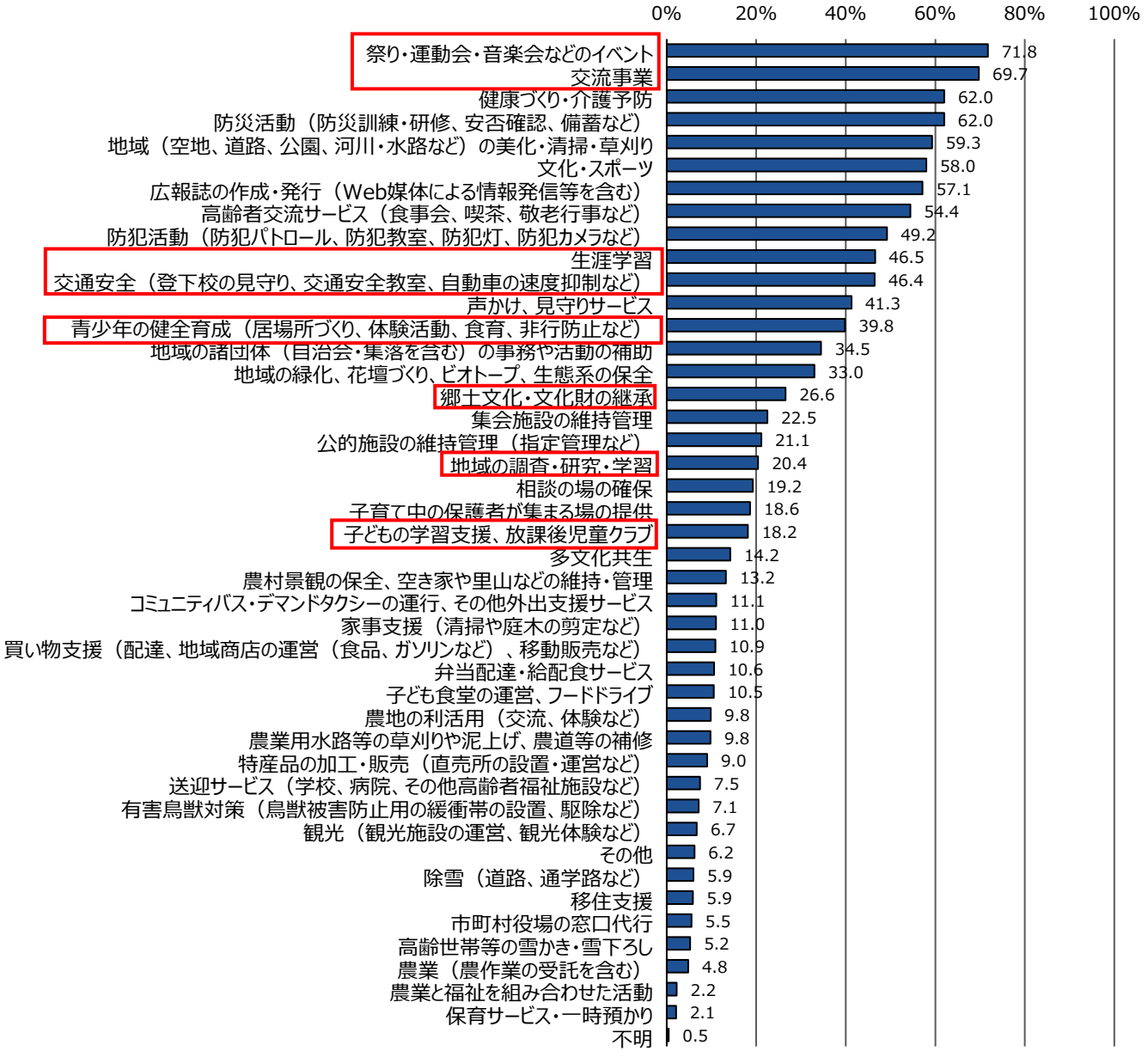
構成団体として参加している組織



●地域運営組織に構成団体として参加している組織は、「自治会・町内会」が78.8%と最も多く、次いで「地域の福祉活動に関わる団体、民生委員・児童委員」が57.5%、「地域の防犯・防災・交通安全に関わる団体（消防団など）」が47.7%などとなっている。

※令和７年度　総務省調査（地域運営組織：8,587団体が回答）

地域運営組織（RMO）の主な活動



● 祭り・運動会・音楽会などの運営（71.8％）が最も多く、交流事業（69.7％）、健康づくり・介護予防（62.0％）、防災活動（62.0％）などが続く。

※令和７年度　総務省調査（地域運営組織：8,587団体が回答）

地域運営組織（RMO）への支援

地域運営組織の持続的な運営に向けた課題に対する支援

●地域運営組織の持続的な運営に向けた課題

・活動資金の不足
➡“**カネ**”に関する課題

・活動の担い手となる人材の不足
・スタッフの高齢化
➡“**ヒト**”に関する課題

・継続的な活動を行う上でのサポート
➡“**ノウハウやネットワーキング**”に関する課題

“**カネ**”に関する支援

●地方自治体の地域運営組織の設立、運営及び経営力の強化などに要する経費の支出経費に対して**地方財政措置**

●地域運営組織が行う生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動等を支援する「**過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業**」の活用



・“**ヒト**”に関する支援

●地域運営組織の事務局スタッフ等に「**集落支援員**」や「**地域おこし協力隊**」の活用



”**ノウハウやネットワーキング**”に関する支援

●**国・都道府県**による支援の促進

●地域運営組織の設立・運営をサポートする「**中間支援者**」の活用

●総務省のホームページに掲載されている各種テキスト、手引きなどの活用

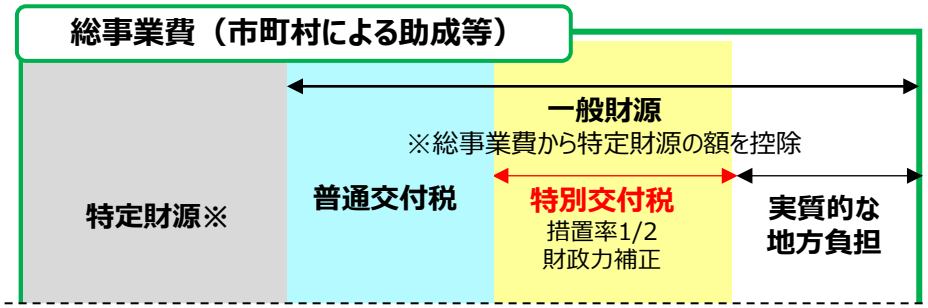
●**都道府県・市区町村**の支援の活用

地域運営組織（RMO）の設立・運営に関する地方財政措置（概要）

1．地域運営組織の形成・運営への支援【市町村】

地域運営組織の運営支援や活動支援、形成支援に要する経費

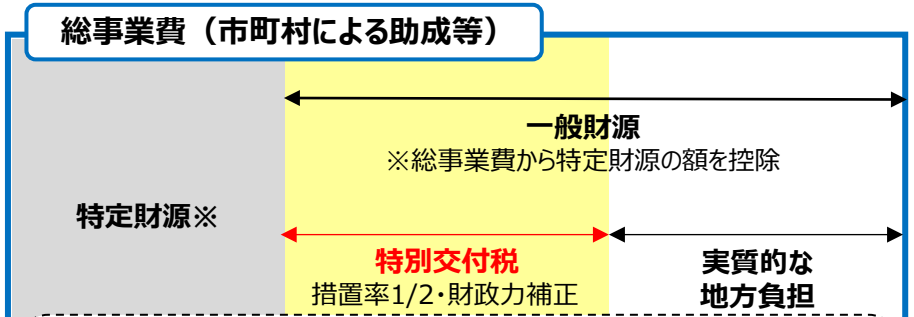
■事務局運営や事業活動の支援
⇒ **普通交付税算定額を上回る経費について特別交付税措置**



<措置対象>

（１）：事務局人件費、事務局職員のスキルアップや組織・事業の見直し（柔軟な最適化）に関する研修費　等
（２）：高齢者交流、声かけ・見守り、買物支援、弁当配達、登下校時の見守り、交流事業（子育て、親子、多世代）、子ども食堂、学習支援、相談の場に要する経費　等

■形成支援
⇒ **特別交付税措置**



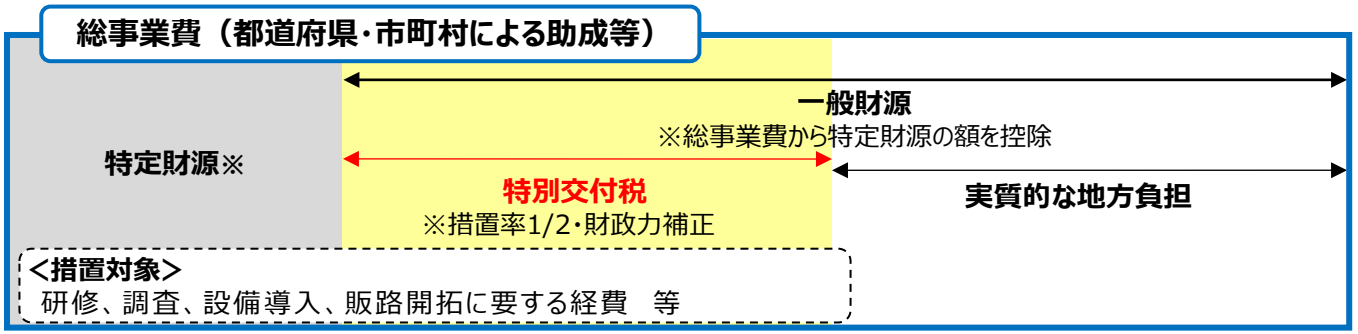
<措置対象>

ワークショップ開催に要する経費、ファシリテーターの旅費及び謝金、事務所開設のための施設改修費　等　※措置回数制限あり
※令和８年度からは、ワークショップ開催の為の臨時職員経費について、特別交付税措置の上限額を引き上げ（最大220万円→240万円）

2．地域運営組織の経営力強化への支援【都道府県及び市町村】

自主事業の実施による収入の確保等地域運営組織の経営力強化に要する経費

⇒ **特別交付税措置**



<措置対象>

研修、調査、設備導入、販路開拓に要する経費　等

※　特定財源とは都道府県補助金等であり、国から委託費・交付金等が交付されている場合、特別交付税の対象とならない。

石川県
白山市立美川小学校

まちづくり×コミュニティ・スクール

美川まちづくり協議会



美川小学校コミュニティ・スクール

連携

みかわ未来プロジェクトの立ち上げ

地域課題の解決に向け、住民全体が一丸となって
地域の未来を考えるプロジェクトを企画

・美川小６年生が、まちづくり協議会の協力を得て、総合学習にて「空き家の活用」をテーマに活動
・最終的に空き家の具体的な活用方法について、６年生が提案し、実際に、町屋を活用したカフェを実験的に実施

成果

「地域の宝」を発見

ヒト
・美川まちづくり協議会
・美川小6年生と保護者
・地域住民

モノ
・空き家になった町屋
・温泉
・美川の伏流水

コト
・美川おかえり祭り
・北前船寄港地　・船主集落
・白山手取川ジオパーク

ポイント！

まちづくり協議会会長が学校運営協議会委員兼コーディネーターとして、
プロジェクトを主体的に企画・運営したからこそ、プロジェクトが成功した

資料6

主な検討事項（案）

1 コミュニティ・スクールの在り方

○ 子供を取り巻く環境の変化や課題の多様化・複雑化により、地域全体で子供の学びや成長を支える必要性が高まる中、コミュニティ・スクールに求められる役割

○ 求められる役割を実現するための学校運営協議会の在り方
- 学校運営協議会の位置付け
- 学校運営協議会に必要な機能（協議事項等）
- 多様な関係者の参画　　等

○ 地域学校協働活動との効果的な連携・協働のための仕組み

2 コミュニティ・スクールの推進方策

○ 学校運営協議会が新たな役割・機能を果たすために必要な支援方策

○ 学校運営協議会の協議結果や地域の教育方針を踏まえた地域学校協働活動の充実及び実施体制の整備

資料7

説明資料

学びの輪、
地域の和。
未来へ繋ぐ
Community School

京都はぐくみ憲章

新京都戦略
～すべての人に「居場所」と「出番」がある
「安心して暮らせる世界都市 京都」の実現～

京都ならではの学校を核とした地域づくりの推進

～「コミュニティ・スクール」から「スクール・コミュニティ」へ～



令和８年１１月４日

京都市教育委員会

京都の教育改革「地域の子どもは地域で育てる」



明治維新

・ 京都市域の人口：３３万人から２２万人に激減

・ **「まちづくりはひとづくりから」**： 先人の覚悟

・ 自治組織「番組」ごとに地域制小学校（番組小学校）を創設
学制発布（明治５年）に先立ち、明治２年に６４の
番組小学校を創設・運営。

・「竈金の精神」：費用は、家の竈の数に応じて市民が出資。

・ 旧市街周辺も明治5年以降続々と開校（郡中小学校）

・ 京都市の教育理念**「地域の子どもは地域で育てる」**
「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」

京都発祥の学校

・ 明治　２年　日本初の学区制小学校**「番組小学校」**

・ 明治　５年　日本初の公立の高等女学校**「新英学級及女紅場」**

・ 明治１１年　日本初の盲・聾学校**「京都盲唖院」**

・ 明治１３年　日本初の公立絵画専門学校**「京都府画学校」**
⇒現「京都市立美術工芸高校」「京都市立芸術大学」

・ 明治１９年　日本初の公立工業高校**「京都染工講習所」**
⇒現「京都市立京都工学院高校」

地域における学校の存在

・ **地域のコミュニティセンターの役割**
町組会所、徴税、戸籍、消防、警察などの施設が併設

・ **元学区は現在も地域共同体として続いている**
区民運動会、区民祭りの開催⇒消防分団、社会福祉協議会、地蔵盆

有済校の太鼓望楼　→



福沢諭吉「京都学校記」

・明治５年、京都の学校を視察した福澤諭吉が大いに感動し、記述。

「（略）民間に学校を設けて人民を教育せんとするは、余輩　積年の宿志なりしに、今京都に来り、はじめて其の實際を見るを得たるは、其の悦び、恰も故郷に帰りて知己朋友に　逢ふが如し。大凡世間の人、この學校を見て感ぜざる者は、報國の心なき人といふべきなり。」



京都学校記　木版本
（京都大学附属図書館所蔵）

京都方式の学校運営協議会（経過・概要）

・　本市では、学校や子どもの課題等を共有し**熟議する「理事会」**とその熟議を踏まえ**地域学校協働活動を企画運営する「企画推進委員会」を一体的に運用する「京都方式」を採用**。法制化以前から全国に先駆けて学校運営協議会を設置。

・　保護者や地域等の方々に参画いただき、子どもたちのために行動する「学校の応援団」として教育活動を支援。**学校と地域が協働した京都ならではの市民ぐるみ・地域ぐるみの教育を推進**してきた。

設置の経過

◆「新しいタイプの学校運営の在り方」実践研究（平成14年度～）

地域との連携の下、「学校裁量権の拡大」や「地域の学校運営への積極的な参画」などをテーマとした実践研究

・文部科学省指定	京都市立御所南小学校	（平成14年度～）
・京都市教育委員会指定	京都市立高倉小学校	（平成14年度～）
	京都市立京都御池中学校	（平成15年度～）

●学校運営協議会の法制化（平成16年度～）

◆全ての本市立小学校（166校）に学校運営協議会の設置が完了（平成26年度～）

●学校運営協議会設置の努力義務化（平成29年度～）

◆全ての本市立学校園（256校園）に学校運営協議会の設置が完了（令和6年度～）

取組例

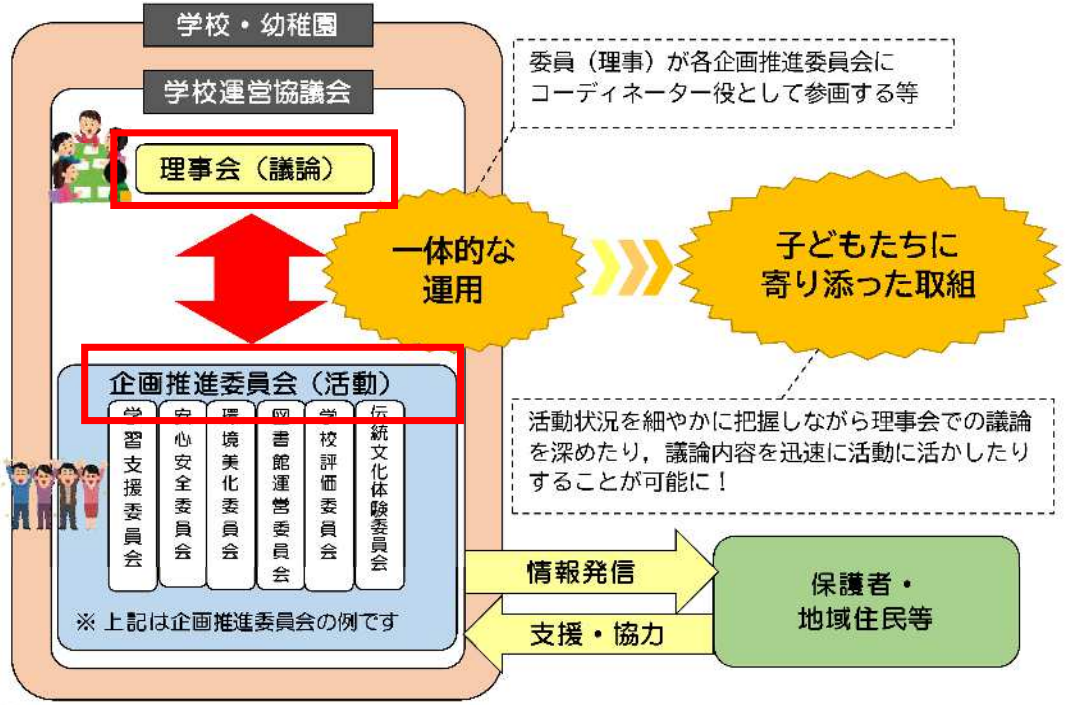
〇社会に開かれた教育課程の実現

・授業で地域の方にゲストティーチャーとして、ものづくりを教えていただく
・地域や区役所と連携し、地域課題の解決に向けて提言や取組を行う など

〇子どもを真ん中にした活動に向けて（教職員の働き方改革）

・地域の方による登下校時の見守り活動、夏休み期間中の花壇への水やり など
→教職員が子どもと向き合う時間を確保！

本市独自の運用



これまでの主な成果・課題

成果

「学校の応援団」として教育活動を支援

- 多様な主体の参画による教育活動の充実
- 子どもたちの安心安全の確保
- 地域・保護者の学校への理解促進



課題

地域コミュニティの課題が深刻化

- 地域人材の固定化・高齢化
- 活動の形骸化
- 地域・学校双方の負担感



京都ならではの学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）への挑戦

前 提

学校教育の場



多世代がつながる場

まち全体で未来を創る「公共の場（パブリック・テラス）」

☞ そのキーワードは、**「学校の中に、まちをつくる。」**



子どもも大人も活躍する場

地域コミュニティ活性化の場

コミュニティ・スクールの今後の展望「コミュニティ・スクールからスクール・コミュニティへ」

目指す姿 『学校の中に、まちをつくる』

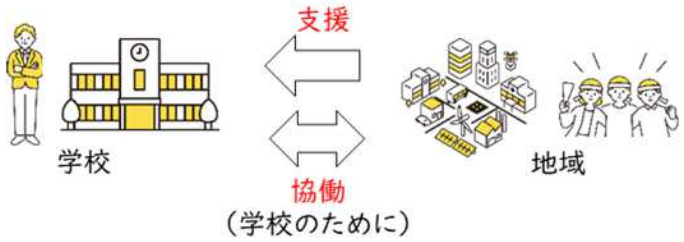
◎ 学校施設の利活用を進め、学校を子どもから大人まで一人ひとりが幸福や生きがいを感じられる多彩な活動の場として再構築。
◎ 学校施設を拠点とした多様な主体による豊かな地域活動を通して、 地域に活力を生み、その創出された活力を教育活動の充実に繋げるという、
「子どもの健全育成」と「地域活性化」の好循環を創出する

例えば・・・

- 放課後や休日の学校施設の利活用を推進し、学校で多様な人々による交じり合いが行われるなど地域活動が豊かになる
- 「学藝のまち」という都市特性を活かし、秀でた能力を有する地域人材を発掘し、学校・社会教育との接続を図る（京都学藝衆構想）
- 学校運営協議会の場で、地域の暮らしや持続可能なまちづくりなど、子どもや学校にも関わる地域の課題解決に向けた熟議をする
- 学校教育の一環として、地域の課題を題材とした探究的な学習を行い、子どもたちがより地域に関心を持って地域活動に参画する

など、学校を舞台に、地域活動が豊かになり、地域が活性化する。その結果、教育活動に多様な地域人材が参画するなど学校教育の充実に繋がる

コミュニティ・スクール（地域とともにある学校づくり）



スクール・コミュニティ（学校を核とした地域づくり）



スクール・コミュニティに向けた学校・地域・保護者の適切な役割分担



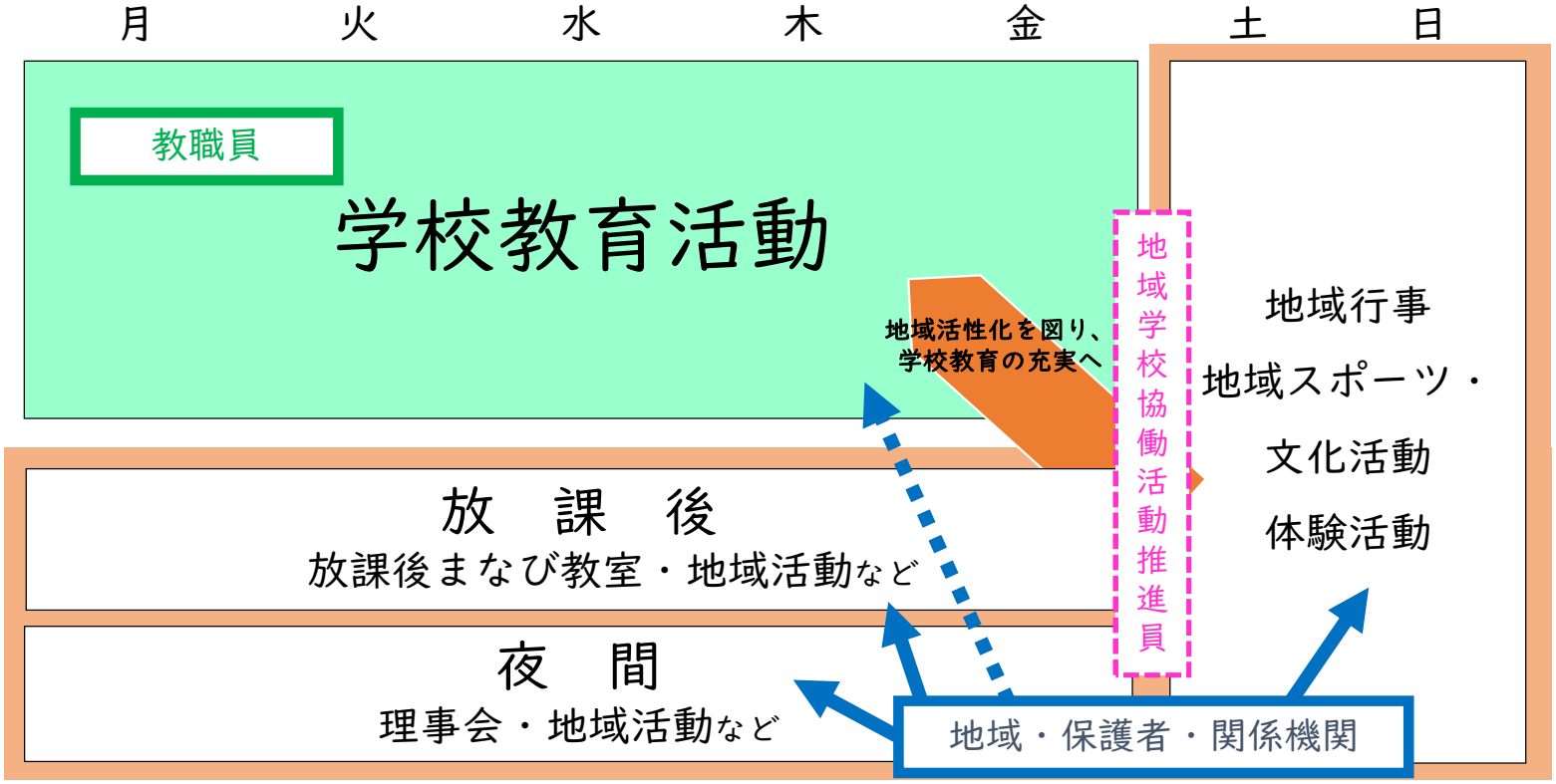
〇コミュニティ・スクール（地域とともにある学校づくり）

・学校は、一義的には学校教育の場であり、**教職員が責任を持って充実した学校教育活動を行う。**

・**放課後や休日**は、「地域の子どもは地域が育む」という理念の下、**地域・保護者が学校と共通の目標で子どもの学びや育ちを支援する。**

〇スクール・コミュニティ（学校を核とした地域づくり） **Point：教職員の「業務」と「責任」から切り離すための環境整備が条件!!**

・**学校施設を拠点に、**多様な主体による豊かな地域活動を通して、**学校に繋がりを持つ人々が増加**し、これまで地域という枠組みを超えてまち全体に拡大することで、**地域コミュニティの活性化を図るとともに、その新たに創出された地域の活力を子どもの健全育成に繋げる。**



←活用の充実を図る部分

スクール・コミュニティに向けた「仮説」

STEP①：地域活動が豊かになる

学校施設を拠点に放課後・休日等の地域活動が充実し、新たな交流を創出。

▼

STEP②：地域が活性化する

これまで以上の多様な人々による交じり合いを通して、地域に活力が生まれ、持続可能なコミュニティへと進化する。

▼

STEP③：学校の関係人口が増加

学校との繋がりを持つ人々が増加し、これまでになかった多様な人々による学校教育等への支援の輪が広がる

▼

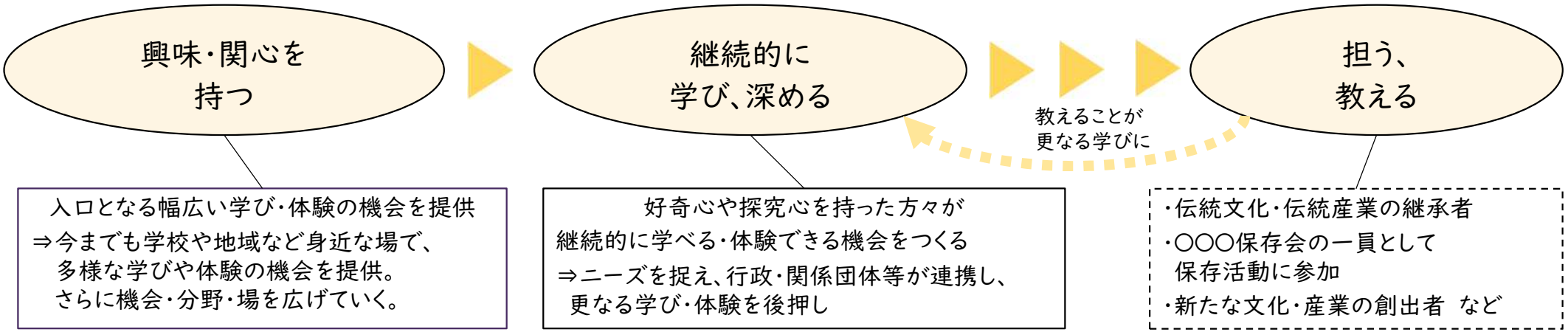
STEP④：教育活動が充実する

学藝衆など多様な人々がより教育活動等に参画いただくことによって社会に開かれた教育課程の実現に繋がる。

「夢中」がつなぐ、学び合いのコミュニティ「京都学藝衆構想」



○ 市役所・区役所が「結節点」となり、学藝を取り巻く「人」のネットワークにより、学校、区役所、公園、 図書館などの公共空間や、神社仏閣などの民間施設といった「場」において、幅広い世代が京都の多彩な価値・魅力に触れ、共に学び、交流する「夢中になれる学び合い」の機会を創出。好奇心・探究心を醸成し、継続的な学びにつなげ、次代の担い手を育む。



⇒ 失われる危機すら感じられる京都の価値・魅力の次世代への継承・新たな魅力発信、子どもたちから年配の方々まで世代を超えた交流やコミュニティ活性化につなげるとともに、京都への愛着を醸成し、深めていただき、**京都市民や国内外の人々から愛される「唯一無二のまち」を目指す。**

「京都学藝衆」とは

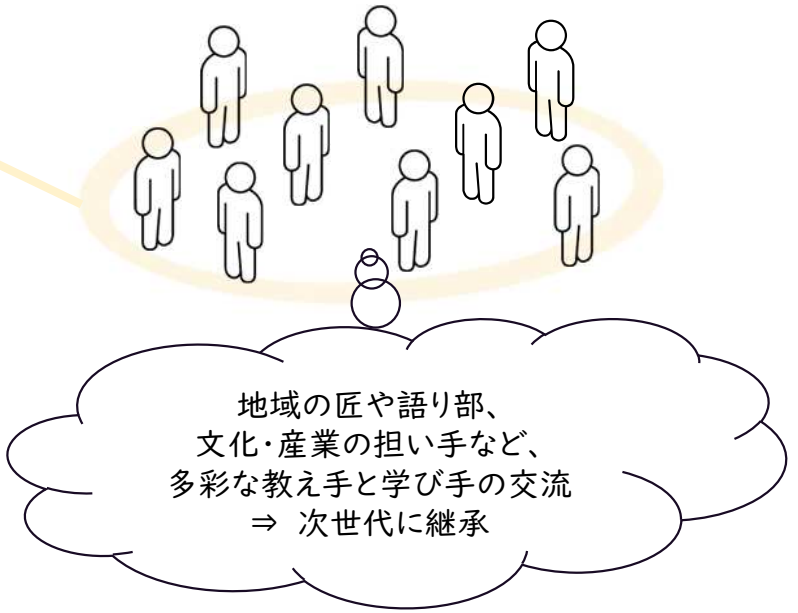
○ 京都は、人と人が、趣味、習い事、商い、祭事などを介して、ゆるやかでひらかれたつながりを紡ぎ続けるとともに、互いに支え合って歴史と文化を紡いできたまち。

○ 「京都学藝衆」とは、このひらかれたまち柄のもと、多様な技芸や技能、見識、経験が磁力となり人々が惹きつけられ、学び、学び合うことで、京都の価値・魅力を次の世代につなげていく方々の連なり
（＝広く市民が参加し、学び合い教え合う、幅広い分野の「テーマコミュニティ」）

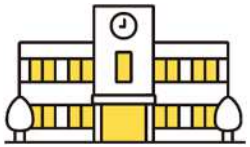
（例） 狭義の学問・芸術・文化に限らない幅広い分野の「学藝」

伝統文化（茶道、華道など）	アート（音楽、絵画、彫刻など）	伝統芸能 伝統工芸	料理 菓子
地域文化（郷土史、祭りなど）	研究 科学	起業 経営	建築 造園
思想、哲学 文学	医療、健康 福祉	農業 林業	スポーツ 武道

…



令和８年度の京都市教育委員会の主な取組



学校施設をまちにひらく
（ハード面）

×



多様な主体による活動の充実
（ソフト面）

ICT導入による学校施設の管理体制整備

学校施設へのスマートロックや予約管理システムの導入研究





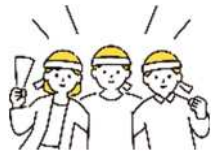
「地域・学校の架け橋」地域学校協働活動推進員

一体的に推進

地域学校協働活動等の充実
×
学校の働き方改革
×
地域住民の居場所と出番づくり
（本市独自の取組）

学校運営協議会の推進に向けた「研究指定」の充実

学校を核とした地域づくり（スクール・コミュニティ）の推進に向けて先導的に取り組む学校園に対して、新たに研究指定を創設



大学のまち・京都の都市特性を活かした「CSユースサポーター」試行的導入（R8～）



・　学校運営協議会理事の固定化や高齢化が課題として挙げられる中、「大学のまち・京都」の都市特性を活かし、**学生をはじめとした若年世代の参画を促進するため、令和8年度から新たに本市独自で「CSユースサポーター」を試行的導入**します。
・　CSユースサポーターは、理事の世代交代や取組の活性化など、各校の状況に応じて、**校長の判断で委嘱可能。**
・　**校長・理事長の要請に基づき、必要に応じて学校運営協議会にオブザーバとして参画いただいたり、地域学校協働活動の企画・運営に参画いただいたりするなど、**学校運営に新たな視点を取り入れるとともに、**将来的な委員登用の可能性も視野に**、委員の固定化を防ぎ、取組の活性化を促すことを目的としています。



背景

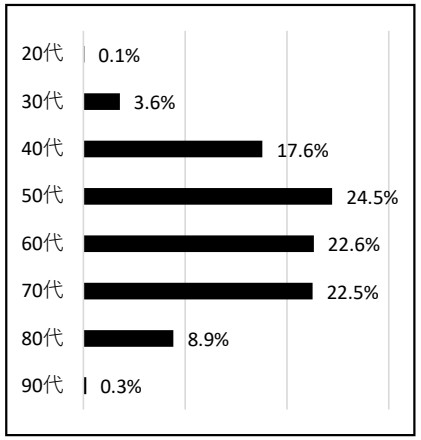
① 学校アンケート結果

毎年、学校現場からは、学校運営協議会の「理事の固定化・高齢化」が課題（R6アンケート結果：65.4%）として指摘されており、議論や活動に新たな視点が入りにくく、その結果、取組の形骸化に繋がる懸念が示されています。

② 学校現場のニーズ

近隣に大学がある学校や卒業生との交流・接点がある学校を中心に、若年世代へ学校運営協議会等への参画促進し、議論や取組の活性化を図りたい旨の声がある。

<全校種>



<募集チラシ>



③ 学校運営協議会及び学校評価に関する検証委員会の意見

本市の附属機関である当該委員会より、学校運営協議会の活性化に向けて、学生をはじめとした若年世代の参画を促進するための仕組みの構築に関する助言をいただいております。

④ 文部科学省の方針

文部科学省において、R8年度の重点方針として、学校運営協議会・地域学校協働活動の活性化や魅力発信等に向け、新たに「若年世代の参画促進」に向けた取組を進める方針が示されており、全国各地で啓発が実施されています。

資料8

コミュニティ・スクールの
今後の在り方等に関する検討会

小見 まいこ | NPO法人みらいずworks

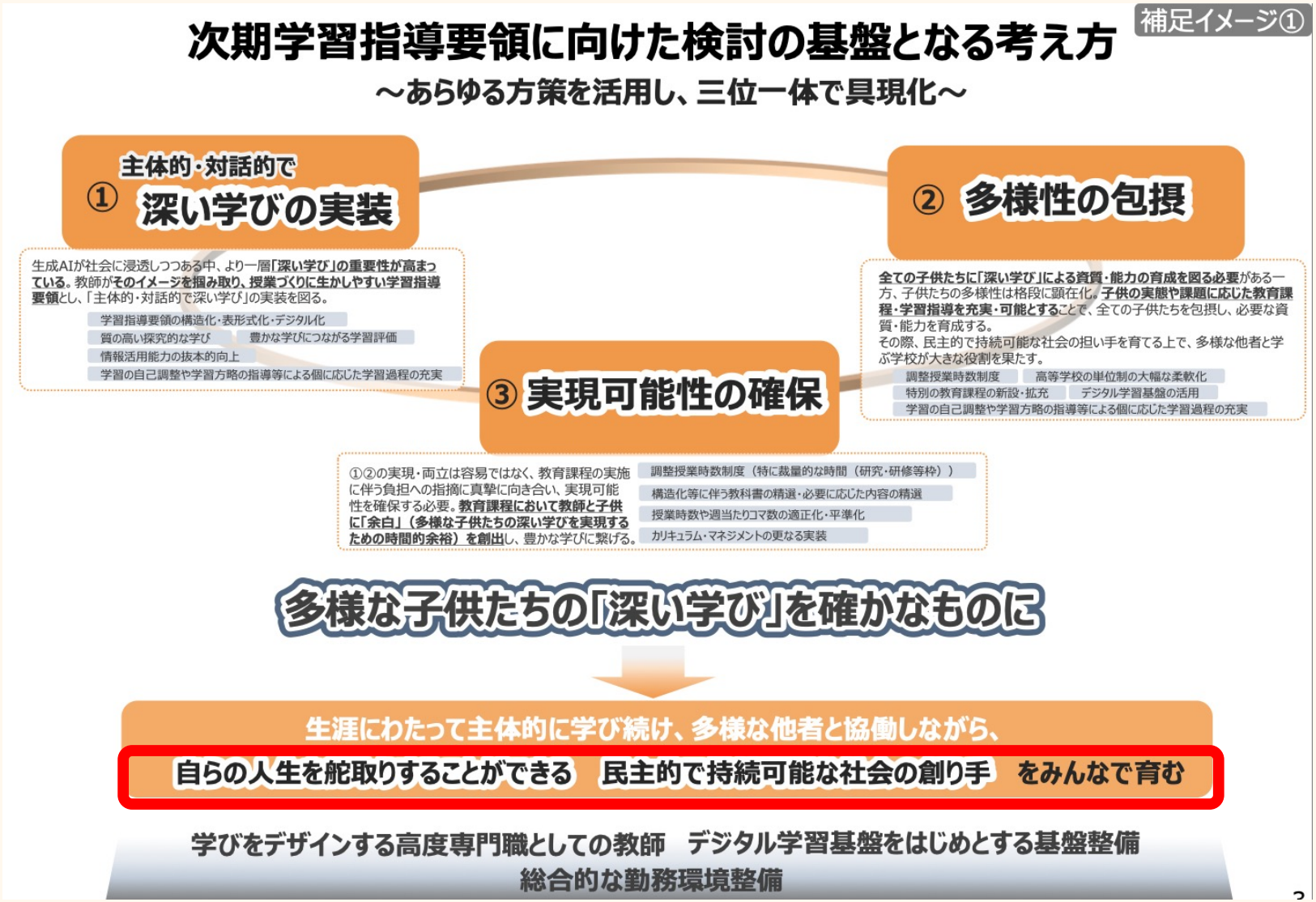
2026年11月4日（水）

今日お伝えしたいこと

これからのCSは、

子どもの学び（教育課程）を
学校と地域が共に実現する仕組みへ

© miraisworks



引用：中央教育審議会 教育課程企画特別部会「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1292164_00001.htm

1-4-3

調整授業時数制度の基本的な枠組み（イメージ）

- 子供たちの実態の多様性が一層顕在化している中で、全ての子供たちに「深い学び」による資質・能力の育成を図ることができるよう、子供の実態や課題に応じた柔軟な教育課程編成を可能とする「調整授業時数制度」を創設。
- 令和９年度にサキドリ研究校を大幅に増加させ、令和10年度から全国で先行実施を可能とする方向で検討。



※ 最大限大きくとった場合の想定であり、制度全体として、中央教育審議会で検討中

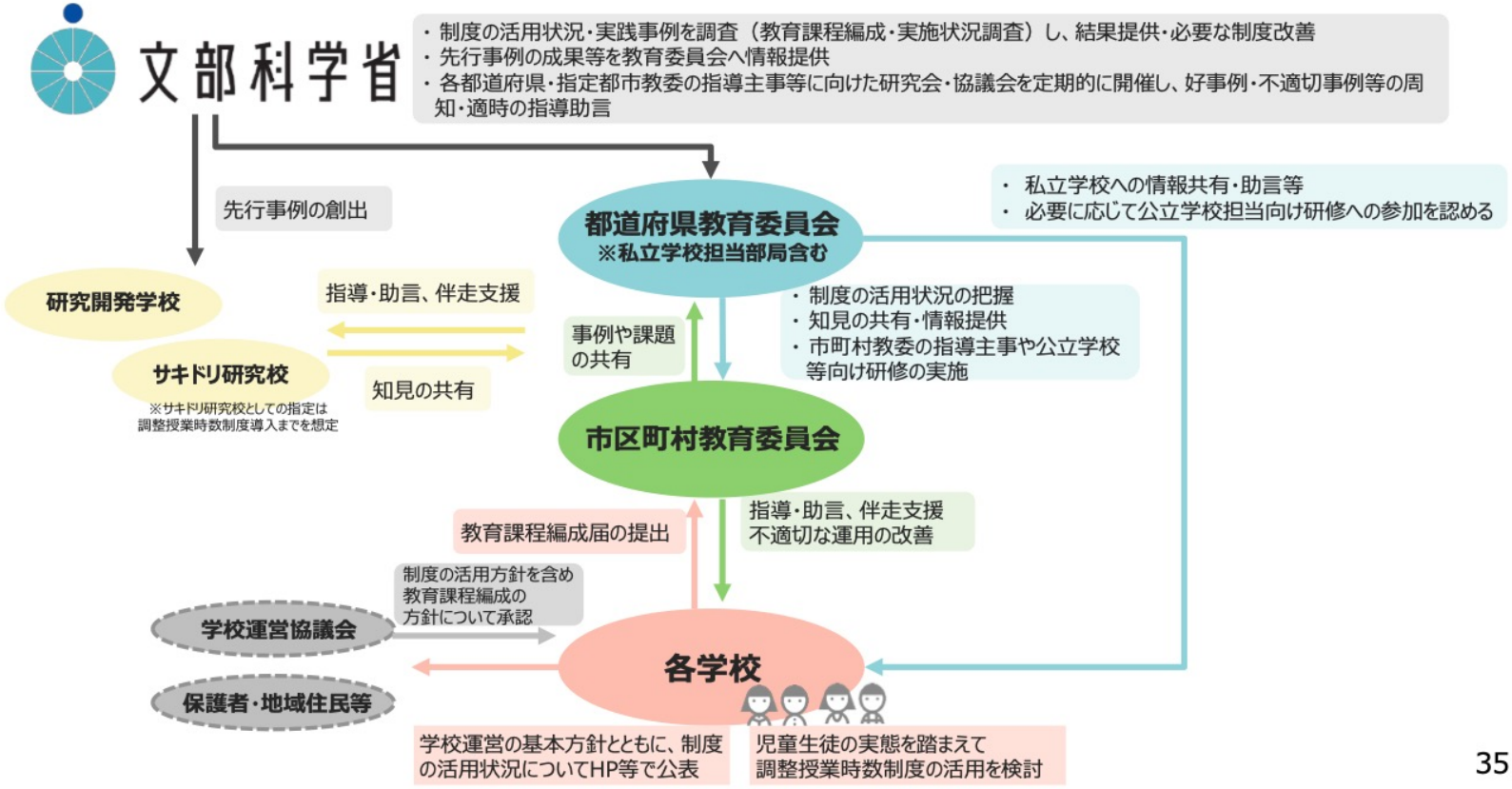
引用：中央教育審議会 教育課程企画特別部会「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1292164_00001.htm

調整授業時数制度等に係る質確保のための仕組みの全体像

補足イメージ⑮

- 調整授業時数制度については、児童生徒の多様性の包摂に資するため、児童生徒の実態を最も把握している学校現場の創意工夫を活かすことを重視するものであるが、各教科等の時数を標準を下回って実施可能とし、その分の調整授業時数を教科等ではない「裁量的な時間」にも充てることを可能とするという性質に鑑み、適切に資質・能力の育成に資する取り組みとなるようにすることが必要。

- このため、各学校の挑戦や試行錯誤を応援しながらも、国や都道府県・市町村教育委員会が積極的な役割を果たし、効果的な取組となるよう支援するとともに、単なる受験対策への傾倒や、教育の質の向上と関連のない教師の活動の実施など、適切ではない取組の実施を防ぎ、仮にそうした取組があった場合には、改善を図ることができるよう担保する仕組みを設けることが必要。



引用：中央教育審議会 教育課程企画特別部会「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/1292164_00001.htm

調整授業時数制度

裁量的な時間

地域とつくる学び

「裁量」と「余白」により、子ども・地域の実態に合わせた学びがデザインされやすくなる

裁量的な時間を何のために生かすのか、
その方向性を学校運営協議会で協議・共有し、
学校運営の基本方針や教育課程編成に反映する

© miraisworks

サキドリ校のある小学校の例

縦割り活動による子どもの主体性・自治性の育成

年間23時間程度の「**裁量的な時間**」を設定し、毎週水曜日の5時間目に**全校縦割り班活動**を行っている。
前半は縦割り班での遊び、後半は自分の課題や宿題等に取り組む時間とし、
大人の関与をできる限り減らし、**子どもの主体的・自治的な活動**を重視している。
また、昼休みを短縮・再編することで下校時刻を早め、**子どもの余白とともに教職員の教材研究・研修時間も確保**している。

2学期からは、4～6年生の**リーダー会議を設定**し、1学期の**困り事や今後の改善策を話し合うなど、子ども自身による活動改善**を進めている。
今後は、班のよさをデジタルポスターで表現する、文化祭等で班ごとに発表する、地域での清掃活動を行うなど、**遊びや個別学習にとどまらない協働的活動へ発展させる**予定である。

【課題】
学校運営協議会や保護者、地域に取組の意義をどのように理解してもらい、
子どもの関わりの質の向上に地域・保護者をどう巻き込むかが課題として挙げられた。

©miraisworks

そこで

社会教育の視点から・まとめ

© miraisworks

社会教育の在り方に関する特別部会から

社会教育とは何か？

従来の定義

学校教育以外で行われる組織的な教育活動

【第四期教育振興基本計画】
学びを通じて、人々のつながり・かかわりをつくり、地域コミュニティの基盤を形成する営み

【地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告書）から要約】
社会教育とは、学びや協働的な活動を通じて、個人の成長と主体性を育むとともに、人と人、人と社会とのつながりを形成し、
「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環によって、持続可能な地域コミュニティや社会の形成につなげる教育的営み
である。

社会教育の在り方に関する特別部会から

CSを、学校教育と社会教育の接点として捉える

子どもの学びを豊かにすることと、地域の学び・つながりを豊かにすることを循環させる

学校教育から見ると

・社会に開かれた教育課程
・実生活・実社会につながる学び
・総合・探究、裁量的な時間
・地域とともに子どもの学びを実現

コミュニティ・スクール
＋
地域学校協働活動

社会教育から見ると

・人づくり・つながりづくり
・地域づくり
・住民の主体性・当事者性を育む
・学びを地域活動・課題解決へつなぐ
・持続可能な地域コミュニティを形成

子どもの学びを豊かにすることと、
地域の人づくり・つながりづくり・地域づくりをつなぐ

社会教育の在り方に関する特別部会から

一方向の関係から、双方向のパートナーへ

学校を「支える」だけでなく、子どもを中心に共通の目標を持つ

一方向の支援関係

→

共通の目標を持つ
双方向のパートナー

【目標】
子ども中心の
互いにとって価値のある
共通目標

【対話】
CSで願いや課題を共有

【実践】
地域学校協働活動として、
学校や地域で展開

**CSの対話と地域学校協働活動をつなぐことで、
学校教育と社会教育の双方が充実する**

© miraisworks

© miraisworks

まとめ

これからのCS：4つの転換

それぞれの目標 一方向の支援関係	→	共通の目標を持つ 双方向のパートナー
行事・単発の活動	→	教育課程と 地域づくりの循環
大人だけの協議	→	子ども・若者も参画
個々の学校・地域の努力	→	自治体が仕組み化・伴走支援

**学校教育のための地域活用にとどめず、
地域コミュニティの基盤づくりへ広げる**

そのために、、、

①協議会の権限・取り扱う事項の見直し

学校運営協議会の3つの権限のアップデートをはかる

・学校運営の基本方針の承認　・学校運営に関する意見の具申・教職員の任用に関する意見の具申

・「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行について（通知）」で示したように、学校運営協議会を通じ、地域の住民や保護者等が、校長と共に**学校運営に責任を負う観点**をさらに強調して、承認だけでなく、その実現に関わる、責任を負うなどの表記を追加したらどうか

・「民主的で持続可能な社会の創り手」を学校・地域・保護者で育むために、地域資源を生かした教育の充実をはかるという**地域づくりの観点**を追加したらどうか

そのために、、、

②学校運営協議会のビジョン・ストーリーを見せる

学校運営協議会のビジョン

どういった学校運営協議会を目指すべきなのか？

【例】CSポートフォリオでは、自立性、対等性、持続性、熟議性、実行性、共有性を示している

求められる役割

３機能のアップデート

実際の協議会の在り方

取り扱う事項の具体（ストーリー・変化）を見せる

【例】CSポートフォリオによる焦点化や成果のストーリー等

© mirai3works

そのために、、、

③学校任せにせず、自治体が仕組みにする

コーディネーター 発掘・配置・育成	管理職・教職員 研修	学校ごとへの 伴走的なアドバイス・壁打ち
学校間の 事例やノウハウ共有	実践の評価・改善 の支援	学校教育・社会教育・首長部局の連携

学校への丸投げではなく、
裁量を生かせる条件を自治体が整える必要がある

© miraisworks

© miraisworks

最後に

学校に生まれる「裁量」と「余白」を、

子どもの豊かな学びへ。

そして、その学びを地域の

人づくり・つながりづくり・地域づくりへ。

その循環をつくる基盤の一つが、コミュニティ・スクールです。

資料９

コミュニティ・スクールの今後の在り方等に関する検討会
今後のスケジュール

※現時点での予定であり、今後の検討状況等により変更となる場合があります。

第1回	11 月4日(水)	15:00-17:00
第2回	12 月4日(金)	14:00-16:00
第3回	12 月 21 日(月)	10:00-12:00
第4回	1-2 月頃 予定	
第5回	3-4 月頃 予定	
第6回	4-5月頃 予定	

参考資料1

コミュニティ・スクールに関する参考資料集

目次

■学校と地域を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2

■コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の状況・・・・ P15
・制度の概要
・取組の状況
・文部科学省における取組

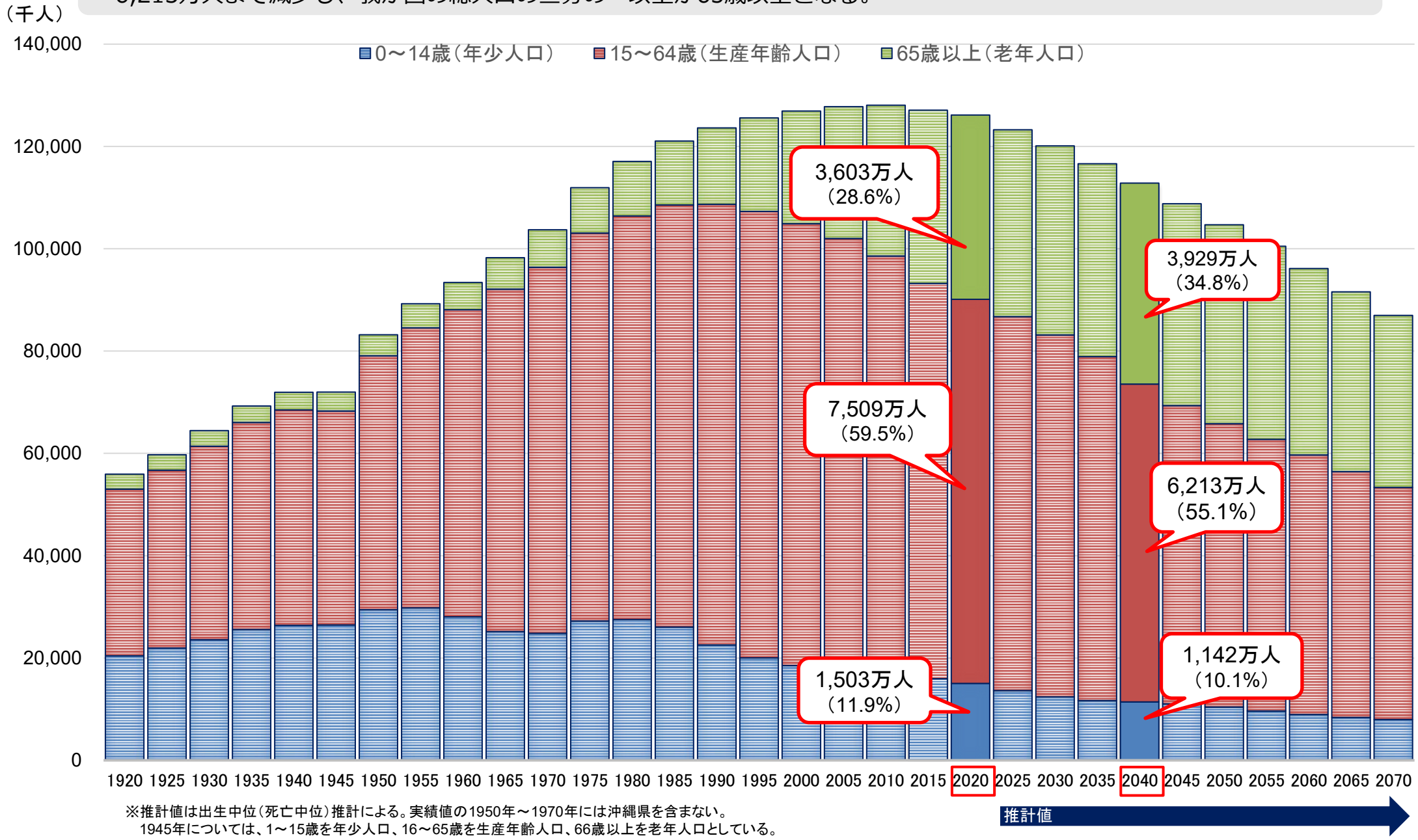
■関係条文及び関連制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P76

■関連の動向・・ P83

学校と地域を取り巻く状況

人口の推移と将来推計

◆国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。

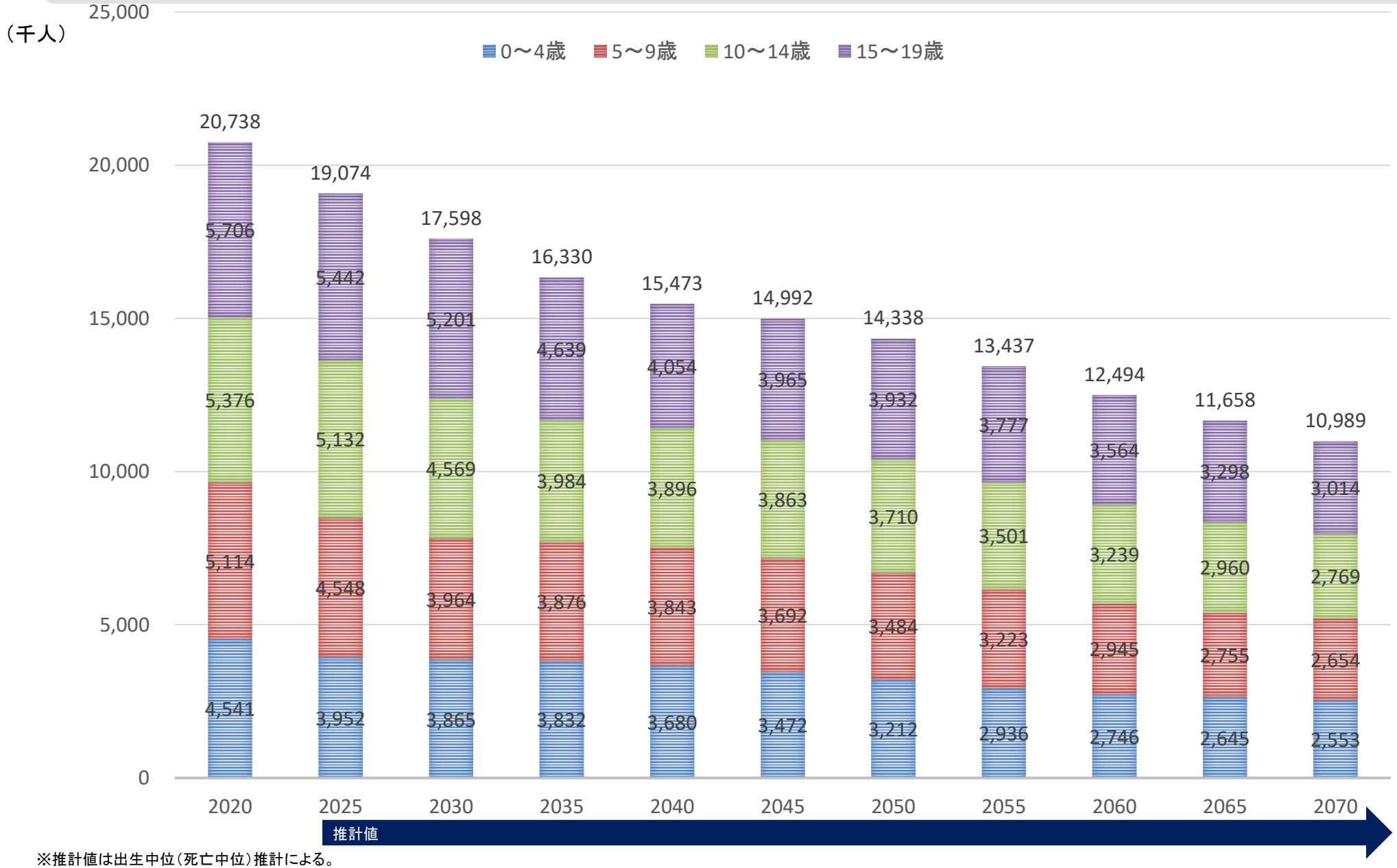


※推計値は出生中位（死亡中位）推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。
1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

【出典】1920年～2020年：総務省統計局「人口推計」、2025年～2070年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

子供の推移と将来推計

◆国立社会保障・人口問題研究所の予測では、19歳以下の人口は2045年には1,500万人を下回り、2070年には約1,100万人となる。



※推計値は出生中位（死亡中位）推計による。
各年10月1日現在の総人口(日本における外国人を含む).令和2年(2020)年は,総務省統計局『令和2年国勢調査　参考表：不詳補完結果』による.

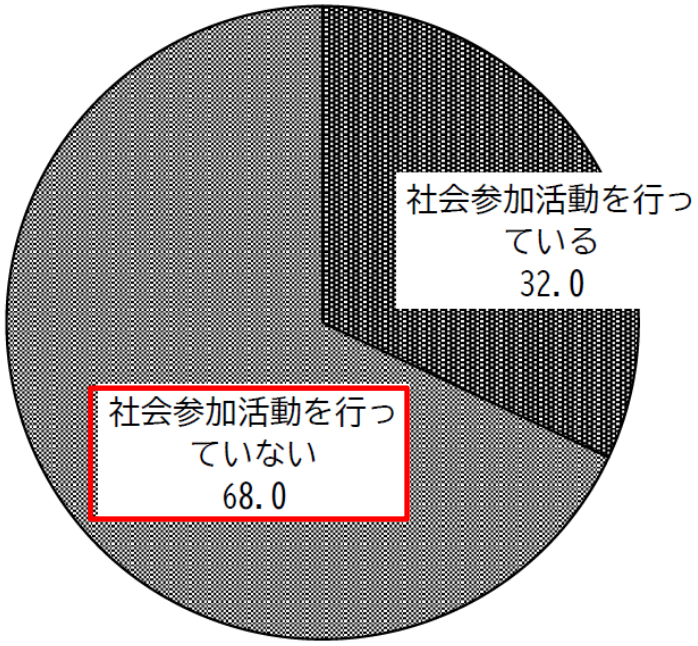
【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

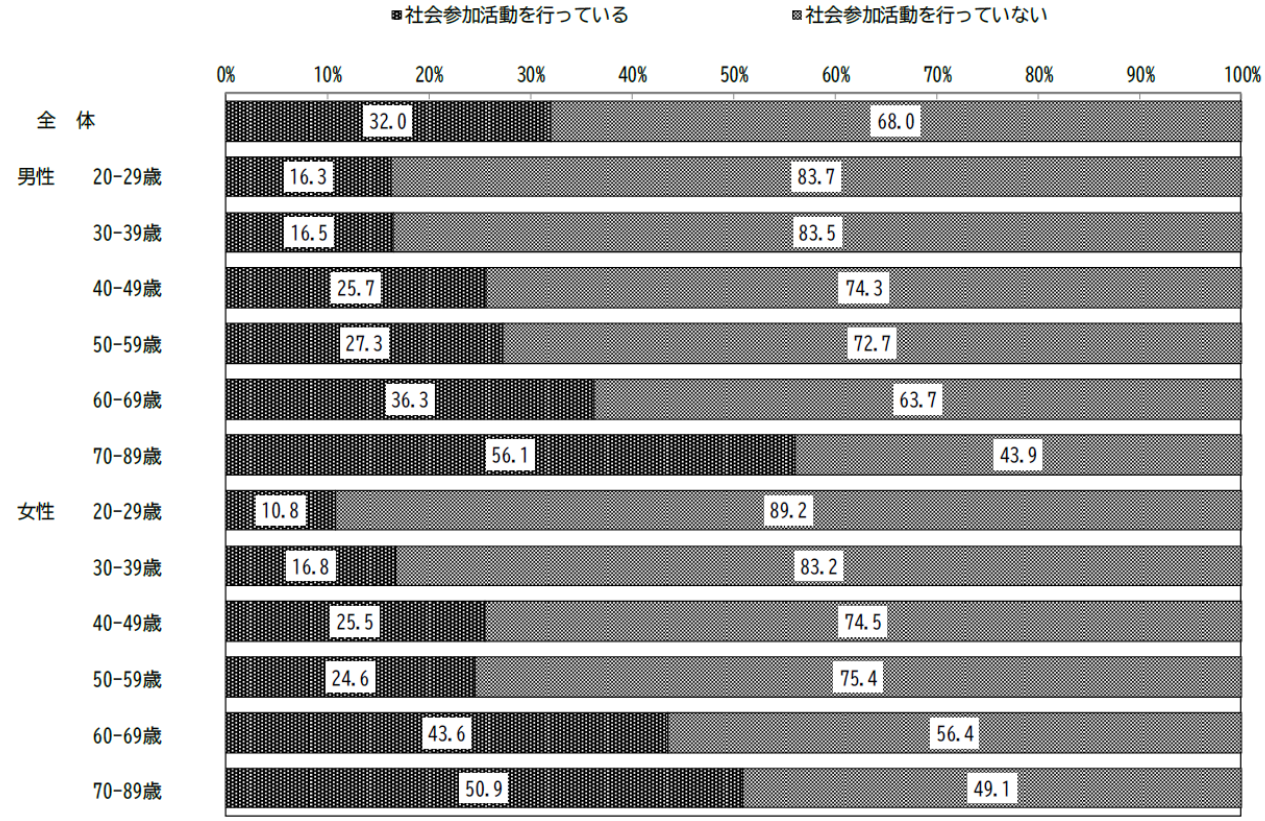
地域の繋がりの希薄化①

○2022年１年間の社会参加活動状況について、全体では**「社会参加活動を行っていない」が 68.0%**を占めた。
○年代別にみると、**「社会参加活動を行ってない」と回答した割合がもっとも高いのは20～29歳**であり、年齢を重ねるごとに参加している割合は減少傾向にある。

○2022年１年間の社会参加活動状況

※ここでの社会参加活動は、地域における子ども・高齢者・障害者など困難を抱える人々を手助けする手助けをするボランティアもしくはNPOなどの活動（子ども食堂、保育への手伝い、高齢者見守りネットワーク、家事援助、車いす町歩きなど）、地域における交流・まちづくりに関するボランティア（町内会のイベント、催し物の手伝い、交流スペースへの参加、環境美化、緑化推進等、安全活動、防災活動、PTA、自治会、町内会）などの活動を想定。



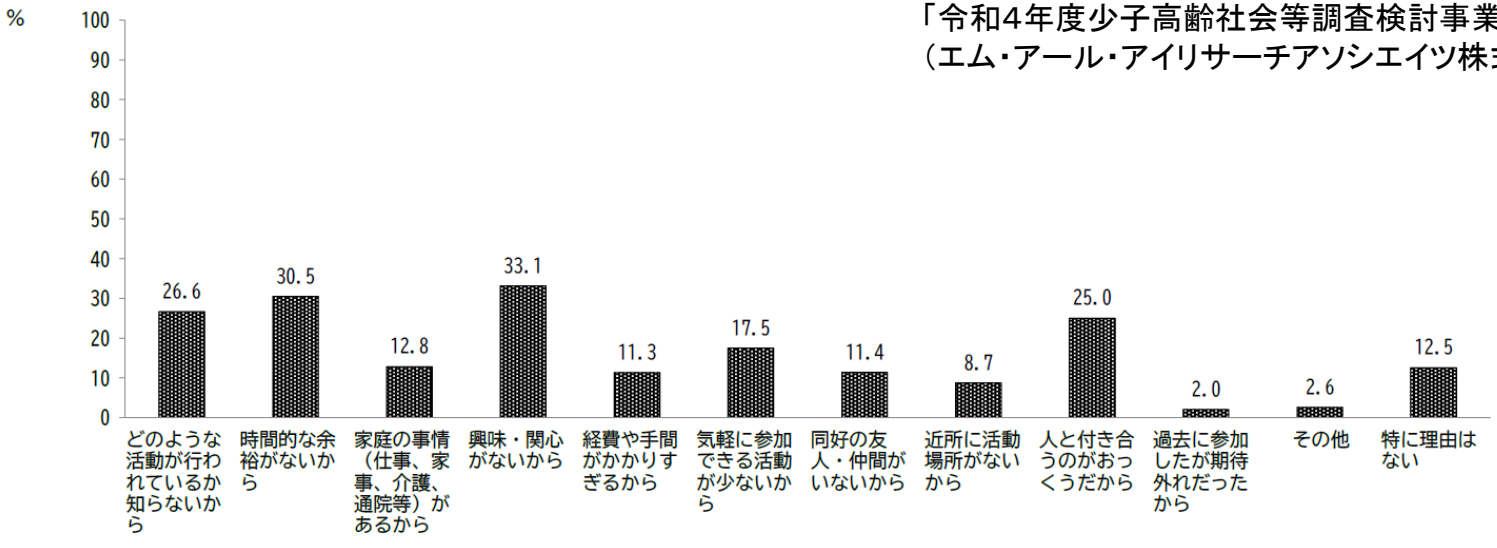


（出典）令和4年度厚生労働省委託事業
「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業報告書
（エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社）」（令和5年3月）

地域の繋がりの希薄化②

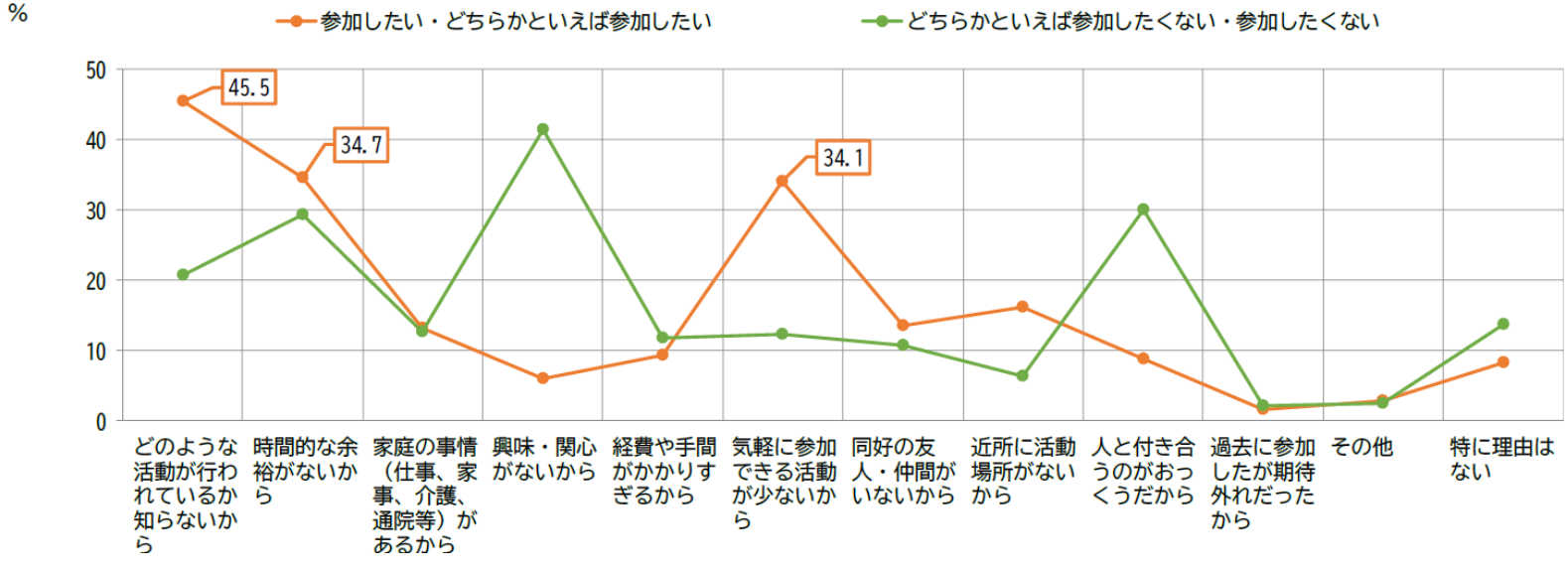
○**社会参加活動をしない理由**は、全体では**「興味・関心がないから」が33.1%で最多**、次いで「時間的な余裕がないから」が30.5%であった。
○参加意向別にみると、**「参加したい」「どちらかといえば参加したい」と回答した人の社会参加活動をしていない理由として高かったのは、「どのような活動が行われているか知らないから」**（45.5%）であった。

○社会参加活動をしない理由



（出典）令和4年度厚生労働省委託事業
「令和4年度少子高齢社会等調査検討事業報告書
（エム・アール・アイリサーチアソシエイツ株式会社）」（令和5年3月）

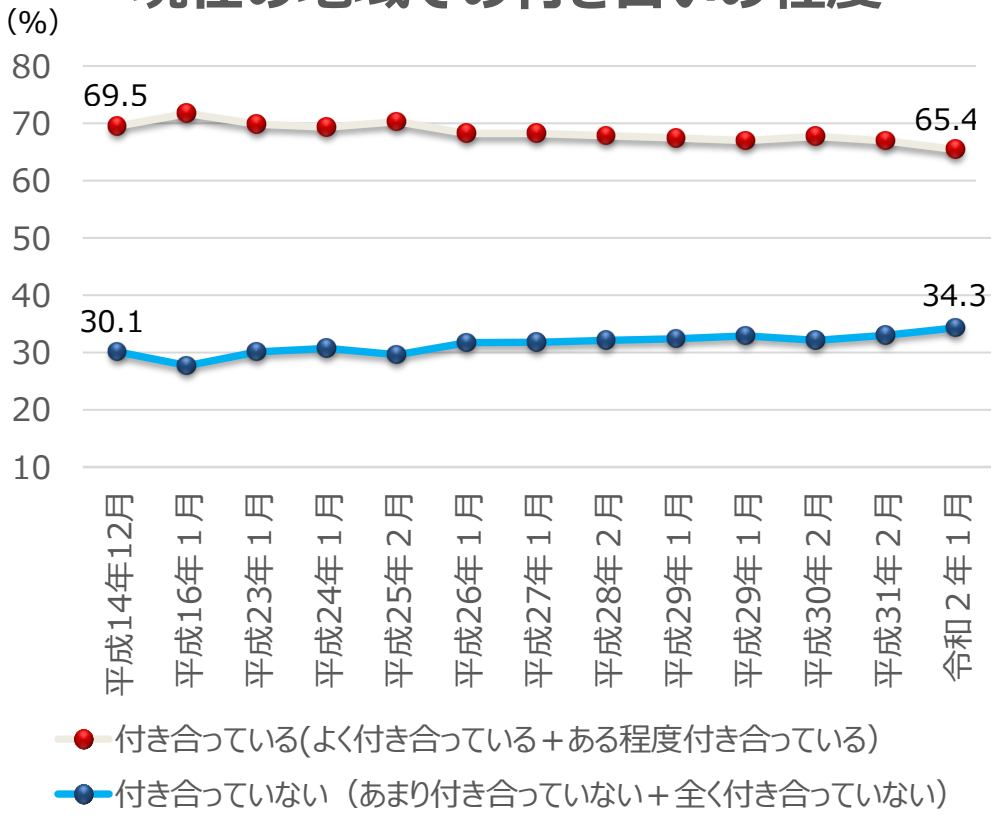
○参加意向別の社会参加活動をしない理由



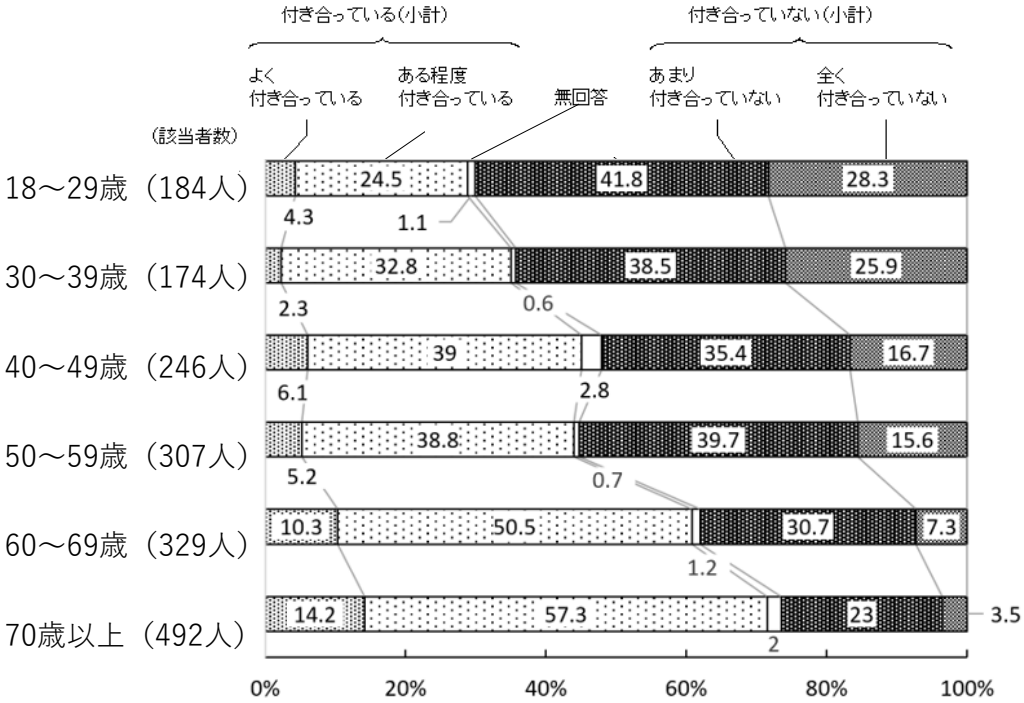
地域の繋がりの希薄化③

○現在の地域での付き合いの程度については、徐々に付き合っていないの割合が増加している。
○年齢別にみると、**付き合っていない割合が60歳以上で約４割で、18～29歳で約７割になる。**

現在の地域での付き合いの程度

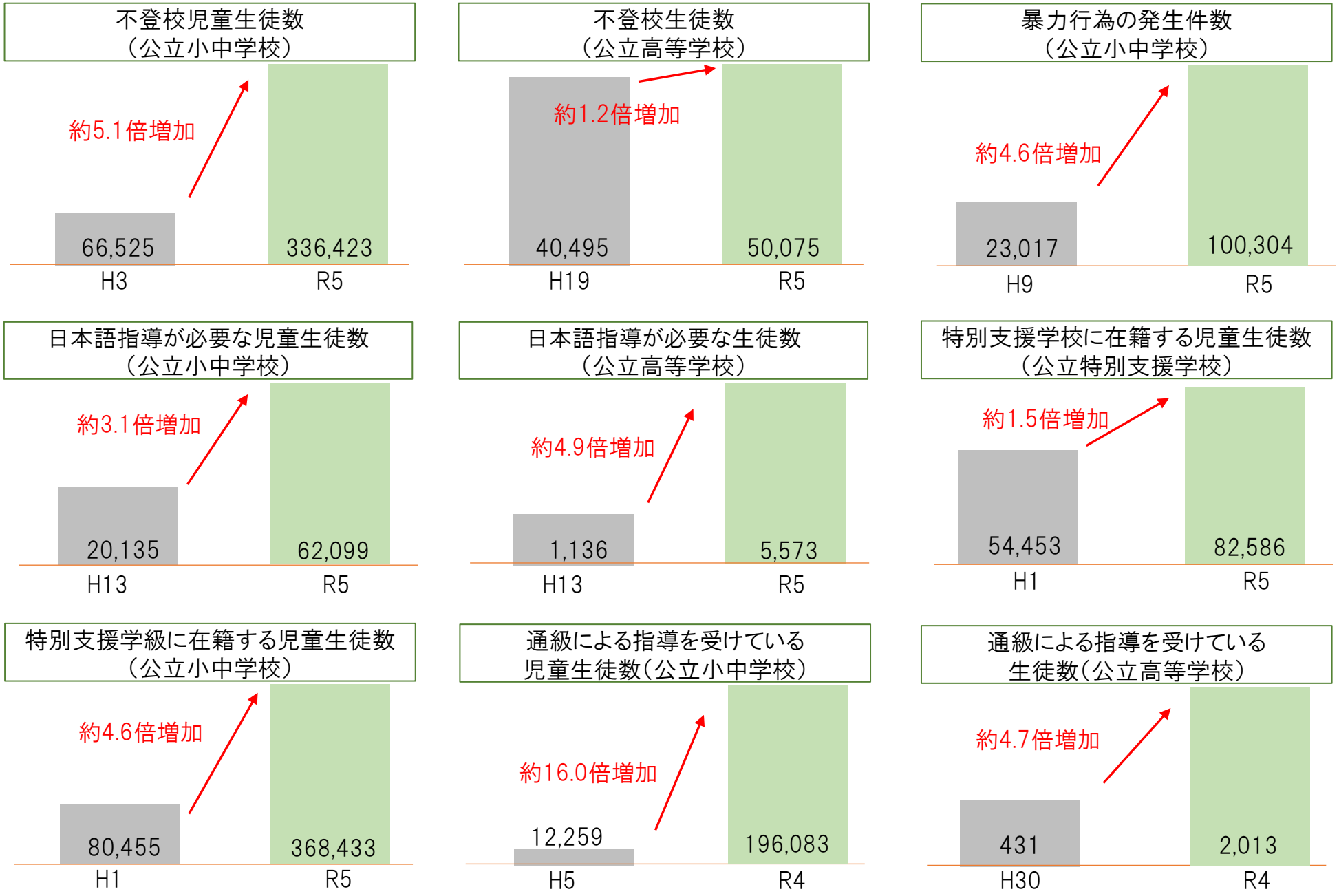


年齢別の内訳（令和5年11月調査）



（注）令和２年１月調査までは、調査員による個別面接聴取法で実施しているため、令和３年12月調査以降との単純比較は行わない。
（注）平成29年１月の調査はいずれもそのうち20歳以上のデータ
（出典）内閣府「社会意識に関する世論調査」

学校が抱える様々な教育課題の状況



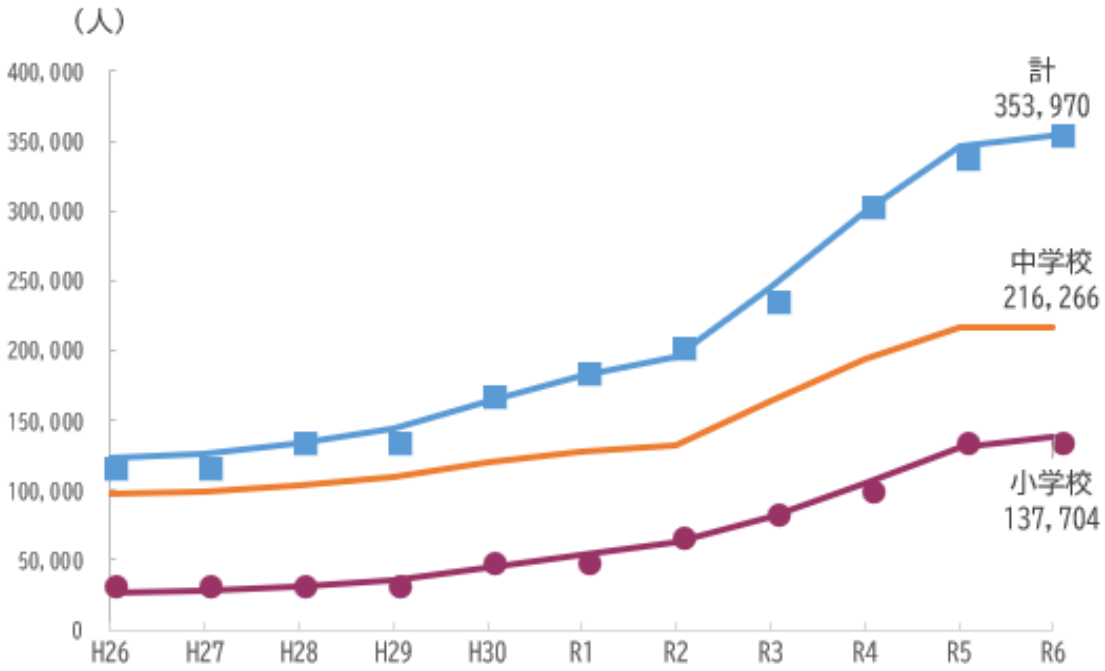
【出典】文部科学省「令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」、文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（令和５年度）」、文部科学省「学校基本調査（令和５年度）」、文部科学省「令和４年度通級による指導実施状況調査結果」をもとに作成

小・中学校における不登校の状況について

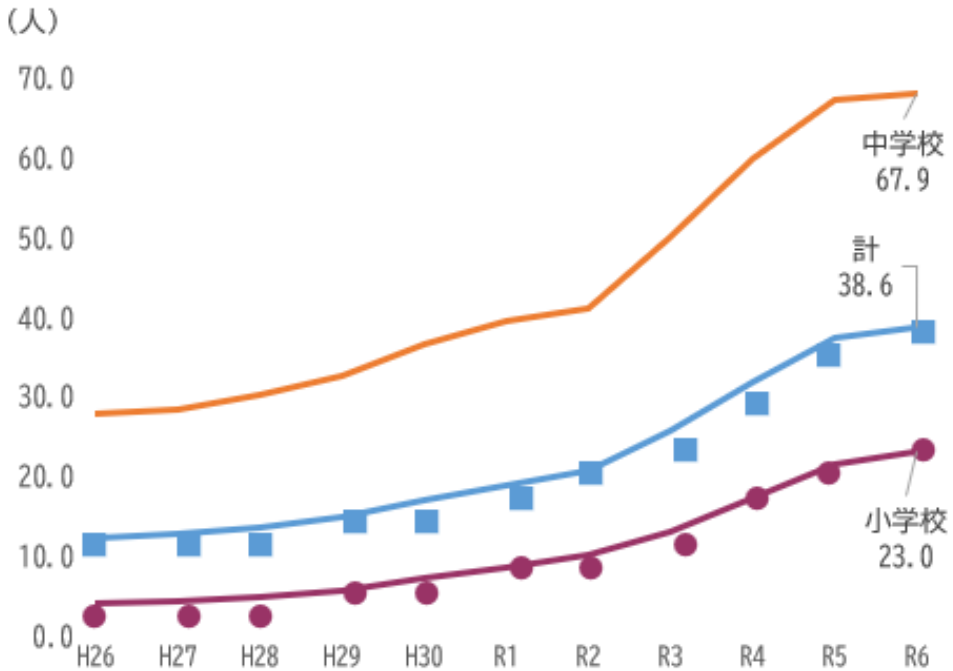
文部科学省

●小・中学校における不登校児童生徒数は353,970人（前年度346,482人）と過去最多となり、12年連続で増加したものの、増加率は小学校5.6%（前年度24.0%）、中学校0.1%（前年度11.4%）、小・中学校全体2.2%（前年度15.9%）であり、前年度から低下した。
●児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は38.6人（前年度37.2人）であった。

不登校児童生徒数の推移



1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数（上段）と1,000人当たりの不登校児童生徒数（下段）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498	105,112	130,370	137,704
	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0	17.0	21.4	23.0
中学校	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442	193,936	216,112	216,266
	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0	59.8	67.1	67.9
合計	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940	299,048	346,482	353,970
	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7	31.7	37.2	38.6

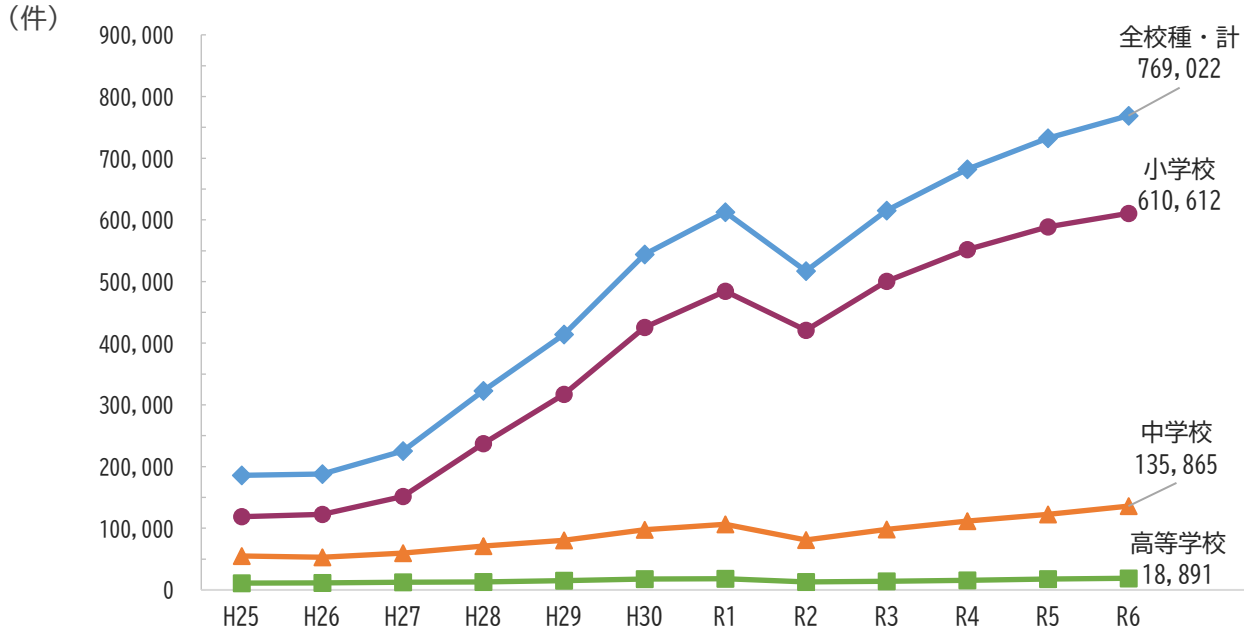
【出典】文部科学省　児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

いじめの状況について（いじめの認知件数の推移、解消状況の推移）

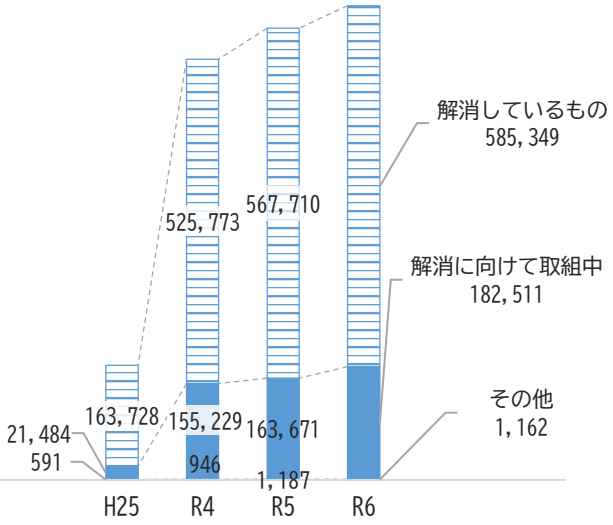
文部科学省

●小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は769,022件（前年度732,568件）であり、前年度に比べ36,454件（５.0%）増加した。
●児童生徒1,000人当たりの認知件数は61.3件前年度（57.9件）であった。
●年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは585,349件（76.1%）であった。（前年度567,710件（77.5%））

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移（各年度末時点）



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	118,748	122,734	151,692	237,256	317,121	425,844	484,545	420,897	500,562	551,944	588,930	610,612
	17.8	18.6	23.2	36.5	49.1	66.0	75.8	66.5	79.9	89.1	96.5	101.9
中学校	55,248	52,971	59,502	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877	97,937	111,404	122,703	135,865
	15.6	15.0	17.1	20.8	24.0	29.8	32.8	24.9	30.0	34.3	38.1	42.6
高等学校	11,039	11,404	12,664	12,874	14,789	17,709	18,352	13,126	14,157	15,568	17,611	18,891
	3.1	3.2	3.6	3.7	4.3	5.2	5.4	4.0	4.4	4.9	5.5	5.9
特別支援学校	768	963	1,274	1,704	2,044	2,676	3,075	2,263	2,695	3,032	3,324	3,654
	5.9	7.3	9.4	12.4	14.5	19.0	21.7	15.9	18.4	20.7	22.3	23.8
計	185,803	188,072	225,132	323,143	414,378	543,933	612,496	517,163	615,351	681,948	732,568	769,022
	13.4	13.7	16.5	23.8	30.9	40.9	46.5	39.7	47.7	53.3	57.9	61.3

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数。

【出典】文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(H27→R7)

○ 直近１０年間で義務教育段階の児童生徒数は１割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数は倍増。

○ 特に、特別支援学級の在籍者数（２．１倍）、通級による指導の利用者数（２．５倍）の増加が顕著。

	（平成27年度）		（令和7年度）
義務教育段階の全児童生徒数	１，００９万人	0.9倍	９１１万人
特別支援教育を受ける児童生徒数	３６．２万人 **3.6%**	2.0倍	７３．８万人 **8.1%**
特別支援学校 視覚障害 聴覚障害 知的障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱	７．０万人 **0.7%**	1.3倍	９．０万人 **1.0%**
小学校・中学校			
特別支援学級 知的障害 肢体不自由 身体虚弱 弱視 難聴 言語障害 自閉症・情緒障害	２０．１万人 **2.0%**	2.1倍	４２．０万人 **4.6%**
通常の学級（通級による指導）（注） 言語障害 自閉症 情緒障害 弱視 難聴 学習障害 注意欠陥多動性障害 肢体不自由 病弱・身体虚弱	９．０万人 **0.9%**	2.5倍	２２．７万人 **2.5%**

（注）通級による指導を受ける児童生徒数（22.7万人）は、最新の調査結果である令和６年度通年（国公私立）の値を用いている。
なお、平成27年度の通級による指導を受けている児童生徒数（9.0万人）は、5月1日時点（公立のみ）の値。

※矢印内の数値は、令和7年度（通級による指導については令和６年度）の児童生徒数を平成27年度の児童生徒数で除し、小数第１位未満を四捨五入したもの。

日本語指導が必要な児童生徒の状況

文部科学省

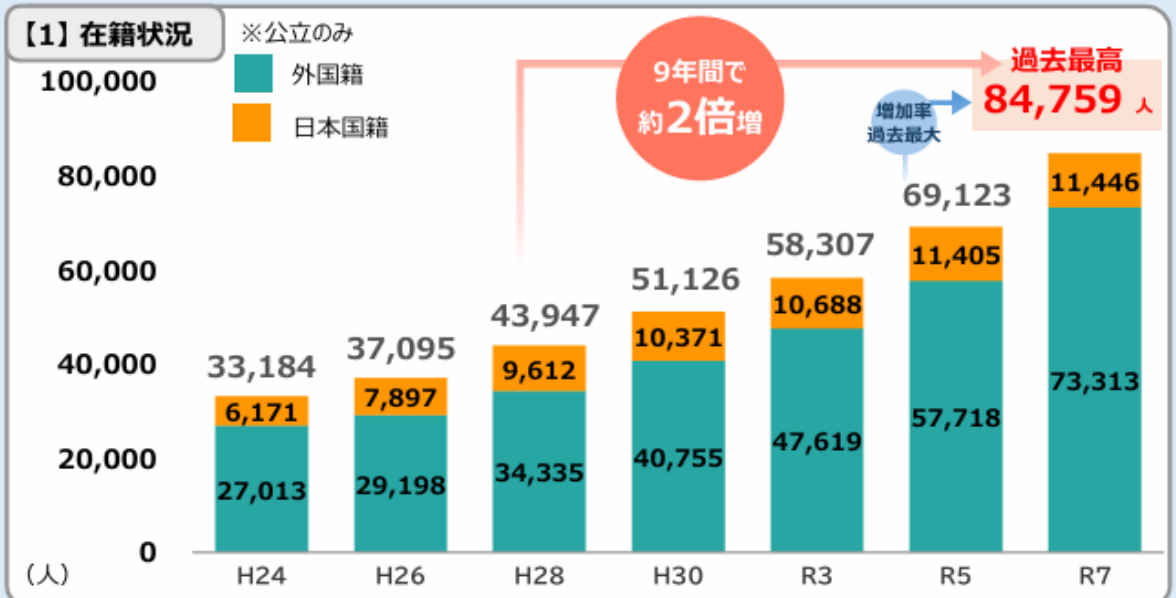
調査の目的　小・中・高等学校等における日本語指導が必要な児童生徒の学校での在籍状況、指導・進路状況など、日本語指導が必要な児童生徒を取り巻く実態を把握し、今後の施策に活用する。　※本調査は平成３年度から開始し、現在は隔年度に実施。

調査対象　全都道府県、市町村教育委員会（特別区を含む。）【1,788】、国立大学附属学校、私立学校

調査時点　令和７年５月１日

主な調査結果　**公立学校における日本語指導が必要な児童生徒の在籍人数は　過去最高の84,759人。**※国立：62人　私立：３,224人
前回調査に比べ、日本語指導が必要な中学生の進学率は上昇し、高校生の中退率は減少。

【1】在籍状況　※公立のみ



【2】日本語指導状況　※公立のみ

●特別な配慮に基づく指導状況

	特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒		特別な配慮に基づく指導を受けていない児童生徒	
	数［人］	割合［%］	数［人］	割合［%］
外国籍・日本国籍の計	75,060（62,054）	88.6（89.8）	9,699（7,069）	11.4（10.2）

※（ ）は令和５年度。
※特別な配慮に基づく指導とは、在籍学級や放課後を含む学校で何らかの日本語指導が行われていることを指す。

●「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒の状況

	「特別の教育課程」による指導を受けている児童生徒数		「特別の教育課程」による指導を行っている学校数	
	外国籍・日本国籍の計［人］	割合［%］	外国籍・日本国籍の計［校］	割合［%］
義務教育段階	52,725（44,309）	76.4（76.9）	9,439（8,243）	68.7（67.9）
高等学校段階	947（245）	15.6（5.6）	103（46）	13.1（6.6）

※（ ）は令和５年度。高等学校段階における「特別の教育課程」は令和５年度から制度導入。
※割合は、特別な配慮に基づく指導を受けている児童生徒数または特別な配慮に基づく指導を行っている学校数によるもの。

日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数　※公立のみ

	１人以上在籍する学校数	うち５人以上在籍する学校数	うち100人以上在籍する学校数
令和７年度	12,668 校　【39%】	4,329 校	28 校
令和５年度	11,123 校　【34%】	3,438 校	17 校

※【 】は全数における割合。[令和７年度:32,122校／令和５年度:32,573校 (学校基本調査・公立学校数)]

【3】進路状況等　※公立のみ　※調査時点:令和６年度末

	中学生の高校等進学率	高校生の大学等進学率	高校生の中退率
日本語指導が必要な児童生徒の状況	91.5%（90.3%）	41.2%（46.6%）	6.4%（7.7%）
全中学生等・全高校生等	98.9%（99.0%）	75.0%（75.0%）	—

【4】支援員の配置状況　※公立のみ

●日本語指導補助者：　8,706人　※令和５年度：7,837人
●母語支援員：　7,301人　※令和５年度：6,266人

【5】ICTの活用状況

※公立学校での日本語指導におけるICT端末等の活用状況
※日本語指導が必要な児童生徒が在籍する地方公共団体数が総数

	総数	地方公共団体数（左の内訳） 活用している	検討中	活用していない
令和7年度	1,148	758 66.0%	88 7.7%	302 26.3%
令和5年度	1,080	657 60.8%	56 5.2%	367 34.0%

【出典】文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」令和７年度調査結果

教諭の時間外在校等時間等の状況

文部科学省

時間外在校等時間等の状況（令和６年度の状況）

令和５年度と比較して、
月45時間以下の教諭の割合は、全ての学校種において改善。
月80時間超　の教諭の割合も、全ての学校種において改善。

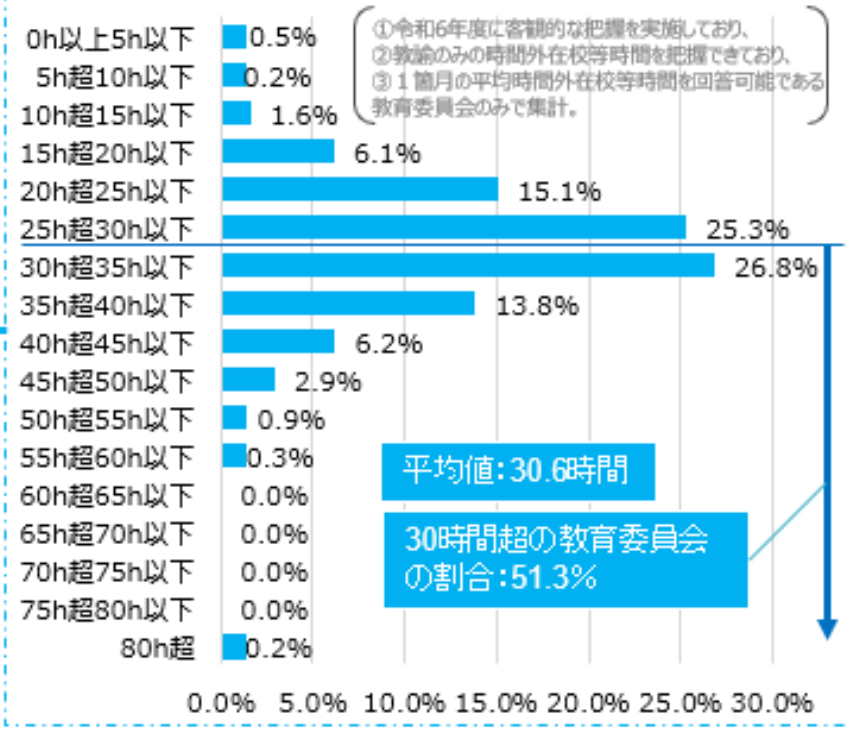
	（月45時間以下の割合）	（月80時間超の割合）
小学校	： 77.8% ＋2.4pt	1.3% −0.3pt
中学校	： 60.5% ＋2.9pt	7.4% −0.6pt
高等学校	： 72.6% ＋0.8pt	5.6% −0.1pt
特別支援学校	： 92.2% ＋0.5pt	0.4% −0.1pt
幼稚園	： 95.8% ＋2.4pt	0.1% −1.3pt

年間360時間以下の教諭の割合は、
小学校で約53%、中学校で約36%、高等学校で約52%、
特別支援学校で約81%、幼稚園で約87%。

給特法で目標が規定された**1箇月平均時間外在校等時間**（※）は、
小学校教諭で約31時間、中学校教諭で約40時間、
高等学校教諭で約33時間、特別支援学校教諭で約21時間、
幼稚園教諭で約15時間。
また、教育委員会間の差が大きく、1箇月の平均時間が30時間超である教育委員会は、全学校種において存在し、
特に小・中・高においては50%以上を占めている。

年間平均有給休暇取得日数は、
小学校で約17日、中学校で約15日、高等学校で約15日、
特別支援学校で約17日、幼稚園で約13日。

例えば、各教育委員会の小学校教諭の時間外在校等時間分布



※ 令和7年6月に成立した給特法等改正法の附則第3条において、「政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、１箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標」とすることを規定。

【出典】文部科学省　令和7年度教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査結果

我が国の教員の現状と課題（国際比較）

TALIS2024
（国際教員指導環境調査）

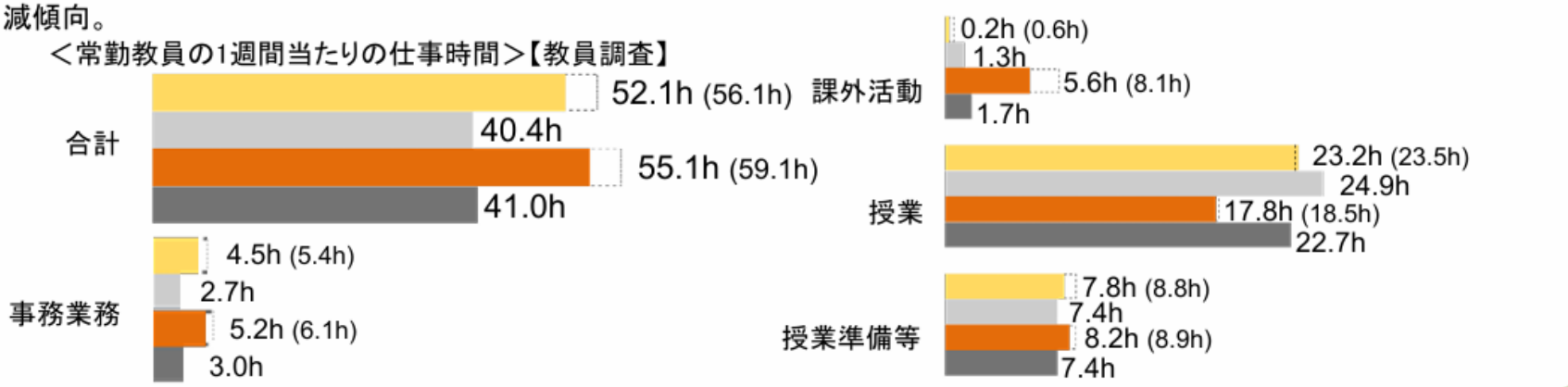
・OECD加盟国等55か国・地域が参加（初等教育は16か国・地域が参加）
・日本では2024年2月～3月に小学校約200校及び中学校約200校の校長、教員に対して質問調査を実施

日本（小学校）
小学校参加国平均（12か国・地域）
日本（中学校）
中学校OECD平均（27か国・地域）
（点線と括弧内の数値は前回2018年調査）

教員の仕事時間は改善しているが、参加国中で最も長い。

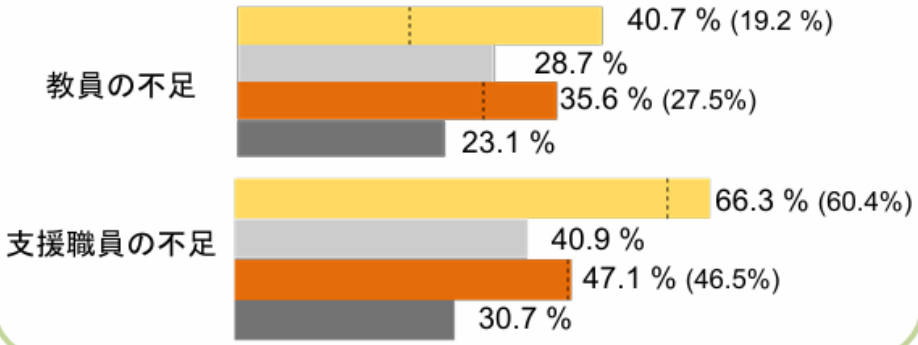
- 前回2018年調査と比べ、**教員の仕事時間は大幅に改善。課外活動、事務業務の減少等により、小中学校ともに1週間当たり4時間減少**。ただし、日本の小中学校教員の**1週間当たりの仕事時間は前回に引き続き参加国中で最長**。
- 授業時間は国際平均よりも短い。また、授業準備・事務業務・課外活動が長いという特徴があるが、いずれも前回と比べて縮減傾向。

＜常勤教員の1週間当たりの仕事時間＞【教員調査】



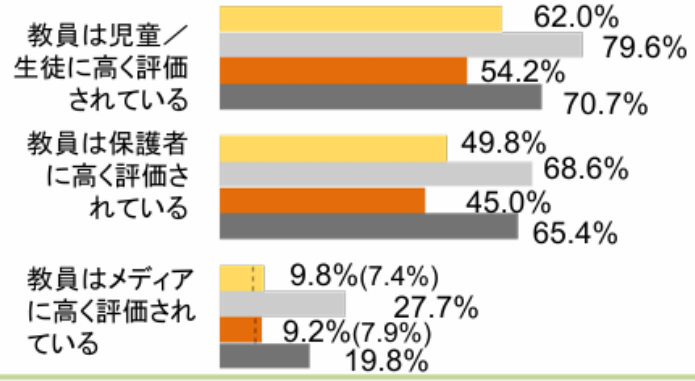
教員の不足感が増加している。

＜学校における教育資源の不足感＞【校長調査】



社会的評価を感じている教員が少ない。

＜教員の社会的評価等＞【教員調査】



【出典】文部科学省・国立教育政策研究所　OECD国際教員指導環境調査(TALIS)2024

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の状況

制度の概要

地域と学校の連携・協働の必要性

地域における教育力の低下

- 感染症の拡大や国際情勢の不安定化などに象徴される**将来の予測が困難な時代の到来**
- 少子化・人口減少や高齢化、DXの進展などの**社会の変化**
- 都市化や過疎化による**地域のつながりの希薄化**

学校を取り巻く問題の複雑化・困難化

- 子供たちが抱える**困難の多様化・複雑化**
- 学校における**働き方改革**のさらなる推進
- **情報化**の加速度的な進展に関する対応

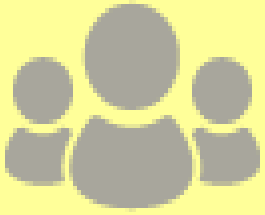
学習指導要領の理念「社会に開かれた教育課程」

① 教育課程を介して**目標を学校と社会が共有**

② 子供たちの育成すべき資質・能力を明確化

③ **地域の人的・物的資源の活用**、社会と共有・連携しながら、開かれた学校教育を展開

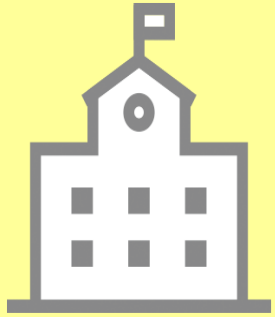
地域  **学校**



◆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

◆地域学校協働活動、地域学校協働本部

地域と学校の連携・協働体制を一体的に推進



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



コミュニティ・スクール
（学校運営協議会を設置した学校）

校長等

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有する

学校運営の基本方針

学校運営・教育活動

説明　承認　説明　意見



学校運営協議会
学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する**学校運営の基本方針**（教育課程の編成、教職員の業務量管理・健康確保措置 等）**を承認**
- **学校運営について、**教育委員会又は校長に**意見**
- **教職員の任用に関して、**教育委員会に**意見**

地域学校協働活動推進員



（委員）10～15人程度
・地域住民、保護者
・地域学校協働活動推進員
・その他教育委員会が必要と認める者
（例：近隣幼稚園等・小中学校関係者）
など

任命

意見　学校運営の基本方針　教職員の任用



地域学校協働活動推進員
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割
※社会教育法第９条の７

情報共有　情報共有

委嘱

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う学校内外における活動
※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員



※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの**学校における活動**
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など**地域を活性化させる活動**
などを実施

教育委員会

地域学校協働活動

幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして、以下の様々な取組を組み合わせて実施する活動

教育課程内の教育活動の充実・魅力化に向けた活動等
（例）
キャリア教育、郷土学習、総合的な学習・探究の時間、実習 等



【例】地域の特産物を活用した学び
(食品メーカーとの打ち合わせ)

学校の課題改善に向けた活動等
（例）
学校の安心・安全の確保、授業の補助、不登校や特別な支援が必要な子供の対応、ICTの効果的な活用、部活動の支援、働き方改革の推進、生徒募集活動の充実 等



【例】
登下校時
の見守り

【例】
授業支援



放課後や長期休業中の学習や体験、交流
（例）
放課後子供教室、
地域未来塾 等



【例】
放課後
子供教室

【例】
地域未来塾
(学習支援)



地域活動・地域行事の実施や、伝統文化・芸能の継承活動等
→誰もが暮らしやすい地域づくり、安心・安全なまちづくり、活性化に向けたつながりづくり 等



【例】親子避難所開設体験

保護者のつながりづくりや学び合いの場づくり等
（家庭教育支援チーム 等）



学校運営協議会に関する地教行法の主な改正内容（地教行法第47条の５関係）　H29.4.1改正

改正事項	改正前	改正内容
①学校運営協議会の設置を努力義務化	・協議会は各教育委員会が任意に設置するものとなっていたが、さらなる設置の促進が必要。	・各教育委員会に対して、**協議会の設置の努力義務を課す**こととした（第1項関係）。
②学校運営への必要な支援に関する協議の役割を追加し、必要な委員を追加	・学校運営に関して協議し、意見を述べる役割のみ規定されていたが、地域住民等の支援・協力を得て学校運営を改善していく必要性が高まっていた。 ・委員は、地域住民や保護者一般のみが規定されていた。	・協議会において、**学校運営への必要な支援**に関する協議も行うよう、役割を見直す（第1項関係）とともに、協議会は、**協議の結果に関する情報を地域住民等に提供するよう努める**こととした（第5項関係）。 ・地域学校協働活動推進員（※社教法に規定）等の**学校運営に資する活動を行う者を協議会の委員に加える**こととした（第2項関係）。
③委員の任命に関する校長の意見申出を規定	・委員の任命について、校長の関与は特段規定がなかったが、校長とともに責任感をもって学校運営に参画できる人材が必要。	・委員の任命に当たり、**校長が意見申出**を行えることとし（第3項関係）、**校長がリーダーシップを発揮**できる仕組みとした。
④任用に関する意見の柔軟化	・教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる他、特段の規定がないことで、抵抗感が強かった。	・どのような事項について**教職員の任用に関する意見の対象とするか、教育委員会規則で定める**こととした（第7項関係）。
⑤複数校で一つの協議会を設置することを可能に	・学校ごとに協議会を設置することとされていたが、学校間の円滑な接続を図れるようにすること等が必要。	・小中一貫教育など、二以上の学校に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合には、**二以上の学校について一の協議会を置くことができる**こととした（第1項関係）。

※　このほか、協議会の運営が適正を欠き、学校運営に支障をきたすときには、教育委員会が協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずることとした（第9項関係）ほか、協議会の在り方の見直しに関する検討規定を置いている（附則第5条関係）

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議　最終まとめ（概要）

～ 学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた 対話と信頼に基づく学校運営の実現 ～

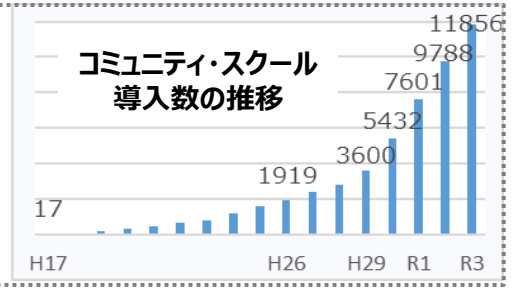
令和４年３月14日

経緯：平成29年の地教行法改正法附則において、施行後５年を目途として、学校運営協議会の活動の充実・設置の促進を図る観点から、学校運営協議会の在り方について検討を加えることとされている

１．コミュニティ・スクールに関する現状　２．コミュニティ・スクールの成果と課題

○ コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民等が学校運営に参画する仕組みとして、平成16年の地教行法の改正により制度化
○ 平成29年の地教行法改正により、学校運営協議会の設置が各教育委員会の努力義務化

➤ 平成29年改正法により、導入数は飛躍的に増加（令和3年5月時点で11,856校（全国の公立学校の33.3%）が導入）
➤ 教育課程や働き方改革等学校運営に大きな効果、コロナ禍において地域との連携・協働による学校運営の重要性を一層認識
➤ 導入状況の自治体間・学校種間格差や、導入したものの十分な協議がなされず形式的な学校運営協議会になっている事例



３．これからのコミュニティ・スクールの在り方

○ 現行の制度（学校運営の基本方針の承認等３つの権限、教育委員会の努力義務等）　➡　現行制度下において導入数の飛躍的な伸びや学校運営への多大な効果
○ 導入促進上の課題や運営上の課題（類似の仕組みとの混同、形式的な会議、学校支援活動との混同等）　➡　関係者の更なる理解促進が必要

【 これからのコミュニティ・スクールの在り方 】

関係者の十分な理解と相互の信頼関係の中で、教育長のリーダーシップの下、教育委員会が主体的・計画的にすべての学校へのコミュニティ・スクールの導入を加速し、国はその取組を支援。地域との連携・協働により、対話と信頼に基づく学校運営を実現

【 取組の方向性 】

（1）コミュニティ・スクールの導入促進

○ 教育委員会による導入計画の策定
○ 国や都道府県等の丁寧な説明等により、類似の仕組みからの段階的な移行を促進
○ 高校、特別支援学校、幼稚園等においても、学校種の特性を踏まえつつ導入を推進

（2）コミュニティ・スクールの質的向上

○ 学校と地域をつなぐ総合的な企画・調整役を担う地域学校協働活動推進員の配置促進・機能強化
○ 都道府県教育委員会のアドバイザーの配置等、教育委員会の伴走支援体制の構築
○ 適切かつ多様な学校運営協議会委員の人選

（3）コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

○ 両取組の相乗的な連携・協働の推進
○ 学校と地域が連携・協働した教育活動により、放課後等の学習支援等、多様な課題への対応を推進
○ 子供たちの地域社会への参画や大人の学び等、地域課題解決のプラットフォームとしての活用

４．コミュニティ・スクール推進のための国の方策

○ **教育委員会の主体的・計画的な取組、活動への支援**（地域学校協働活動推進員の配置促進・常駐的な活動の支援、教育活動充実のための支援等）
○ **教育委員会の伴走支援体制構築の支援**（都道府県教育委員会へのアドバイザーの配置促進、ＣＳマイスターの派遣等によるプッシュ型支援、研修支援等）
○ **コミュニティ・スクールに関わる関係者の理解促進**（教育長・首長の理解促進、フォーラム・広報の実施、コミュニティ・スクールの実態把握等）　など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進により、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子供たちの成長を地域全体で支える社会の実現

第4期教育振興基本計画（令和5年6月16日閣議決定）　（抜粋）

Ⅱ．今後の教育政策に関する基本的な方針

（５つの基本的な方針）

②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進

（共生社会の実現に向けた教育の方向性）

（略）

○ あわせて、個人と社会のウェルビーイングの実現の観点からは、**保護者や地域住民等が学校運営に当事者として参画するコミュニティ・スクールや、地域住民等の参画により地域と学校が連携・協働する地域学校協働活動を一体的に推進する**とともに、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援チームの活動を推進していくことが効果的である。高等教育段階では地域連携プラットフォームなどの枠組みを活用することにより、大学と地域との協働を進めていくことが求められる。学び手、学校、保護者・地域住民等が「三方よし」となり、それぞれのウェルビーイングが高まるよう三者が一体となって取組を推進することが求められる。

③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進

（社会教育を通じた持続的な地域コミュニティの基盤形成）

（略）

○ このため、**地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員等のコーディネーターの育成**とともに、前述した**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**など、社会教育の充実による地域の教育力の向上や地域コミュニティの基盤強化を図ることが求められる。

Ⅳ．今後５年間の教育政策の目標と基本施策

目標９　学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携・協働することにより、地域社会との様々な関わりを通じて子供たちが安心して活動できる居場所づくりや、地域全体で子供たちを育む学校づくりを推進する。

【基本施策】

○コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

・全ての公立学校に地域と連携・協働する体制を構築するため、**コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を一層推進**する。その際、**学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の効果的な配置促進・常駐化、資質向上等を図る**ことにより、我が国の将来を担う子供たちを地域全体で育む**地域とともにある学校づくり**を推進するとともに、地域や子供をめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る**学校を核とした地域づくり**を推進する。

（略）

【指標】

・コミュニティ・スクールを導入している公立学校数の増加　　・地域学校協働活動本部がカバーしている公立学校数の増加

・学校に対する地域や保護者の理解が深まったと認識している学校の割合の増加

・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の増加

・子供をめぐる課題に応じた目標を設定し、その目標を達成した自治体の割合の増加

・保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じている自治体数の増加

【学校における働き方改革関係】学校運営協議会において承認を行う基本的な方針の内容に関する改正

令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法等の一部改正により、**公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営に関する「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容を含める**こととされた。**【令和8年4月施行】**

（改正後の条文）※下線が追加された箇所

◇地方教育行政の組織及び運営に関する法律　第47条の5第4項

対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

コミュニティ・スクールでの法改正を踏まえた対応例

【法改正により求められる事項】校長が作成する**「基本的な方針」に、業務量管理・健康確保措置の実施に関する内容**を含める

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う

校長が作成する**学校運営の基本的な方針を承認**

校 長

①報告

学校における働き方改革の取組内容、取組の実施状況等について報告

報告

②協議

報告内容をもとに、以下を協議

・学校、保護者、地域住民等の業務分担の在り方

・業務の優先順位を踏まえた精選・見直し　　等

※その際、「学校・教師が担う業務に係る３分類」の「学校以外が担うべき業務」について、例えば、

✓保護者・地域住民等に対応を依頼することが出来ているか

✓その他の業務について教師の負担軽減に必要な支援が得られているか　　を確認。

意見

説明

承認

③体制構築等

必要な体制を構築するため、学校運営協議会として以下の対応を行う。

・外部機関、地域住民等との調整（ボランティア募集等）

・保護者・地域住民への情報提供

・教育委員会又は校長に対する意見提出　等

地域学校協働活動推進員等がコーディネート



④基本的方針の作成・承認

学校において講ずる**「業務量管理・健康確保措置」の内容を基本的な方針に明記**し、学校運営協議会の承認を得る

⑤アクション

保護者・地域住民等と連携しつつ、業務量管理・健康確保措置の適切な実施に取り組む

取組の状況

令和8年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査結果のポイント

文部科学省では地域と学校の連携・協働体制の構築を推進しており、毎年、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動の実施状況に関する調査を実施。令和8年度（令和8年5月1日現在）の結果は以下のとおり。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

公立学校の導入校数

23,221校（69.5%）

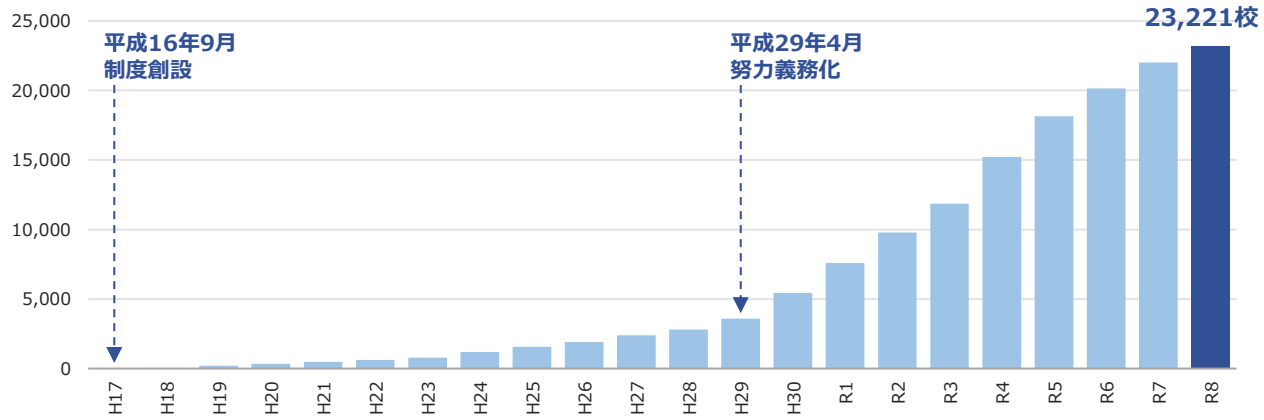
前年度から1,212校増、4.6ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

20,579校（76.4%）

前年度から1,091校増、4.8ポイント増

導入校数の推移（全学校種）



※コミュニティ・スクール：保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する「学校運営協議会」を置く学校

※平成30年度までは4月1日時点、令和元年度以降は5月1日時点

地域学校協働本部

公立学校の整備校数

24,074校（72.1%）

前年度から1,381校増、5.2ポイント増

うち、小・中・義務教育学校

22,185校（82.3%）

前年度から1,102校増、4.9ポイント増

※地域学校協働本部：幅広い地域住民や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制
※地域学校協働活動：幅広い地域住民や団体等が参画し、地域と学校が連携・協働して行う、学校内外で子供たちの成長を支える多様な活動

地域学校協働活動推進員等（地域コーディネーターを含む）

地域学校協働活動推進員等の配置人数

38,699人

前年度から3,453人増／1,571自治体（86.7%）が配置

うち、学校運営協議会の委員である者

15,947人

前年度から773人増

※地域学校協働活動推進員等：地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者（社会教育法に基づき委嘱された地域学校協働活動推進員と、同等の役割を果たす地域コーディネーター）

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和８年５月１日
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	1,886園 △199園	380園 △8園	20.1% +1.5ポイント	613園 +45園	32.5% +5.3ポイント
小学校	17,836校 △237校	13,700校 +721校	76.8% +5.0ポイント	14,897校 +662校	83.5% +4.7ポイント
中学校	8,823校 △83校	6,634校 +331校	75.2% +4.4ポイント	7,042校 +409校	79.8% +5.3ポイント
義務教育学校	288校 +34校	245校 +39校	85.1% +4.0ポイント	246校 +31校	85.4% +0.8ポイント
高等学校	3,402校 △21校	1,587校 +97校	46.6% +3.1ポイント	942校 +183校	27.7% +5.5ポイント
中等教育学校	35校 ±0校	9校 ±0校	25.7% ±0ポイント	7校 +2校	20.0% +5.7ポイント
特別支援学校	1,127校 △7校	666校 +32校	59.1% +3.2ポイント	327校 +49校	29.0% +4.5ポイント
合計	33,397校 △513校	23,221校 +1,212校	69.5% +4.6ポイント	24,074校 +1,381校	72.1% +5.2ポイント

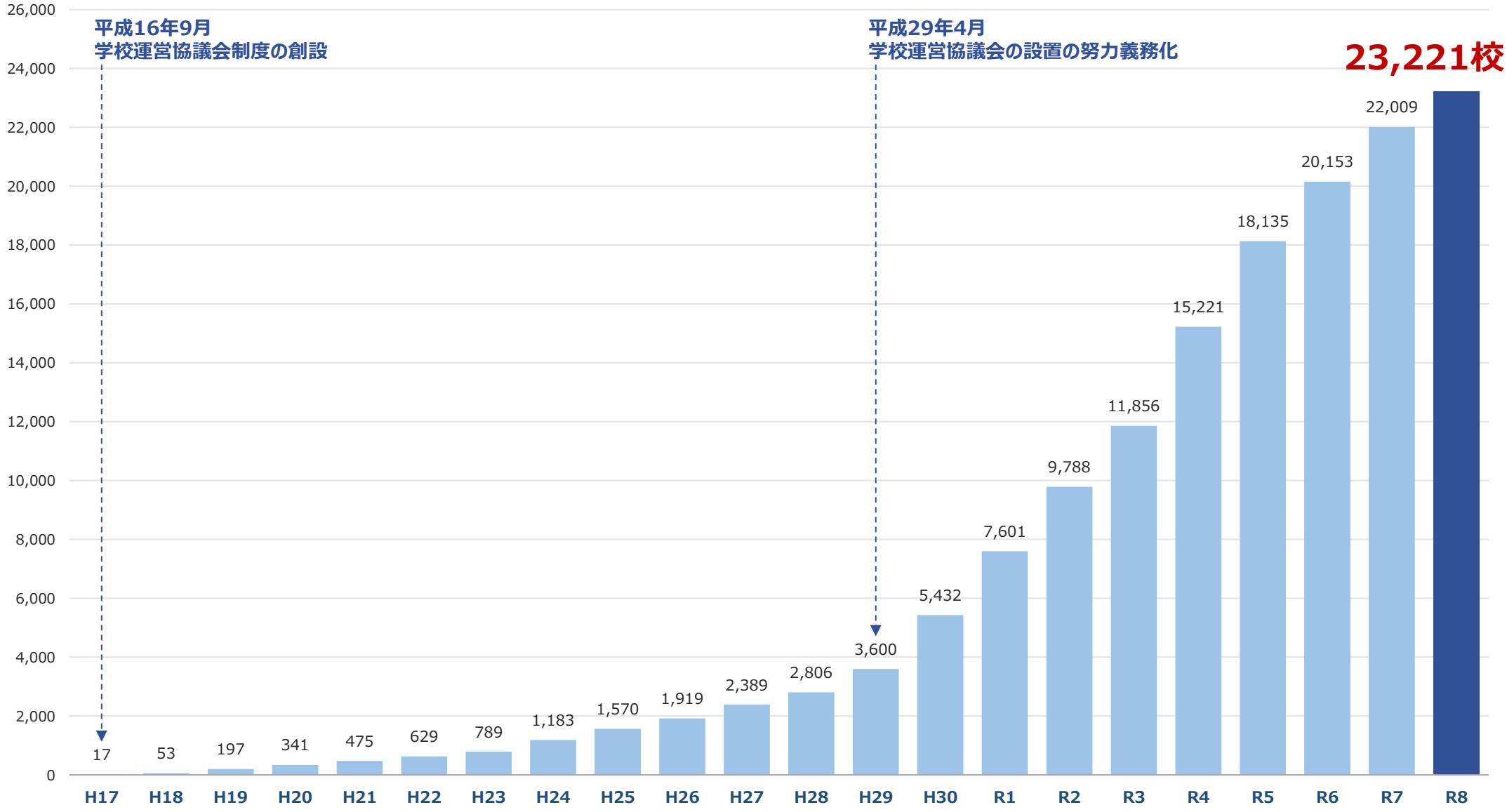
※下段は令和7年度からの増減（△は減少、率はポイントの差）

（参考）地域学校協働本部数：14,874本部（前年度から830本部増）

コミュニティ・スクールの導入状況　－導入校数の推移－

各年度の
調査基準日時点

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数：23,221校／33,395校（導入率69.5%）
前年度から1,212校増（導入率4.6ポイント増）



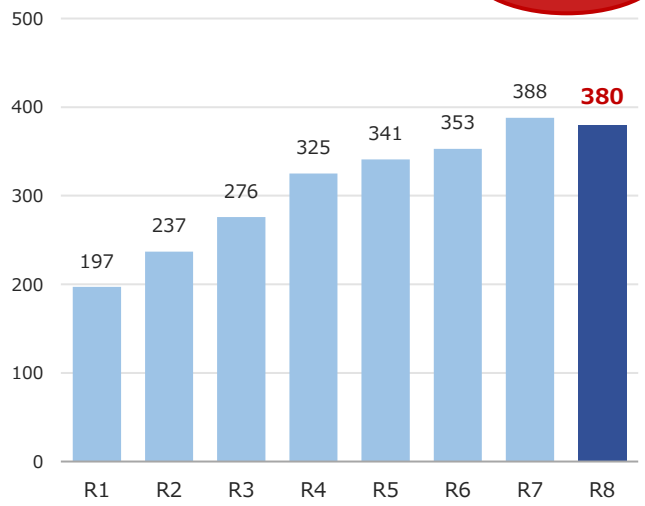
※平成30年度までは4月1日時点、令和元年度以降は5月1日時点

学校種別のコミュニティ・スクール導入校数の推移

各年度とも
5月1日時点

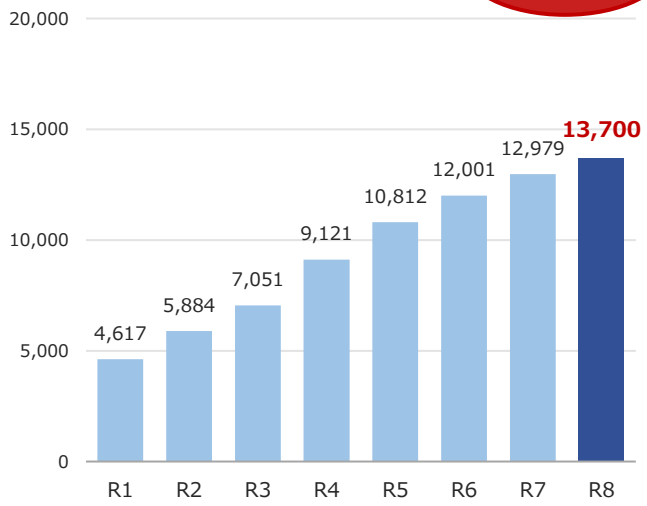
幼稚園 380／1,886園

20.1%



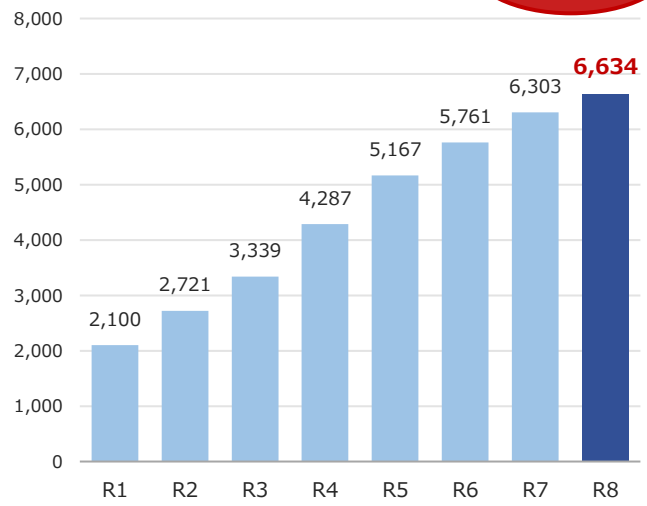
小学校 13,700／17,836校

76.8%



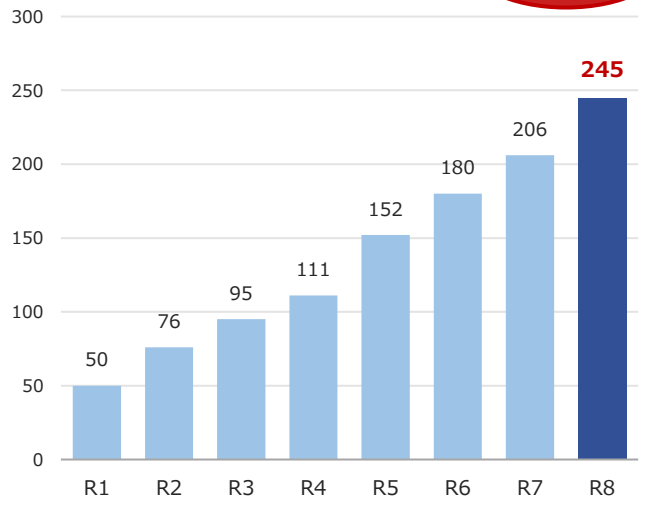
中学校 6,634／8,823校

75.2%



義務教育学校 245／288校

85.1%



高等学校 1,596／3,437校

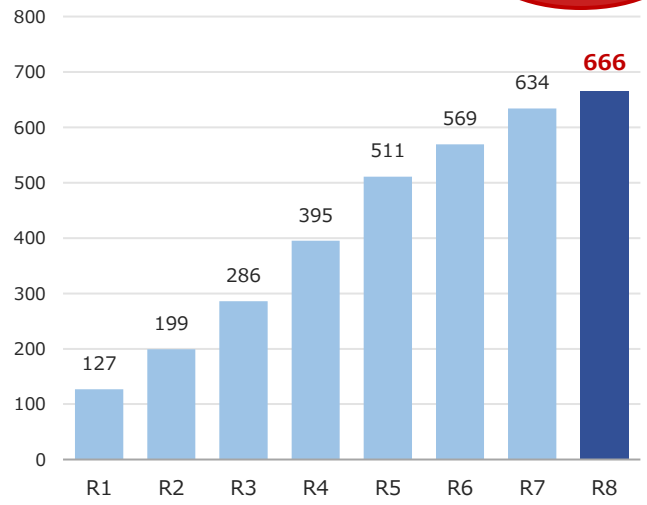
（中等教育学校を含む）

46.4%



特別支援学校 666／1,127校

59.1%



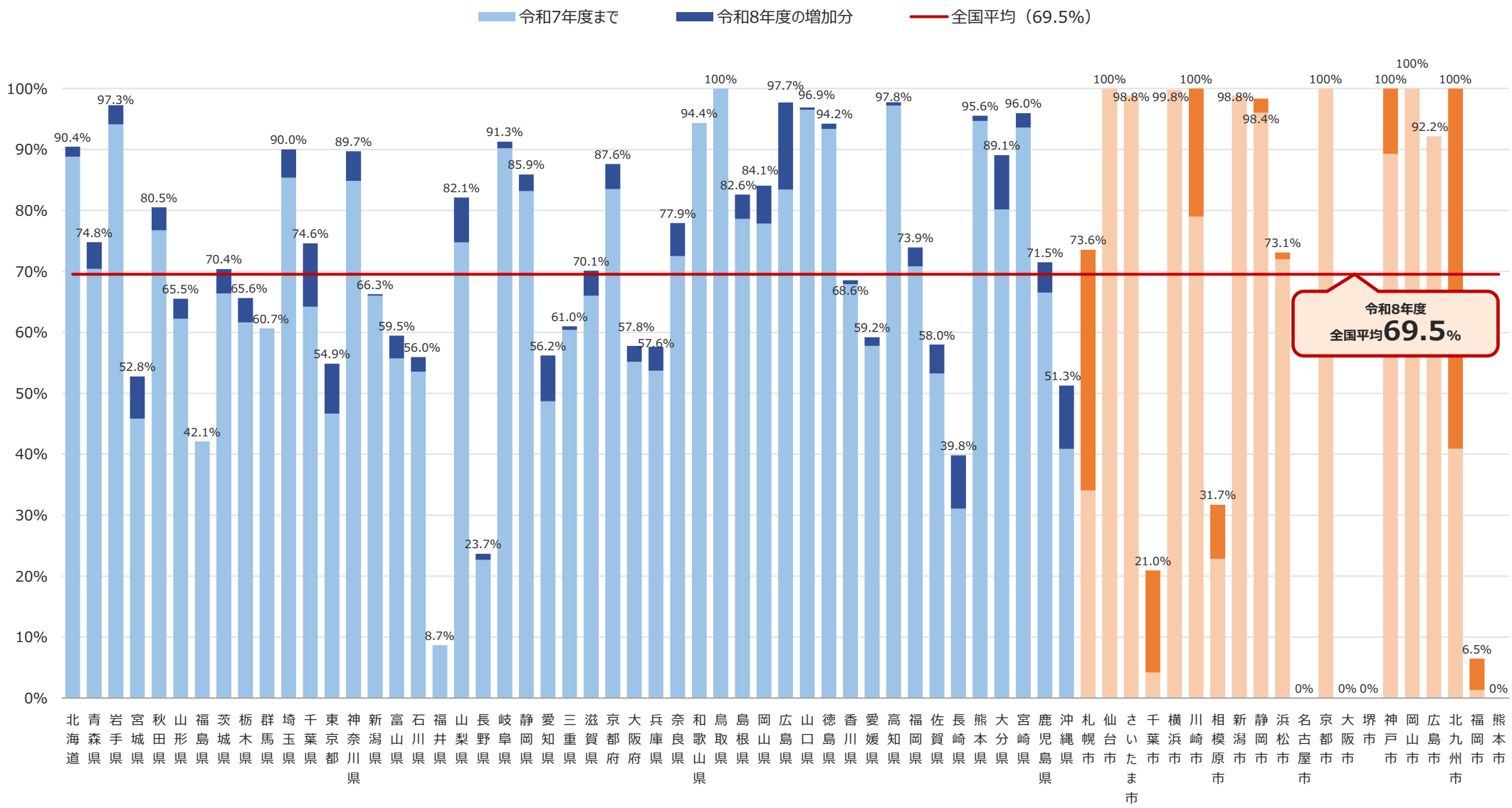
※各年度とも5月1日時点。各学校種の数値は、令和8年度の導入校数／学校数。高等学校には中等教育学校を含む。

コミュニティ・スクールの導入率

令和８年５月１日
時点

都道府県・指定都市別/全学校種

※棒の濃い色の部分は令和7年度からの増加分（指定都市はオレンジ色）。都道府県の値は指定都市を含まない。

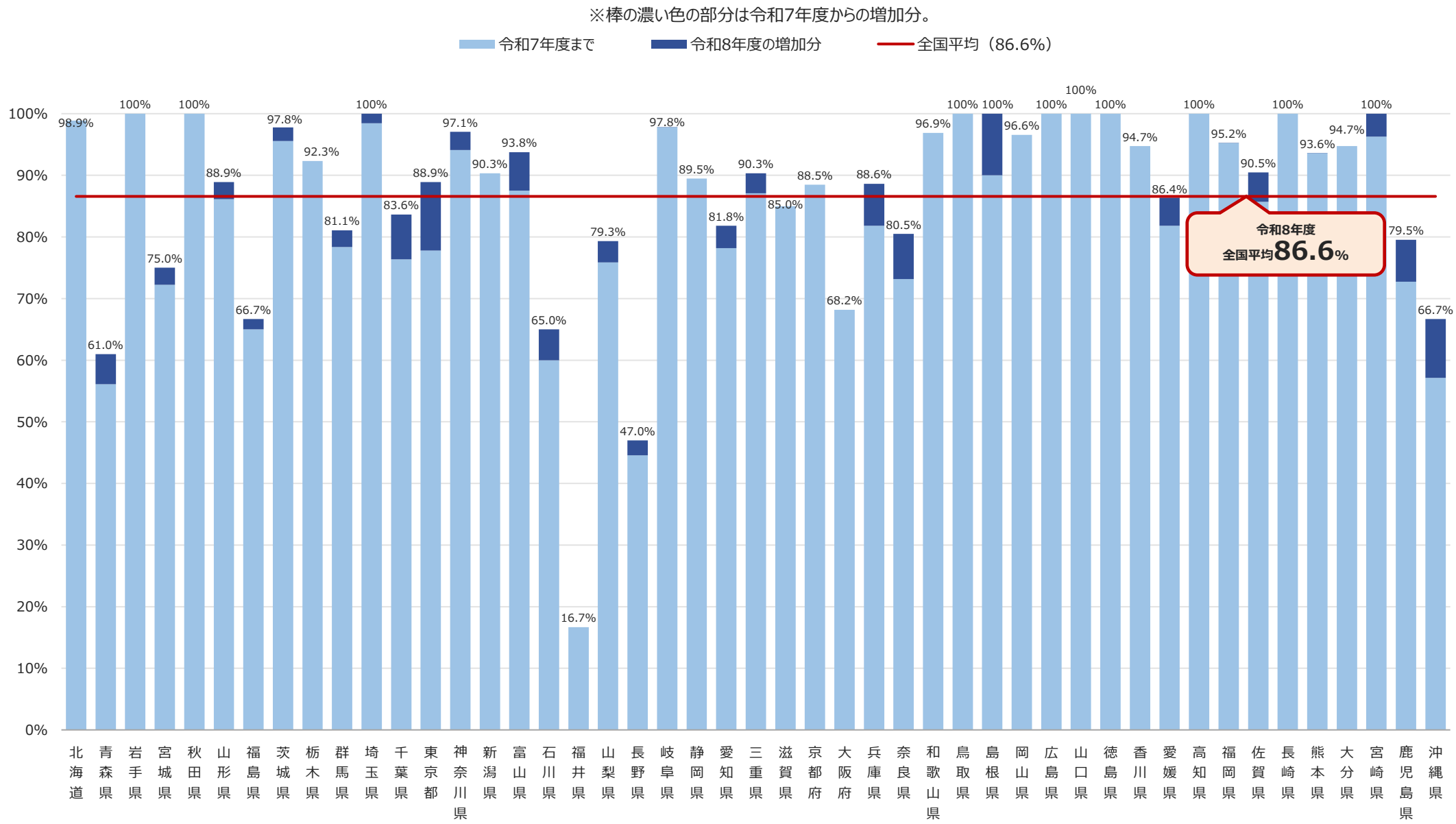


※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

コミュニティ・スクールの自治体導入率

令和８年５月１日
時点

都道府県（指定都市含む）/全学校種



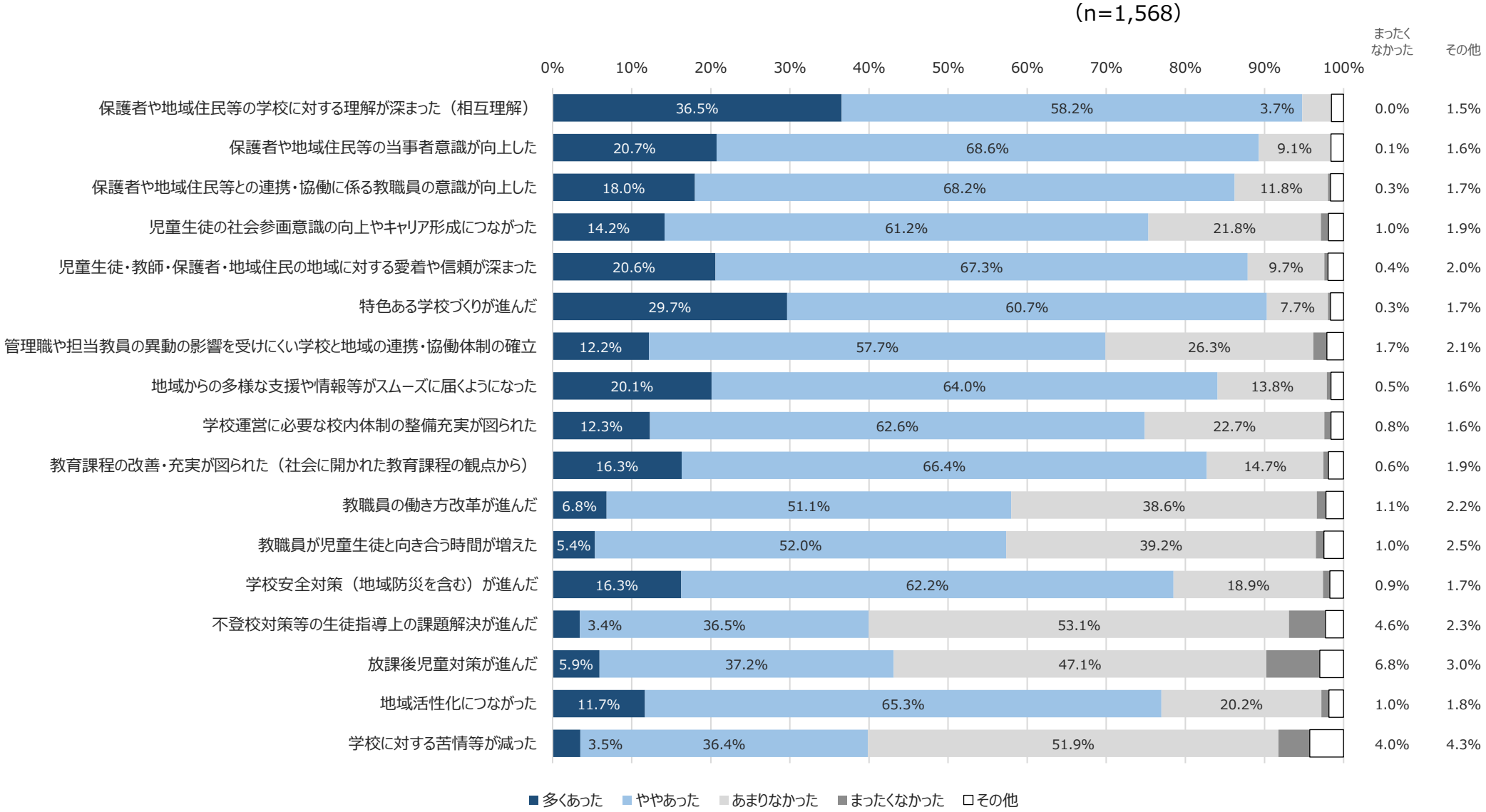
※自治体導入率：都道府県内の教育委員会（都道府県・指定都市・市区町村・学校組合）のうち、所管する学校に1校以上コミュニティ・スクールを導入している教育委員会の割合。

※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

コミュニティ・スクールの取組に係る教育委員会としての成果実感

令和８年５月１日時点

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。
- 『保護者や地域住民等の学校に対する理解が深まった（相互理解）』（94.8%）、『特色ある学校づくりが進んだ』（90.3%）においては、多くの教育委員会が「多くあった」又は「ややあった」と回答した。



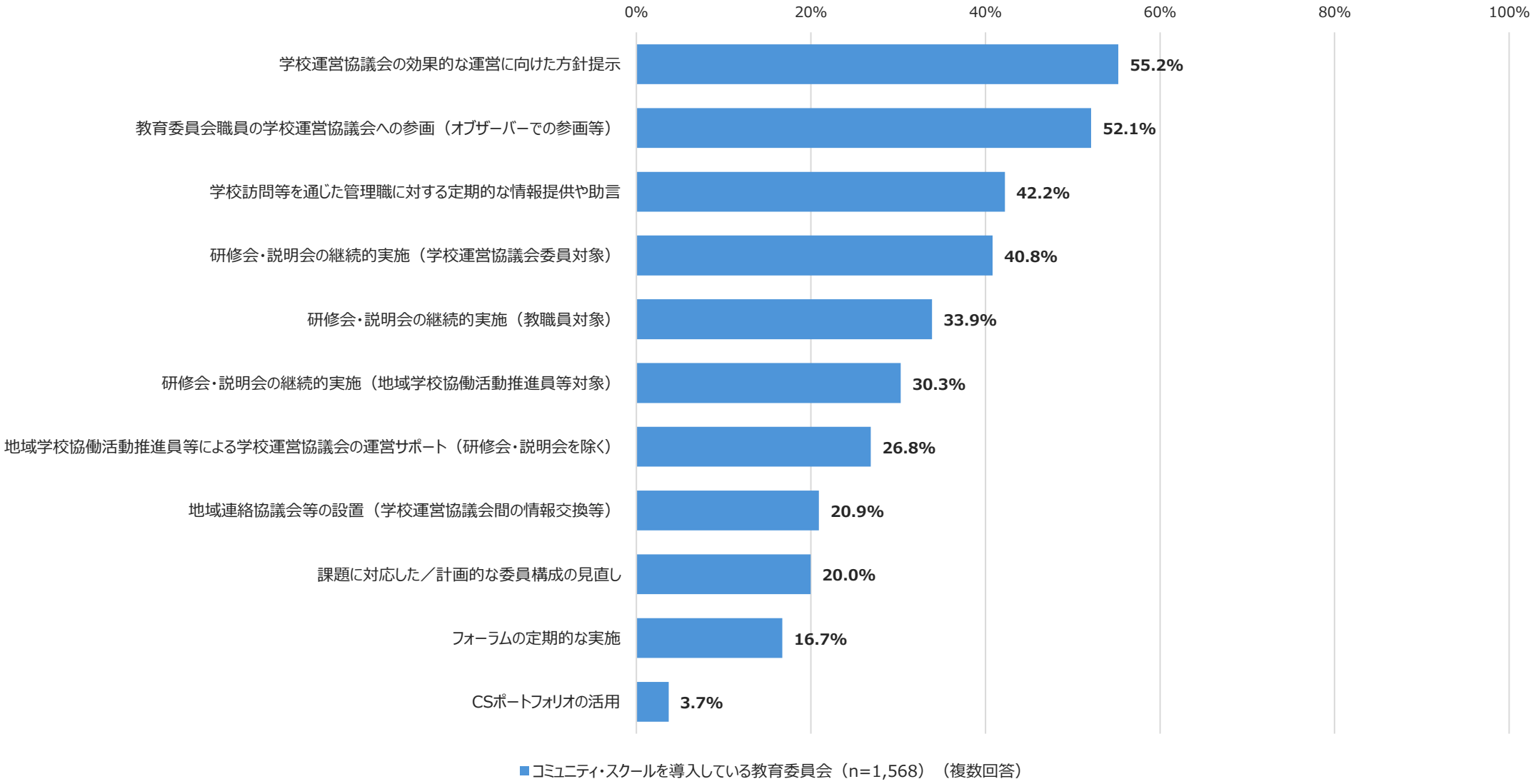
※コミュニティ・スクールを導入している教育委員会が対象。「その他」は選択肢「その他（自由記述）」の回答。

※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

学校運営協議会の効果的な運営の継続に向けた教育委員会の取組

令和８年５月１日時点

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、設置する学校運営協議会を形骸化させず効果的な運営を継続するために、伴走支援として取り組んでいるものを調査（複数回答）。
- 『学校運営協議会の効果的な運営に向けた方針提示』、『教育委員会職員の学校運営協議会への参画（オブザーバーでの参画等）』には、半数以上の教育委員会が取り組んでいる。

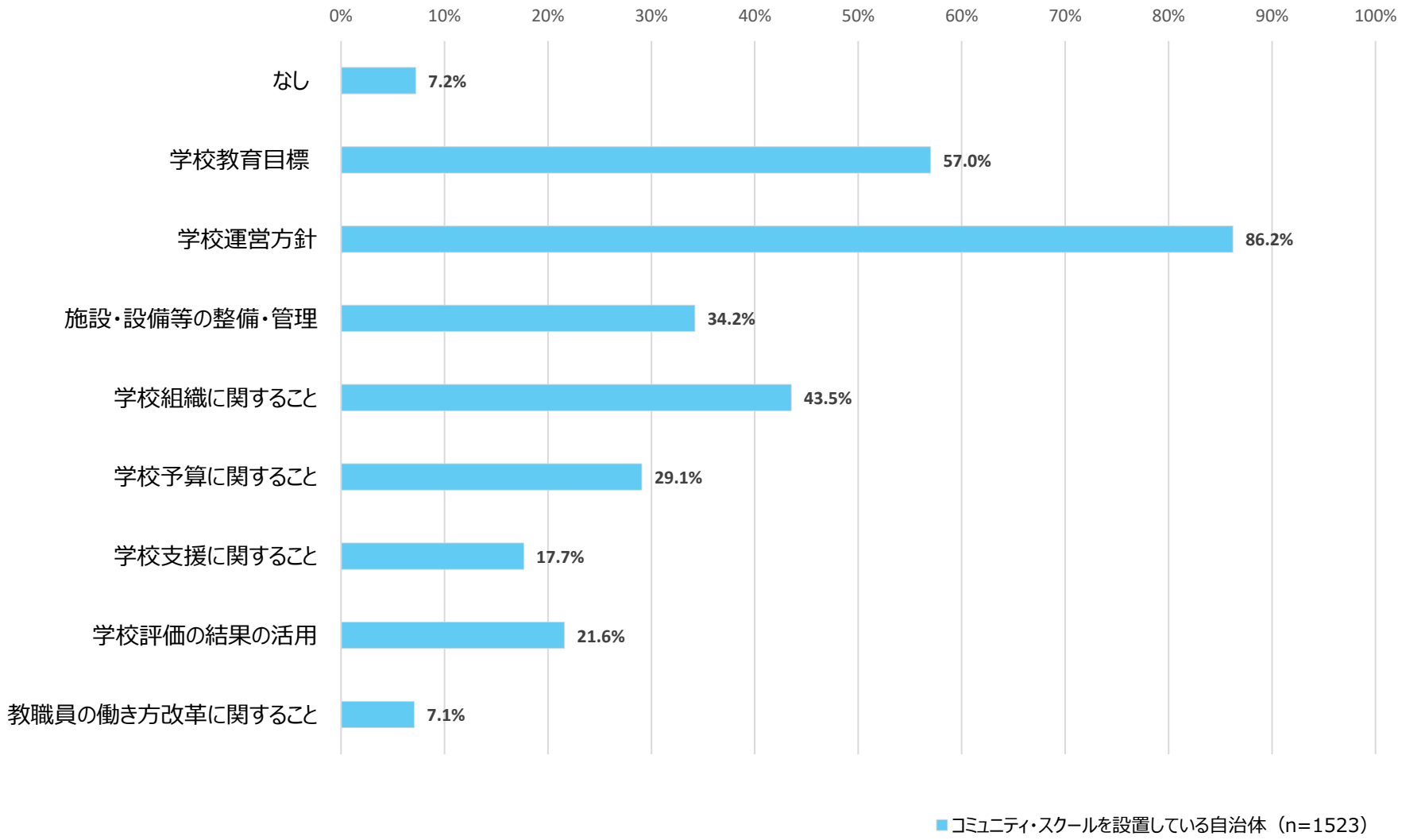


※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

学校運営に関する基本的な方針の対象

令和７年５月１日時点

- 学校運営協議会の承認事項として、教育課程の編成以外に教育委員会規則で何を定めているかを調査。
- 「学校運営方針」「学校教育目標」が中心で、全国的に高い割合を示している。一方で、「予算」「施設整備」「働き方改革」など運営支援的な項目を定めている教育委員会は少なくなっている。

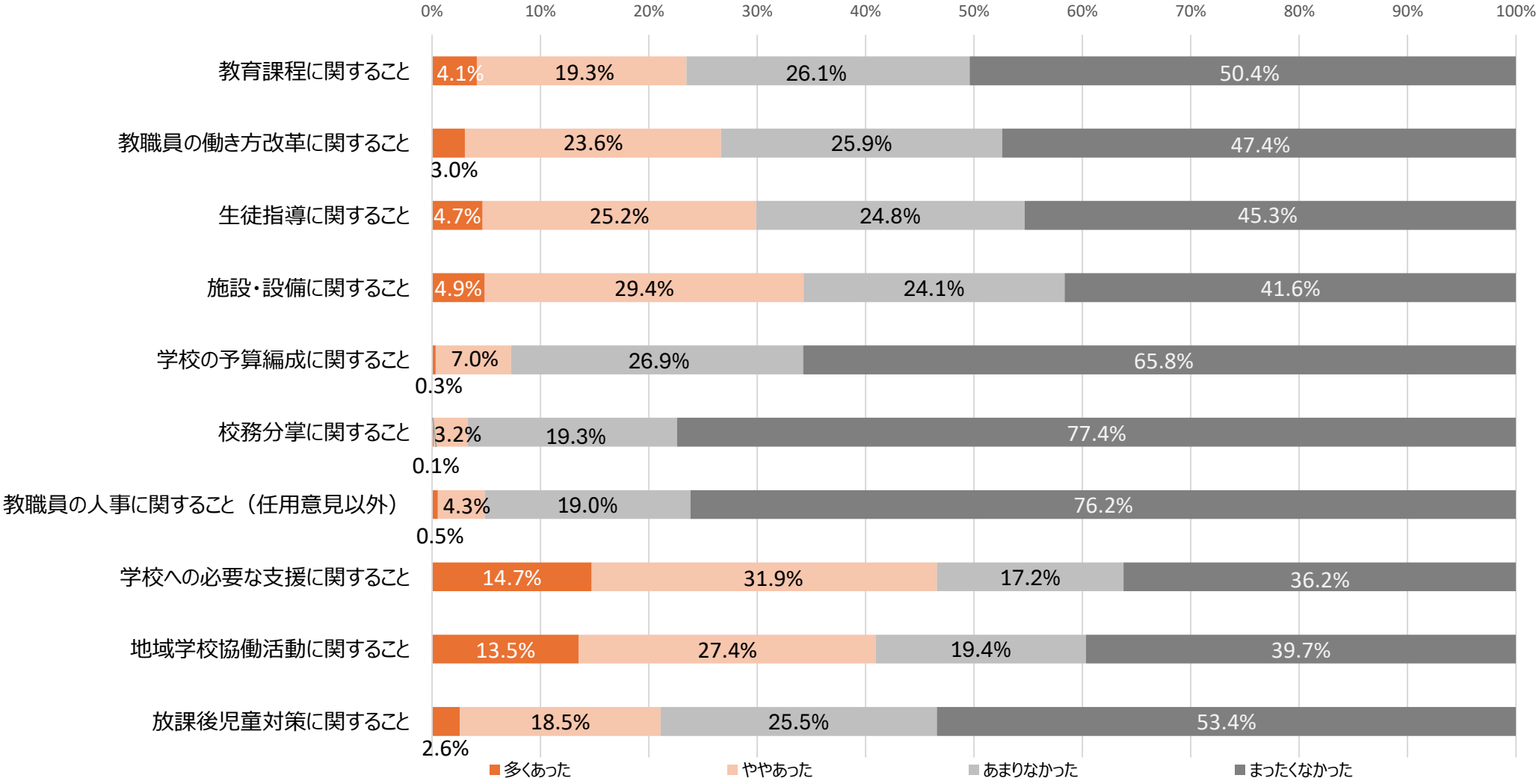


※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」をもとに作成

学校運営に関する学校運営協議会からの意見の内容

令和6年度および7年度の状況
令和７年５月１日　時点

- 学校運営協議会から教育委員会への意見の申し出は、「学校への必要な支援」や「地域学校協働活動」に関するものが比較的多くみられる。
- 一方、「学校の予算編成」「校務分掌」「教職員の人事（任用意見以外）」は、「多くあった」と「ややあった」の合計が１割未満となっている。



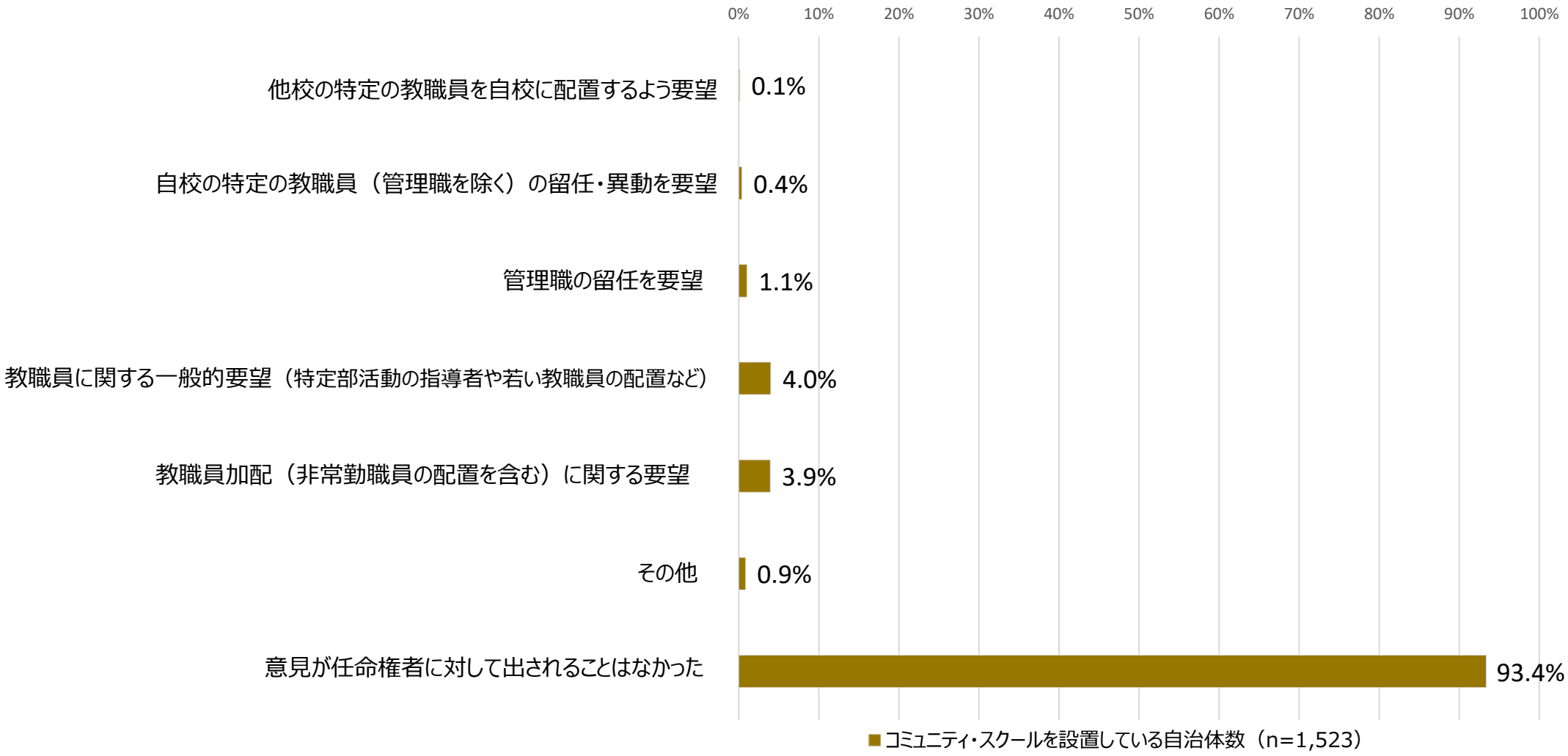
（コミュニティ・スクールを設置している自治体数　n=1,523）

※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」をもとに作成

対象学校の職員の任用等に関する意見の内容

令和6年度および7年度の状況
令和７年５月１日 時点

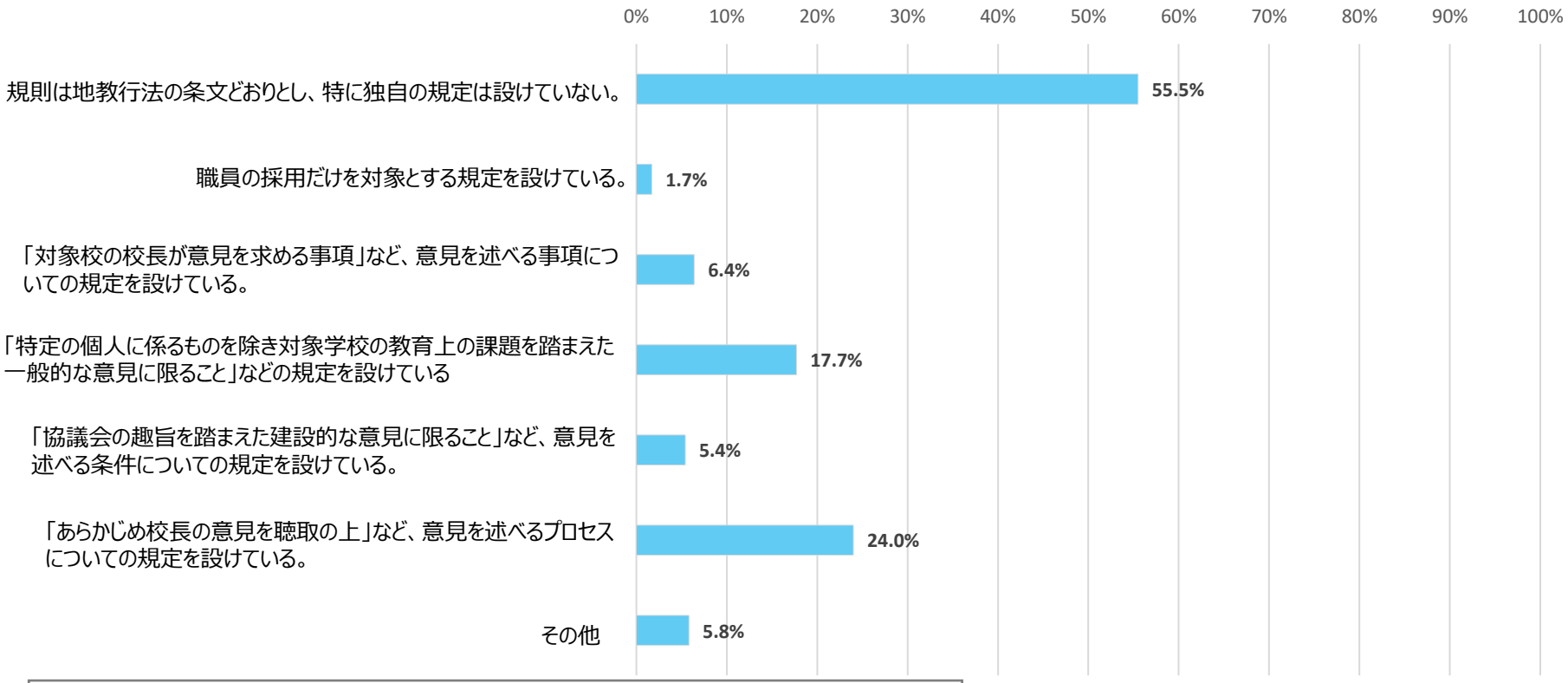
- 学校運営協議会による教職員の任用(人事)に関する意見について、任命権者に意見が出されることはなかったと回答した教育委員会が93.4%。
- 意見があった内容としては、特定の教職員や管理職に関する要望が0.1～1.1%、一般的要望や加配に関する要望がそれぞれ4%程度となっている。



※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」をもとに作成

対象学校の職員の任用等に関する教育委員会規則の内容

- 教育委員会規則では、学校運営協議会が、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる事項をどのように定めているかを調査。
- 『 特定の個人を除いた一般的な意見に限る』や『校長の意見を聴取の上』といった、意見の範囲や手続きを定める規定を設ける教育委員会が多い。一方で、地教行法の条文どおりにとどめ、独自規定を設けない教育委員会も一定数存在する。



「その他」の回答例

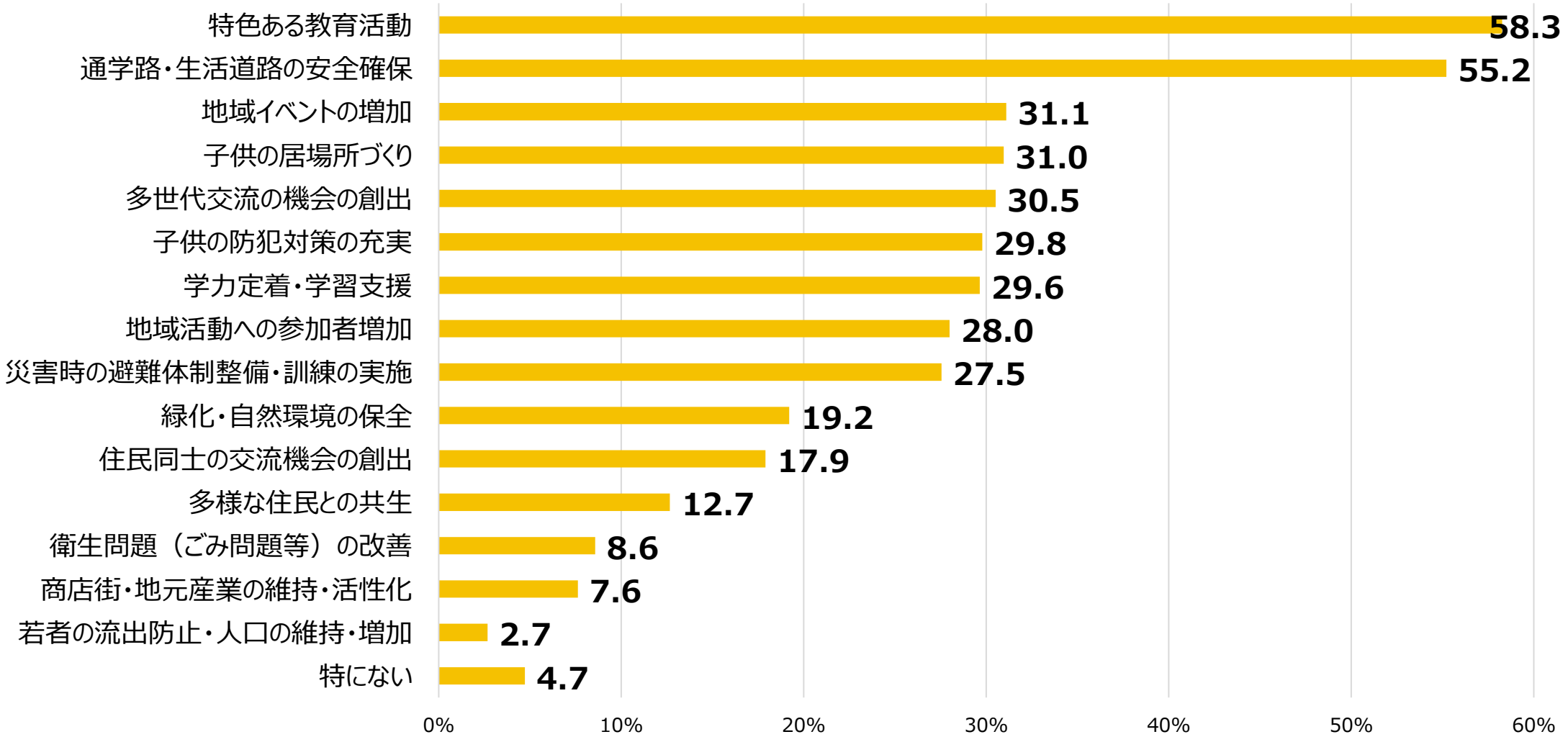
- 任用に関しては明記していない
- 規則に規定はしていないが、法律を準用して運用している
- 教育委員会を通じて意見を述べることができる　　等

※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

学校運営協議会を活用することで、課題解決に向けた効果があったと感じた内容

◆学校運営協議会を導入している学校において、「特色ある教育活動」と「通学路・生活道路の安全確保」について効果があったと肯定的な回答をした委員の割合は半数を超えている

※各選択肢のうち、あてはまるものについて複数選択。



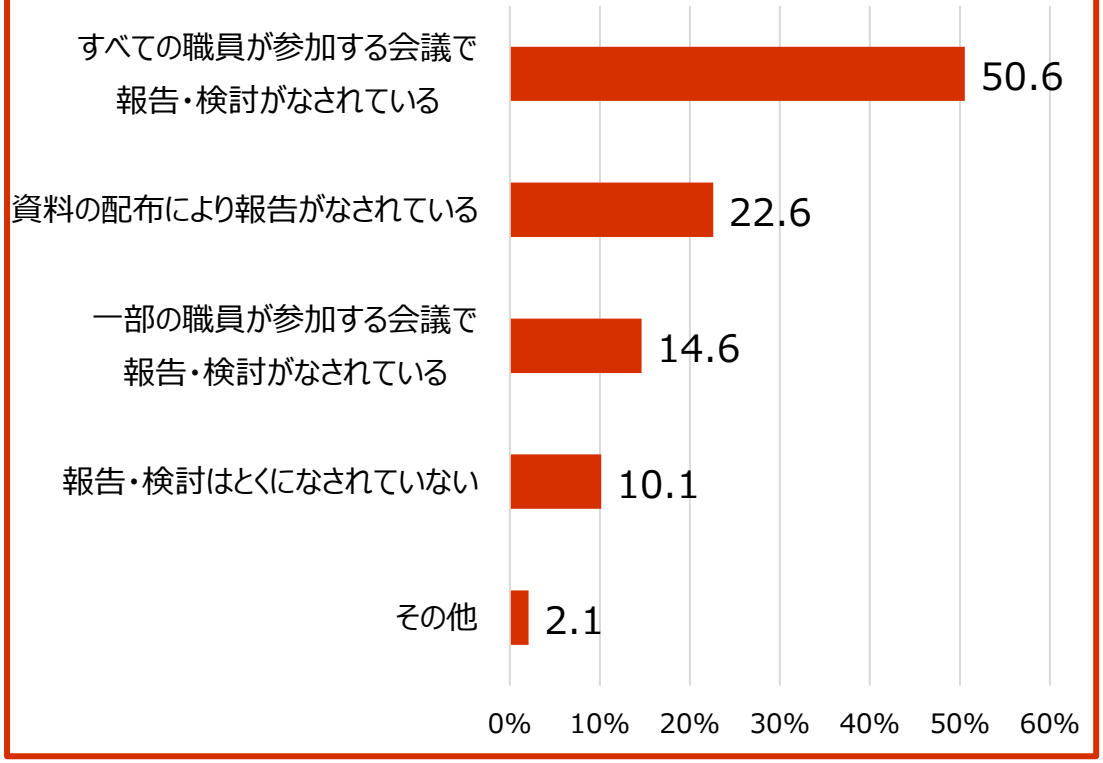
※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
地域調査（学校運営協議会委員を対象）により実施。各学校において、選択肢からあてはまるものについて複数選択。

学校運営協議会の協議結果の報告・周知

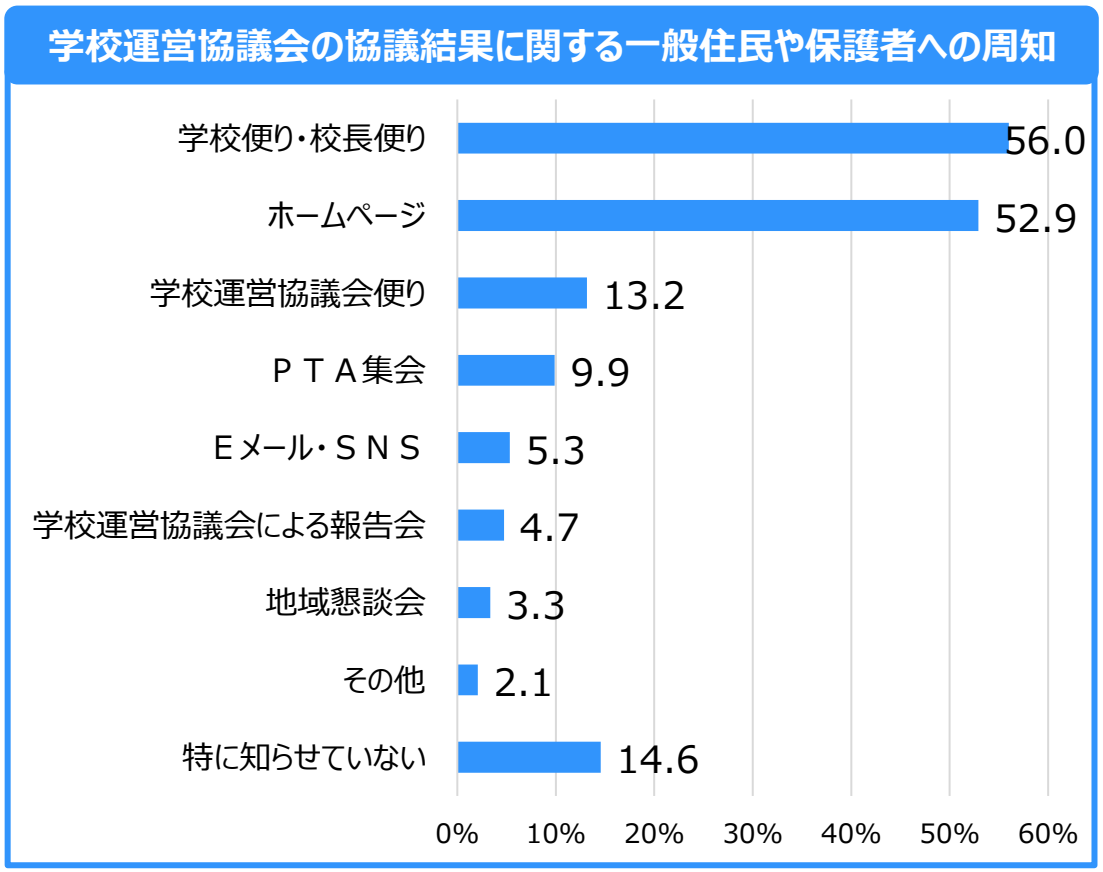
・学校運営協議会を導入している学校のうち、**半数の学校が全職員が参加する会議において、協議の報告や協議内容の検討が行われている。**
・地域住民や保護者への周知については、**既存の学校・校長便りやホームページで実施されている傾向がある。**

※どちらも各選択肢のうち、あてはまるものについて複数選択。

教職員への学校運営協議会の報告等



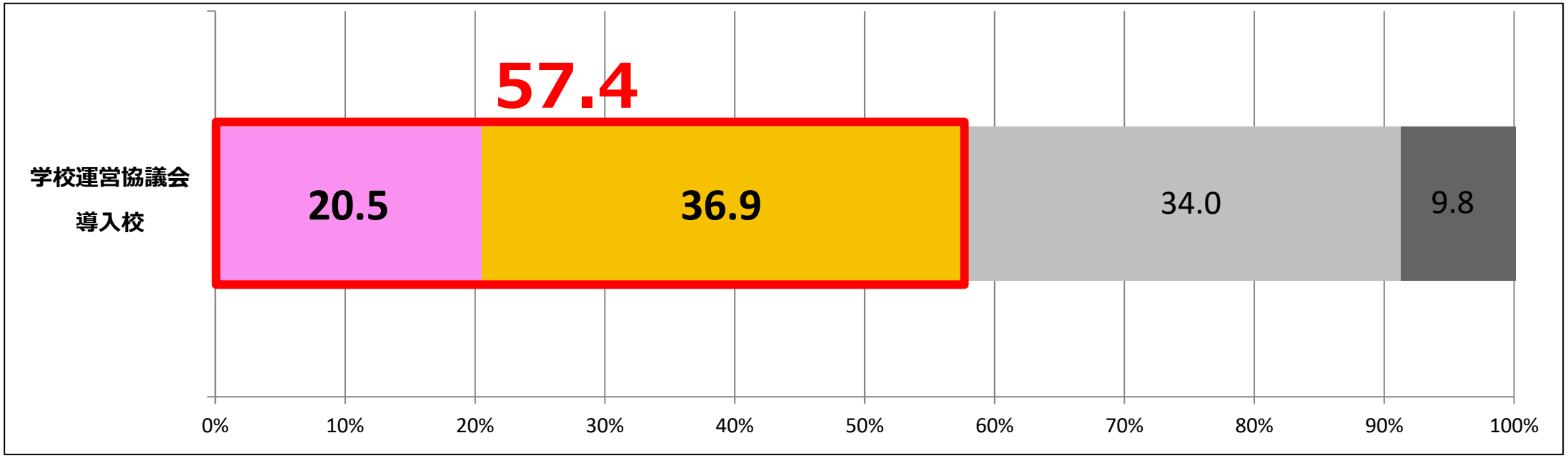
学校運営協議会の協議結果に関する一般住民や保護者への周知



※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
学校調査により実施。各学校において、選択肢からあてはまるものについていずれも複数選択。

子供の意見を反映させる機会や仕組み

◆学校運営協議会を導入している学校において、
協議会の様子として、「子供の意見を反映させる機会や仕組みがある」と
肯定的な回答をした学校は半数を超えている。

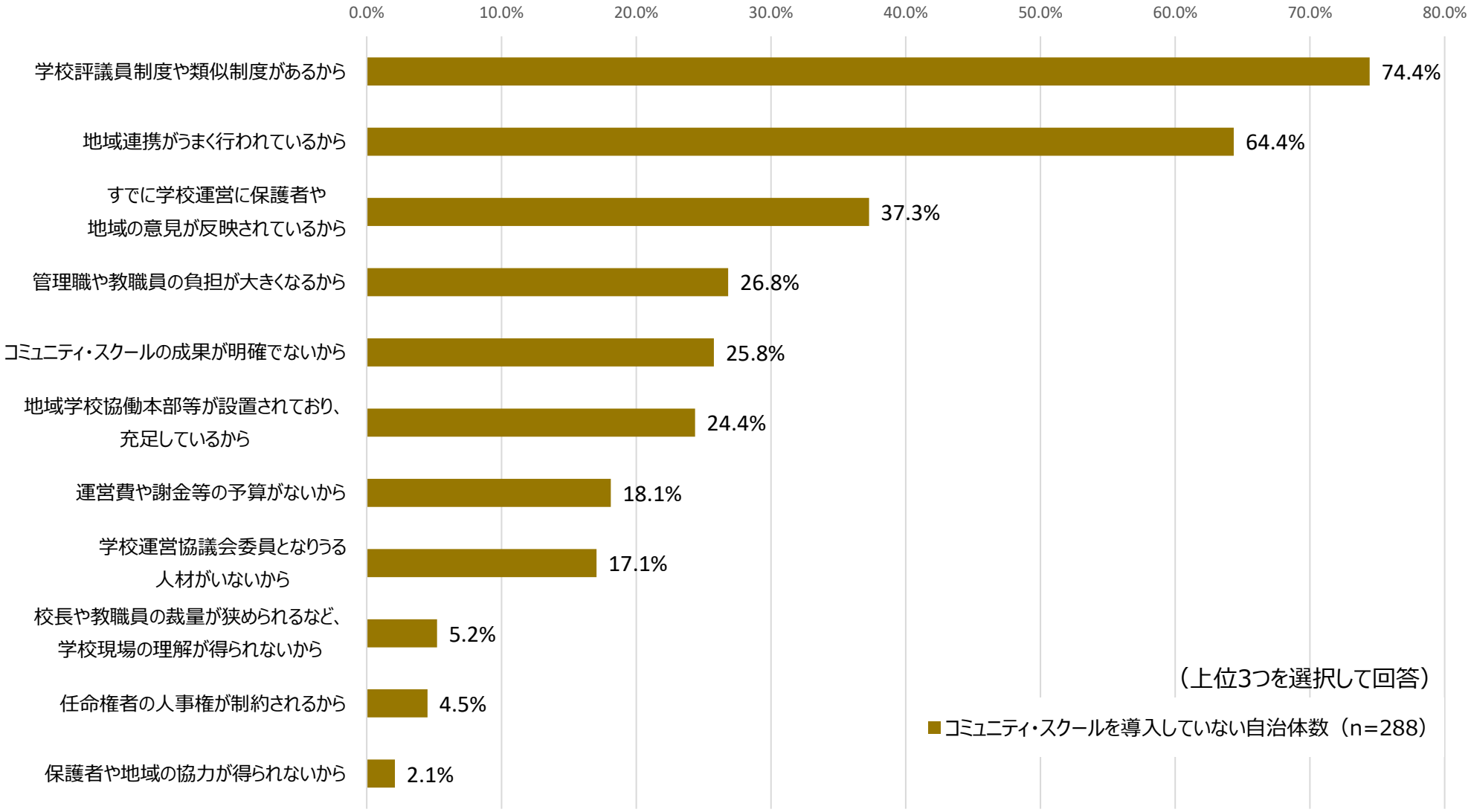


※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
学校調査により実施。各学校運営協議会の様子として、選択肢「あてはまる」～「あてはまらない」のうち、最もあてはまるものを1つ選び回答。

コミュニティ・スクール未導入の理由

令和７年５月１日時点

- コミュニティ・スクールを導入していない理由について、6割以上の教育委員会が、「学校評議員制度や類似制度があるから」、「地域連携がうまく行われているから」と回答している。
- また、「管理職や教職員の負担が大きくなるから」、「運営費や謝金等の予算が無いから」との回答も2～3割程度あった。



※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」をもとに作成

『類似の仕組み』の実施状況

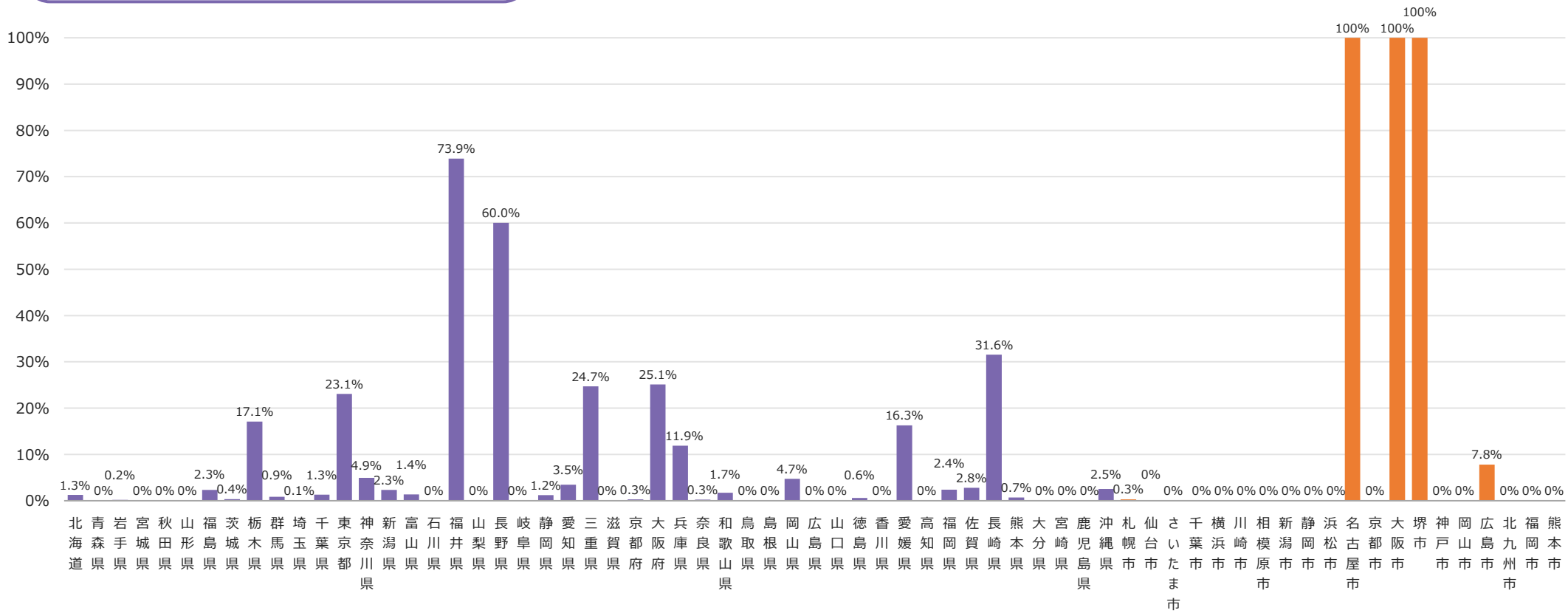
令和８年５月１日
時点

『類似の仕組み』の定義（本調査におけるもの）	●法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。 ●学校評議員（学校教育法施行規則第49条に基づくもの）や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。

類似の仕組みの実施校数

学校種	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
幼稚園	279園	325園	355園	222園
小学校	2,696校	2,228校	2,190校	1,730校
中学校	1,333校	1,081校	1,068校	845校
義務教育学校	15校	20校	16校	15校
高等学校	385校	337校	260校	391校
中等教育学校	5校	6校	6校	7校
特別支援学校	105校	102校	95校	107校
合計	4,818校	4,099校	3,990校	3,317校

都道府県・指定都市別/全学校種

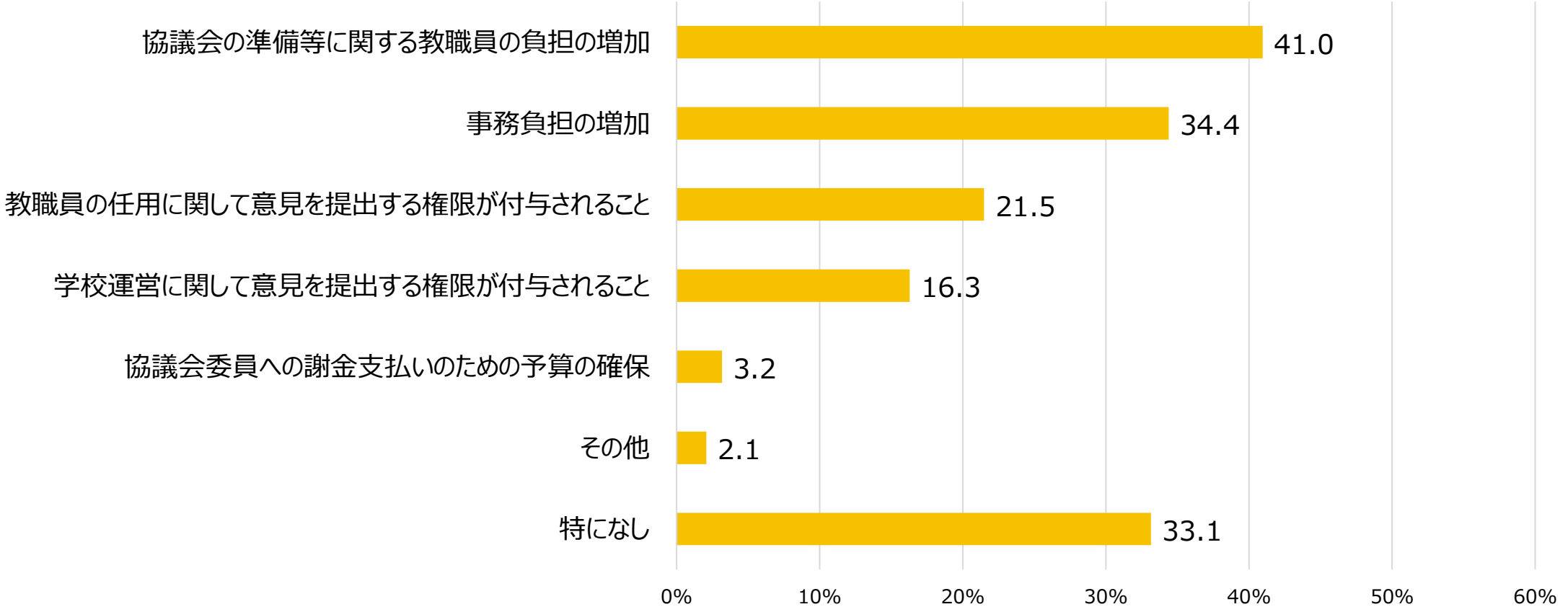


※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに移行する際の懸念

- 令和３～6年度において、類似の仕組みから法定のコミュニティ・スクールに移行した学校において、懸念があった事項としては、「協議会の準備等に関する教職員の負担の増加」（41.4%）、「事務負担の増加」（34.4%）、「教職員の任用に関して意見を提出する権限が付与されること」（21.5%）の順になっている。
- また、約3割の学校が特に懸念することはなかったと回答している。

※各選択肢のうち、あてはまるものについて複数選択。



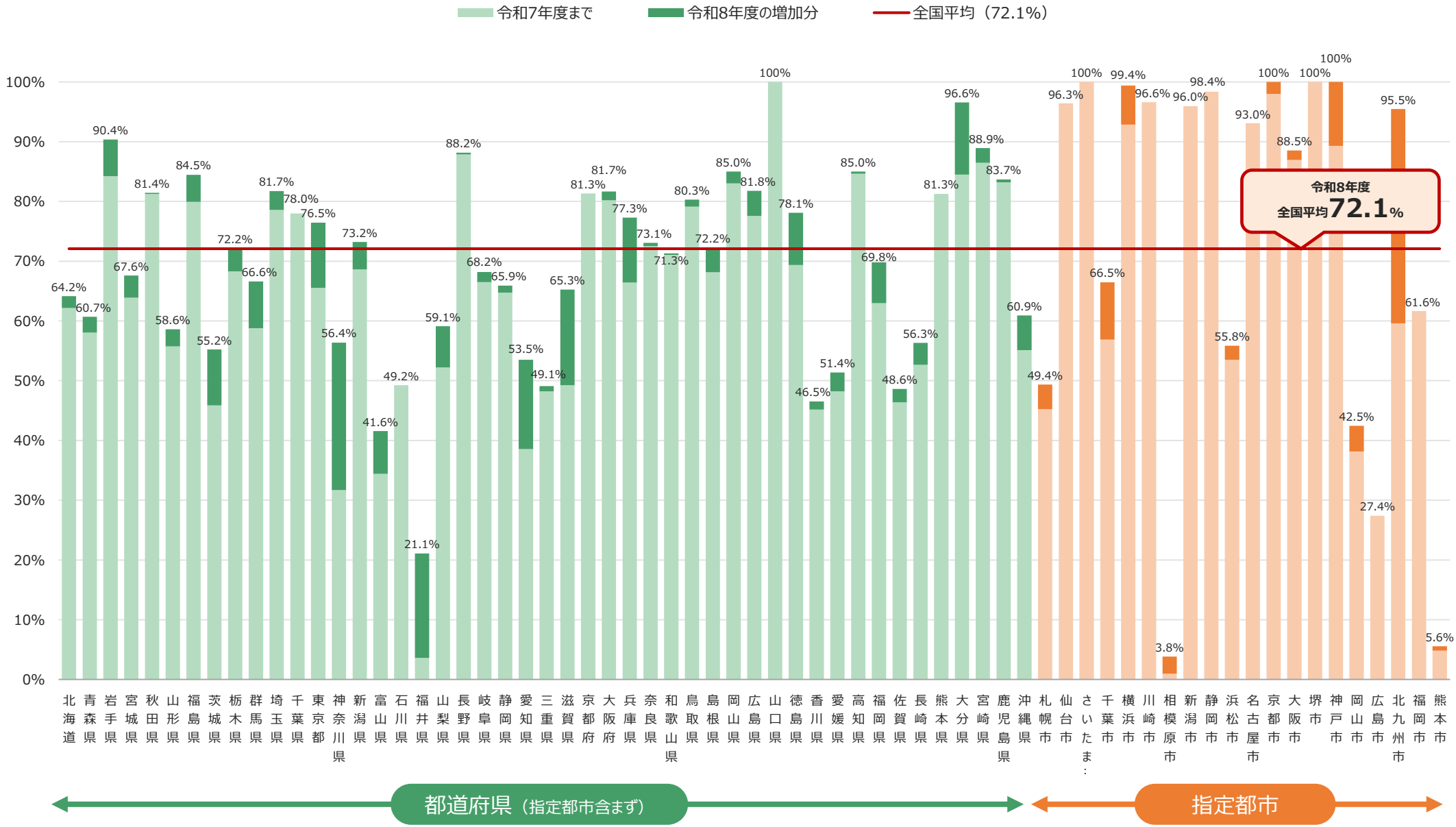
※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
学校調査により実施。各学校において、選択肢からあてはまるものについて複数選択。

地域学校協働本部の整備率

令和８年５月１日
時点

都道府県・指定都市別/全学校種

※棒の濃い色の部分は令和7年度からの増加分（指定都市はオレンジ色）。都道府県の値は指定都市を含まない。



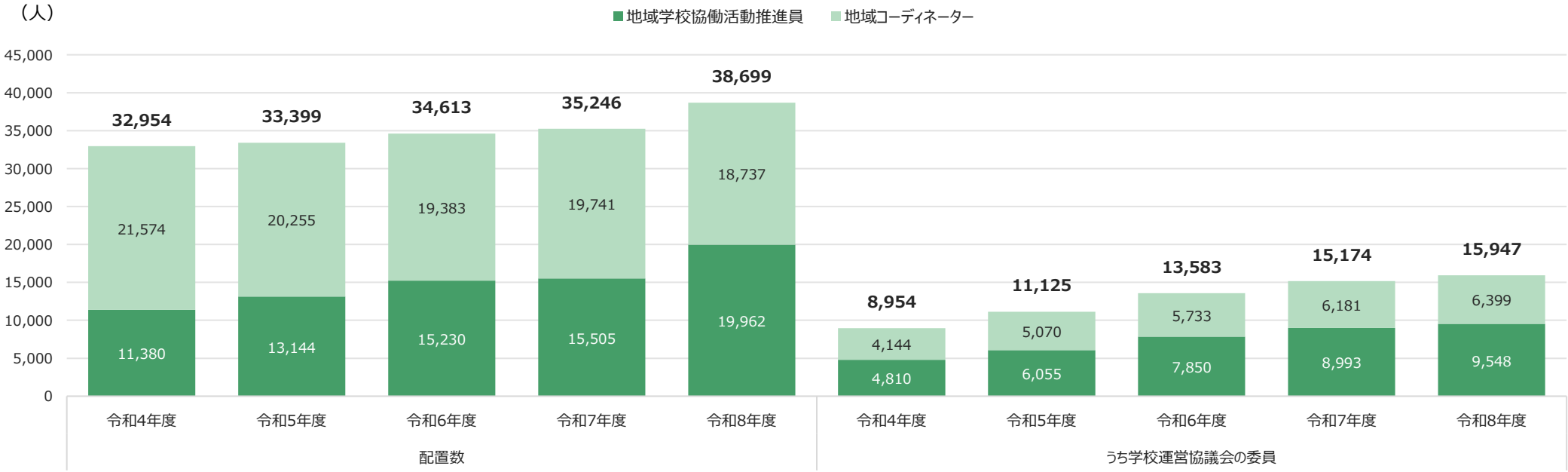
※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

地域学校協働活動推進員等の配置状況

令和８年５月１日
時点

	地域学校協働活動推進員	地域コーディネーター	合計
配置数	19,962人 （前年度から4,457人増）	18,737人 （前年度から1,004人減）	38,699人 （前年度から3,453人増）
うち、学校運営協議会の委員	9,548人 （前年度から555人増）	6,399人 （前年度から218人増）	15,947人 （前年度から773人増）

配置人数の推移



地域学校協働活動推進員
地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者で、社会教育法第9条の7の規定に基づき教育委員会が委嘱した者。
地域コーディネーター
社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱されてはいないが、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす者。

※ 地域学校協働活動推進員の配置状況については、令和4年度調査までは、当該年の5月1日時点における年度内の予定を含めた状況について回答を求めていたが、令和5年度調査より当該年の5月1日の状況について回答を求めている。

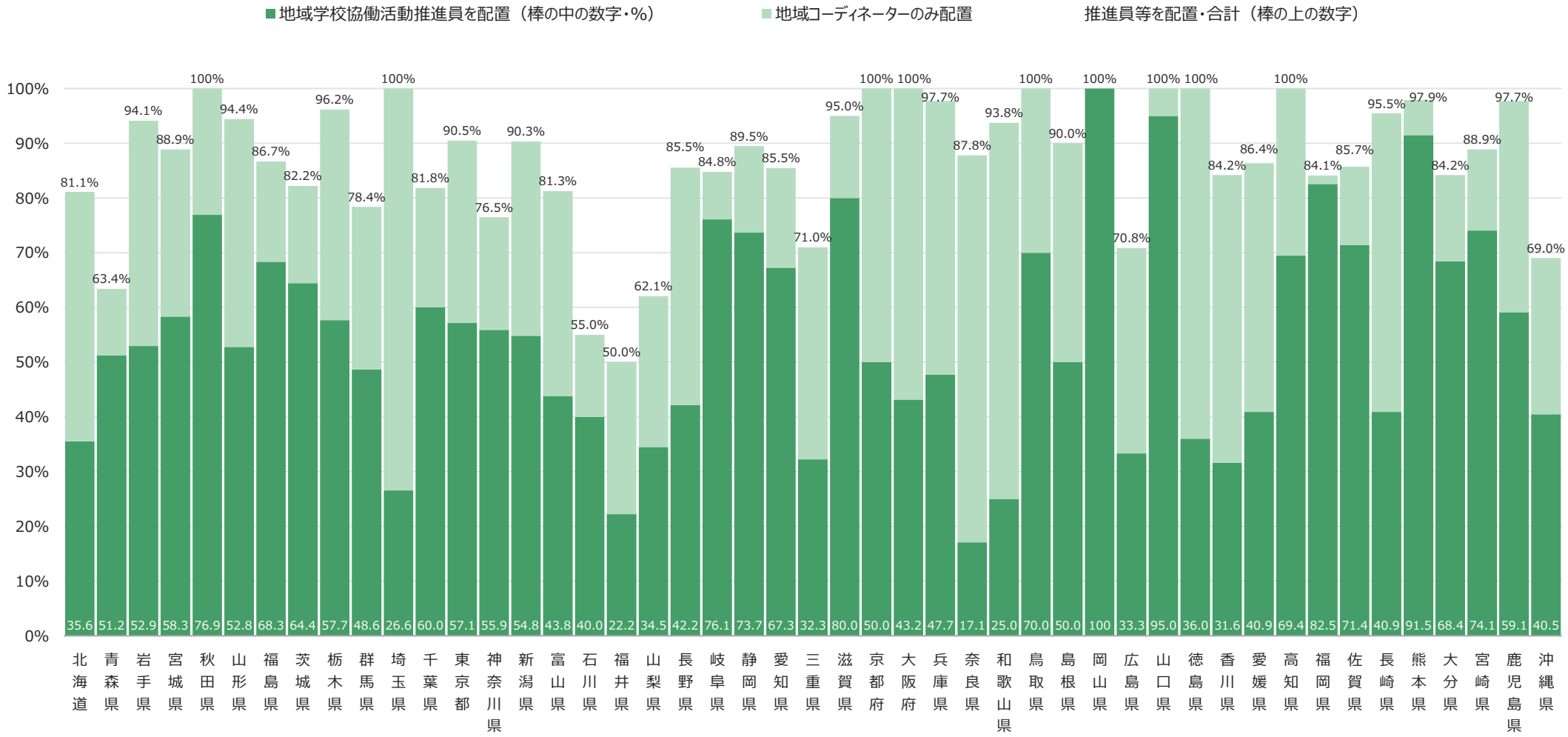
※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

地域学校協働活動推進員等の配置状況 自治体配置率

令和８年５月１日
時点

都道府県（指定都市含む）/全学校種

・都道府県内の教育委員会（都道府県・指定都市・市区町村・学校組合）のうち、地域学校協働活動推進員又は地域コーディネーターを1人以上配置している教育委員会の割合（棒の上の数字）と、このうち社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員を配置している教育委員会の割合（棒の中の数字・濃い色）。
・薄い色の部分は、地域コーディネーターのみを配置している教育委員会の割合（棒の上の数字－棒の中の数字）。
・全国：推進員等を配置 86.7%（1,571自治体）、うち推進員を配置 53.6%（970自治体）



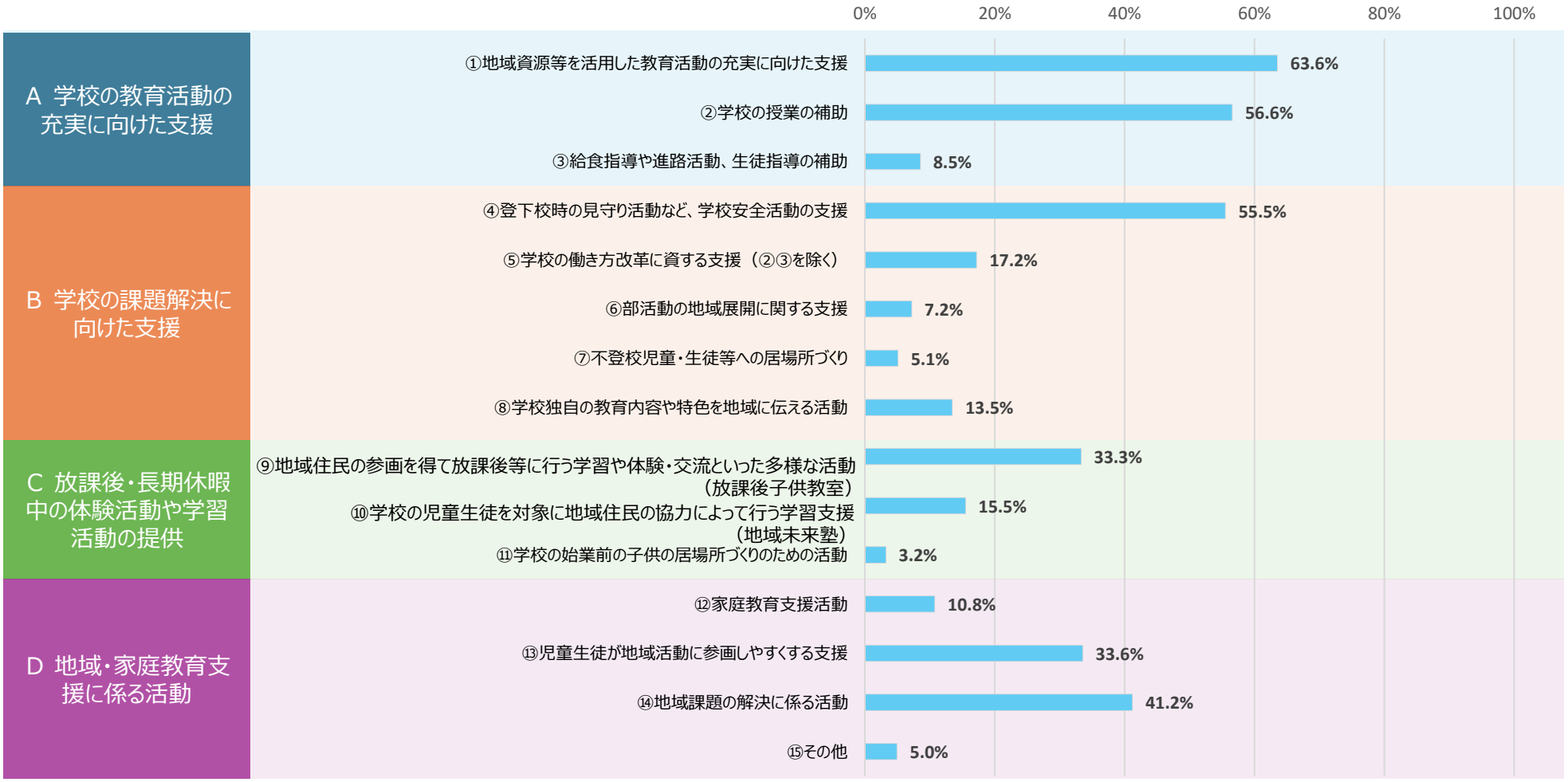
※自治体配置率：都道府県内の教育委員会（都道府県・指定都市・市区町村・学校組合）のうち、推進員等（地域学校協働活動推進員又は地域コーディネーター）を1人以上配置している教育委員会の割合。

※「令和８年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

地域学校協働活動の実施状況

令和７年５月１日時点

- 学校ごとに、令和７年度内に実施及び令和７年度内に実施を計画している地域学校協働活動を調査。
- 『地域資源等を活用した教育活動の充実に向けた支援』や『学校の授業の補助』、『登下校時の見守り活動など、学校安全活動の支援』については、教育委員会で把握可能な学校のうち、半数以上の学校で地域と連携して実施されている。



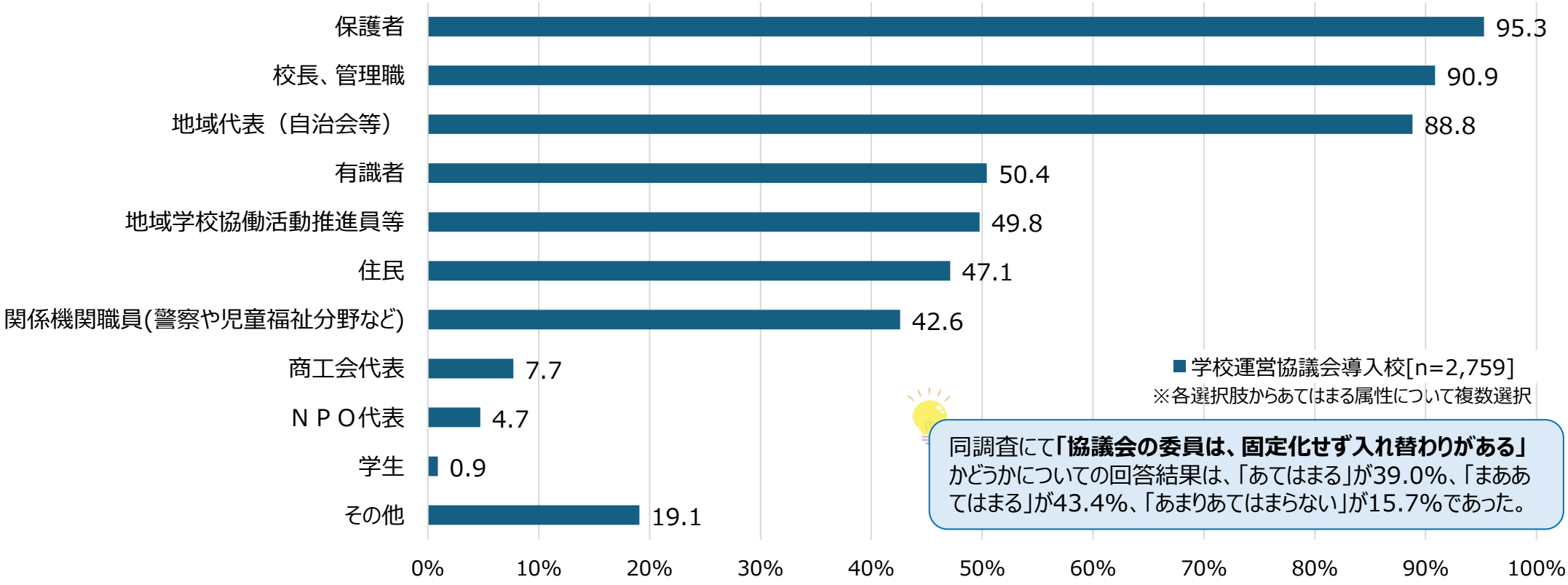
※ ①～⑮の割合は、「把握していない・実施していない」の回答を除いた学校数を母数として算出しています。

■調査対象学校数（n=24,648）

※「令和7年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」より

学校運営協議会委員の構成

- 約9割の学校運営協議会において、保護者、校長・管理職、地域代表（自治会等）が委員となっている。
- また、約5割の学校運営協議会で有識者が、約4割の学校運営協議会で関係機関職員が委員となっている。



同調査にて**「協議会の委員は、固定化せず入れ替わりがある」**かどうかについての回答結果は、「あてはまる」が39.0%、「まああてはまる」が43.4%、「あまりあてはまらない」が15.7%であった。

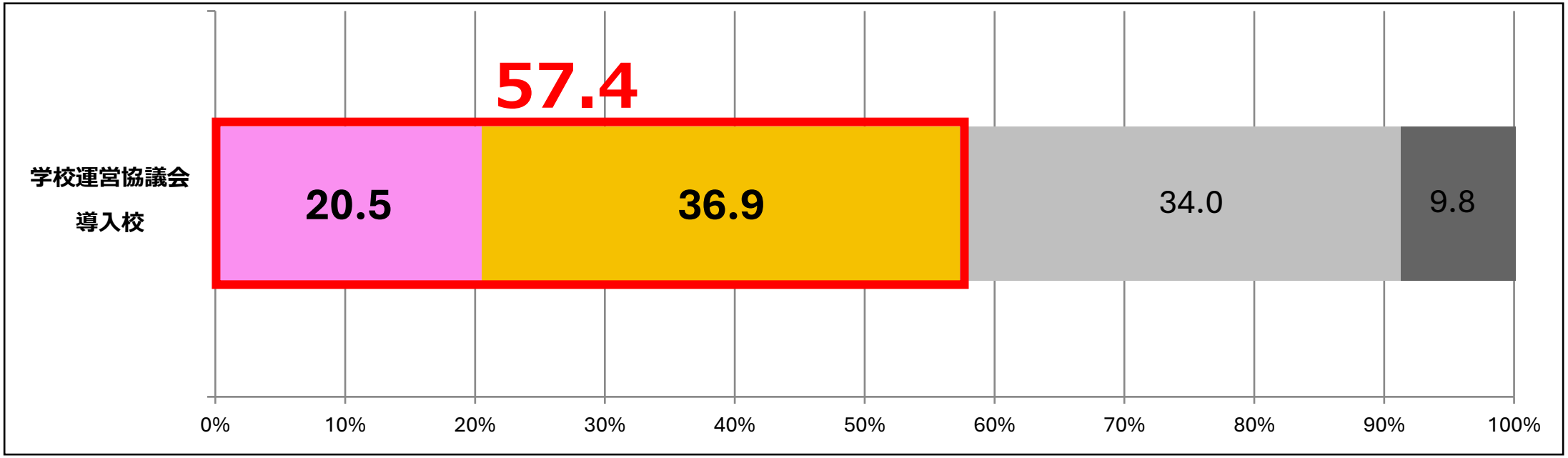
「その他」の主な内容

・教員代表
・放課後児童クラブ職員
・部活動地域展開業者、地域スポーツ団体関係者
・学校医、学校薬剤師
・同窓会役員、元 PTA
・地域にある学校の管理職、こども園、幼稚園、保育園園長
・教育委員会職員、自治体職員、公民館職員、行政センター職員
・教員経験者
・地域ボランティア、こども食堂関係者
・市町村議会議員
・民生児童委員、保護司、交通指導員
・消防団長
・婦人会代表
・観光協会職員、農協・漁協職員
・郵便局長
・地域企業代表
・地域おこし協力隊
・福祉施設代表、視能訓練士、前視覚障害者福祉協会会長
・放課後デイサービス、地域事業所、聴覚障害者協会

※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
学校調査により実施。各学校運営協議会における委員の属性について、「地域代表」・「保護者」・「地域学校協働推進員」・「有識者」等の選択肢からあてはまる属性について複数選択。

子供の意見を反映させる機会や仕組み

◆学校運営協議会を導入している学校において、
協議会の様子として、「子供の意見を反映させる機会や仕組みがある」と
肯定的な回答をした学校は半数を超えている。



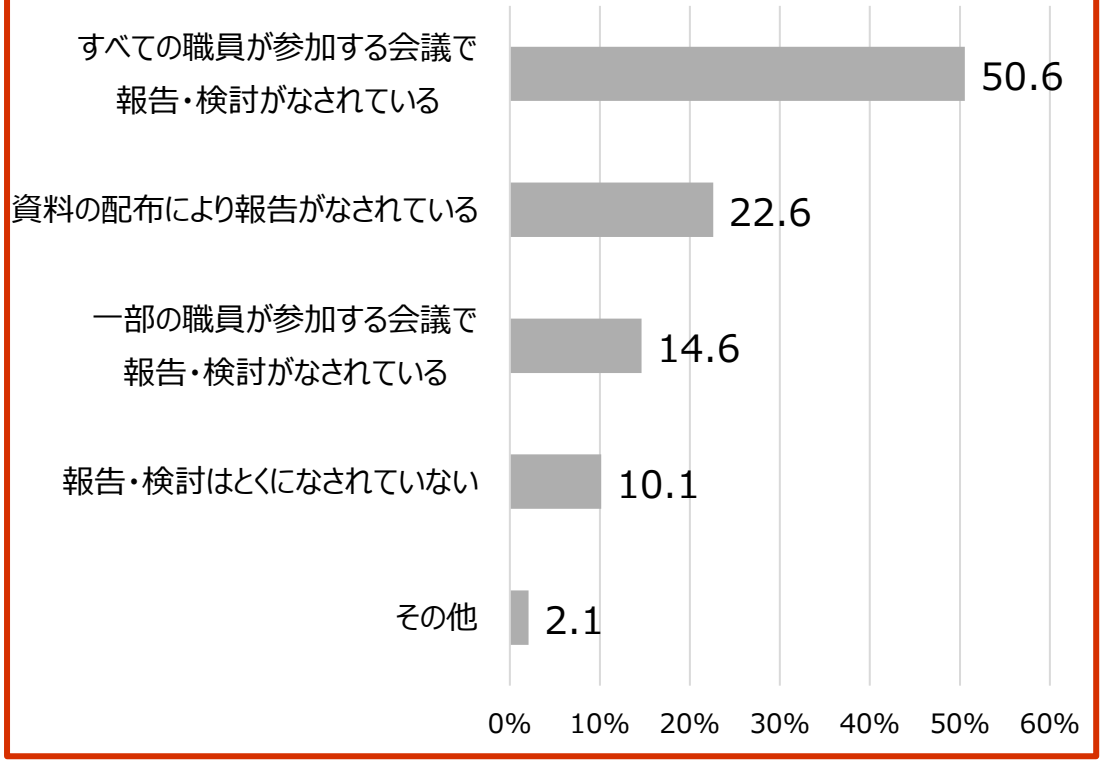
※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
学校調査により実施。各学校運営協議会の様子として、選択肢「あてはまる」～「あてはまらない」のうち、最もあてはまるものを1つ選び回答。

学校運営協議会の協議結果の報告・周知

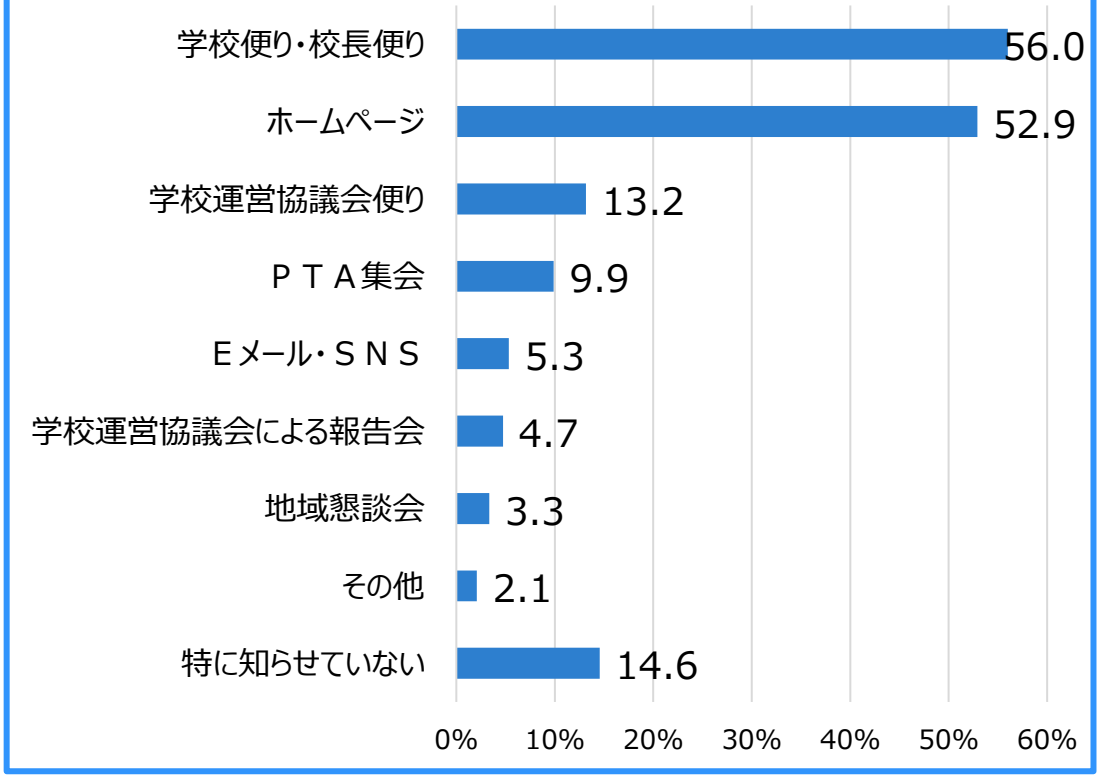
・学校運営協議会を導入している学校のうち、**半数の学校が全職員が参加する会議において、協議の報告や協議内容の検討が行われている。**
・地域住民や保護者への周知については、**既存の学校・校長便りやホームページで実施されている傾向がある。**

※どちらも各選択肢のうち、あてはまるものについて複数選択。

教職員への学校運営協議会の報告等



学校運営協議会の協議結果に関する一般住民や保護者への周知

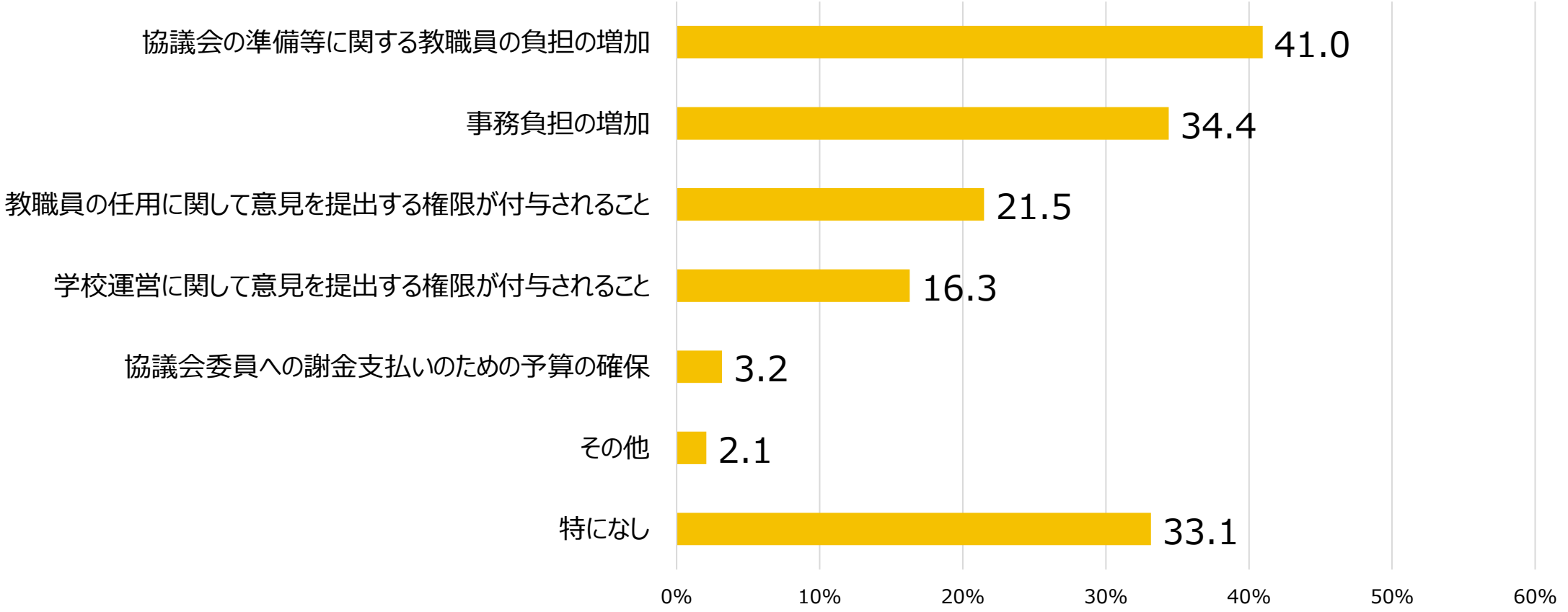


※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
学校調査により実施。各学校において、選択肢からあてはまるものについていずれも複数選択。

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに移行する際の懸念

令和３～6年度において、類似の仕組みから法定のコミュニティ・スクールに移行した学校のうち、
最も懸念したことは、「協議会の準備等に関する教職員の負担の増加」であった。
また、**3割の学校が特に懸念することは無しと回答**している。

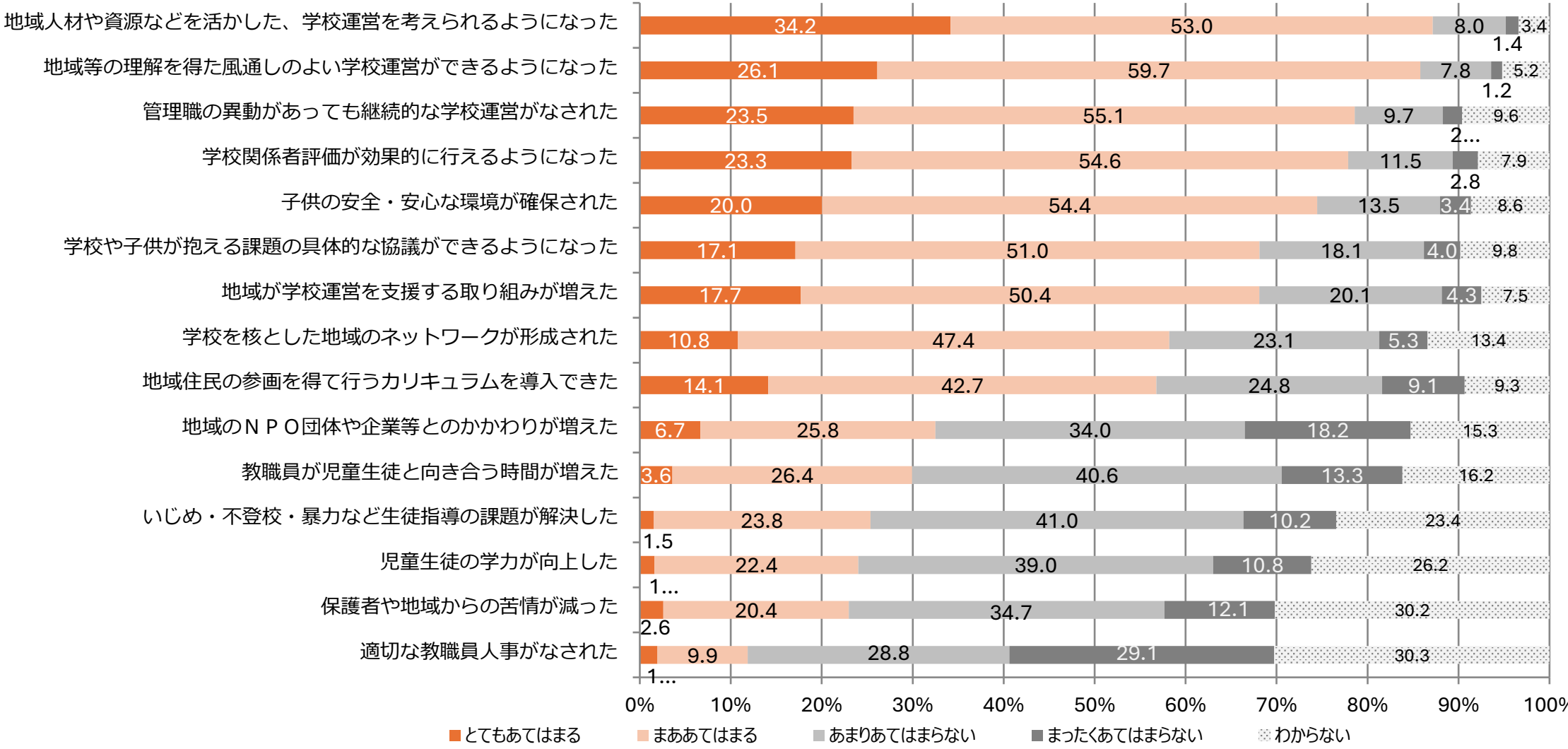
※各選択肢のうち、あてはまるものについて複数選択。



※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
学校調査により実施。各学校において、選択肢からあてはまるものについて複数選択。

学校運営協議会の設置・運営によって得られた成果（学校）

- 学校運営協議会の設置・運営によって得られた効果として、「とてもあてはまる」又は「まああてはまる」と回答した学校の割合が多い順に、「地域人材や資源などを活かした、学校運営を考えられるようになった」（87.2%）、「地域等の理解を得た風通しのよい学校運営ができるようになった」（85.8%）、「管理職の異動があっても継続的な学校運営がなされた」（78.6%）となっている。

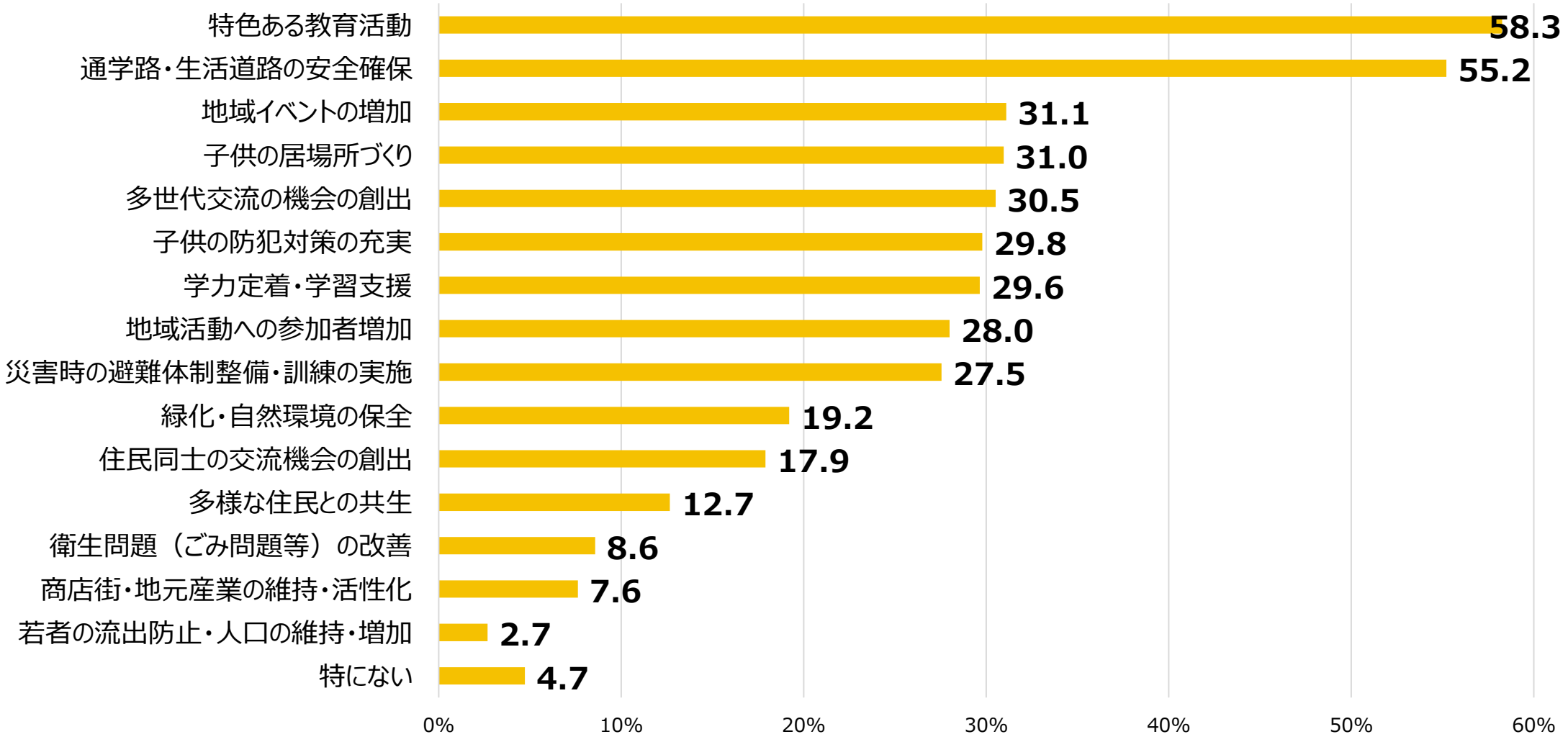


※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
学校調査により実施。各学校運営協議会の様子として、選択肢「あてはまる」～「あてはまらない」のうち、最もあてはまるものを1つ選び回答。

学校運営協議会を活用することで、課題解決に向けた効果があったと感じた内容

◆学校運営協議会を導入している学校において、「特色ある教育活動」と「通学路・生活道路の安全確保」について効果があったと肯定的な回答をした委員の割合は半数を超えている

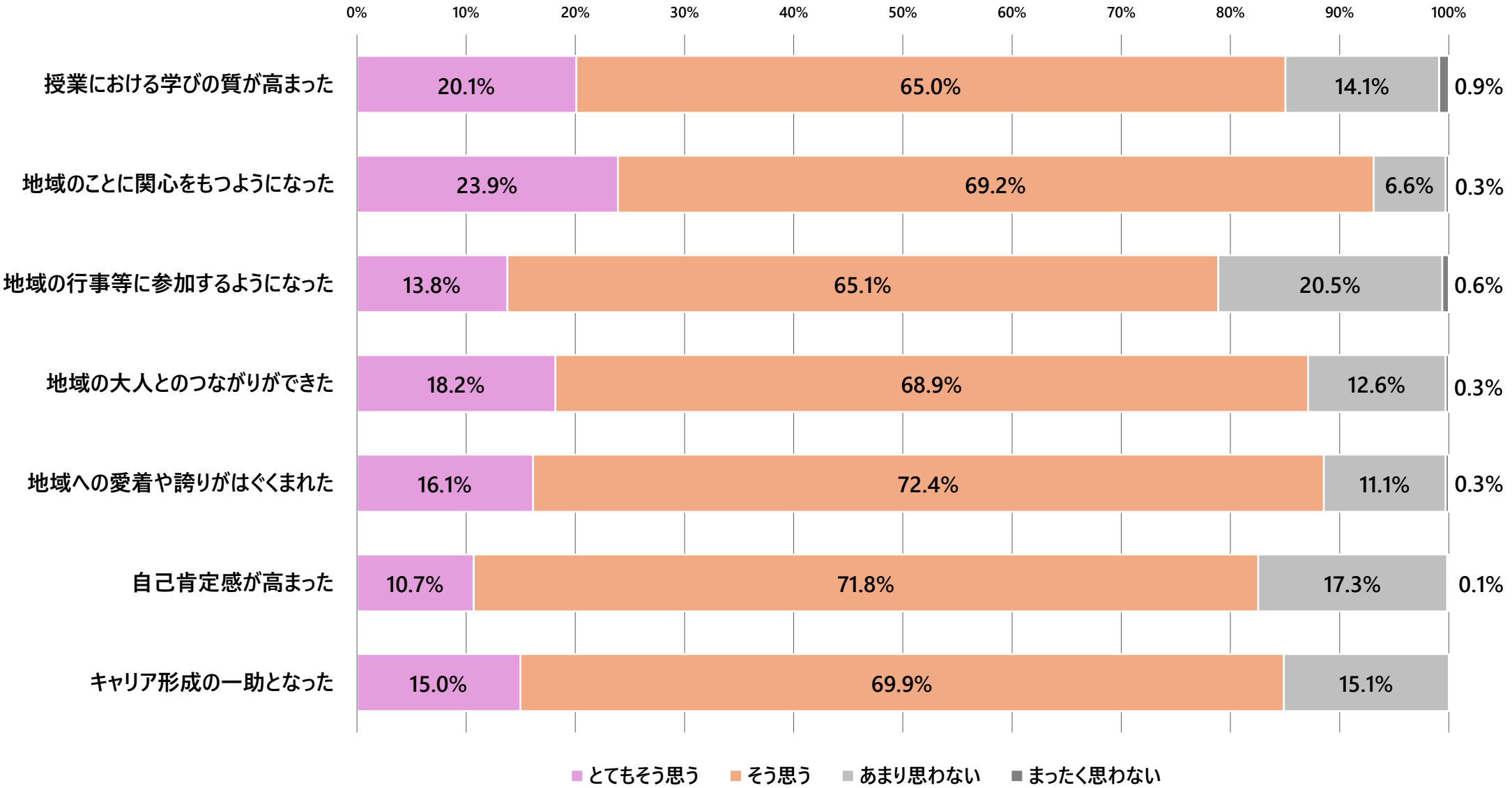
※各選択肢のうち、あてはまるものについて複数選択。



※令和７年度「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の効果に関する調査研究」（全国の学校から無作為に抽出）の結果をもとに作成。
地域調査（学校運営協議会委員を対象）により実施。各学校において、選択肢からあてはまるものについて複数選択。

地域と学校の連携・協働による児童生徒への効果

- 授業での学びの質、地域との関わりなど全ての項目について、約8～9割の学校が肯定的な回答をしている。



※「令和５年度地域と学校の新たな協働体制の構築のための実証研究～地域学校協働活動推進員等の配置や活動に係る効果検証～」より
※ 全国の学校から抽出。各学校において、選択肢からあてはまるものについてそれぞれ回答。

CS×働き方改革（東京都杉並区立天沼小学校）

杉並区では、全公立学校で学校運営協議会を設置。学校運営協議会において承認された学校の基本方針のもと、学校支援本部で地域の人々が関わる地域学校協働活動を展開しており、近年は学校の働き方改革に資する活動が充実。

学校運営協議会における棚卸し

学校運営協議会で、協議会委員と教師による熟議を通して、学校の**業務・活動等の棚卸し**を実施。教師の困り感を共有し、お互いの立場を尊重し合いながら分担等の協力を推進。



地域住民が担う教師の業務負担軽減につながる活動



キャリア教育
天沼会社経営プロジェクト（AKP）
町探検、お店番体験

土曜日学校
あまぬまハッピィさたでぃ



日本の伝統・文化理解教育
百人一首、 伝統和楽器、
昔の道具、華道

教育課程外の活動
読書活動（お話会、読み聞かせ）
図書館整備活動、校内掲示

放課後子供教室
あまぬまハッピィくらぶ

学習支援
校外活動の引率、１年生サポート、
展覧会、音楽会等の行事運営

協働して行う地域活動
地域食堂キッチンあまぬま、
天沼小学校震災救援所

鳥取県　CSを活用した教育活動の充実と業務カイゼンの両立（北栄町立大栄中学校）

学校運営協議会において、H31年の中央教育審議会答申で示された「学校・教師が担う業務に係る３分類」に基づき、これまで学校主導で取り組んできた活動内容を検討し、そのいくつかを地域主導に移行した。

学校・学校運営協議会の取組

学校運営協議会で協議し、学校運営協議会の各部会において、**既存の学校における取組の中から**、地域主導で実施可能な事項について検討を行った。



地域の塾の協力による夏季補充学習



地域住民による挨拶運動



地域の高校と連携した部活動

◆R4年度中に、各部会における以下の取組について、**地域主導による実施を実現**した。

知　→地域の民間塾や高校（教員・生徒）の協力による夏季休業中の補習
　　※教員が実施していた補習を地域へ移行

徳　→地域住民による交通安全運動期間（年４回）の挨拶運動・見守り活動
　　※教員が当番制で行っていた活動を地域へ移行

体　→地元の高校生や高校の教員を指導者として部活動に招く
　　※専門的な指導のできる高校教員・高校生が支援

その他→定期テストの最終日に部活動加入生徒を集め、基礎体力づくりの講座を実施（令和４年度実施）
　　※教員はテストの採点時間を確保することができる

成果と今後の展望

◆地域主導の取り組みに移行したことにより、**活動内容がさらに充実**した。
◆教職員の意識においても、**CSが業務カイゼンに寄与している**ことが顕著に確認された。

教職員アンケート「各種のCS活動によって、教職員の『業務カイゼン』が進んでいる」に対する肯定的回答の割合	
R4:100%	R5:100%

【事例】CSによる生徒の意見や考えを取り入れた学校運営の実施（山口県立山口高校）

山口県立山口高校では、学校運営協議会に生徒が参画することで、生徒の意見や考えを取り入れた学校運営を実施し、大人と生徒が同じ立場で熟議をすることで、生徒の主体性が育まれるだけでなく、委員や教職員の当事者意識も高めている

背景・取組概要

◆ 山口県では、**学校運営にあたり、当事者である生徒自身の意見や考えを取り入れることは重要**であると考え、**学校運営協議会の場に生徒が参加する取組を推進**

工夫・ポイント

◆ 学校運営協議会において、委員と生徒、教職員が互いに意見を交わすことで、**参加者全員の当事者意識が高まるとともに、生徒の主体性が育まれる**（主権者教育）

◆ 地域の大人が学校のために真剣に考える姿を目にしたり、大人の考えに触れることで、**生徒が自己の在り方や生き方を考える機会**となる

関係者の声

（委員）「生徒の様々な意見を聴くことができて大変良かった。**生徒の意見を踏まえた学校支援を考えていきたい**」（**生徒の考えを大人が本気で実現する**）

【熟議の例】

協議題 「『輝く未来の創造に挑む学校』の実現に向けて 」

【グループで出た主な意見】
- 「生徒や教職員が、めざす学校像や生徒像についてより理解する必要がある。」
- 「地域と高校生が関わる機会、行事を増やし、地域に出る実践的な教育活動の場を作りたい。」
- 「多様な人との交流の機会が少ないので地域との交流学習や卒業生によるキャリアトークを行ってはどうか。」

生徒が学校運営協議会に参画



当事者意識



会議の様子

協議の活性化



会議の様子

委員、教職員、生徒からなるグループにより、熟議形式で意見交換



グループによる熟議



熟議結果の共有の様子

三鷹市における児童生徒の意見を尊重した学校運営・教育活動の取組例

令和３年７月に「三鷹市公立学校の管理運営に関する規則」、「三鷹市小・中一貫教育校におけるコミュニティ・スクール委員会に関する規則」を改正し、**校長や教職員、コミュニティ・スクール委員会**（学校運営協議会。以下、CS委員会）は**児童生徒の意見を聞く機会を積極的に設けなければならない旨を明文化**。

各学校での多様な取組が進展するとともに、CS委員会を通じて地域全体での意識の高まりが実現

実現した取組の例

【教育委員会】

○三鷹市教育ビジョン2027（**教育振興基本計画**）の策定にあたり**各中学校の代表生徒と意見交換**。



○子どもたちが**学習用タブレット端末などデジタル機器のより良い使い手**となるために、**児童生徒、教師、保護者、地域の代表が集まり意見交換**（熟議）を実施。

【学校】

○生徒会が中心となって**「生活のきまり」を見直し**。

○生徒会の提案による**カジュアルデー（私服登校日）**の実施。



○**生徒会**（中学校）と**児童会**（小学校）が話し合い、**小・中交流や小・中連携での企画**の実施。

○児童の話し合いにより**年度ごとの学校テーマ**を設定。

○**学校行事の内容や運営方法**への児童生徒の意見を反映。

○**委員会活動、クラブ活動**における**児童生徒の発案**による主体的な取組の実施。

○**児童の意見を基にした**学校の**周年行事**の企画。

【CS委員会】

○**CS委員が児童生徒と直接対話**する熟議の機会を積極的に設定し、CS委員会の協議に反映。

○学校・家庭・地域それぞれが取り組むことを定めた**アクションプランの改定**にあたって子どもたちとの**意見交換**を実施し反映するとともに、子どもの意見をもとにプランの**愛称を決定**。

○子どもたちに育みたい資質・能力を踏まえつつ、子どもたちに実施したアンケートも参考にして、**子どもたちが発表や作品展示をできる文化祭**を**地域学校協働本部と連携**して開催。**企画・準備・運営**にも中学生が参画。



【事例】CSの仕組みを活かした地域農業の担い手育成の取組（大分県立久住高原農業高校）

久住高原農業高校では、コミュニティ・スクールの仕組みを活かし、地域と連携した特色ある教育活動を展開。産官学連携による実践的な農業学習や地場企業・地元農業法人による就職説明会の開催等により、魅力ある学校づくりと生徒の地元定着、地域農業の担い手育成の好循環を実現。



久住高原農業高校

CSのミッション

1.特色ある教育活動の展開
（ 経営計画、教育課程など）
2.企業・農業法人・地元農業関係者や大学等との連携
3.全国募集などの定員確保に関する支援　　等

地域と連携した特色ある教育活動

地域農業法人代表（CS委員）所有の牧場でのインターン



大学准教授（CS委員）によるウシの発育調査実習



竹田市が誇る発酵食品についての学習会



近隣小学校へのアウトリーチ（野菜栽培方法の指導）



チャレンジMy農場

地元農家や自治体の協力により、実際に一から農業を体験し、やりがいや魅力を学ぶ取組



①栽培計画を立案 ➡ ②作物に適した農場づくり ➡ ③農場で収穫できた作物の加工・販売

うし部



JA全農おおいたと人材育成に関する協定を結んでおり、活動の一環として寄贈された牛舎を実習や部活等で使用。全国の農業高校同士で飼育している和牛に対する取組や肉質を競い合う「和牛甲子園」で入賞を目指す。

学校運営協議会委員

◎竹田市教育委員会教育長
・竹田市総務課長
・竹田市久住支所長
・地域代表
・企業代表
・大分県豊肥振興局部長
○九州大学准教授
・近隣小中学校長
・地元農業関連企業代表
・地域農業法人代表
・同窓会長、PTA会長　　等

魅力ある学校づくりと生徒の地元定着の好循環

産官学連携による実践的な農業学習

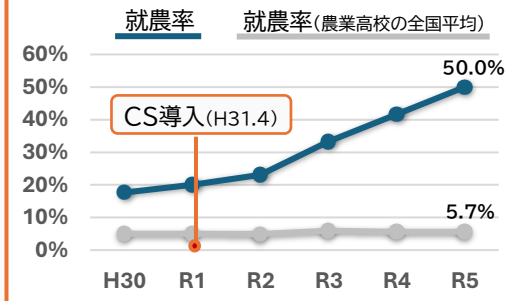


地場企業、地域農業法人見学会・就職説明会の開催





卒業生の進路（就農率）



※就農率は就職者に対する就農者の割合

コミュニティ・スクールを活用した防災・減災のまちづくりの取組

第１次国土強靭化実施中期計画　（令和７年６月６日 閣議決定）【抜粋】

基本的な考え方：「地域コミュニティの強化や平時のウェルビーイングにもつながっていく様々なフェーズフリー対策の活用」

第４章 推進が特に必要となる施策

（５）地域における防災力の一層の強化

「学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化」、「国民の防災意識の向上」

【岩手県大槌町】CSによる教育活動を通じた地域コミュニティの復興

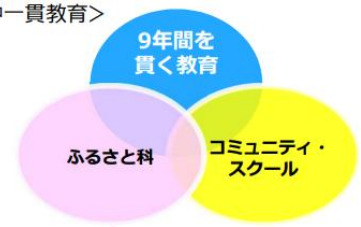
小中一貫教育を核とした教育課程（ふるさと科）の実施と学校課題解決に向けた体制の構築

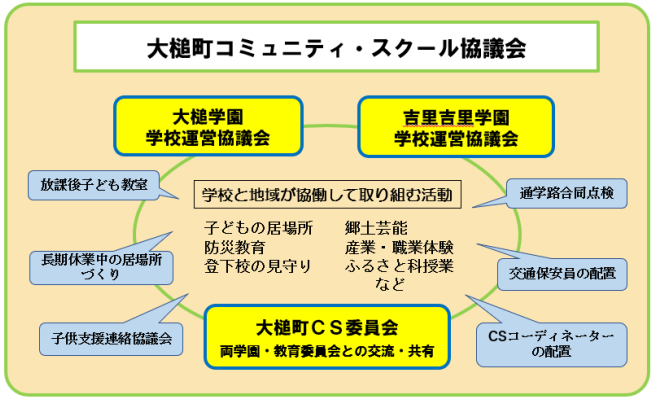
東日本大震災後、学校の課題解決に向けて小中一貫教育、CSを導入

〇教育環境の復興
→安心して学べる新しい学校の建設
→９年間の継続性を持った心のケア

〇学校だけでは解決できない課題解決への取組
→学校・家庭・地域住民の連携・協働でつくる教育

<大槌町の小中一貫教育>





【熊本県】地震の経験を踏まえ、全県立高校に「防災」に重点を置いたCSを導入

※令和4年度に全ての県立高校・特別支援学校が防災を含めた総合型CSに移行済み

特徴的な活動

- **専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアル**の策定
- 地元**市町村との避難所指定の協定**締結
- **学校と地域の合同防災訓練**や**避難所運営シミュレーション**等の実施

◆ＣＳ導入状況（県立高校）
H28: 2校 → H29: 50校（100%）

◆避難所指定の協定締結数
42校（R6年1月時点）





コミュニティ・スクールを活用して、平時から、学校・地域が協働して防災・減災のまちづくりに取り組む体制を整備

特別支援学校におけるコミュニティ・スクール（学校運営協議会と地域社会との連携・協働）

青森県立 八戸高等支援学校	千葉県立 飯高特別支援学校	大阪府立 岸和田特別支援学校
地域社会の中で 自分らしく活躍する生徒	地域に学び、自分の良さを伸ばし、 心豊かにたくましく生きる 児童生徒の育成	共生社会実現をめざし、 地域から信頼される学校

目指す子供の姿、育成したい資質・能力

地域学校協働活動



校内カフェ・さめリンピック等



地域課題を教育資源とした
地域課題解決学習



ボランティア体験講座等

成果・効果や関係者の声

（子供）幅広い年齢層の地域住民との交流を楽しむことができた。
（地域）学校や生徒の障害の様子、パラスポーツについて、理解を広げることができた。地域内での協力関係が深まり、地域の活性化につなげることができた。

（子供）地域の大人との学びの中で、認められ、褒められ、頼りにされることが、自己有用感や自己肯定感の向上につながっている。
（地域）コミュニティ・スクールの仕組みにより、学校や児童生徒への理解が広がり深まり、共生社会の形成に向けた一助となっている。

（子供・地域）障がい児・者理解につながるきっかけづくりと、地域の障がい児・者の生活の質を高める社会づくりに貢献するためにボランティア体験講座を実施することで、障がい児・者理解を進め、このことで相互の充実感が増し、ボランティア活動の促進へとつながっている。

「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」【抜粋】

R8.3.9改正

2 公立の小学校等の教員等としての資質の向上を図るに当たり踏まえるべき基本的な視点

（２）学校組織・教職員集団として発揮すべき組織力の視点

教員等一人一人が学校現場で生じる様々な課題に対応できる力量を高めていくことは重要であるが、全ての課題を教員等が一人で解決することは困難である。学校における働き方改革を推進しつつ、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を構築し、他の教員等や様々な支援スタッフ等と協働しながら、チームとして校務を分担し、組織的に諸課題に対応することが求められている。また、校内における教員同士の学び合いや学校外の資源を活用した学びなど他者との協働を通じて、学校組織全体の改善を図ることが重要である。

さらに、信頼される学校づくりのためには、保護者はもとより、地域住民からの信頼を得ることが不可欠である。このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第47条の５の学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）等を通じて、保護者や地域住民の意見や要望を学校運営に的確に反映させるとともに、家庭や地域社会による支援・協力を得ながら、学校運営を改善していくことが求められている。また、学校に福祉的な役割も期待される中、児童相談所や警察などの関係機関との連携・協働も、これまで以上に求められている。

校長のリーダーシップの下、学校運営協議会等を通じて、学校が保護者や地域住民、多様な専門性をもつ人材、関係機関と連携・協働しつつ、学校内外の関係者間の相互作用により、学校組織や教職員集団としての力を最大化していくことが、多様性や柔軟性を備えた組織力の向上につながると考えられる。

「地域との連携・協働（コミュニティ・スクールを含む）」に関する研修の実施状況

学校種	初任者研修		中堅教諭等資質向上研修	
	校内・園内研修	校外・園外研修	必須項目	選択項目
小学校	**88.4%** 114 / 129	**45.7%** 59 / 129	**44.2%** 57 / 129	**30.2%** 39 / 129
中学校	**89.1%** 115 / 129	**45.7%** 59 / 129	**44.2%** 57 / 129	**30.2%** 39 / 129
高等学校	**94.1%** 64 / 68	**50.0%** 34 / 68	**37.0%** 27 / 73	**28.8%** 21 / 73
特別支援学校	**88.1%** 59 / 67	**58.2%** 39 / 67	**46.2%** 30 / 65	**30.8%** 20 / 65
幼稚園	**65.2%** 30 / 46	**39.1%** 18 / 46	**26.7%** 12 / 45	**22.2%** 10 / 45
幼保連携型認定こども園	**65.9%** 27 / 41	**39.0%** 16 / 41	**25.7%** 9 / 35	**14.3%** 5 / 35

出典：文部科学省『令和６年度 初任者研修実施状況調査結果』p.4～6／『令和６年度 中堅教諭等資質向上研修実施状況調査結果』p.2～5

文部科学省における取組

地域と学校の連携・協働体制構築事業

～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進～

令和9年度要求・要望額　81億円
（前年度予算額　71億円）

文部科学省

現状・課題

- 予測困難なこれからの社会においては、**学校・家庭・地域が連携・協働**し、**社会全体で学校や子供たちの成長を支えることが重要。**
- **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進**することで、**学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる地域社会の実現**を目指す。
- コミュニティ・スクールの導入率上昇を受け、**コミュニティ・スクールの活動の質向上、地域学校協働活動を通じた課題解決の推進**等に向け、**地域学校協働活動推進員の配置促進、教育委員会の伴走支援体制の強化**を図る。
  ※コミュニティ・スクール導入率：R7.5時点:22,009校、64.9%

関連文書等

・経済財政運営と改革の基本方針2026（R8.7.21閣議決定）
・地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）（R8.8.21中央教育審議会）
・放課後児童対策パッケージ2026（R7.12こども家庭庁・文部科学省）

事業内容

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進する自治体の取組に対する財政支援

（事業実施期間：平成２７年度～）

交付先	都道府県・政令市・中核市 （以下「都道府県等」）
要件	①コミュニティ・スクールの導入又は導入計画があること ②地域学校協働活動推進員等を配置していること 等
補助率	国1/3、都道府県等1/3、市区町村1/3 ※都道府県等が直接実施する場合、都道府県等2/3
支援内容	地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に係る諸謝金、活動に必要な消耗品等

▶ 体制の整備・強化

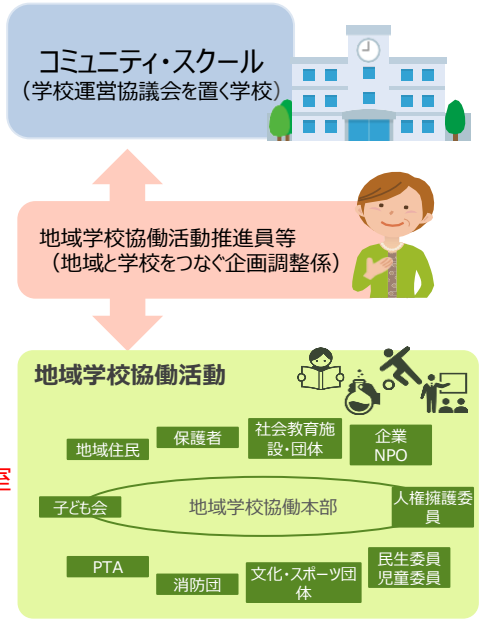
○ 体制整備のために必要な人員配置を支援
・地域学校協働活動推進員（統括的な役割を担う者も含む）
・CSアドバイザー
・地域学校協働活動を担う者（活動のリーダー、安全管理や特別な配慮が必要な児童生徒等のサポートを行う者、特別な知識や経験等を有する学習支援員等）

○ コミュニティ・スクール関係者や上記の人員に対する研修を促進

▶ 地域学校協働活動の実施

○ 放課後等における学習や体験活動の提供に関する取組（放課後子供教室や地域未来塾等）を支援
※夏季休業期間等における学校施設等を活用した放課後子供教室の体験活動の充実（探究活動の実施等）

○ 学校における働き方改革に資する取組を支援（朝の見守り、授業・部活動の補助等）



アウトプット（活動目標）

・すべての自治体で地域学校協働活動等の学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を実施
・地域学校協働活動推進員等の数の増加
・コミュニティ・スクールの導入や質の向上等に関する研修会やアドバイザーの派遣を実施する自治体の増加

短期アウトカム（成果目標）

子供を取り巻く課題（学校運営上・地域・家庭）を改善・解決した自治体の増加

中期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域の連携が進み、全ての公立学校において、様々な課題に対して協働して取り組む体制の整備

長期アウトカム（成果目標）

学校・家庭・地域が連携・協働して、自立的・継続的に子供を取り巻く課題を解決できる環境が整っている地域の増加

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

夏季休業期間等における放課後子供教室の体験活動の充実

- 近年、夏季休業期間中の猛暑・酷暑による健康リスク、家庭の就労状況等の変化による保護者の不在時間の増加、それらに伴う友達と遊ぶ場所・機会の制限等が生じており、子供たちの安全・安心な活動場所を確保することが喫緊の課題となっている。
- また、夏季休業期間は、子供たちにとって、普段はできないこと、自分が好きなことや夢中になれることに取り組み、新たな学びや体験を得ることができる時間でもある。
- 一方、学校外の体験活動については、家庭の経済状況による格差が生じているという調査結果もある。学校教育の中だけで実現できる範囲には限界があり、家庭状況等に関わらず全ての子供が、学校外の時間にも多様で質の高い体験や深い学びが得られる環境を整備することが必要。

夏季休業期間等における放課後子供教室の活動を充実
コミュニティ・スクール等を活用し、教育課程との連携を図りながら、子供の興味・関心に応じた探究活動等を展開

興味・関心や問題意識を生み出す
多様な体験や学習

普段の放課後等

- 活動内容
  文化芸術活動、スポーツ、農業体験、工作教室、地域活動、学習支援　等
- 提供主体
  地域住民による地域ボランティア　等

×

興味・関心等を深堀する
探究活動等

夏季休業期間等

- 活動内容
  興味・関心に応じた探究活動、科学技術や地域・社会課題等に関する学びを深める活動　等
- 提供主体
  NPO、社会教育施設、民間企業等の多様な主体が協力

地域と学校の連携・協働体制強化モデル事業

令和9年度要求・要望額　0.5億円（新規）

文部科学省

背景・目的

- 少子化・人口減少や高齢化、都市化・過疎化による地域のつながりの希薄化、学校における働き方改革など、学校・地域を取り巻く環境が変化し、子供たちが抱える課題が多様化・複雑化しており、学校と地域が連携・協働し、地域全体で子供たちの学びや成長を支える体制の強化が必要となっている。
- その基盤となるコミュニティ・スクールについて、地域が学校運営に参画する仕組みから、子供たちを取り巻く課題を地域全体で解決するプラットフォームとして発展させ、実効性のある持続可能な連携・協働体制の構築に取り組む。
- あわせて、これまで地域住民や保護者が中心となって担ってきた地域学校協働活動について、民間企業が継続的に参画した新しい活動の在り方について実践的検証を行う。

事業内容

1 次世代CS推進事業

課題解決型コミュニティ・スクール（CS）への転換を目指し、CSの新しい在り方（活動内容や活動方法）の実践・検証、若者世代の参画促進やAIを活用した運営高度化を通じて「次世代CS」へと進化させる。その課題や成果を整理し、今後の制度設計の検討に活用するとともに、全国の自治体・学校が活用できるモデルとして展開する。

委託先	都道府県・指定都市教育委員会等	件数・単価	4か所×5百万円

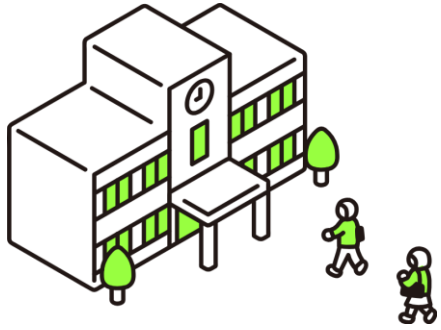




2 地域学校協働活動の企業連携モデルの創出

主に放課後や長期休業期間に、民間企業が継続的に地域学校協働活動に参画し、子供たちの多様で質の高い学びや体験を支援する取組について、実践的検証を行い、全国に展開可能なモデルを創出する。

委託先	都道府県・指定都市教育委員会等	件数・単価	2か所×10百万円



3 効果検証

①②の事業実施とあわせて、CSの全国的な現状把握や行政/企業/保護者の役割分担・費用負担の整理等を行い、創出するモデルの効果検証・質向上を図る。

委託先	民間団体	件数・単価	1か所×10百万円

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

子供の豊かな学びと地域の支え合いを育む新たな社会教育の推進

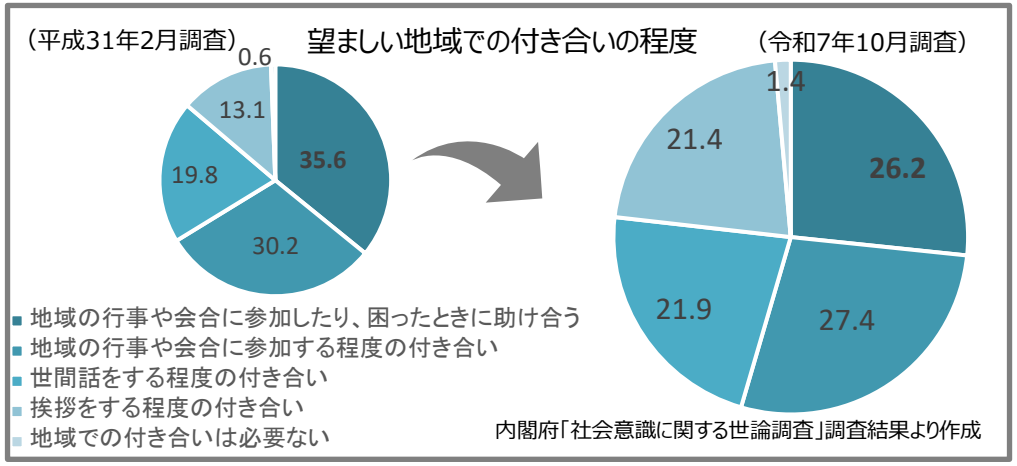
令和9年度要求・要望額　448百万円【新　規】

文部科学省

現状・課題

子供から大人まで人と人とのつながりが希薄化。周囲との良好な関係性が重要な日本型ウェルビーイングの実現も困難に。

- 過疎化や少子化による近所の同世代の子供の減少、デジタル化の進展による直接的なコミュニケーションの減少、習い事や学習塾による多忙化
  - ⇒ 子供同士が直接的な触れ合いをする場面が減少し、また大人との交流も保護者や学校の教師など限られた範囲にとどまっており、将来大人になったときに不可欠なコミュニケーション能力や多様な者への配慮、価値観や考えの異なる他者を尊重し、折り合いをつける力などが育まれる機会が限定的
- 地域を支える若者の減少、災害時における地域住民の共助体制の脆弱性、在留外国人の増加に伴うコミュニケーション不足とそれによる軋轢の顕在化
  - ⇒ 多様化・複雑化する地域課題に対し、行政のみによる対応では、財源や人員の制約があり、個別のケースごとの実情に応じたきめ細かな支援を十分に行うことや、その発生・深刻化を未然に防いでいくことは限界

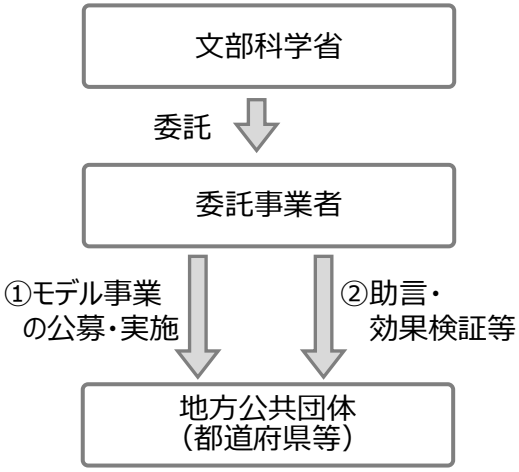


事業内容

件数・単価	447百万円	委託先	委託先事業者

子供の安全・安心な居場所づくりや、学校教育と連携した地域での学び、デジタル社会での体験活動の充実など**子供の豊かな学びを地域で支える取組**や、地域課題解決に向けた活動を担う地域住民や公益的活動を行う民間団体等との連携を図り、**地域の支え合いを育み持続可能な社会を実現する取組**について、その在り方や、それを支える組織体制の試行・検証等を行う。

＜事業スキーム＞



①子供の豊かな学びと地域の支え合いを育む新たな社会教育モデルの構築

（内訳）実施件数・単価　47箇所×8百万円

放課後等の子供の学びの場の整備

小学生の放課後等の安全・安心な活動場所を確保する観点から、児童や保護者のニーズを把握した上で、地域の取組・資源（学校施設開放、放課後子供教室、放課後児童クラブ、公民館、図書館、児童館等）を活用した全児童に対する学習・体験機会の提供の在り方と、それを支える組織体制の試行・検証等を行い、持続可能なモデルを構築

NPOやRMO等の地域団体との相互連携を図った地域の価値創造

若者や地域住民を提供された学習サービスを「消費」する主体から地域への「参画」「共助」の主体へと関わり方を変える観点で、公民館等とNPOやRMO等の地域団体との相互連携を図る取組と、それを支える組織体制の試行・検証等を行い、地域の新たな価値を創造するモデルを構築

②事業の効果検証等の実施

（内訳）実施件数・単価　51百万円

事業実施自治体に対する助言、モデル事業の効果検証等

（担当：総合教育政策局地域学習推進課）

学校運営協議会の設置に関する地方財政措置について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務とされたことに伴い、学校運営協議会の設置・運営に必要な経費について、平成30年度から地方交付税を措置。

令和８年度　文教関係地方財政措置

◇学校運営協議会委員報酬等

学校運営協議会の設置・運営に必要な経費（委員報酬、会議費等）について、普通交付税として措置（※）。

※　「令和７年度コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」の結果に基づき措置

CSマイスターの派遣について

※ 所属・役職については令和８年４月時点

■ コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「ＣＳマイスター」として委嘱。
■ CSマイスターは、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実を図ろうとする教育委員会からの依頼に応じて、助言及び支援を行うとともに、コミュニティ・スクールの導入が進んでいない教育委員会への導入促進に向けた積極的な働きかけを行うなど、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を全国的に推進するために必要な支援を行う。
■ コミュニティ・スクールの更なる導入加速に向け、特に地方公共団体の首長や教育長等の理解を促進する活動への協力を依頼するため、「ＣＳ推進名誉マイスター」を任命。

CS推進名誉マイスター（５名）

貝ノ瀬　滋	前三鷹市教育長、コミュニティ・スクール連絡協議会顧問
小西　哲也	下関市立大学　特命教授
竹原　和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい　代表理事
根本　洋治	前茨城県牛久市長
森　　保之	福岡教育大学教職大学院　非常勤講師

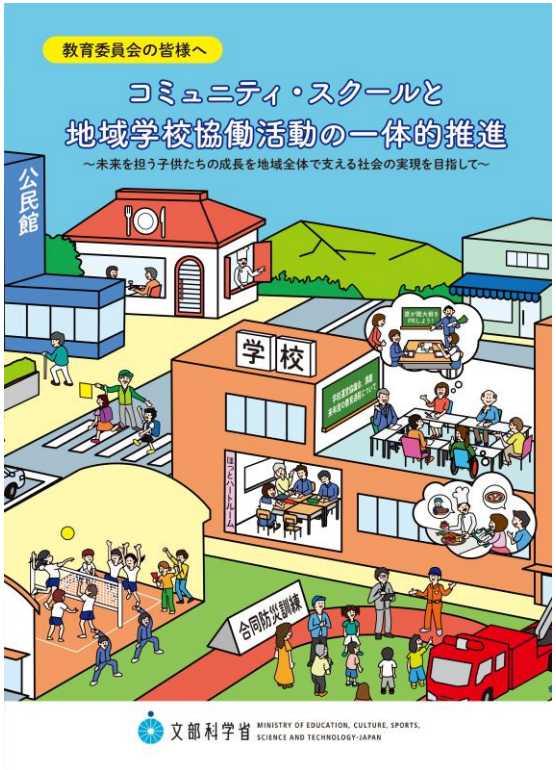
CSマイスター（29名）

赤松　梨江子	四国まなび未来ネットワーク研究所　代表
朝倉　美由紀	明星大学教育学部　特任教授
安齋　宏之	ふくしま学校と地域の未来研究所　代表
井上　尚子	一般社団法人エス・プレイス(S・PLACE)　代表理事
井上　昌幸	栃木県教育委員会生涯学習課 副主幹
大谷　裕美子	ゆめ☆まなびネット　代表コーディネーター
翁長　有希	一般社団法人沖縄キャリア教育支援企業ネットワーク　理事
梶原　敏明	大分県玖珠町教育委員会　教育長
風岡　　治	愛知教育大学　教授
香山　真一	岡山県青少年教育センター閑谷学校　所長
小見　まいこ	ＮＰＯ法人みらいずｗｏｒｋｓ　代表理事
猿渡　智衛	金沢大学　客員研究員/ファンドレイザー
鈴木　廣志	とちぎ市民活動推進センターくらら　副センター長
大門　和喜	大阪府千早赤阪村教育委員会　教育長
高野　　睦	秋田県由利本荘市立大内中学校　教諭
竹村　和之	山口県立大学
玉利　勇二	社会福祉法人スマイリング・パーク　人財育成教育事業部責任者
出口　寿久	旭川市立大学地域創造学部地域創造学科　教授
取釜　宏行	一般社団法人まなびのみなと　代表
西　　祐樹	福岡県春日市議会事務局　議事課　主査
野澤　令照	利府町文化交流センター「リフノス」 センター長
廣瀬　志保	山梨県立笛吹高等学校　校長
福田　範史	公益財団法人鳥取県学校給食会　理事長
福田　晴一	東京都北区教育委員会　教育長
舩坂　礼子	瀬戸市教育委員会　CS統括コーディネーター 合同会社エデュウェル　代表社員
前川　浩一	長野県大町市立美麻小中学校 地域学校協働コーディネーター
森　万喜子	青森県教育改革有識者会議　副議長
横澤　孝泰	
四柳　千夏子	ひとまちみらい研究所 代表

「コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進」の手引き

■主な内容

・コミュニティ・スクールの概要・導入・実践と伴走支援
・地域学校協働活動の概要・実践
・コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進



■手引きのポイント

・制度解説に加え、導入準備から運営改善まで体系的に整理
・教育委員会の伴走支援のポイントを提示
・全国の実践やQ&A、関連法令も掲載

★以下HPに掲載中

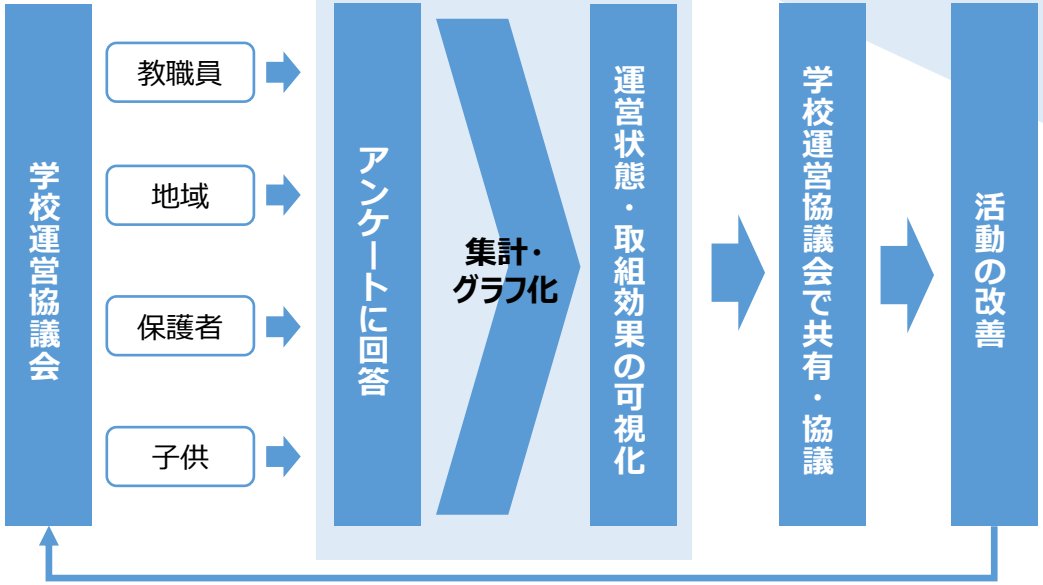
「学校と地域でつくる学びの未来」
https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/guideline/

ＣＳポートフォリオ（コミュニティ・スクールの効果検証ツール）の活用について

各地域・学校において、コミュニティ・スクール関係者（教職員・地域・保護者・子供）に対するアンケート結果を相互に関連付けて集計し、ＣＳの運営状態や取組の効果等をグラフ化・視覚化する検証用ツール「**ＣＳポートフォリオ**」の活用により、当該地域・学校の取組状況を関係者間で共有し、改善に向けた協議や取組につなげることが可能となる

※令和２～３年度文部科学省委託事業として、CSポートフォリオ（詳細版）を開発、
令和４年度CSポートフォリオ（標準版）・CSの運営に関するチェックシート作成

【 ＣＳポートフォリオの仕組み（イメージ）】





可視化される事項の例：
- ○ 学校運営協議会の運営に関する事項（自律性、対等性、持続性、熟議度等）
- ○ 学校（教職員）・家庭（保護者）・地域の意識・活動状況に関する事項
- ○ 子どもの関心や学校や地域との関わりに関する事項
- ○ 大人（教職員、地域、保護者）の関心や関わりに関する事項　など

➤ ＣＳの運営状態やＣＳの生み出す効果を視覚化
➤ 学校運営の改善や、地域との協働の在り方の検討につなげる
➡ **ＣＳの診断ツール （≒ 健康診断）**

【 活用の可能性 】

① ポートフォリオを定期的に活用することで、各地域・学校のＣＳの現状や成果、課題の視覚化と経年比較が可能となり、学校運営協議会で共有・改善方策について協議することで、ＰＤＣＡサイクルを効果的に回すことができる（定期健康診断）

② 項目の工夫などにより、学校評価（関係者評価）を兼ねて実施することで、学校業務の効率化・デジタル化にも寄与

学校と地域でつくる
学びの未来HP
からダウンロード可能

解説動画はこちら！

CSユースリーダー

（令和8年度～）

学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等としての実践に関わりながら、
若者ならではの視点で若者世代が活動に関わる意義や活動の魅力を発信できる人材を
CSユースリーダーとして委嘱

学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等として地域づくりや学校づくりに主体的に関わる若者世代を増やしていくことで、
地方自治機能の基盤強化を目指す

活動内容



イベントの企画・運営・講演



SNS等での情報発信

CSユースリーダー５名（五十音順）

全国から公募し選考を突破したメンバーです！



木村（きむら） 龍雲（りゅううん）



菅（すが） 新汰（あらた）



髙橋（たかはし） 奈那（なな）



中井（なかい） 征弥（せいや）



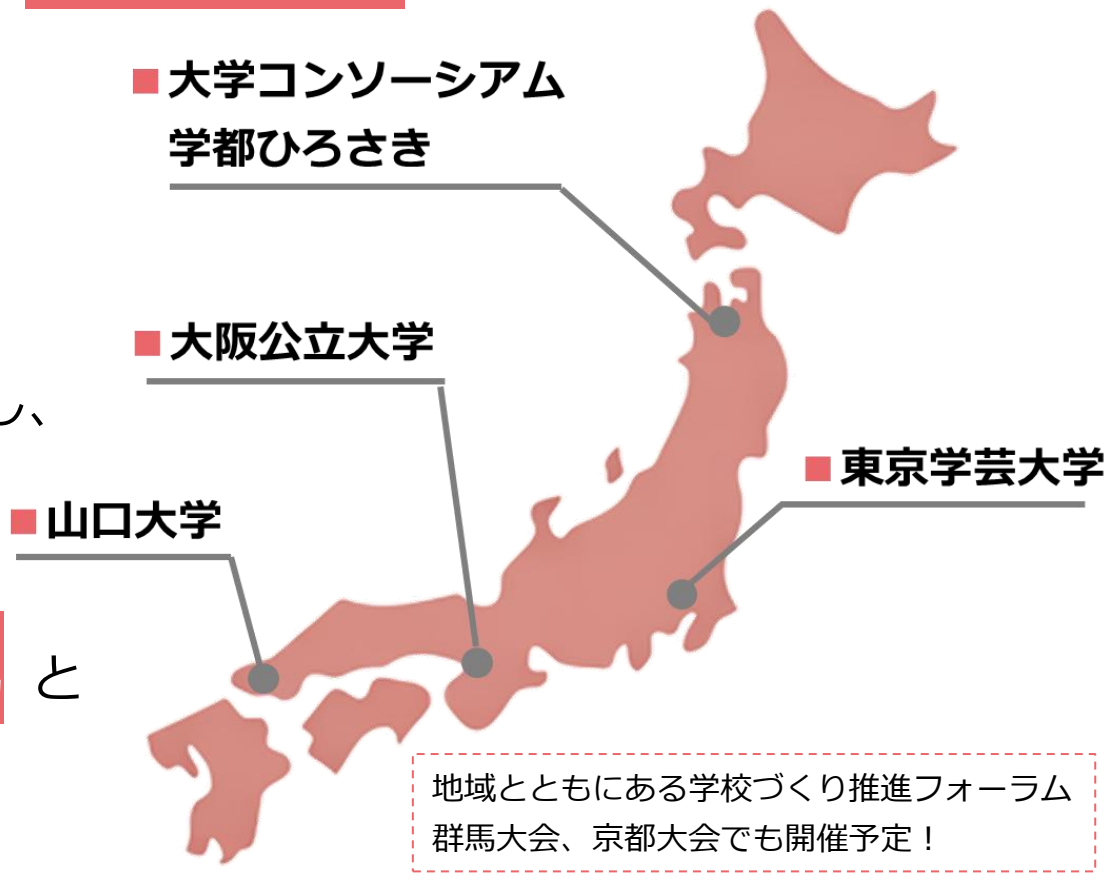
藤原（ふじはら） 睦己（むつき）

大学生イベント

（令和8年度～）

地元の地方自治体や母校のために
地域活動へ関わる意欲をもつ大学生を発掘し、
コミュニティ・スクールや、
地域学校協働活動への参画を呼びかけ、
地域活動の次世代の担い手育成 と
人材確保 につなげるイベントを開催

開催予定大学



地域とともにある学校づくり推進フォーラム
群馬大会、京都大会でも開催予定！

イベント内容



コミュニティ・スクールや
地域学校協働活動の制度の説明



CSユースリーダーから
活動状況や魅力等を紹介



若者の参画を募集している
地方自治体・学校の紹介

「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」について

ねらい：コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進による地域とともにある学校づくりに向けて、保護者、地域住民、学校関係者等を対象としたフォーラムを開催し、取組の充実と全国的な普及を図る

対　象：学校管理職・教職員、行政職員、学校運営協議会委員、地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター、学校評議員、学校支援ボランティア、保護者、地域住民や自治会・PTA、企業団体等、地域と学校の活動に関わっている全ての方

R8年度

開催地	期日	会場等	テーマ	主催
群馬県	7月31日（金）	Gメッセ群馬 （WEB配信併用）	“自律した学習者”を育むコミュニティ・スクール～エージェンシーを発揮できる学校・地域づくりのこれから～	・文部科学省 ・群馬県教育委員会
京都市	11月14日（土）	国立京都国際会館 （WEB配信併用）	学校をひらく。共創の場へ。 - 学校を核とした子どもの成長と地域の活力の好循環を生み出すコミュニティ・スクールへの挑戦-	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・京都市教育委員会

R7年度実績

開催地	期日	会場等	テーマ	主催
千葉県	８月２日（土）	台風接近により中止 ※後日動画配信	2040年の未来を拓くコミュニティ・スクール ～地方創生の鍵を握る産学官連携～	・文部科学省 ・千葉県教育委員会
仙台市 （宮城県）	１１月８日（土）	東北学院大学 五橋キャンパス （WEB配信併用）	多様なつながりの中で 共に学び支え合う 社会の実現に向かって	・全国コミュニティ・スクール連絡協議会 ・文部科学省 ・仙台市教育委員会

R6年度実績

開催地	期日	会場等	テーマ	主催
山梨県	7月13日（土）	山梨県立文学館・美術館 （WEB配信併用）	学校と地域で高め合おう！ 子供・教師・家庭・地域のウェルビーイング ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を通して～	文部科学省、山梨県教育委員会、
金沢市 （石川県）	11月8日（土）	金沢市文化ホール （WEB配信併用）	持続可能な社会の創り手の育成 ～コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的取組を通して～	全国コミュニティ・スクール連絡協議会 文部科学省、金沢市教育委員会
文部科学省	２月28日（金）	文部科学省第１講堂	コミュニティ・スクールの “これまで”と“これから”	文部科学省

CSアドバイザーの配置促進（都道府県教育委員会等の伴走支援体制の構築）

- コミュニティ・スクールの導入促進や導入後の質的向上を図るためには、都道府県教育委員会等における**持続可能な伴支援体制を構築**することが不可欠
- コミュニティ・スクールについて豊かな知識や実践を有する者をCSアドバイザーとして配置し、所管する都道府県立学校や域内の市町村教育委員会に対して、**継続的に適切な助言・支援**を行うことが重要

CSアドバイザーの役割

都道府県や政令指定都市の伴走支援体制の構築や学校運営協議会の設置及びその円滑な実施に向けて、域内市町村教育委員会や学校等に助言・支援を行う



CSアドバイザー役割の具体例

- 都道府県主催の市町村研修会の講師・助言
- 導入に関する地域説明会の講師・助言
- 学校訪問による管理職への助言・支援
- 学校運営協議会への参加及び助言・支援
- CS研修会の企画・運営及び講話・助言
- 社会教育課と学校教育課の連携強化
- 都道府県内各地のCSに関する情報集約と発信

CSアドバイザーとして想定される人

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に関する実績があり、教育委員会と連携・協力できる人を想定

（例）
○ コミュニティ・スクールの経験がある元校長
○ 学校と地域の連携・協働の経験があるコーディネーター
○ コミュニティ・スクール導入に関わった元教育行政職員
※体制強化の主旨から現職の教育行政職員は想定していません

CSアドバイザーの配置人数

例えば、都道府県内の各教育事務所にアドバイザーを配置することにより、市町村教育委員会や域内学校に効果的・継続的に助言・支援できることが考えられる

アドバイザー配置の3か年計画



研修（CSアドバイザーの資質向上）

配置後、都道府県教育委員会は体制強化を持続可能とするため定期的にアドバイザーの研修を実施することが必要

○ アドバイザーと都道府県教育委員会の連絡会議
○ 市町村教育委員会担当者との合同研修会
○ 国や都道府県主催のCSフォーラム参加
○ 文部科学省CSマイスターとの合同研修会　等

財政支援について

国は都道府県等に対し、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」（補助事業）により、アドバイザーの配置及び研修に必要な経費を支援。
補助率：国1/3、都道府県・政令指定都市・中核市2/3

関連条文及び関連制度

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

設置努力義務

第四十七条の五　教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

委員

2　学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一　対象学校（当該学校運営協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下この条において同じ。）の所在する地域の住民

二　対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三　社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四　その他当該教育委員会が必要と認める者

3　対象学校の校長は、前項の委員の任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

権限①

4　対象学校の校長は、当該対象学校の運営に関して、教育課程の編成、当該対象学校における公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）第七条第一項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該対象学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

情報提供

5　学校運営協議会は、前項に規定する基本的な方針に基づく対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他の関係者の理解を深めるとともに、対象学校とこれらの者との連携及び協力の推進に資するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

権限②

6　学校運営協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

権限③

7　学校運営協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

8　対象学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たつては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

運営

9　教育委員会は、学校運営協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、当該学校運営協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じなければならない。

10　学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

社会教育法（昭和24年法律第207号）（抄）

（市町村の教育委員会の事務）

第五条　市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

一～十二　（略）

十三　主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

十四　青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六～十九　（略）

2　市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

3　（略）

（都道府県の教育委員会の事務）

第六条　都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

一～五　（略）

2　前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

（地域学校協働活動推進員）

第九条の七　教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2　地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

学校評議員制度について

制度概要

平成12年1月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして学校評議員制度が導入され、平成12年4月から実施されている

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第49条　小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。

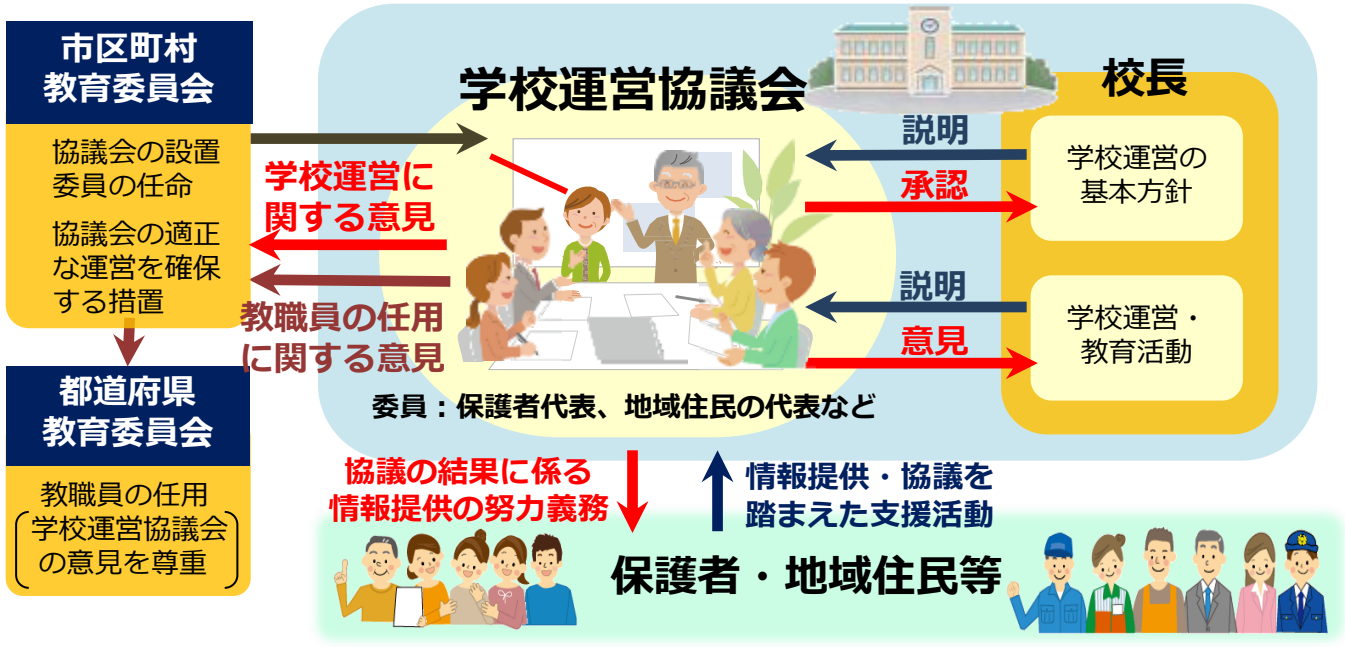
２　学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べることができる。

３　学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。。

『学校運営協議会制度』と『学校評議員制度』との相違

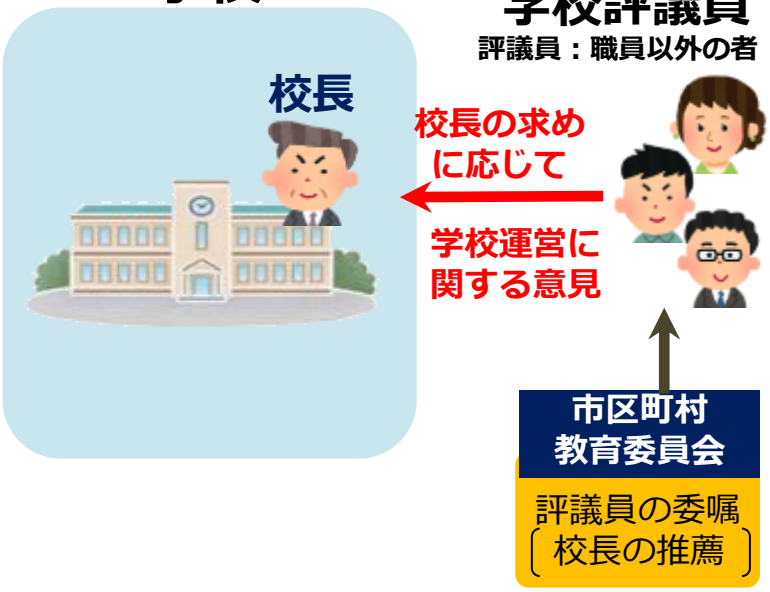
コミュニティ・スクール

（学校運営協議会制度を導入する学校）



保護者や地域の方々が一定の権限をもって**学校運営に参画**することにより、「目標やビジョン」を共有して、社会総がかりで子供たちの健全育成や学校運営の改善に取り組むことを目的

学校評議員



校長が、必要に応じて学校運営に関して、**保護者や地域の方々の意見を聞く**ことを目的

協議体の設置（校長の運用によらない）	**継続性の観点**	校長の異動に左右
協議体による組織的な活動の広がり	**組織的活動の観点**	想定していない
法令等に基づき役割（権限）が明確化	**役割の明確化の観点**	校長の運用
主体的参画による連携・協働性が向上	**連携・協働性の観点**	第三者的関わり

学校評価について

制度概要

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定。

【目的】各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより

①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、

②各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、

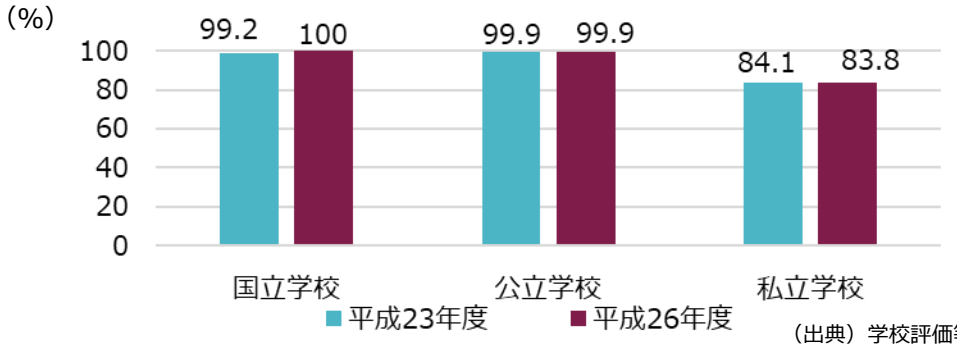
③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務	○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価		

現状・課題

- 平成19年の制度化以降、「学校評価ガイドライン」を作成（平成28年に最終改訂）するとともに、好事例の周知等を通じて、実行性のある学校評価の実施を推進。こうした取組の結果、ほぼ全ての公立学校において学校評価が実施されるに至っている。

学校評価（自己評価）の実施状況



（出典）学校評価等実施状況調査

学校評価ガイドライン
[平成28年改訂]

○学校教育法（昭和22年法律第26号）

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校に、それぞれ準用。

○学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たつては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行つた場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

既存の仕組み（類似の仕組み等）とコミュニティ・スクールの関係

基本的な考え方

「学校評議員」や「学校関係者評価委員会」、様々な学校支援の取組等は、学校と地域の協働関係・信頼関係の土台となる大切な取組。
それをベースとし、段階的にコミュニティ・スクールに発展していくことで、組織的・継続的な体制が構築され、従来の取組も一層充実していく。

コミュニティ・スクール
（学校運営協議会を設置した学校）

学校運営協議会規則（教育委員会規則）を作成し、
地教行法に基づく仕組みに位置づける

自治体類似の仕組み
（○○型コミュニティ・スクールなど）
地域住民や保護者等が学校運営や教育活動について協議し意見を述べる会議体※1

学校関係者評価委員会
学校運営協議会で一体的に展開

学校関係者評価委員会は、学校関係者評価を実施するための任意設置の会議体。
学校教育法第42、43条、同法施行規則第67条

学校評議員制度
学校運営協議会への移行を積極的に推進

学校評議員制度は、学校評議員が、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる制度。
学校教育法施行規則第49条

- ◆ 学校・教育委員会が、主体的に取り組んでいる地域との連携に関する実践を効果的に生かしていく視点が必要。
- ◆ 学校・教育委員会が自らコミュニティ・スクールの意義や成果等を理解し、その道を選ぶことが大切。

類似の仕組みからコミュニティ・スクールに発展させる主なメリット

- ◆事業としての類似の仕組みから、法に基づく学校運営協議会の仕組みに発展することで、組織的・継続的な連携・協働体制の確立が可能となる
- ◆学校運営の当事者として委員から意見が得られ、学校運営の改善・充実が図られる
- ◆学校・家庭・地域において共通したビジョンをもった教育活動等が可能となり、主体的・能動的な取組となる
- ◆基本方針の承認を通じて、地域等に対する説明責任の意識が向上し、地域等の理解・協力を得た風通しのよい学校運営が可能となる
- ◆学校運営の改善を果たすPDCAサイクルが確立しやすくなる

※1
教育委員会の規則や、教育委員会の方針等に基づき学校が作成する要綱等により設置されている会議体で、校長の求めに応じた意見聴取にとどまらず、主体的に学校運営や教育活動について協議し、意見を述べることができる会議体（任用等に関する意見を主活動として位置づけていない協議会も含む。）

関連の動向

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）

Ⅰ．現状と課題

社会構造の変化による地域コミュニティにおけるつながりの希薄化

生産年齢人口の減少や地域社会の担い手が不足。ICT・AIの進展やデジタル化により、他者との対話や、相互理解の機会が減少。

地域社会における課題の多様化と「共助」の必要性

子育て支援、孤独・孤立、防災・防犯、外国人等との共生など、多様化・複雑化する課題に対し、行政のみでは対応に限界。地域住民同士の助け合いが重要。

根本的な解決に向けた課題

多様化・複雑化する地域課題の大きな要因は、当事者意識の欠如等の住民一人ひとりの認識にあることも考えられ、こうした個人の認識や行動を見直すきっかけとなる社会教育としての地域活動や環境整備が必要。

Ⅱ．地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方

今後の目指すべき社会教育の姿

①地域課題の解決に資する社会教育

地域づくり、福祉、防災、環境、子供の健全育成などの地域課題は相互に影響し合っており、一面的な対応では解決が困難である。
社会教育を通じて住民の主体的・継続的な取組や当事者意識を育み、地域課題の解決や未然防止につなげていくことが求められる。

②子供・若者や現役世代、障害者や外国人等を含めた全世代・全住民を対象とする社会教育

子供・若者から現役世代、高齢者、障害者、外国人まで、多様な住民を対象とした学びを充実させることが必要である。
学校だけでは対応が難しい教育課題や学び直しへの対応に加え、全ての人が地域の一員として尊重され、参画できる共生社会の実現が求められる。

求められる役割と期待される効果

1．ウェルビーイングの実現

社会教育は、対話を通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を進めるものであり、良好な関係性や自己有用感を育む。

2．地域コミュニティの構築

社会教育活動を通じて形成された関係性を基盤に、防災や子供の健全育成等の地域課題に「共助」で対応できる。

3．共生社会の実現

性別や年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず、多様な人々が社会教育活動等へ参画し相互理解を深め、高齢者、障害者、外国人等を含む全ての人たちが尊重される。

基本的な方向性

1．社会教育人材の質的・量的な拡充

地域課題の解決に向け社会教育の専門性を有する社会教育人材を拡充

2．地域における社会教育の実施体制の充実と裾野の拡大

多様な主体との連携・協働を進め、社会教育の裾野を拡大

3．社会教育の実践を支える仕組みの構築・整備等

継続的な学びや連携を支える社会教育人材ネットワークの構築等

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）

Ⅲ．社会教育の推進に向けた施策

１．社会教育人材を中核とした社会教育の推進

（１）社会教育士の在り方の見直し

教育委員会に限らず幅広い分野の者が社会教育士となることや、社会教育士の認知や信頼性向上の方策の検討、講習・養成課程の見直し等が考えられる。

（２）社会教育主事・社会教育委員の機能強化

社会教育主事を「地域全体の学びのオーガナイザー」として位置付け、地域づくりや福祉、防災等の関係部局との連携を推進するとともに、配置促進や好事例の周知を図る。また、社会教育委員の役割強化や研修の充実、運用改善を推進。

（３）社会教育主事・社会教育士の養成の改善

講習・養成課程の内容を見直すとともに、オンラインや夜間・休日開催等による受講機会の拡充、受講資格の見直しを進め、多様な分野で活躍できる社会教育主事・社会教育士の養成を推進。

（４）社会教育人材ネットワークをはじめとする活躍支援

継続的な研修機会の充実や社会教育人材ネットワークの構築を進め、実践の共有、相互支援、情報交換、活躍の場の拡大等を通じて、社会教育人材の活躍を支援する。

（５）社会教育の裾野を広げるための方策

導入的講習の充実や学習機会の拡大に加え、短期間・オンラインによる履修機会の確保や優良事例の周知等を通じて、多様な人材の参画を促進。

２．地域における社会教育活動の推進体制の充実

（１）社会教育施設・団体等

公民館、青少年教育施設、図書館、博物館、社会体育施設、社会教育関係団体等が、それぞれの強みを生かしながら連携・協働し、地域課題の解決や多様な学び・交流を支える拠点機能の充実を図る。

（２）社会教育と連携してきた施設・団体等

学校（小・中・高校等のコミュニティ・スクール、地域学校協働活動推進員等）、高等教育機関、地域運営組織（RMO）、NPO、民間企業等との連携・協働を進め、多様な主体が社会教育の視点を共有しながら、地域課題の解決に取り組む体制を充実。

（３）今後社会教育との連携が期待される施設・団体等

首長部局との連携により、若者の地元定着や防災などでの共助体制の強化を図るとともに、社会福祉法人等と社会教育施設等が連携・協働し、交流や学びの機会の充実を通じた地域コミュニティ形成が期待される。

３．国、地方公共団体における推進・支援体制の充実

（１）国

社会教育人材ネットワークの整備支援や導入的講習の開発・提供、研修機会の確保、活躍事例の収集・展開等を進めるとともに、関係省庁や大学等連携し、社会教育人材の育成・活躍支援や社会教育の裾野の拡大を推進。

（２）地方公共団体

社会教育主事の配置促進や社会教育担当職員の資質向上を図るとともに、社会教育人材ネットワークの構築、継続的な研修機会の提供、首長部局や民間企業・NPO等との連携強化を推進。

地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方について（審議経過報告）【抜粋】

R8.8.21 中教審
生涯学習分科会

Ⅰ．現状と課題
（２）地域社会における課題の多様化と「共助」の必要性
（中略）

- また、人間関係の希薄化や少子化などにより、これまでは家庭における教育や、地域の中での子供同士や大人との交流の中で育まれてきた基本的な生活習慣、コミュニケーション能力や他者への配慮などが十分に培われず、学校において対応せざるをえないような状況が生じているところ、新たな教育課題にも対応する質の高い教育を実現していくためには、学校と地域が地域の子供の教育に係る目標や課題を共有し、保護者及び地域住民の理解を得ながら役割分担を見直すことが必要である。
- 加えて、子供の深い学びを実現するためには、子供が自身の興味関心に応じて、とことん没頭してやりたいことを探究することが大切であるが、学校においては、限られた授業時数の中で多様な子供の学びを支える必要があるため、一定の制約が生じる。そのため、学校において幅広い内容を学ぶことを通じて育まれた好奇心や興味関心に基づき、放課後や休日などにおいて、子供自身が探究したい内容を学べる機会を設けていく必要がある。
- このように、子供の教育について、従来のように学校教育の比重が大きい状態から、学校と地域や家庭が連携・協働して社会全体で担っていく環境へと転換を図っていく必要がある。

Ⅲ．社会教育の推進に向けた施策
２．地域における社会教育活動の推進体制の充実
（２）社会教育と連携してきた施設・団体等
① 学校

- （学校と地域の連携・協働の推進）
- 学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、学校の努力だけで対応することは限界を迎えている中、地域と学校が一体となって子供を育む「地域とともにある学校づくり」の必要性が高まっている。
- その基盤であり中核となるコミュニティ・スクールは、平成29年に学校運営協議会の設置が教育委員会の努力義務となって以降、着実に増加し、令和７年５月現在、公立学校の64.9%（22,009校）に導入されている。その一方で、地域間や学校種間で導入率に差が生じているという課題がある。また、形式的な協議会運営等により制度趣旨が十分に実現できていないケースもあるとの指摘がある。そのため、国においては、地方公共団体と協力して導入促進と運営の実効性向上の両面から戦略的に取組を進めていくことが求められる。
- 地域と学校が協働して行う活動は、次世代の担い手となる子供にとって、地域・社会との多様で豊かな関わりや体験・経験を通して大きな学びや成長が得られるものであるだけでなく、地域にとっても、次世代の担い手の育成や地域コミュニティの活性化につながるものとしての意義も大きい。このため、各地方公共団体においては、多様な地域学校協働活動をより一層推進し、コミュニティ・スクールと一体的に取り組むことにより、地域と学校の連携・協働体制を強化していくことが必要である。
- 高校段階における探究的な学習を実施していく場合においても、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、多様な主体との連携・協働を進めることで、シビックプライドや地域への愛着を効果的に形成していくことが重要である。
- また、学校において児童生徒の多様性を包摂していく必要性が高まっていることから、教育と福祉が連携し、様々な状況にある地域の人々と関わる中で、多様な価値観に触れる機会や、自他尊重のコミュニケーションスキルを育む機会、地域福祉を学ぶ機会等を学校教育や地域学校協働活動の場で設けることなどにより、子供の頃から「共に生きる力」を育む教育を推進することが期待できる。
- 地域と学校の連携・協働を進め、地域での子供の学びや体験活動等の充実を図るためには、教育委員会において地域学校協働活動推進員の配置・活動の充実を図るとともに、各学校と地域の連携や子供の学びや体験活動等の実施に係る調整業務等を担当する職員の配置を進めるなどの体制整備が必要である。その際、これらの人員については社会教育の専門性を有する者を充てることが望ましい。
- 地域学校協働活動推進員には、継続的に多様な地域学校協働活動をコーディネートすることや、地域と学校の実情を踏まえた連携・協働関係を構築することが求められる。このことから、取組の質向上を図るための継続的な研修の実施や社会教育士の取得促進、人材育成のための仕組みづくりなど、教育委員会による伴走支援が必要である。また、地域学校協働活動推進員の充実した活動が展開されるよう、国及び地方公共団体において必要な支援を行うことが必要である。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進は、学校教育と社会教育の連携による教育の充実に資するだけでなく、地域住民が社会教育と出会い、社会教育に参加するきっかけとして有用である。
- 一方で、学校運営協議会委員や地域学校協働活動推進員等の高齢化や固定化なども指摘されており、大学生等の若者世代を中心に社会教育への関心や参画を広げる工夫をすること等により、持続性を高めることが必要と考えられる。

「次期学習指導要領等に向けた審議まとめ」【抜粋】

R8.10.5
中教審初中分科会
教育課程部会

第１部　次期学習指導要領の基本的な方向性

第４章　多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程
（２）義務教育段階における「調整授業時数制度」の創設等
【⑬国・都道府県・市町村、各学校による質確保のための仕組み】
（4. 各学校）

- 調整授業時数制度を活用した教育課程編成の状況等について、学校運営の基本方針等とともに各学校のウェブサイトで公表する
- 学校運営協議会を設置している場合は、教育課程編成の基本的な方針について承認を受ける際に、調整授業時数制度等の活用方針も含めて承認を受ける運用とする（学校運営協議会の承認を受けることとする内容の例示の在り方等についても今後検討）

（３）高等学校段階における単位制の柔軟化等
【⑫国・都道府県・市町村、各学校による質確保のための仕組み】
（３. 各学校）

- 今般の単位制の柔軟化の仕組みを活用した教育課程編成の状況等について、カリキュラム・ポリシーの一環として各学校のウェブサイトで公表する
- 学校運営協議会を設置している場合は、教育課程編成の基本的な方針について承認を受けるに際しては、単位制の柔軟化の仕組みを活用した教育課程編成の方針についても議論する

第８章 次期学習指導要領の趣旨を実現するために必要な方策
（３）カリキュラム・マネジメントの更なる実装に向けた在り方
【⑥「カリマネの３ステップ」の具体的な在り方】
2)人的・物的環境の整備

- 人員配置や校務分掌の最適化等の校内組織を整備
- 必要な備品・教材等がある場合には計画的に確保
- 教職員の専門的知見の向上や研究・研修、外部機関との連携など教育課程の編成・実施に当たって必要な場合には、裁量的な時間を活用して計画的に時間を確保
- 学校運営協議会や保護者、地域の企業・団体等とも連携し、ねらいの達成に効果的な指導が可能となるよう体制整備

（５）「社会に開かれた教育課程」の実質化
【①「社会に開かれた教育課程」の３つの趣旨】
（中略）

- 現行学習指導要領では、資質・能力の育成に向けた基本的な理念として「社会に開かれた教育課程」の実現を位置付け、以下の３つの趣旨を示している。
  1) よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会とが共有すること
  2) これからの社会を創り出していく子供たちに必要な資質・能力が何かを明らかにし、学校教育で育成すること
  3) 地域と連携・協働しながら目指すべき学校教育を実現すること
- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）制度を基盤としながら、学校と家庭・地域社会が連携した取組も進む一方、「社会に開かれた教育課程」は、理念が抽象的で必ずしも学校現場で具体的な理解が進んでこなかった側面もある。
- この点、次期学習指導要領に向けて示している各方向性は、「社会に開かれた教育課程」の考え方について、学校現場での更なる実質化を図る手立てが数多く含まれており、それらを整理して俯瞰する。

【④　3)の趣旨の更なる実質化】

- さらに、3)との関係では、第7章（２）でも整理したように探究学習の一層の充実の方向性が示されている中、探究学習など多様な教育活動を展開する上で、地域との連携・協働は不可欠な基盤となる。
- また、柔軟な教育課程を実現するための調整授業時数制度では、第４章（２）に示したように、学校運営協議会を設置している場合は、教育課程編成の基本的な方針について承認を受ける際に、調整授業時数制度等の活用方針も含めて承認を受ける運用とする方向性である。

総合的な探究の時間

1(2) ＜③実現可能性の確保＞

- 学校教育目標・学校運営に関する「基本的な方針」との連動：学校教育目標に加え、学校の運営に関する「基本的な方針」と総合の目標・内容とを関連付け、学校運営に関する方向性をよりよくカリキュラムに反映するとともに、学校運営協議会との一層の連携を図る　等

4(5)【⓪「社会との連携」の意義と「出島」としての総合】

- ・・・今次改訂では教育課程全体を通じて学校と社会との一層の連携を推進し、社会に開かれた教育課程をより高い次元で実現することが必要である。

【①学校教育目標及び学校経営方針を踏まえた総合の推進等】

- また、今次改訂では、調整授業時数制度や裁量的な時間など、学校が裁量を持って教育課程を編成するとともに、これらの活用方針を含む教育課程編成の方針について、学校運営協議会の承認を得ること等を通じて、地域への説明責任を果たしていくべきである。

【③「学校」×「社会」の連携体制の在り方】

- ・・・これを踏まえ、地域学校協働活動推進員がコーディネーターとしての役割を担いつつ、学校運営協議会と連携して、地域の支援を総合の充実に活かすことが期待される。
- ・・・学校と社会の連携を支える多様な体制構築の在り方について、多様な事例とともに示した上で、コーディネーター配置のための特別交付税措置や、地域学校協働活動に関する補助金(探究の支援にも活用可能)なども併せて周知することが適当である。

【⑤放課後を含む体験機会や、探究の成果発表に関わる多様な機会の充実】

- 経済格差が学校外の体験格差につながっているとの調査結果もある中で、自己の興味・関心や問題意識に基づく探究の基盤となる体験や経験の機会を、社会と連携しながら設けていくことが重要。一方、授業時間には限りがあり、学校教育の中だけで実現できる範囲には限界もある。
- こうした中、子供たち一人一人の興味・関心や問題意識を育んでいく上では、放課後も含めた学校外の様々な機会と、総合との接続をゆるやかに図ることも重要であり、例えば、全国約12,000か所（補助金交付実績）で実施されている放課後子供教室について、家庭の状況等に関わらず、多様で質の高い体験が得られるよう、地域学校協働本部をはじめ多様な主体と連携しながら学習・体験活動としての高度化を図り、マイ探究等にもつながる様々な体験や経験ができる環境をつくるべきである。また、こうした放課後における社会との連携は、円滑な教育課程内の連携の素地を作ることにもつながっていく。

特別活動

4(5)【①子供のより主体的な地域社会等への参画】

- こども基本法（R5施行）における意見表明や社会参画の機会の確保、意見の尊重等の規定を踏まえ、特別活動と関連して、子供の意見表明・社会参画の機会を充実させていくことが重要である。
- ・・・例えば以下のような取組を促していくことが重要である。

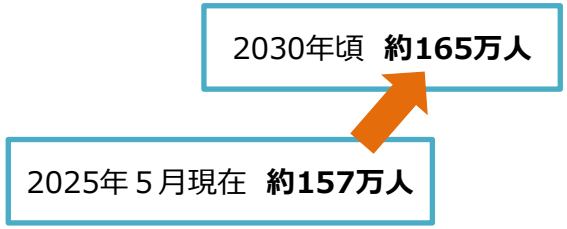
②学校運営協議会制度において、子供の社会参画や意見表明の推進を議題とする、子供自身が学校運営協議会に参画するといった取組

放課後児童対策パッケージ2026のポイント

放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、今後の見通しを踏まえつつ、効果的・効率的な受け皿確保等に取り組む。このため、両省庁が連携して、放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組（※）については引き続き着実に推進するとともに、放課後のこどもの豊かな時間の確立に向けて多様な放課後の過ごし方を後押しする。

①放課後児童クラブの新たな受け皿整備の目標の設定

○ 女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は2030年頃に約165万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目標とする。



②受け皿整備の方向性

○ こども達に豊かな体験を提供する観点 及び こどもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた学校施設等の既存施設の活用をより一層推進する。

○ 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、企業等の活力を活かし、小学生の預かり機能を地域や職域の状況に応じて生み出すモデル事業等を実施し、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。

○ また、同モデル事業の実施を通じて、放課後児童クラブ事業の認知を高め、放課後児童クラブ実施事業者の拡大も図る。

③これまでの取組の更なる推進

○ 待機児童の状況の詳細の公表、補助金の活用状況の見える化、人手不足の状況を踏まえた放課後児童支援員の確保に向けた都道府県等の取組の後押し（活動の補助や、研修教材等の提供）、放課後児童クラブ職員の処遇改善の推進、安全に配慮した待機児童対策の推進等を図る。

※ 放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組

・放課後児童クラブの待機児童対策には「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の３つが重要。
・取組上の課題として「待機児童発生状況の偏り」「補助事業の未活用等」「関係部局間・関係者間の連携」があり、対応を推進。

こども家庭庁　文部科学省

放課後児童対策パッケージ2026（令和7年12月）概要

趣旨

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を示す。
- 今後の登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。
- 「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」を通じた受け皿整備を、「待機児童発生状況の偏り」、「補助事業の未活用」、「関係部局間・関係者間の連携」にも着目しながら、推進。

受け皿整備の方向性
- 既存施設の活用をより一層推進する。
- 校内交流型を強力に推進する。

放課後児童クラブの実施状況（R7.5.1）　登録児童　157万人　待機児童　1.6万人
（R7.10.1）登録児童　152万人　待機児童　0.7万人

1．放課後児童対策の具体的な内容について

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1）放課後児童クラブを開設する場の確保

① 施設整備に係る補助率の嵩上げ【R7補正】
② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
③ 学校施設の積極的な活用
④ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
⑤ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
⑥ 保育所等の積極的な活用
⑦ スモールコンセッションによる整備の周知

2）放課後児童クラブを運営する人材の確保

① 常勤職員配置の改善
② 職員に対する処遇改善【R8拡充】
③ 職員の確保支援【R8拡充】
④ 平日夜間の人材確保支援
⑤ 保育士・保育所支援センターやハローワーク等連携
⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R8拡充】
⑦ 育成支援体制強化事業による業務負担軽減
⑧ DX化による職員の業務負担軽減【R7補正】
⑨ シルバー人材センターとの連携
⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上
⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進【R8拡充】

3）適切な利用調整（マッチング）

① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
② 利用調整支援、送迎支援等によるマッチングの推進等

4）時期的なニーズ等への対応

① 夏季休業期間中における開所支援
② 児童数の増加による減額措置の猶予【R8拡充】
③ 開所日数に関する考え方の整理・検討
④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知
⑤ 物価高騰等に対する支援【R7補正】

5）自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等

① 待機児童が多数発生している自治体への支援
② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

（2）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1）多様な居場所づくりの推進

① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進
② こどもの居場所づくりの推進(モデル事業、コーディネーター配置)【一部R7補正、R8拡充】
③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進(一部再掲)
④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
⑥ 災害時におけるこどもの居場所づくりへの支援
⑦ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業【R7補正】
⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり【一部R7補正】

2）放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

① 常勤職員配置の改善(再掲)
② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3）質の向上に資する研修の充実等

① 放課後児童対策に関する研修の充実
② 性被害防止等への取組【一部R7補正】
③ 事故防止への取組
④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」との連携
⑤ 遊びや体験活動の推進
⑥ 放課後児童クラブ運営指針改正内容周知
⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

2．放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

（2）国における役割・推進体制

① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携
② 放課後児童対策の施策等の周知

3．その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

① 放課後児童クラブの整備＜165万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ＞
② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携＜同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ＞
③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備促進＜新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように＞

（2）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（3）こども・子育て当事者の意見反映について

※丸数字の下線は、主な新規・拡充・見直し施策

放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について
（令和5年8月31日付けこ成環第125号・５教地推第71号通知）【概要】

放課後児童クラブの待機児童の解消が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、改めて「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新プラン」）の趣旨を周知するとともに、**待機児童の解消を目指し、学校施設を有効活用した放課後児童クラブの実施等の取組を一層促進するため、配慮いただきたい事項について通知**するもの。

１．学校施設等の有効活用について

（１）余裕教室の活用及び放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

① 余裕教室の活用、**学校施設の一時的な利用（タイムシェア）**の促進
② 学校教育・児童福祉を担う**部局間・関係者間の連携**による検討
③ 余裕教室の改修、設備整備、備品購入、プレハブ施設の設置等に係る**国庫補助（放課後子ども環境整備事業）の活用**
④ 学校施設の転用に係る**財産処分手続の大幅な弾力化等**

（２）廃校施設の活用

- 地域の実情・ニーズを踏まえた廃校施設の活用
- 施設改修、送迎支援に係る国庫補助（子ども・子育て支援施設整備交付金）の活用

（３）学校施設と放課後児童クラブの複合化

- 学校施設と他の公共施設等の複合化に関する報告書・事例集、複合化して整備する場合の補助金の活用

２．学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化について

- 学校施設の管理運営上の責任の所在について関係部局間での取決めが行われやすくなるよう示した**協定書のひな形**（R1.7通知）の参照
- 学校施設の一時的な利用（タイムシェア）において**あらかじめ取り決めておくことが望ましい事項**の参照

３．関係部局間・関係者間の連携について

（１）総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

- 教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について積極的に**総合教育会議で取り上げ**

（２）推進委員会等による放課後児童対策の検討

- 市区町村：新プランに基づく運営委員会等を活用した適切な体制づくり
- 都道府県：新プランに基づく推進委員会等を活用した連携

（３）学校運営協議会を活用した学校・家庭と放課後児童クラブとの連携

- **学校運営協議会制度の導入や積極的活用**（例：放課後児童クラブ関係者を協議会委員に選定、議題設定の工夫）の検討

４．その他

（１）放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した運営について

- 新プランに基づく**両事業の連携**、同一小学校内等での**一体型の推進**
- 国庫補助等の活用による推進体制の構築・実施環境の整備

（２）放課後のこどもの居場所づくりについて

- 児童館・社会教育施設等を活用した居場所の確保
- 国庫補助（放課後居場所緊急対策事業：児童館等の入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置を支援）の活用

放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について（通知）（令和5年8月31日付けこ成環第125号・５教地推第71号通知）
https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R5houkagojidou_shisetsukatuyou_tsuchi.pdf

学校施設の一時利用（タイムシェア）による放課後児童クラブの実施例

※厚生労働省　令和３年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型実施における連携に関する調査研究報告書」及び各自治体の担当からの電話ヒアリング等をもとに、文部科学省作成

東京都目黒区

放課後の時間帯の特別教室を放課後児童クラブとして一時利用

- 放課後の時間帯の**特別教室（家庭科室等）を活用して、タイムシェア型の放課後児童クラブを開設**。
- 使用していない準備室などを活用して放課後児童クラブの専用区画を確保し、事務室として利用。専用区画が校舎内に確保できない場合には、校舎外に物置を建てるなどして確保。
- 放課後児童クラブで使用する備品等は、専用区画からワゴン等で運搬。
  児童のランドセル置き場は可動式のロッカーを用意。
- 学校、教育委員会、子育て支援部において、**あらかじめ学校施設を利用するにあたっての確認事項（利用日程の確認方法や、利用のルール等）を協議し、確認文書を作成**。



※ランチルームのタイムシェアの事例

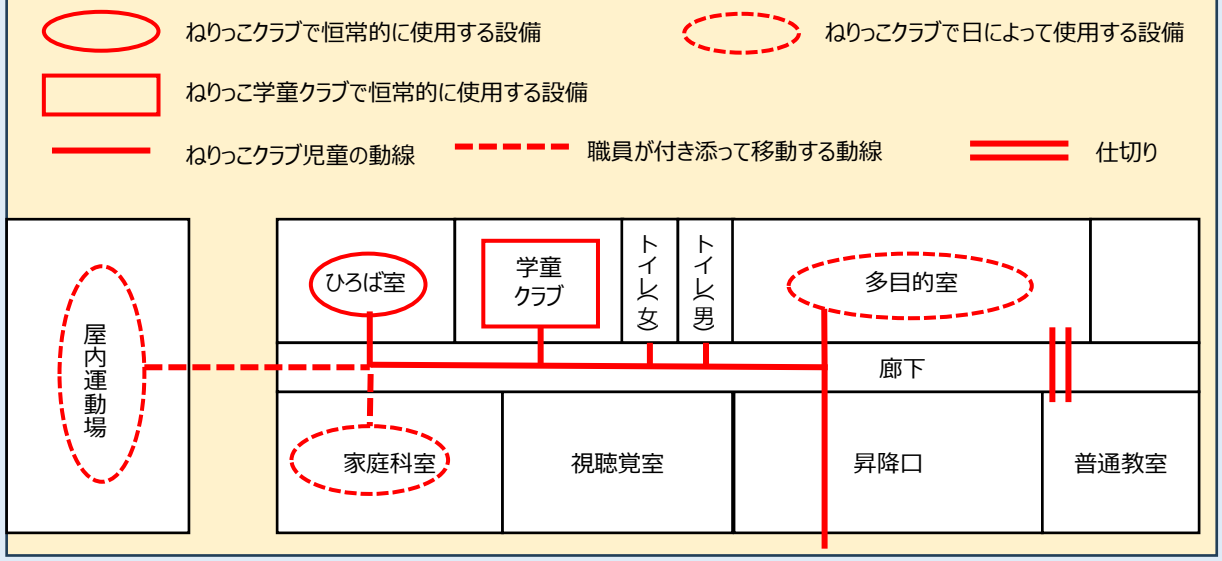
東京都練馬区

放課後の活動で使用する範囲を明確に示すことで、施設利用に関する小学校の理解を促進

- 学校施設の活用にあたって責任体制の明確化を図るため、「ねりっこクラブ」（一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室）を実施するにあたり、**教育委員会と各小学校長との間で、学校施設の使用に関する協定を締結**。
- 協定書では、基本的合意事項として、「教育委員会は、小学校の学校教育に支障が生じないよう配慮の上、事業を実施するものとする／小学校は、学校教育に支障がない限り、教育委員会が実施する事業に協力するものとする」としたうえで、学校施設・設備の使用と使用時間、管理責任、緊急時の対応、学校教育に支障が生じる場合の対応を明記しルール化。
- 協定書では、**放課後児童クラブが放課後に使用するスペースや、子供の動線を図示して明確にする工夫**が行われている。

〔協定書における図のイメージ〕

※練馬区提供資料を参考に文部科学省において作成。図面は架空のもの。

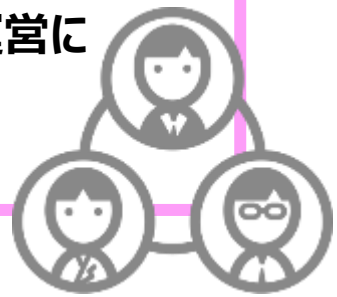


放課後児童クラブ関係者も含めた地域と学校の連携・協働体制を構築している事例

東京都八王子市

市内の約17の小学校において、学区内の放課後児童クラブ関係者が学校運営協議会委員となり、地域関係者の一員として学校運営に参画している。

※八王子市は全ての公立小学校に学校運営協議会が設置されている。



八王子市立元木小学校の例

- 元木小学校の学校施設外で運営している放課後児童クラブが、平成30年度に移転することが決まっていた。
- 学校敷地内専用施設への移転については、学校運営協議会でも協議がされたが、その際、放課後児童クラブの施設長兼運営NPO法人代表が学校運営協議会委員となっていたことで、学校運営協議会の重要な議題となり、「学校教育活動や学校周辺の近隣住民の生活に支障をきたさない」という視点で、市側との緊密な連携のもと計画を練り上げ、スムーズに移転を進めることができた。
- また、放課後の子供の居場所づくりとして、放課後子供教室が毎週３回実施されている。運営組織は地域住民有志から成る推進委員会だが、推進委員会の会長は学校と地域住民との橋渡しを行う学校コーディネーター（地域学校協働活動推進員）も務める学校運営協議会委員である（放課後児童クラブ施設長とは別の委員）。これにより放課後児童クラブ、放課後子供教室それぞれからの報告が学校運営協議会でなされ、全委員が情報を共有できるため必要に応じての連携もしやすくなった。
- 学校運営協議会で、放課後児童クラブ関係者から活動の様子を共有いただくことで、地域と学校が全体として子供たちの様子を把握できるとともに、放課後児童クラブ関係者にとっても学校の活動を知る機会となり、お互いの理解が進むことで普段から連携がしやすくなった。